明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十六年十一月七日

○第百八十七回国会 参議院会議録第六号（その一）

平成二十六年十一月七日（金曜日）
午後零時二十一分開議

○議事日程　第六号
平成二十六年十一月七日
午前十時開議
第一　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

○本日の会議に付した案件
一、特別委員会設置の件
一、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
以下　議事日程のとおり

○議長（山崎正昭君）　これより会議を開きます。
この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。
地方創生に関する総合的な対策を樹立するため、委員三十名から成る地方創生に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。
本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（山崎正昭君）　過半数と認めます。
よって、本特別委員会を設置することに決しました。
特別委員は、追って議長において指名いたします。

○議長（山崎正昭君）　この際、日程に追加して、**まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山崎正昭君）　御異議ないと認めます。国務大臣石破茂君。
〔国務大臣石破茂君登壇、拍手〕
○国務大臣（石破茂君）　ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、まち・ひと・しごと創生法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めを掛けるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、小さな村落から大都市まで、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、育成を含め確保を図ること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進、すなわち、まち・ひと・しごと創生が重要となっております。
この法律案は、このような観点から、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置する等の措置を講ずるものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、まち・ひと・しごと創生の基本理念として、希望に応じ、地方に住み続け又は地方に移住するなど、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること、仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること、地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること、これらが行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること等を定めております。
第二に、政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとしております。
第三に、都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めるものとしております。

第四に、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案して市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めるものとしております。

第五に、内閣総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を内閣に設置し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施を推進するとともに、その実施状況の総合的な検証を定期的に行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取組を国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであり、これまで、全国各地で創意工夫にあふれる様々な取組が行われてきました。

政府としては、少子高齢化が進展し、人口の減少が続く中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域産業の成長及び雇用の維持、創出を早急に対応すべき重要課題として位置付け、地域の活性化に取り組む地方公共団体の声を聞きつつ、国の地域活性化施策の制度改善に向けた所要の検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、地域活性化関連の計画の認定等について手続のワンストップ化を可能とするほか、地方公共団体からの提案等に対して内閣総理大臣が一元的に対応するとともに、地方公共団体の要請に応じて内閣総理大臣が関係省庁間を調整する等の措置を講ずることにより、関係省庁が一体となって、意欲ある地方公共団体の主体的な取組を総合的に支援するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができることとしております。

第二に、構造改革特別区域法の特定事業等に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定をもって、当該特定事業に係る構造改革特別区域計画の認定等があったものとみなすこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が当該計画を実施する際、地方公共団体からの要請に応じて関係行政機関の事務の調整を行うとともに、関係行政機関の長に対し、必要な勧告を行うことができることとしております。

第四に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例を追加することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の要旨であります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中原八一君。

〔中原八一君登壇、拍手〕

○中原八一君　自由民主党の中原八一です。

ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法改正法案につきまして、自由民主党を代表して質問いたします。

東京一極集中に歯止めを掛けないと、地方は大変なことになります。これは間違いありません。

私の地元新潟県の人口は約二百三十万人ですが、毎年一万人以上の人口が減り続けています。既に高齢化率が四〇％を超えている自治体も複数あります。しかし、東京圏への人の流れを止めることは、これまで成功していない大変に難しい課題であります。

また、多くの若者が、大学に進学するとき、あるいは卒業後就職をするときに地方から東京に出てきます。自分の人生を懸けた選択の際は、東京に魅力や可能性を感じ地方から上京してくる、残念ながらこれが現状だと思います。

このように、戦後何十年も続いてきた東京圏への人の流れを変えるということは並大抵のことではありません。この難題に向けて、安倍総理はどのような覚悟で取り組んでいくお考えでしょうか。まずは、地方創生の実現に向けた総理の御決意をお聞かせ願いたいと思います。

続いて、地方創生のキーワードである、まち、ひと、しごとについてお伺いしたいと思います。

まずは、「まち」について伺います。

総理は、所信表明で、ないものはないがキャッチフレーズの島根県海士町を取り上げられました。町が設立した第三セクターが、特産品を次々と商品化して全国に販売をしております。また、島の高校に全国から生徒を集める島留学など、斬新な取組も行っております。いずれも、町が中心となった官主導の地域活性化のすばらしい成功モデルです。

一方で、私が視察に伺った北海道の倶知安町は民主導の活性化モデルです。この町は、パウダースノーが人気で、外国人観光客が大挙して押し寄せています。一九九〇年代、町に定住したオーストラリア人が口コミで魅力を広めた結果、オーストラリア資本の旅行業者などが進出し、観光客が急増いたしました。

このように、地方の状況や活性化の在り方は本当に様々です。町の人たち自身が町の魅力や特性を十分に生かし切れていなかったり、そもそも町の魅力に気付いていない場合もたくさんあると思います。

そこで、地域の特性に即した課題の解決が重要でありますが、政府としてどのように支援していくのでしょうか、石破大臣のお考えをお聞かせください。

次に、「ひと」に関して伺います。

日本の総人口が減少している現在、東京への人口集中を止めるだけでは人口減少は止まりません。政府は五十年後に人口一億人という目標を掲げていますが、人口を維持するためには出生率の向上が不可欠です。出生率が低い東京圏に人が集まるので国全体の出生率が低くなっているという議論がなされます。しかし、地方の出生率も現状でいいのかといえば、そうではないのです。

昨日決定された創生本部の長期ビジョン案においては、日本がまず目指すべき水準として、出生率一・八程度と明記をされました。創生本部として地方の出生率を向上させる方策が重要でありますが、どのように取り組むお考えか、石破大臣にお伺いをいたします。

最後に、「しごと」に関して伺います。

東京圏への人口集中を是正させるためには、地方に十分な量と質の仕事が必要です。仕事がないところには住もうと思ってもなかなか住めません。したがって、人だけではなく、良質な仕事の場を地方に創出することが必要になります。

そのために、是非、企業が東京圏から地方に本社機能を移転する場合の税制上の優遇措置や移転を妨げる規制の改革など、大胆な支援措置をお願いしたいと思います。目に見えるメリットがなければ、企業としては移転という決断をするのは難しいでしょう。

大胆な支援措置につきましては総理の御決断が必要です。この点について総理のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　中原八一議員にお答えいたします。

地方創生の実現についてお尋ねがありました。

人口急減、超高齢化という構造的な問題に対しては、景気回復の波を全国隅々に届け、安心して働き、子育てができる地域をつくることにより、人口減少を克服する道筋を描くことが必要であります。まち・ひと・しごと創生本部の下、国が方向を決めて枠にはめるという従来のやり方を転換し、個性あふれる地域づくりに政府を挙げて取り組んでまいります。

企業の本社機能の移転についてお尋ねがありました。

地方での工場立地支援だけでなく、本社機能の移転等により地方拠点を強化していくべきとの声は、地方自治体や民間有識者からもいただいています。

今後、税制上の措置も含め、どのような政策手法が効果的であるかについて、創生本部会合や有識者会議の議論も踏まえつつ検討し、十二月に取りまとめる総合戦略に反映させてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○国務大臣（石破茂君）　中原議員から、二問御質問いただきました。

まず、地域の特性に即した課題の解決に対する支援についてのお尋ねであります。

地方には、農林漁業、観光業など、地方ならではの魅力を備えつつも、その潜在力をまだまだ発揮できていない分野もあると考えております。地方の潜在力を十分に発揮するためには、地方自治体と住民が一体の意識を持ち、地域外の方やユニークなアイデアを持つ方などの協力を得ながら、地域の自主性と創意工夫に富んだ取組を進めていくことが重要と考えます。

こうした地方自らの取組に加えて、国としても、いわゆるビッグデータの提供や日本版シティーマネジャー派遣制度、地方創生コンシェルジュ等の支援措置により、地域の魅力を引き出しながら、できません、なぜならばではなく、これをやるためにはどうすればできるかという姿勢で、地域特性に即した課題解決に向けて支援をいたしてまいります。

次に、地方における出生率の回復についてのお尋ねがありました。

一・八程度という出生率は、人口の現状と将来の方向性を提示する長期ビジョンの骨子案において、結婚や出産に関する国民の希望が実現した場合における試算として示したものであります。この水準は、ＯＥＣＤ諸国の半数以上の国が実現しており、将来的には日本がまず目指すべき水準として考えられます。

議員御指摘のとおり、人口減少克服のためには、出生率の低い東京から地方への人の流れをつくるとともに、地方を含め、我が国全体で若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえていくことが必要です。このため、十二月に取りまとめる予定の総合戦略におきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという観点から、若い世代の経済的安定、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援など、効果が高い政策を総合戦略に盛り込んでまいります。

以上であります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　藤本祐司君。

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○藤本祐司君　民主党の藤本祐司です。

会派を代表して、まち・ひと・しごと創生法案並びに地域再生法の一部改正法案について質問いたします。

今年の七月二十六日のことです。総理は、メキシコ歴訪の際に、世界遺産のテオティワカン遺跡の太陽のピラミッドの頂上まで登りました。頂上で願い事をすれば必ずその願い事はかなうとペーニャ・ニエト大統領に勧められ、総理はデフレ脱却と地方再生を願ったと報道で知りました。

正直、私は随分と内向きなお願いだなと感じました。世界に向けて発信できるチャンスでしたので、私は、当時の国際情勢に考慮して、世界が注目する課題の解決、例えばウクライナ問題やイスラエルとハマスの問題や拉致被害者の帰国をお願いするんだろうと想像していたからです。あるいは、メキシコ出身のアギーレ氏がサッカー日本代

表の監督に就任することが決定した直後だったことから、リップサービスで、メキシコと日本が協力して世界を制覇してもらいたいとでもお願いするのかなと思っていました。ところが、総理の願い事はデフレ脱却と地方再生でした。恐らく、その頃は地方再生という言葉が頭から離れなかったのでしょう。

一方で、それ以前に総理が地方再生を優先課題に挙げてきた記憶が私にはありません。二〇一三年一月発行の総理の著作である二百五十四ページに及ぶ「美しい国へ　完全版」でも、直接地方再生に触れたのは一ページあるかないか程度です。また、今年の通常国会の施政方針演説でも、地域活性化については申し訳程度にしか触れていませんでした。

総理は、いつ頃から、また、なぜ地方再生が重要だと考えるに至ったのでしょうか。一つには、今年五月に発表された、いわゆる増田レポートがきっかけになったと認識していますが、そのレポートが発表される前は地方再生についてどのような認識を持っていたのでしょうか。

皆さんは、このまち・ひと・しごと創生法案ってどんな中身の法案かよく御存じだと思います。この法案は、人口減少、東京一極集中の是正に向けて、各地域の独自性と自主性を重んじつつ、計画を作って実行しましょうね、そのためにまち・ひと・しごと創生本部を設置して、目標や基本方針、基本施策を考えていきましょう、でも、事業を国が支援するかどうかは自治体の計画の内容次第ですし、実際に事業を行うのは地方自治体ですよという、そういうことを決める非常に緊張感のないような法案でございます。

委員会で議論すべきは、過去の施策の検証、人口減少や超高齢化、さらには東京一極集中を克服する長期ビジョンや基本方策などを含む総合戦略です。その肝腎の戦略は今国会が終わった後の十二月中旬に提示されるようです。東京一極集中は、明治、大正、昭和を経て今に至っています。となれば、地方創生を成し遂げるにも相当長い期間を要するかもしれません。少なくとも短期間で解決することではありません。

一九六二年以降、全国総合開発計画などを通じて施策を講じてきても東京一極集中は是正されてきませんでした。それは、中央に予算と権限と人材と情報を集中させてきたことが大きな原因の一つです。しかし、そうした検証もしないままで委員会に臨むことになれば、思い付きの政策とお国自慢の品評会になってしまうおそれがあります。この課題は常設の委員会で丁寧に議論すべきだと思います。

総理は、特別委員会の設置や議論の内容は国会でお決めいただくことだとおっしゃるかもしれませんが、政府の意向がなければ特別委員会を使って短期で審査することになっていないはずです。

総理、大急ぎで特別委員会を設置させる理由を教えてください。あわせて、地方創生の審議の時期を過去の分析や今後の方向性が定まってからでは駄目な理由を説明してください。

ところで、皆さんは、内閣に設置されている地域活性化推進に関する本部が五つあるということを御存じですか。それらは、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、中心市街地活性化本部、総合特別区域推進本部と地域再生本部です。これらの五つの本部会合は合同で開催され、その合同会議は地域活性化統合本部会合と称され、その事務は地域活性化統合事務局が担当しています。

本日議題になりました地域再生法の一部改正案は、まさにその中の地域再生本部に関する法案です。その地域再生本部の本部長は内閣総理大臣、副本部長は石破大臣です。また、地域再生本部は、地域再生法という法律に根拠があって、縦割りを排除するために全閣僚が本部員とされています。これでは、今回提案されたまち・ひと・しごと創生本部と全く同じ構図です。

既に法律で規定され、全閣僚から構成される地域再生本部があって、さらに、総理を本部長、石破大臣を副本部長とするなど構成メンバーも同様であるにもかかわらず、何ゆえ新たにまち・ひと・しごと創生本部を設置しなければならないのでしょうか。まち・ひと・しごと創生本部がなければ、東京一極集中の是正や人口減少などの課題に対して地方自治体は自主的、自立的な施策を実施することはできないのでしょうか、教えてください。

国立人口問題研究所の推計によると、出生を高位、死亡を低位としても、二〇六五年の人口は九千百六十四万人です。生産年齢人口は、現在の七千八百万人から大幅に減少して、約四千七百万人とされています。

政府は、五十年後に一億人程度の人口を維持することを目標に掲げているようですが、どのようなシナリオを描いているのでしょうか。恐らく私は五十年後にはこの世にいないと思います。ですから、日本の人口が一億人を維持しているかを見届けることはできません。せめてこの場で納得できるようなシナリオだけでも教えてもらわなければ、死んでも死に切れません。やればできるということでは納得はできません。異次元の大胆な施策の一端をお聞かせください。

子供のいない家庭、子供が一人の家庭、二人の家庭、三人の家庭、四人以上の家庭などいろいろあります。子供がゼロと一人の家庭が一定数いる以上、人口減少を止めるには、四人、五人と子供を産んでくれる家庭を増やしていかなければならないという計算になります。

民主党政権時代、子供は将来の日本社会を支えてくれるため、社会全体で子供を育てていく環境をつくり、子供を産んでくれる家庭を少しでも応援しようと子ども手当を支給しようとしました。ところが、自民党は、子ども手当はばらまきだと批判しました。

総理は、「美しい国へ」の中でこんなことを言っています。幾ら少子化対策によって子育てしやすい社会をつくっても、家族とはいいものだ、だから子供が欲しいと思わなければ、なかなかつくる気にはならないだろうと述べています。

仮に、仮にですが、総理のおっしゃるとおりだとして、家族はいいものだなと思って一人あるいは二人の子供を産んだとしましょう。その夫婦が、どれだけ強く家族はいいものだと思えば四人、五人と子供をつくってもらえるのでしょうか。私はやはり少子化対策が必要となると思いますが、人口を維持する妙案をお聞かせください。

東京都の人口は、都の推計によると、十四歳以下は二〇一二年の百五十万人が二〇六〇年には九十二万人、生産年齢人口は八百九十八万人が五百六十万人へと減少する一方で、高齢者は二百六十八万人から四百二十三万人へと増加します。生産年齢人口が都市の活力を決定付けるとなれば、このままでは東京の活力も低下することになります。

シナリオとして、地方の中枢的な都市の定住人口を増やせば、消滅する都市や町が多少は生まれても仕方がないし、東京の活力が低下しても仕方がないという考え方もあるかと思います。あるいは、少しずつ全ての都市で人口減少のマイナス効果を享受していきましょうという考え方もあるでしょう。恐らく全員が納得する正解はないと思いますが、少なくとも政府はどのようなシナリオを描いているのかを示す責任はあると思います。それが示されなければ、委員会でも議論がかみ合わない可能性があります。どのような未来予想図を描いているのでしょうか。

また、人口規模が五万人以下の地方の都市や町からすれば、東京一極集中よりは地方の中枢的な都市への集中は距離的にも近いのでまだましだという意見があるかもしれません。一方で、大規模な震災を経験してみると、やはり地域の人々の共同性を支える基礎自治体の機能が充実していなければ安心して生活ができないという側面もあるでしょう。地方の中枢的都市に機能を集中させることは、大が小をのみ込むという点では東京一極集中と同じ構図になってしまうと思いますが、総理の見解をお聞きしたいと思います。

地方創生に向けて、女性に地方にとどまってもらい、女性の東京への流出を止めるという方向性が示されています。もしそうなったら、大企業の四割が集中すると言われる東京に今後は優秀な女性が流れないことにつながるのではないでしょうか。クオータ制が良いか悪いかは別にして、大企業において二十歳代から三十歳代の女性が出産をした後に正社員として復職すると仮定しても、そもそも管理的地位に就く可能性がある女性の管理職候補のパイは十分なのでしょうか。もしまだ十分ではないというのであれば、女性の東京への流入を止めたら、更に大企業で管理的地位に就く可能性のある女性が足りなくなってしまうのではないでしょうか。大企業に地方へ移転するためのインセンティブを与えるということなんでしょうか。

女性の活躍社会の構築と女性の東京への流入を止めること、さらには女性が地方創生の鍵になるという三つの要素を両立させるシナリオを教えてください。

地方は、生産年齢人口の減少に伴って人手不足が深刻になるでしょう。人口が増加しているときは、失業率が低く有効求人倍率が高ければ地方の景気はいいと判断できると思います。しかし、生産年齢人口が減少する状況では、地方は慢性的な人手不足になり、雇用の場が一定であれば、当然失業率は低くなって有効求人倍率は高くなります。決して景気がいいからではありません。

地方に魅力ある雇用の場をつくることが地方の人口流出を止めることは理解できます。ただ一方で、生産年齢人口が減少しているときは、魅力ある仕事に少ない人材が集中して、その結果、魅力ある仕事に就くことができない人は、結局職を求めて東京など大都市に流出してしまい、地方はやはり人手不足に陥るという悪循環に陥ってしまうのではないかと思います。総理の見解をお聞きします。

一九六〇年代には、首都東京を中心にビッグプロジェクトが推進されたほか、地方から東京への人口流出が進みました。金の卵という言葉が流行語になったのもちょうどこの頃です。これでは地方の活力が低下してしまうということで、七〇年代には地方は積極的に工場誘致を進めました。八〇年代になると経済のグローバル化が進み、工場は徐々に地方からアジアへと移転し始めました。八〇年代から九〇年代にかけて地方経済は公共工事依存の傾向を強め、二〇〇〇年代には箱物維持の費用が増大し、地方財政を圧迫しました。

これからは、あるがままの地域の姿や地域の魅力、地域らしさを再認識し、地方が無い物ねだりから決別し、主体性を持ってある物探しへと歩みを進めていく発展シナリオが地方の創生の鍵になると考えます。

恐らく、ここにいらっしゃる議員全員の方々が地方の発展を願っていると思います。しかし、本法案が相変わらず国主導の上から目線であること、そして具体性どころかシナリオすら分からないということ、これは大きな問題です。更に言えば、本日は触れませんでしたが、東京一極集中を助長するような、例えば東京オリンピックや国際戦略特区などのビッグプロジェクトを推進する一方で東京一極集中を是正するという、政策間が大変ちぐはぐで、政策間の整合性のなさが目立つばかりです。まずは聞こえの良い美辞麗句を並び立てれば耳目を集めることができ、支持が集まるというさもしい意図が見え隠れします。

地方創生は重要である上、一朝一夕で解決する課題ではありません。国会の場で、議員の英知を集めて、十分な期間、継続的に議論すべきであることを申し上げ、私の質問を終わりとします。

（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　藤本議員にお答えをいたします。

私がいつ頃から地方創生に取り組んできたのかについてお尋ねがありました。

私のふるさとは山口県の山陰地方であります。中山間地と離島といった地方にお住まいの皆さん

が、伝統あるふるさとを守り、美しい日本を支えてきた、初当選以来、私はそう訴えてまいりました。二十一年前、私が初めての選挙戦に臨んだ際、遊説カーに一人の農家の方が農作業の手を止めて駆け寄ってきてくれました。そして、私の手をしっかりと握り、応援しちょるけ、ふるさとを守っておくれよ、その彼の言葉を私は忘れたことはございません。

日本が誇るべき国柄、それはすばらしいふるさとがあることです。消滅など絶対にさせるわけにはいきません。今後とも、元気で豊かな地方を取り戻すため、全力で取り組んでいく決意であります。

特別委員会の設置等についてお尋ねがありました。

特別委員会の設置は、国会における与野党の協議の上、決定されるものであり、政府として申し上げる立場にはないと考えます。一方で、人口減少克服、地方創生は待ったなしの課題であることから、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法改正案について、本国会で御審議の上、できる限り早期の成立をお願いしているところです。

地域再生本部とまち・ひと・しごと創生本部との違いについてお尋ねがありました。

地域再生本部は、地域再生法に基づく基本方針や計画認定等に関する事務を実施する役割を担っております。一方、まち・ひと・しごと創生本部は、地方創生の司令塔として、多分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、各省の縦割りを排し、政府一丸となって取り組むため設置したものであり、異なる役割を果たすものであります。

人口目標の達成のシナリオについてのお尋ねがありました。

人口減少克服は待ったなしの課題であり、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという観点から、効果の高い施策を力強く推進します。また、若い世代が地方から低出生率の大都市に移動することで人口減少に拍車が掛かることから、都市から地方への人の流れをつくってまいります。

少子化対策と家族の大切さについてお尋ねがありました。

様々な家族の姿がありますが、子供を家族が育み、家族を地域が支えるような社会であってこそ少子化対策が効果を発揮すると考えています。家族の日等を通じて家族や地域の大切さ等について理解を促進するとともに、国民の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという観点から、総合的な少子化対策を進めてまいります。

政府が予想する将来像についてのお尋ねがありました。

地方創生により、地方から東京圏への人口流出に歯止めを掛けるとともに、中山間地域、地方中枢拠点都市圏、大都市圏等、それぞれの地域における地域課題の解決を図ることを目指します。個々の地域の実情に応じた処方箋を講ずることとしており、一部の地方が消滅してもよいといった考え方には立っておりません。

地方の中枢的都市への機能集中についてお尋ねがありました。

東京一極集中については、地方を支える人材が東京へ流出するとともに、出生率が低い東京への人口集中が我が国の人口減少につながっているという課題があると認識しています。一方、地方の中枢的都市への機能の集約は、生活サービス機能等の確保と効率的な提供を通じ、周辺市町村を含めた圏域全体の住民の暮らしを支えることにつながると考えています。

女性の活躍推進と地方創生との両立についてお尋ねがありました。

地域社会において、魅力ある就業機会の創出や多様な人材が能力を発揮できる環境の整備等を一体的に推進することにより、地方創生と女性の活躍が共に実現すると考えています。また、地域経済の活性化により女性の地方定住が進めば、東京一極集中の是正と人口減少克服にもつながるものであると考えています。

人口流出に伴う地方での人手不足についてお尋ねがありました。

地方からの人口流出に対応するには、地方に魅力のある仕事をつくり、雇用を確保することが必要であります。このため、地域産業基盤の強化や地場産業の振興に取り組み、地域で雇用の場を確保して、地域を支える人材の移住、定住を促進してまいります。これらを盛り込んだ総合戦略を年内に取りまとめてまいります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　横山信一君。

〔横山信一君登壇、拍手〕

○横山信一君　私は、公明党を代表し、ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案について質問いたします。

公明党は、これらの法案に対し、人を中心に据え、人が生きる地方創生こそが重要であると一貫して訴えてまいりました。地方創生は人が要です。人が生きる地方創生を目指して、以下質問してまいります。

総理は、景気回復の実感を全国津々浦々に届けていくことが安倍内閣の大きな使命と述べていますが、経済再生における地方の重要性や役割をどのように考えているのか、伺います。

また、地方創生に取り組むに当たって最も困難な地域は離島と半島の条件不利地域です。とりわけ明年が半島振興法の見直しに当たっている半島地域は、置かれた状況や抱える課題が様々な中、地域資源を生かした産業の振興、棚田や森林の保全活動などによる交流人口の拡大などに取り組んでいます。そこで、地域の発意に基づく多様な取組に柔軟に対応できる支援策が必要と考えますが、総理の所見を伺います。

政府は、地方創生の一環として自治体の取組を支援するための職員を派遣する日本版シティーマネジャー制度や、自治体が国に相談する際の総合案内役となる地方創生コンシェルジュ制度の導入を公表いたしました。

日本版シティーマネジャーは、これまで職員派遣の少ない人口五万人以下の小規模自治体を対象にするもので、自治体が望む人材をどのように発掘しニーズに結び付けるかが重要と考えます。また、地方創生コンシェルジュは幅広く施策に精通した職員が必要になります。そこで、人材確保を含めたこれらの制度の具体的な取組並びに新制度の実施に向けた石破大臣の意気込みを伺います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、中長期の政策目標を設定し、ばらまき型の投資を排するために効果検証を定期的に行うことになっています。地域の主導的な取組には、効果の表れ方も地域により様々と考えられますが、検証作業に必要な客観的な指標にはどのようなものを考えているのか、石破大臣に伺います。

それぞれの地域ならではの資源や良さを生かすことにより、地方に仕事をつくることを重視すると総理は述べています。地域おこし協力隊はその有力な政策の一つと考えます。これは、過疎地域の振興策が物から人へと転換した画期的な制度との評価もあります。隊員の四割は女性、八割は二十代と三十代、任期終了後には六割が同じ地域に定住する。この制度は、総理が述べたように地域の活性化に大きな役割を果たしています。

総理は、隊員数を三年で三千名にすることを指示されましたが、五年間掛けてようやく九百七十八名になった隊員を三千名にするのは、相当に意欲的な目標と考えます。どのように実現するつもりか、伺います。

一口に地方に仕事をつくると言っても、インフラが未整備な地域での雇用は限られています。そこで、起業精神に富む意欲ある若者を地方に呼び込み、自らが仕事をつくり出せるような環境整備が必要です。しかし、幾らやる気があっても、地域に受け入れられなければ活性化にはつながりません。移住してきた若者に対するサポートをどう考えるのか、石破大臣に伺います。

若者の地方への進出は、農林漁業の周辺産業にこそ注目すべきです。小規模自治体にも必ずと言っていいほど食品加工場があることを見れば、外食産業や食品関連流通業を合わせた食品産業は地域再生の重要な鍵になるものと思います。食品産業の就業者数は産業全体の一三％を占め、しかも、全製造業に占める従業員数の割合が多い地域は、第一位が沖縄、第二位が北海道、第三位が鹿児島と、いわゆる地方ほど食品産業に従事する割合が高くなっています。そこで、地方創生の上で今後の食品産業をどのように考えるのか、伺います。

また、地方の食品加工場は中小零細が中心で、燃料の高騰、原料や労働力の確保などに苦慮しています。これらの課題に対し総合的な対策が必要と考えますが、農林水産大臣の所見を伺います。

公明党が取りまとめた活気ある温かな地域づくりでは、国と地方が連携して地域の防災・減災対策を抜本的に強化すべきことを提言しました。とりわけ水道の老朽化対策は急務です。水道は国民生活に不可欠な社会基盤でありながら、人口減少や節水に伴う料金収入の減少により、その運営環境は年々厳しさを増しています。しかし、国庫補助額は大幅に減額され、老朽化した管路の更新率は〇・七七％にまで低下し、現状のままでは全ての管路を更新するのに百三十年も掛かってしまいます。世界一安全な水を供給してきた我が国の水道事業を維持するためには国の積極的な財政支援が不可欠と考えますが、総理の所見を伺います。

公明党は地方議会から出発した政党です。それだけに、地方議員とのネットワークを大切にしながら地域に密着する中で国民の声を政治に届けてまいりました。これからも地方に生きる人が幸せを実感できる地方創生となるよう努力することをお誓いし、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　横山信一議員にお答えをいたします。

経済再生における地方の重要性や役割及び半島振興についてお尋ねがありました。

活力ある地方の実現なくして成長戦略の成功はないとの認識の下、地方の自発的で多様な発意を国が後押しし、それぞれの地域で住みよい環境を確保してまいります。

半島振興については、半島振興法に基づき総合的な施策を推進してきたところであり、今後とも、地域の発意に基づく多様な取組に対し、政府として適切な支援を行ってまいります。

地域おこし協力隊についてお尋ねがありました。

地域おこし協力隊の皆さんは、昨年度、全国で約千人が活躍されています。また、公明党が策定された青年政策アクションプランにおいても、地域おこし協力隊事業の拡大を目指されていると承知しています。

今後、国においても、本制度の周知や協力隊員同士の情報交換の場の提供などの支援に積極的に取り組み、拡充を図ってまいります。

水道事業への財政支援に関するお尋ねがありました。

水道事業においては、老朽化対策等に要する費用が増加する一方、料金収入の減少や運営基盤の弱い小規模事業者が多いという課題があると認識しています。

政府としては、運営基盤強化を図るための広域化を推進しつつ、老朽化対策等を進めるため、引き続き、地方公共団体への必要な財政的な支援を行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○国務大臣（石破茂君）　横山議員から、三問の御質問を頂戴いたしました。

まず、日本版シティーマネジャー及び地方創生コンシェルジュについてのお尋ねであります。

日本版シティーマネジャー制度は、原則人口五万人以下の市町村の御希望に応じ、強い意欲と能力を持った国家公務員や大学研究者、民間シンクタンクの人材を市町村長の補佐役として派遣するものであります。

また、地方創生コンシェルジュは、地方公共団体が地域の地方創生の取組を行うに当たり、出身者や出向経験者等、地域に愛着や関心を持ち、意欲のある各府省の職員を当該地域の地方創生に対する相談窓口として選任をするものであります。

これらの取組により、小規模な市町村を始めとした地方公共団体における地方創生の取組を加速させることができるものと期待しており、各府省とよく連携して人材を確保し、いわゆる上から目線ではなく、国と地方は対等であるとの立場に立って、実効性のある人的支援を進めてまいります。

次に、客観的指標の内容についてのお尋ねがありました。

今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の作成に当たっては、国は、中長期を含めた政策目標を設定の上、効果検証を厳格に実施し、ばらまき型の投資ではなく、限られた財源の中で効果の高い政策を集中的に実施することとしております。このため、まち・ひと・しごと創生法案では、第八条第三項及び第十二条第二号で、総合戦略の実施状況について総合的な検証を定期的に行うこととし、そのために客観的な指標を設定することを明記し、その確実な実施を担保することとしております。

お尋ねの客観的な指標につきましては、厳格な効果検証のために大変重要なものであり、例えば雇用創出やＵＩＪターンなど、地方への人材還流といった指標が考えられますが、今後、まち・ひと・しごと創生本部及びまち・ひと・しごと創生会議におきまして、その具体的な内容を議論し、結論を得てまいります。

次に、移住する若者が地域に受け入れられるためのサポートについてのお尋ねがありました。

移住希望の若者が地域に受け入れられていくことは極めて重要であり、そのためには、移住前に、どのような環境や生活慣習の中で暮らすのか適切な情報が得られるようにするとともに、地域においても円滑な受入れができることが望ましいと考えております。

受入れ側では、例えば山口県周防大島町の無料島人紹介所や和歌山県那智勝浦町色川地域の移住希望者との面談など、各地域で様々な取組が行われております。このような事例も踏まえ、雇用、住宅、生活環境等の情報の総合的な提供、相談など、移住希望者が移住先の情報を十分に入手できる環境整備を図るとともに、受入れ側の地域に対しましても、参考となる円滑な受入れの事例を紹介する等、各地域と十分に連携した情報提供や移住支援を進めてまいります。（拍手）

〔国務大臣西川公也君登壇、拍手〕

○国務大臣（西川公也君）　横山信一議員の御質問にお答えいたします。

地方創生の観点からの食品産業の振興についてのお尋ねがありました。

地方創生のためには、地域の主要産業である農林水産業と強く結び付いた食品産業の活性化が不可欠であります。このため、食品の衛生・品質管理の高度化のための長期低利融資や所要の税制措置等を関係省庁と連携して講じることで、食品産業の総合的な振興に努め、地域のにぎわいを取り戻してまいります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　山田太郎君。

〔山田太郎君登壇、拍手〕

○山田太郎君　みんなの党の山田太郎でございます。

私は、ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案、いわゆる地方創生二法案並びに関連事項につきまして、みんなの党を代表し、安倍総理に質問をさせていただきます。

まず、冒頭申し上げますが、私たちみんなの党は、この地方二法案の衆議院議決に当たっては反対とさせていただいております。その理由は、まず、政府提出の地方創生二法案には道州制に関する規定が一切盛り込まれていないことがあります。

我が国が地域から新しい成長を目指すのであれば、霞が関から権限、財源、人間の三ゲンを地方に移し、地方のことは地方で決める仕組みをつくることが当然の課題であります。私たちみんなの党は、そうした観点から、地域主権型道州制を制度化する道州制への移行のための改革基本法案も国会に提出してまいりました。しかし、今回の地方創生二法案には道州制の言葉すらないのは誠に残念であります。

また、政府提出の地方創生二法案は、政府がまち・ひと・しごと創生総合戦略を作り、それに従って都道府県が総合戦略を作り、さらに市町村が政府と都道府県の総合戦略に沿った総合戦略を作ることになります。そして、地域再生計画も最後は国が認定します。これは、国に右に倣えの中央集権体制、国が地方に補助金や交付金を配分するという地方の疲弊のもととなった仕組みを温存するにほかなりません。

さらには、地方創生二法案は、特別委員会を設置したにもかかわらず、対政府質疑は十七時間ほどしか行われなかった、審議不十分という問題点もございます。

本院における地方創生二法案の審議に当たっては、十分な時間を取っていただき、中央集権的な法制度を改め、道州制の導入に向かって我が国の地方自治制度が少しでも前進するよう、建設的な審議ができるよう、政府・与党の皆さんにお願いさせていただきたいと思っております。

では、地方創生二法案について幾つかの質問をいたしますので、安倍総理には是非とも前向きな御答弁をお願いしたいと思っております。

まず、法案提出の前提となる事柄について質問させていただきます。

従来、地域再生関連の政策は様々なものが進められてきましたが、こうした従来の地域再生関連の政策、政府はどのように検証、総括した上で今回の法案を提出されたのでしょうか。屋上屋を重ねることなく、スクラップ・アンド・ビルドの精

神で政策を進めるべき点は地方創生というテーマにもちろん当てはまるものとは考えますが、総理の御見解をお願いいたします。

また、今回の地方創生の二法案は、我が国の人口減少に歯止めを掛けられるということが一番の大目的であると伺っております。

政府等の試算によれば、合計特殊出生率が現状のままでは二〇六〇年には人口が八千七百万人にまで減少するが、二〇二五年までに合計特殊出生率が一・八、二〇三〇年までに合計特殊出生率が二・〇七まで回復すれば、二〇六〇年には一億人程度の人口が維持できるとしております。

今回の地方創生二法案は、まさに五十年後に我が国の人口一億人を維持することを目指したものと伺っておりますので、それには、二〇二五年には合計特殊出生率を一・八、二〇三〇年までに二・〇七にまで回復させる必要があります。

そこでお伺いしたいのですが、この地方創生二法案の対策を進めると、どうして合計特殊出生率が現在の一・四三からあと十年で、たった十年で一・八、あと十六年で二・〇七まで高まるのでしょうか。この二法案が成立するとどうして飛躍的に出生率が高まっていくのか、そのロジックがさっぱり分かりません。合計特殊出生率が一・八を下回ってからもう三十年以上もたちますが、そんなに早く回復するものなのでしょうか。総理、分かりやすくお答えください。

では、次に法案の具体的な内容について幾つか伺ってまいります。

まち・ひと・しごと法案の心臓部となるまち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。

この戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標を定めることになっておりますが、この目標は何を定めるのでしょうか。何を目標にするかによっては、もちろん我が党も前向きに取り組むべき場合もあると考えております。この目標には、例えば出生率や失業率、中小企業の廃業率といった数値目標が掲げられているのですか、総理、明確にお答えください。

また、都道府県及び市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略は努力義務とされておりますが、都道府県や市町村は、総合戦略を定めると例えば補助金がもらえるなど、何かメリットはあるのでしょうか。単なる努力義務であれば中央集権的な色合いは薄まるとは思いますが、補助金などで誘導するのであれば逆に中央集権的な色合いは強くなると考えています。この法案の目指すところは中央集権なのか地方主権なのか、それを含めて、総理、分かりやすくお答えください。

そして、地域再生法改正法案の関連では、百億円の地域再生戦略交付金の創設が予定されているようであります。この交付金は地方自治体にとって大変使い勝手が良い地域主権的な交付金と伺っておりますが、どのように使い勝手が良い交付金なのか、総理、分かりやすくお答えください。

さらに、地域再生法改正では、地方公共団体の長は、地域再生計画の作成等で必要があるときは、内閣総理大臣に対して、内閣府その他関係行政機関の職員の派遣を求めることができるという規定が今回新たに盛り込まれることになっております。

国家公務員は、定員削減や世間の評判の悪い天下りの代替措置として様々な独立行政法人などに在籍出向するようになっており、国家公務員の定員や人件費が不透明になってきているのはゆゆしき事態でありまして、今回のこの職員派遣の規定が新たな在籍出向先の開拓につながるようでは誠に残念な結果になることだと思います。

そこで総理に伺いますが、この職員派遣の規定で派遣される職員の派遣期間や官職はどのようなものを想定されているのか、天下りとはどこが違うかも含めて明確にお答えください。

また、地方自治体が地域再生計画の認定や事業実施の見返りに職員を引き受けさせられるようなことはないのか、どのような歯止め措置が講じられているかも、総理、お答えください。

では、最後に、地方創生二法案の関連事項について幾つかお伺いいたします。

まず、道州制についてであります。

冒頭述べましたように、私たちみんなの党は、地域主権型道州制の導入が我が国の新しい成長を生み出す大きな力になると考えております。他方、安倍総理は、平成十八年の第一次安倍内閣では道州制担当大臣を置かれておりましたが、現在の第二次安倍内閣にはこの道州制担当大臣という方がいらっしゃいません。総理は道州制への思いを捨ててしまったのでしょうか。なぜ道州制担当大臣を置かないのか、その理由と総理の道州制の実現へ向けた決意をお聞かせください。

次に、消費税についても伺っておかなければなりません。

今、地方の経済は疲弊しており、ここで更に来年の十月に消費税を一〇％に上げたら、地方経済は破綻するところが出てくるのではないかと危惧をいたしております。私たちみんなの党は、もとより消費税の八％への引上げにも反対であり、一〇％への引上げを凍結する法案も衆議院へ提出したところであります。

安倍総理は、来月初めにも消費税増税の判断をされると伺っており、有識者からの意見聴取も始められました。総理には是非とも消費税増税の見送りという判断をしていただきたいのですが、消費税増税見送りという判断は、失業率、賃金上昇率始め、どんな経済指標がどんな状況であれば消費税増税の見送りの判断をされるのか、お答えください。

最後に、補正予算についてお伺いします。

報道では、総理は、消費税増税も視野に今年度の補正予算を編成する方針を固められたやにも伺っております。消費税増税のために補正予算を編成するのは本末転倒のようにも思いますが、その検討状況と規模感について教えていただきたいと思っております。

今回の臨時国会は、何か野党は揚げ足取りばかりをしているという世間の批判もあるようですが、みんなの党は、小さなこともやりますが、

しっかりと大きな政策議論も重ねていきたいと考えております。安倍総理には真摯な御答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　山田太郎議員にお答えをいたします。

地域再生関連施策の検証、総括についてお尋ねがありました。

今般の法案提出に当たっては、各省の地域活性化策に関する施策について関係閣僚会議で検証を行い、各種の施策をワンストップで運用できるように制度整備することとしたものであります。また、今後の政策の立案に当たっても、関連施策の検証、総括を行い、各省の縦割りを排除し、効果的、効率的な施策を実施してまいります。

出生率の回復についてお尋ねがありました。

政府においては、五十年後に一億人程度の安定した人口構造を保持することを目指しているところです。人口減少克服は待ったなしの課題であり、本法案に基づく総合戦略において、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという観点から、効果の高い施策を盛り込み、力強く推進してまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略と地方版総合戦略についてお尋ねがありました。

数値目標を含めた総合戦略の内容については、現在、創生会議等の場で議論を進めているところです。また、実効性のある地方創生のためには地方の発意が不可欠であり、各地方公共団体自らが危機意識を持って地方版総合戦略を策定していただく必要があります。国としては、地方版総合戦略の実施のために必要な支援策を検討してまいります。

概算要求中の地域再生戦略交付金についてお尋ねがありました。

御指摘の交付金は、既存の補助制度と一体的に活用することで効果が高まる事業を支援するものとして概算要求を行ったと承知しております。今後、予算編成過程において、地域の創意工夫による地域活性化策の実現を後押しする仕組みについて政府内で検討を進めてまいります。

国家公務員の派遣についてお尋ねがありました。

地域再生法改正案に盛り込んだ職員の派遣については、実際に現場を見ながらアドバイスなどを行うことが有効であることから、地域再生計画の作成から事業の実施に至るまでの各段階で、地方公共団体からの自主的かつ自発的な要請に応じて国の職員を地域に短期間出張させるものであり、御指摘のような事態になることはないと考えております。

道州制と担当大臣についてお尋ねがありました。

道州制の導入は、地域経済の活性化などを目指し、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革です。現在、与党において精力的に検討が重ねられており、議論が集約されていく過程において、政府としても、道州制を含め、地方に関するあらゆる政策を集中して所管する地方創生担当大臣を中心に連携を深め、取り組んでまいります。

消費税率の一〇％への引上げ判断についてお尋ねがありました。

消費税率の一〇％への引上げについては、冷静な経済分析を行った上で、どれくらい経済が回復しているか、さらに将来の見通しはどうか等について、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断するということに尽きると考えています。

補正予算についてお尋ねがありました。

補正予算については、まずは本年七―九月期のQEなど、各種の経済指標をよく見ていきたいと考えています。現段階で補正予算の編成を決定しているわけではありませんが、いずれにせよ、経済の状況等に慎重に目配りしてまいります。

消費税率の一〇％への引上げについては、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断してまいります。

以上であります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　儀間光男君。

〔儀間光男君登壇、拍手〕

○儀間光男君　維新の党の儀間光男でございます。

会派を代表いたしまして、まち・ひと・しごと創生法等二法案に関して質問を行います。

さて、顧みますと、我が国は池田内閣の下で所得倍増計画が実施されたことを機に、工業重視の政策が推し進められるようになりました。そのため、多くの労働力を地方に求めた結果、都市部への人口流入が大幅に増え、いびつとも言える一極集中型の社会が現出することになったと理解をいたしております。

そんな中、昭和四十七年七月七日に誕生した田中内閣は、工業再配置と交通・情報通信の全国的ネットワークの形成をてこにして、人と金と物の流れを巨大都市から地方に逆流させる地方分散を推進することを主とする日本列島改造論を政策綱領として掲げ、国土の均衡ある発展を目指しました。日本列島改造論は、見方によっては地方創生の先駆的な役割とも言える政策だったと思います。

また、昭和六十二年の十一月六日に誕生いたしました竹下内閣では、「素晴らしい国日本　私の「ふるさと創生論」」を政策のビジョンとしたことを思い出します。同ビジョンは、均衡ある多極分散型の国土の建設で、方法論としては、地方が知恵を出し、政府が助成することが基本とされておりました。

今回、安倍内閣から提案されましたまち・ひと・しごと創生法を一読したとき、田中内閣の日本列島改造論や竹下内閣のふるさと創生論とオーバーラップをするものがありました。ただ、両論とも地方の創生は掲げてはいるものの、地方への権限の移譲や税財源に関しては全く明示されてな

く、あくまでも政府主導による地方の創生だったと理解をするものであります。

そこで、政府が提案いたしました創生法について考察をしますと、日本列島改造論やふるさと創生論と表現方法には違いがございますが、国土の均衡ある発展を図る意味では共通性があるのではないかと受け止めて理解しております。

地方創生で最も重要な課題は、地方への統治機構の移譲と税財源の移譲ではないかと理解しておりますが、確かに、一九九三年、衆参両院の地方分権の推進に関する決議を受け、二〇〇〇年の地方分権一括法以降、少しずつではありますが、地方自治体への権限の移譲が進められてまいっております。

本年の六月二十四日付け、地方分権有識者会議から出された「個性を活かし自立した地方をつくる　地方分権改革の総括と展望」の中で、改革は一日にして成るようなものではない、段階を追って積み上げていく、息の長い取組であるとの記述があります。また、同書の中のミッションとしては、個性を活かし自立した地方をつくるとされ、目指すべき方向としては、一、国と地方の役割分担の見直し（権限移譲等）を始め、五つの項目を挙げております。

そこで、私が市長として地方自治に携わった経験から申し上げますと、創生法を実効あらしめるためには、先ほども指摘いたしましたが、地方への統治機構の移譲と税財源移譲が最も肝要だと思います。そのことについてどのような視点をお持ちか、考え方をお持ちなのか、安倍総理、石破大臣、それぞれ聞かせてください。

今回提案されています同法案の概要を読ませていただきました。同法案の第十二条一項で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関することは政府が行うものと記述されております。

そこで、同戦略の策定に向け、都道府県を含め市町村に至るまで、地域の実情はそれぞれ異なるものであります。ゆえに、同法案は地域の特性や特色を最大限に発揮できる仕組みでなければなりません。

私は過去に、先ほど言いましたが、十二年間市長として地方行政に携わり、その基本は、地域が力を持つ、いわゆる地域力を掲げてまいりました。単体市における創生論であり、地域が良くなれば市町村が良くなる、市町村が良くなれば都道府県、国が良くなる、当たり前の論法であります。ここで言う地方主権だと考えております。

以上の視点から、都道府県や市町村の意見が反映される仕組みになっているのかをお尋ねいたします。

さらに、同法案の第九条は、都道府県は、それぞれ実情に応じた総合戦略を定めるよう努めなければならないとしております。したがって、創生法案の第九条の条文から言えることは、基本的には、政府の定めに基づき都道府県や市町村も総合戦略を策定することになりますので、都道府県や市町村からの意見聴取は極めて重要であると認識をいたしております。

かかる観点から、政府の創生総合戦略は、都道府県や市町村の実情や実態に即し、柔軟性を持ち合わせるものと思うが、重ねて石破大臣の御答弁をいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、地方の創生を実現するには、地方への権限や税財源の移譲が伴わないと、政府依存型の地方創生事業になるのではないかと危惧します。

思い起こせば、小泉内閣の下で行われた三位一体改革の目的は、一、国庫補助負担金の廃止削減、二、国から地方への税財源の移譲、三、地方交付税の見直しの三つの改革を同時に進める内容でございました。確かに、三位一体改革の中で地方自治体に対して三兆円の財源移譲はなされたものの、その反面、地方交付税は大幅に削減され、その影響で地方自治体が疲弊するという結果を招来したことは事実であり、記憶に新しいところでございます。

また、当時、三位一体改革や地方分権に大きく関わったのは、現在我が党の片山虎之助当時の総務大臣でありました。その後任が現在の財務大臣の職にある麻生太郎議員でございました。

後任の麻生大臣は、地方交付税を切り過ぎたという負い目があったのか、自ら首相に就任された二〇〇九年度予算の中に別枠で交付税を一兆円加算した経緯があります。地方への権限や税財源の移譲なくして地方分権や地方創生はあり得ないことを如実に物語っていると理解しておりますが、麻生財務大臣、当時を思い起こしながらお答えをいただきたいと思います。

私は、真に地方創生を実現するのは、従来の画一的な施策では目的は達成できません。御承知のように我が国の地勢は縦長で、北海道から沖縄までそれぞれの文化や風土、言葉など多様に満ち満ちており、政府の画一的な施策では地方の特性を生かすことはできません。その結果がいわゆる金太郎あめとやゆされているところでございます。

そのためにも、中央集権を排した地方分権と税財源移譲を積極的に進めることによってのみ地方創生は実現するものだと思いますが、安倍総理の所見を賜ります。

政府が提案しております創生法の基本的視点は、政府の資料によりますと、一、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、二、東京一極集中の歯止め、三、地域の特性に即した地域課題の解決とされております。また、基本目標を実現するためには、一、地方への新しい人の流れを含め、五項目を集中的に検討を進め、改革を実行に移すとしています。

確かに、過疎に歯止めが掛からない最大の要因は、まず、働く職場が乏しく、職を求めて地域から離れていくのが実情であります。遺憾ながら、地域ではなかなか産業が育たなかったのもまた事実であり、そのために過疎化を防止できなかったという実態もあります。創生法案を実効あらしめるために、省庁間でもかなりの方針や目標があると思われるが、それゆえに縦割り行政を排し、総

合調整機能の強化や、必要に応じて権限の集中、あるいは権限の制限等々が必要とされる場合があると思われます。

安倍総理はどのようなお考えをお持ちなのか、政府の方針と併せて御答弁をいただきたいと思います。

最後になりますが、都道府県や市町村において創生事業を実現するためには、都道府県や市町村が主体性を持ち、自助努力でもって同事業に取り組むことが重要であり、決して政府主導であってはならないと私は認識いたします。

政府の資料に目を通しますと、都道府県や市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関して、地域住民の参加、地方の発意と自主的な取組を基本とし、国がそれぞれ様々な面で支援していくとされておりますが、地方への権限の移譲と税財源問題を始め、政府における予算措置など、総理、政府の方針をお聞かせいただきたいと存じます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　儀間光男議員にお答えをいたします。

地方への統治機構と財源の移譲についてお尋ねがありました。

各地域の活性化策を推進するに当たっては、これまでの国主導のやり方ではなく、地方の個性ある取組を国が後押しすることを基本とし、地域への権限、財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革についても力強く着実に進めていきます。地方への統治機構の移譲については、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革であると考えられ、更なる議論が必要であると考えます。

地方分権と税財源移譲についてのお尋ねがありました。

地方の創生は、地方の自主性、自立性を高め、地域自らの発想と創意工夫を生かし、地域の特性に即して課題を解決するという基本的視野に立って取り組む必要があります。安倍内閣では、地方の発意を重視しながら、国から地方への権限、財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。

地方創生を推進する上での総合調整機能強化等についてお尋ねがありました。

地方創生を推進するためには、各省の縦割りを排し、地方の個性を尊重しつつ、国が支援するアプローチを取ることが必要です。このため、私の下に全閣僚をメンバーとするまち・ひと・しごと創生本部を創設しており、この本部で総合調整を行い、一元的、効果的、効率的に施策を推進してまいります。

政府における地方の支援策についてお尋ねがありました。

地方創生の推進は、自発的な発意に基づく地方の取組を国が後押しすることとしています。こうした観点に立って、地方への権限移譲を推進するとともに、財政面では、効果の高い政策を集中的に実施するため、地方自らが客観的な分析に基づき政策目標を設定し、政策目標の達成に向けた厳格な効果検証を行うことを前提に、必要な支援策を検討してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○国務大臣（石破茂君）　儀間議員より、まち・ひと・しごと創生法案の実効性確保のための地方への統治機構の移譲と財源移譲についてのお尋ねをいただきました。

地方創生を進めるに当たりましては、その地方のことを一番知っている地方自らが地域の特色を最大限生かした取組を行うことが重要であります。こうした取組に当たりましては、国による画一的な手法ではなく、地方の実態を踏まえた施策を支援することが必要であります。地方の取組を後押しするに当たりましては、地域への権限、財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革につきましても力強く着実に進めてまいります。

御指摘の地方への統治機構の移譲につきましては、民主党政権下の平成二十四年十一月、国の出先機関をブロック単位で移譲する法案が閣議決定されましたが、この法案に対して市町村から慎重な意見が表明された経緯があることも踏まえ、地方分権のみならず行政改革の視点も含め、何が地方にとって一番いいのかという観点から議論をいたしてまいります。

次に、総合戦略についてのお尋ねをいただきました。

まち・ひと・しごと創生本部において定めた基本方針では、地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援することを基本姿勢の一つとし、個性あふれるまち・ひと・しごと創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は取らないこととしております。

そのような取組に当たり、地方の御意見を十分に聞くことが重要であると認識しております。これまで、私の下に設置した基本政策検討チーム、私と地方六団体の代表者との間で開催した意見交換会、さらには国と地方の協議の場において、地方から様々な御意見を伺いました。また、私や副大臣、政務官などが積極的に地方へ赴き、現場の御意見をお聞きしておるところであります。本日午後には、政府主催で全国都道府県知事会議が開催されます。私も会議に出席し、地方創生の取組について全国の知事と懇談を行うこととしております。

今後も、様々な機会を捉え、地方公共団体の声に十分耳を傾けてまいります。

なお、昨日の第三回まち・ひと・しごと創生会議で提示された総合戦略骨子案では、総合戦略を毎年定期的に見直し、必要な改訂を加えるとされており、必要に応じて柔軟に対応いたしてまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（麻生太郎君）　地方への権限や税財源の移譲と地方創生との関係についてお尋ねがあっております。

現在、地方からの提案を基に権限移譲などの地方分権改革に取り組んでおり、こうした取組は地方創生にも大いに役立つと考えております。

また、税財源の移譲との関係、いわゆる別枠加算についてのお尋ねがありました。これは地方分権への手当てというわけではなくて、あのときのリーマン・ショックによりまして地方税が大幅に減少する中、地方に配慮し、臨時異例の危機対応として通常の地方交付税に上乗せをしたものであります。

その上で、地方創生の取組に当たって重要なことは、地方自らの創意工夫による自主的な取組を国が後押しすることを基本として、限られた税財源の中で効果的、効率的な施策を国と地方が協力して講じていくことではないかと考えております。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君　日本共産党の吉良よし子です。

私は、日本共産党を代表して、まち・ひと・しごと創生法案及び関連法案について、総理に質問します。

法案は、東京圏への人口の過度の集中を是正すべき課題として掲げ、総理は、地方を支える人材が東京に流出するとともに、出生率が低い東京への人口集中が我が国の人口減少につながっていると述べられました。

ところが、衆議院での議論を通じて見えてきた真の狙いは、東京一極集中の是正などではなく、安倍内閣の成長戦略を進めるために、集約と活性化を掲げ、小泉内閣以来の地方構造改革を更に推進することではありませんか。

具体的には、各地方に中枢拠点都市をつくり、そこに地域インフラや行政サービスを集約し、効率化の名の下で切り捨てる方向です。衆議院地方創生特別委員会による地方公聴会では、飯泉嘉門徳島県知事が、この間進められたいわゆる平成の大合併について、新しい市町村ができ上がった場合には中核部分と周辺部分ができる、その周辺部分が想定以上に疲弊をしてしまった、逆に合併をしなかったところはそれなりに頑張っていけたと述べています。石破大臣も衆議院で、数字を見れば事実と、合併が人口減少の原因であることを認めました。総理もこの事実を認めますか。

これ以上集約と活性化が推進されたら、地方拠点都市への一極集中が進み、地域内格差は更に拡大し、中山間地の疲弊がより加速するのではありませんか。答弁を求めます。

ここで、まず、地方活性化の基本である農業の振興について伺います。

農業、農村は今、長く続いた自民党政治の下で崩壊の危機にさらされています。先進国で最低水準に落ち込んできた食料自給率はどんどん下がり、国土の荒廃が進んでいます。総理の言う農地の集積、企業の参入などを進めれば、農村集落は崩壊が進み、決して活性化することはありません。

日本の農業と食料自給率を立て直すには、農家の選別をやめ、大小多様な農家の維持に全力を注ぐことです。それでこそ集落も農地も維持されます。こうした地域農業を支える担い手を応援すること、新規就農者を増やすための特別の努力を行うこと、農協や農業関係団体が農業振興と農村社会の維持に果たしている役割を正しく評価し重視すること、そして株式会社などの農地利用を厳しく監視することこそ必要ではありませんか。

日々地域に向き合っている全国町村会は、産業としての農業の生産性や効率性の向上のみに着目した農業振興施策は、時として農村振興の阻害要因になり得る、水田農業において、規模拡大による大規模農業者への農地集約を無秩序に進めていくことは、地域の働く場やコミュニティーの場を喪失させることになりかねず、ひいては農村人口の減少を加速させることが懸念されると厳しく指摘しています。総理、これらの声にこそ謙虚に耳を傾けるべきではないのですか。

まして、ＴＰＰに参加して、アメリカやオーストラリアなどの外国の農産物に日本の市場を明け渡すことは最悪の選択です。地方創生どころか日本農業は壊滅的な打撃を受けることは目に見えています。総理は、今こそＴＰＰ交渉からの撤退を決断すべきではありませんか。

安心して地方に住み続けるためには、地域医療と介護の充実は不可欠です。ところが、さきの国会で成立した医療・介護総合法は、国の責任を地方に押し付け、住民をサービスから追い出そうとするものです。

医療では、各医療機関からの病床機能報告を求め、医療圏ごとの必要量が地域医療ビジョンに示されようとしています。こうして地域を超えた病床、ベッドの集約が進められれば、これまで以上に必要な医療を受けられない地域が広がってしまうのではありませんか。

介護についても、政府は、医療・介護総合法に基づき、要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、市町村に押し付けました。その上、厚労省が示したガイドライン案は、費用の効率化の名の下に介護給付費の抑制を市町村に要求しています。これは、専門的な介護サービスをできるだけ受けさせないようにする認定に至らない高齢者を増加させるものです。既に予防モデル事業に名のりを上げた自治体で行われているように、要支援者はサービスからの卒業を強引に押し付けられる、介護からの強制退学を迫られようとしています。

地域の医療・介護サービスを切り捨てて、地方の創生などあり得ないのではありませんか。答弁を求めます。

総理は、繰り返し若者に夢と希望とおっしゃいます。しかし、九〇年代からの労働法制の連続改悪によって、不安定、低賃金の雇用、ブラック企

業などが横行し、夢や希望を奪われているのが今の日本の若者です。内閣府の調査では、非正規雇用の状態にある若者ほど結婚や育児の将来像を持てずにいます。それでも、地方でなら人間らしく働きたいという願いを実現できるのではないかと地方回帰を選ぶ若者が増えているのです。今重要なのは、この若者の就労への不安を取り除くこと、労働者派遣法の改悪はきっぱりとやめ、地方における正社員雇用の増大や最低賃金の引上げに取り組むことではありませんか。

法案では、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境整備を図ると言いますが、出産一つ取っても深刻な事態になっています。

日本産科婦人科学会によれば、産科医の不足が進み、福島県を始め九県では今後回復の見通しも立たない危機的状況に陥っていると指摘されています。さらに、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の試算によれば、十年後の二〇二四年、お産を扱う施設で働く分娩医が急減し、態勢を維持することが困難と報じられています。産科医が全国で最も少ない高知県では、健診を受けるために妊産婦が五十キロも離れた場所から車で一時間以上掛けて高知市まで通う、場合によっては県外で出産せざるを得ない状況もあるのです。

総理、この事態を打開するための具体的な計画と目標はあるのですか。それなくしてどうして結婚、出産、育児について希望を持つことができるのか、答弁を求めます。

重要なのは子育て支援です。

国の支援が不十分な中でも独自に努力している自治体もいます。島根県邑南町では、日本一の子育て村をスローガンに、第二子以降の保育料を無料にし、中学校卒業までの医療費無料などの取組で、若い世代、とりわけ子育て世代の三十代の移入が増え、注目を集めています。去る十月二十四日には、全国市長会が「目指せ出生率アップ！」を掲げ、全国一律に子供の医療費無償化、保育料、幼稚園授業料負担の軽減、産科、小児科等の地域医療の充実を求める国への緊急アピールを発表しています。

総理、本気で地方での人口減に歯止めを掛けるつもりなら、こうした自治体の取組や市長会の要求に応え、保育料の無料化、子供の医療費の無料化に国として踏み出すべきではありませんか。

最後に、消費税の一〇％への引上げについてです。

消費税の八％への増税と今進行している円安による生活物資と燃料代の上昇は、地方で暮らす人にとって重い負担になっています。地方活性化に逆行する消費税一〇％への引上げは断念するよう強く求め、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　吉良よし子議員にお答えをいたします。

集約と活性化による地域内格差の拡大等についてお尋ねがありました。

地方創生は、中山間地、地方都市、大都市など、地域の特性に応じた課題解決を基本的な視点に掲げて取り組むこととしており、特定の地域の切捨ては考えておりません。

また、御指摘の石破大臣の答弁は、市町村合併と人口減少の関係について分析が必要である旨を述べたものと承知しています。

農業の振興についてお尋ねがありました。

我が国農業の成長産業化を図るため、農地集積や担い手の育成確保などの改革を進めています。特に、担い手が不足している地域においては、リース方式で参入した株式会社を含め、担い手に農地を集積、集約化することによって、より効率的な農業経営の実現が図られると考えております。さらに、農協の抜本改革にも取り組んでまいります。また、日本型直接支払の実施により、担い手の規模拡大と同時に、小規模農業者も含めた地域住民が六次産業化に共同で取り組みやすくするものと考えております。

こうした改革を通じて、農業を若者に魅力ある成長産業とするとともに、地域の活性化を併せて図っていきたいと考えております。

ＴＰＰ交渉についてお尋ねがありました。

ＴＰＰ交渉については、交渉が最終局面を迎えている中、交渉からの脱退について言及することは不適切と考えます。

いずれにせよ、守るべきは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求していく考えです。

地域の医療・介護サービスについてのお尋ねがありました。

医療・介護総合確保推進法では、国民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、都道府県が地域医療構想を策定し、医療ニーズに応じた医療提供体制を整備することとしています。また、予防給付の見直しは、訪問介護等を地域の実情に応じて市町村が実施する事業へ見直すものであり、サービスの抑制ありきで行うものではありません。このように、地域の医療・介護サービスを切り捨てるとの御指摘は当たりません。

労働者派遣法の改正等についてのお尋ねがありました。

今回の労働者派遣法改正法案では、期間制限の在り方を分かりやすいものに見直すとともに、派遣労働者の雇用の安定、保護等を図るものであります。あわせて、キャリアアップ助成金等による正社員雇用の確保、最低賃金の引上げに向けた環境整備等を行うことにより、若者の就労への不安を取り除き、安心して働くことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

産科医の確保と保育料、子供の医療費の無料化についてのお尋ねがありました。

産科医の確保については、地域枠を活用した医学部入学定員の増加、医師不足病院に医師の派遣等を行う事業等を通じ、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

また、保育料や子供の医療費については、保育料減免や医療費自己負担の軽減等に取り組んでき

ていますが、これらの無料化については、財源の問題もあることから、慎重な検討が必要と考えています。

消費税率の一〇％への引上げについてお尋ねがありました。

消費税率の引上げは、社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡し、子育て支援を充実していくためのものであります。他方、引上げにより景気が悪化して、税収も増加しないという事態に陥ることは避けなければなりません。経済再生と財政健全化を両立させながら、景気回復の実感を全国津々浦々にまで届けてまいります。

消費税率の一〇％への引上げについては、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断してまいります。

以上であります。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（山崎正昭君）　**日程第一　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君　ただいま議題となりました日本国とオーストラリアとの経済連携協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、我が国とオーストラリアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、自然人の移動、競争及び消費者の保護、知的財産、政府調達等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、本協定締結の経済的・戦略的意義、牛肉や砂糖など農産品貿易の自由化による我が国の農業への影響、食料やエネルギー・鉱物資源の安定供給に係る章が設けられた意義、本協定に定める特恵的な市場アクセス見直しの在り方、ＴＰＰ交渉の妥結が本協定に及ぼす影響等についての質疑が行われたほか、農林水産委員会との連合審査会を開会いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の紙委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の三木理事より賛成する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二

賛成　二百六

反対　十六

よって、本件は承認することに決しました。

（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　**日程第二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丸川珠代君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔丸川珠代君登壇、拍手〕

○丸川珠代君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症の蔓延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症等の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、感染症に関する医療提供体制の整備の必要性、患者等からの検体採取等における手続の在り方、バイオセーフティーレベル4施設の稼働に向けた取組状況等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百二十
反対　一

よって、本案は可決されました。（拍手）

――――◇――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◇――――

○議長（山崎正昭君）　**日程第三　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）**を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長山田俊男君。

――――◇――――

〔議案は本号（その二）に掲載〕

――――◇――――

〔山田俊男君登壇、拍手〕

○山田俊男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成十九年に制定された後、平成二十四年に一部改正が行われ、市町村による被害防止計画の策定、鳥獣被害対策実施隊の設置、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の特例等の施策が実施されてまいりました。

この猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の特例は、銃砲刀剣類所持等取締法の猟銃所持許可の更新等の申請をした場合における同法の技能講習に係る規定の適用を除外するものであり、特定鳥獣被害対策実施隊員については、当分の間、適用を除外することとされておりますが、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については、本年十二月三日までの間、適用を除外することとされております。

しかしながら、被害防止計画を策定する市町村の数は本年四月末時点で千四百一にまで増える一方で、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村の数は同月末時点で八百六十四にとどまっており、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等を進めるに当たり、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の猟銃を使用して捕獲等に従事する者に頼らざるを得ない市町村もいまだ少なくない状況となっております。

本法律案は、このような現状に鑑み、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者についての猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を二年延長し、平成二十八年十二月三日までとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

――――◇――――

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百二十
反対　一

よって、本案は可決されました。（拍手）

――――◇――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◇――――

○議長（山崎正昭君）　本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会

――――◇――――

出席者は左のとおり。

議長	山崎　正昭君
副議長	輿石　東君
議員	
清水　貴之君	又市　征治君
石川　博崇君	竹谷とし子君
東　徹君	吉田　忠智君
河野　義博君	藤巻　健史君
福島みずほ君	矢倉　克夫君
杉　久武君	堀井　巌君
儀間　光男君	横山　信一君
秋野　公造君	新妻　秀規君
平木　大作君	中西　祐介君
中原　八一君	柴田　巧君
真山　勇一君	若松　謙維君
谷合　正明君	山本　博司君
熊谷　大君	磯﨑　仁彦君
上野　通子君	川田　龍平君

小野　次郎君　浜田　昌良君　武見　敬三君　山崎　力君　小西　洋之君　石橋　通宏君
長沢　広明君　儀崎　陽輔君　鶴保　庸介君　関口　昌一君　大野　元裕君　西村まさみ君
衛藤　晟一君　藤井　基之君　伊達　忠一君　岩城　光英君　斎藤　嘉隆君　田城　郁君
片山虎之助君　室井　邦彦君　岩井　茂樹君　青木　一彦君　難波　奨二君　江崎　孝君
寺田　典城君　荒木　清寛君　堀内　恒夫君　山本　太郎君　有田　芳生君　島村　大君
山口那津男君　魚住裕一郎君　谷　亮子君　山田　修路君　野田　国義君　金子　洋一君
西田　実仁君　世耕　弘成君　渡邉　美樹君　糸数　慶子君　風間　直樹君　牧山ひろえ君
山谷えり子君　長谷川　岳君　主濱　了君　豊田　俊郎君　大島九州男君　相原久美子君
大家　敏志君　宇都　隆史君　堂故　茂君　柘植　芳文君　林　久美子君　佐藤ゆかり君
髙階恵美子君　舞立　昇治君　滝波　宏文君　滝沢　求君　尾立　源幸君　大久保　勉君
三木　亨君　三宅　伸吾君　高橋　克法君　太田　房江君　白　眞勲君　足立　信也君
宮本　周司君　森屋　宏君　大野　泰正君　北村　経夫君　藤本　祐司君　水岡　俊一君
山下　雄平君　馬場　成志君　大沼みずほ君　古賀友一郎君　津田弥太郎君　片山さつき君
羽生田　俊君　二之湯武史君　上月　良祐君　酒井　庸行君　藤田　幸久君　増子　輝彦君
長峯　誠君　中泉　松司君　島田　三郎君　古川　俊治君　櫻井　充君　小川　敏夫君
渡辺　猛之君　藤川　政人君　西田　昌司君　佐藤　正久君　大塚　耕平君　那谷屋正義君
江島　潔君　井原　巧君　石井みどり君　佐藤　信秋君　直嶋　正行君　加藤　敏幸君
石井　正弘君　石田　昌宏君　福岡　資麿君　吉田　博美君　神本美恵子君　田中　直紀君
牧野たかお君　石井　浩郎君　松山　政司君　岡田　直樹君　羽田雄一郎君　郡司　彰君
山田　俊男君　森　まさこ君　松村　祥史君　水落　敏栄君　榛葉賀津也君　浜田　和幸君
丸川　珠代君　丸山　和也君　山本　順三君　松下　新平君　中野　正志君　田中　茂君
石井　準一君　野上浩太郎君　猪口　邦子君　溝手　顕正君　吉良よし子君　平野　達男君
北川イッセイ君　小泉　昭男君　柳本　卓治君　山本　一太君　アントニオ猪木君　渡辺美知太郎君
二之湯　智君　岡田　広君　橋本　聖子君　木村　義雄君　辰巳孝太郎君　吉川　沙織君
野村　哲郎君　愛知　治郎君　小坂　憲次君　尾辻　秀久君　荒井　広幸君　江口　克彦君
末松　信介君　中川　雅治君　中曽根弘文君　森本　真治君　和田　政宗君　倉林　明子君
有村　治子君　金子原二郎君　儀崎　哲史君　石上　俊雄君　蓮　舫君　広田　一君
脇　雅史君　岸　宏一君　浜野　喜史君　安井美沙子君　藤末　健三君　中山　恭子君

薬師寺みちよ君　紙　智子君

国務大臣

内閣総理大臣　安倍　晋三君
財務大臣　麻生　太郎君
外務大臣臨時代理　菅　義偉君
厚生労働大臣　塩崎　恭久君
農林水産大臣　西川　公也君
国務大臣　石破　茂君

内閣官房副長官　田村　智子君　芝　博一君

内閣官房副長官　世耕　弘成君

副大臣

内閣府副大臣　平　将明君　柳澤　光美君　小林　正夫君
山田　太郎君　井上　義行君
大門実紀史君　仁比　聡平君
小見山幸治君　長浜　博行君
小川　勝也君　中西　健治君
松田　公太君　山口　和之君
井上　哲士君　小池　晃君
前川　清成君　北澤　俊美君
柳田　稔君　前田　武志君
江田　五月君　水野　賢一君
行田　邦子君　松沢　成文君
山下　芳生君　市田　忠義君

議長の報告事項

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　石井　正弘君　堂故　茂君　野田　国義君

補欠　山谷えり子君　宇都　隆史君　徳永　エリ君

外交防衛委員

辞任　宇都　隆史君　末松　信介君

補欠　堂故　茂君　堀内　恒夫君

財政金融委員

辞任　宮沢　洋一君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）

補欠　三宅　伸吾君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

文教科学委員

辞任　堀内　恒夫君

補欠　末松　信介君

厚生労働委員

辞任　豊田　俊郎君

補欠　石井みどり君

農林水産委員

辞任　徳永　エリ君

補欠　野田　国義君

経済産業委員

辞任　石井みどり君

補欠　豊田　俊郎君

環境委員

辞任　山谷えり子君

補欠　石井　正弘君

予算委員

辞任　石井　準一君　三宅　伸吾君　長沢　広明君

補欠　吉田　博美君　宮沢　洋一君　横山　信一君

懲罰委員

辞任　吉田　博美君

補欠　石井　準一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任　江島　潔君　大野　元裕君　平木　大作君　儀間　光男君

補欠　島村　大君　長浜　博行君　石川　博崇君　小野　次郎君

消費者問題に関する特別委員

辞任　二之湯武史君　礒﨑　哲史君　河野　義博君　新妻　秀規君

補欠　青木　一彦君　森本　真治君　佐々木さやか君　山本　香苗君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事　仁比　聡平君（仁比聡平君の補欠）

消費者問題に関する特別委員会

理事　河野　義博君（佐々木さやか君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外六名提出）（衆第六号）

同日議長は、次の議員提出案を財政金融委員会に付託した。

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（大久保勉君外九名発議）（参第一号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六号）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

内閣委員会に付託

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（閣法第一二号）

財政金融委員会に付託

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）　国土交通委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問主意書（渡辺美知太郎君提出）（第五五号）

中国サンゴ密漁船に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第五六号）

拉致被害者救出に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第五七号）

「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第五八号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

空き家対策に関する質問主意書（江口克彦君提出）（第四七号）

ＴＰＰ協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問主意書（徳永エリ君提出）（第四八号）
日本の対中直接投資の促進に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第四九号）
信教の自由から見た我が国における公的機関等による食品のハラール認証制度の整備に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第五〇号）
シェールガス革命に伴う我が国の原油輸入の将来展望に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第五一号）
普天間基地返還問題に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第五二号）
辺野古問題に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第五三号）

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠
井原　巧君　小坂　憲次君
宇都　隆史君　堂故　茂君
山谷えり子君　石井　正弘君
難波　奨二君　福山　哲郎君

外交防衛委員

辞任　補欠
小坂　憲次君　井原　巧君
堂故　茂君　滝波　宏文君
堀内　恒夫君　宮本　周司君
松山　政司君　長峯　誠君
吉田　博美君　酒井　庸行君
福山　哲郎君　野田　国義君
井上　哲士君　紙　智子君

財政金融委員

辞任　補欠
塚田　一郎君　豊田　俊郎君
長峯　誠君　松山　政司君
三宅　伸吾君　宮沢　洋一君

文教科学委員

辞任　補欠
末松　信介君　堀内　恒夫君
新妻　秀規君　山口那津男君

農林水産委員

辞任　補欠
野田　国義君　難波　奨二君
柳澤　光美君　小林　正夫君
山口那津男君　新妻　秀規君
紙　智子君　井上　哲士君

経済産業委員

辞任　補欠
滝波　宏文君　宇都　隆史君
豊田　俊郎君　塚田　一郎君
宮本　周司君　末松　信介君
小林　正夫君　柳澤　光美君

国土交通委員

辞任　補欠
酒井　庸行君　吉田　博美君

環境委員

辞任　補欠
石井　正弘君　山谷えり子君

予算委員

辞任　補欠
宮沢　洋一君　三宅　伸吾君
吉田　博美君　石井　準一君

懲罰委員

辞任　補欠
石井　準一君　吉田　博美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠
古賀友一郎君　高橋　克法君
高野光二郎君　島村　大君
吉川ゆうみ君　大沼みずほ君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事　石井　準一君（石井準一君の補欠）
理事　山下　芳生君（田村智子君の補欠）

農林水産委員会

理事　山田　修路君（山田修路君の補欠）
理事　柳田　稔君（徳永エリ君の補欠）

国土交通委員会

理事　森屋　宏君（森屋宏君の補欠）

同日委員長から次の議案が提出された。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（参第二号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（第百八十三回国会閣法第三〇号、衆議院継続審査）
まち・ひと・しごと創生法案（閣法第一号）
地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第二号）
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（閣法第一六号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外七名提出）（衆第七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を災害対策特別委員会に付託した。

災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外七名提出）

同日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法案（第百八十六回国会衆議院提出、本院継続審査）

同日委員長から次の報告書が提出された。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二一号）審査報告書

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

公有水面埋立法の運用に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第五九号）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法

投票者氏名

日程第一　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二〇六名

愛知　治郎君　青木　一彦君　相原久美子君　有田　芳生君
有村　治子君　井原　巧君　石上　俊雄君　石橋　通宏君
石井　準一君　石井　浩郎君　礒崎　哲史君　江崎　孝君
石井　正弘君　石井みどり君　江田　五月君　小川　勝也君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　小川　敏夫君　尾立　源幸君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君　大久保　勉君　大島九州男君
岩井　茂樹君　岩城　光英君　大塚　耕平君　大野　元裕君
宇都　隆史君　上野　通子君　北澤　俊美君　郡司　彰君
江島　潔君　衛藤　晟一君　小西　洋之君　小林　正夫君
尾辻　秀久君　大家　敏志君　加藤　敏幸君　風間　直樹君
大沼みずほ君　大野　泰正君　金子　洋一君　神本美恵子君
太田　房江君　岡田　直樹君　二之湯武史君　大塚　耕平君
岡田　広君　片山さつき君　野上浩太郎君　郡司　彰君
金子原二郎君　木村　義雄君　野村　哲郎君　小林　正夫君
岸　宏一君　北川イッセイ君　羽生田　俊君　斎藤　嘉隆君
北村　経夫君　熊谷　大君　馬場　成志君　小見山幸治君
小泉　昭男君　小坂　憲次君　橋本　聖子君　櫻井　充君
古賀友一郎君　上月　良祐君　福岡　資麿君　芝　博一君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君　藤井　基之君　榛葉賀津也君
佐藤ゆかり君　酒井　庸行君　藤川　政人君　田城　郁君
島田　三郎君　島村　大君　古川　俊治君　津田弥太郎君
末松　信介君　世耕　弘成君　堀井　巌君　直嶋　正行君
関口　昌一君　伊達　忠一君　舞立　昇治君　難波　奨二君
高橋　克法君　滝沢　求君　松下　新平君　野田　国義君
滝波　宏文君　武見　敬三君　松山　政司君　白　眞勲君
柘植　芳文君　鶴保　庸介君　丸山　和也君　林　久美子君
堂故　茂君　豊田　俊郎君　三宅　伸吾君　藤末　健三君
中泉　松司君　中川　雅治君　溝手　顕正君　藤本　祐司君
中曽根弘文君　中西　祐介君　宮本　周司君　前川　清成君
中原　八一君　長峯　誠君　森　まさこ君　牧山ひろえ君
二之湯　智君　野上浩太郎君　柳本　卓治君　増子　輝彦君
西田　昌司君　野村　哲郎君　山下　雄平君　水岡　俊一君
羽生田　俊君　馬場　成志君　山田　俊男君　森本　真治君
長谷川　岳君　福岡　資麿君　山本　一太君　柳澤　光美君
橋本　聖子君　藤井　基之君　吉田　博美君　安井美沙子君
藤井　基之君　藤川　政人君　渡辺　猛之君　吉川　沙織君
古川　俊治君　堀井　巌君　渡辺　孝男君　秋野　公造君
堀内　恒夫君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三木　亨君　三宅　伸吾君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮本　周司君　森　まさこ君
森屋　宏君　柳本　卓治君
山崎　力君　山下　雄平君
山田　修路君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
渡邉　美樹君　足立　信也君

荒木　清寛君　石川　博崇君　倉林　明子君　小池　晃君　古賀友一郎君　上月　良祐君　山崎　力君　山下　雄平君
魚住裕一郎君　河野　義博君　田村　智子君　大門実紀史君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　山田　修路君　山田　俊男君
杉　久武君　竹谷とし子君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君　佐藤ゆかり君　酒井　庸行君　山谷えり子君　山本　一太君
谷合　正明君　長沢　広明君　山下　芳生君　福島みずほ君　島田　三郎君　島村　大君　山本　順三君　吉田　博美君
新妻　秀規君　西田　実仁君　又市　征治君　吉田　忠智君　末松　信介君　世耕　弘成君　脇　雅史君　渡辺　猛之君
浜田　昌良君　平木　大作君　主濱　了君　山本　太郎君　関口　昌一君　伊達　忠一君　渡邉　美樹君　足立　信也君
矢倉　克夫君　山口那津男君　高橋　克法君　滝沢　求君　相原久美子君　有田　芳生君
山本　博司君　横山　信一君　日程第二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）　滝波　宏文君　武見　敬三君　石上　俊雄君　石橋　通宏君
若松　謙維君　井上　義行君　柘植　芳文君　鶴保　庸介君　礒崎　哲史君　江崎　孝君
行田　邦子君　田中　茂君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　江田　五月君　小川　勝也君
中西　健治君　松沢　成文君　賛成者氏名　中川　雅治君　小川　敏夫君　尾立　源幸君
松田　公太君　水野　賢一君　二一〇名　中曽根弘文君　中西　祐介君　大久保　勉君　大島九州男君
薬師寺みちよ君　山口　和之君　愛知　治郎君　青木　一彦君　中原　八一君　長峯　誠君　大塚　耕平君　大野　元裕君　榛葉賀津也君
山田　太郎君　和田　政宗君　有村　治子君　井原　巧君　二之湯　智君　二之湯武史君　加藤　敏幸君　風間　直樹君　田中　直紀君　津田弥太郎君
渡辺美知太郎君　東　徹君　石井　準一君　石井　浩郎君　西田　昌司君　野上浩太郎君　金子　洋一君　神本美恵子君　長浜　博行君　難波　奨二君
小野　次郎君　川田　龍平君　石井　正弘君　石井みどり君　野村　哲郎君　羽生田　俊君　北澤　俊美君　郡司　彰君　西村まさみ君　野田　国義君
儀間　光男君　清水　貴之君　石田　昌宏君　礒﨑　仁彦君　長谷川　岳君　馬場　成志君　小西　洋之君　小林　正夫君　羽田雄一郎君　白　眞勲君
藤巻　健史君　真山　勇一君　礒崎　陽輔君　猪口　邦子君　藤井　基之君　藤川　政人君　小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　浜野　喜史君　林　久美子君
柴田　巧君　寺田　典城君　岩井　茂樹君　岩城　光英君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　櫻井　充君　芝　博一君　広田　一君　藤末　健三君
室井　邦彦君　アントニオ猪木君　江島　潔君　衛藤　晟一君　古川　俊治君　堀井　巌君　大家　敏志君　舞立　昇治君　松山　政司君　丸山　和也君　三宅　伸吾君　溝手　顕正君　森　まさこ君　柳本　卓治君
江口　克彦君　中野　正志君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　堀内　恒夫君　舞立　昇治君　松村　祥史君　丸川　珠代君　三木　亨君　水落　敏栄君　宮本　周司君　森屋　宏君
中山　恭子君　荒井　広幸君　大沼みずほ君　大野　泰正君　牧野たかお君　松下　新平君
浜田　和幸君　平野　達男君　太田　房江君　岡田　直樹君
谷　亮子君　興石　東君　岡田　広君　片山さつき君
金子原二郎君　木村　義雄君
岸　宏一君　北川イッセイ君
北村　経夫君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君

反対者氏名

一六名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　吉良よし子君

前川　清成君　牧山ひろえ君　田村　智子君　大門実紀史君
増子　輝彦君　水岡　俊一君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
森本　真治君　安井美沙子君　山下　芳生君　アントニオ猪木君
柳澤　光美君　柳田　稔君　江口　克彦君　中野　正志君
吉川　沙織君　蓮　舫君　中山　恭子君　福島みずほ君
秋野　公造君　荒木　清寛君　又市　征治君　吉田　忠智君
石川　博崇君　魚住裕一郎君　荒井　広幸君　浜田　和幸君
河野　義博君　杉　久武君　平野　達男君　主濱　了君
竹谷とし子君　谷合　正明君　谷　亮子君　輿石　東君
長沢　広明君　新妻　秀規君
西田　実仁君　浜田　昌良君　反対者氏名　一名
平木　大作君　矢倉　克夫君　山本　太郎君
山口那津男君　山本　博司君
横山　信一君　若松　謙維君　日程第三　鳥獣による農林水産業等に係る被害の
井上　義行君　行田　邦子君　防止のための特別措置に関する法律の一部を改正
田中　茂君　中西　健治君　する法律案（農林水産委員長提出）
松沢　成文君　松田　公太君　賛成者氏名　二二〇名
水野　賢一君　薬師寺みちよ君　愛知　治郎君　青木　一彦君
山口　和之君　山田　太郎君　有村　治子君　井原　巧君
和田　政宗君　渡辺美知太郎君　石井　準一君　石井　浩郎君
東　徹君　小野　次郎君　石井　正弘君　石井みどり君
川田　龍平君　儀間　光男君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
清水　貴之君　柴田　巧君　礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
寺田　典城君　藤巻　健史君　岩井　茂樹君　岩城　光英君
真山　勇一君　室井　邦彦君　宇都　隆史君　上野　通子君
井上　哲士君　市田　忠義君　江島　潔君　衛藤　晟一君
紙　智子君　吉良よし子君　尾辻　秀久君　大家　敏志君
倉林　明子君　小池　晃君　大沼みずほ君　大野　泰正君

太田　房江君　岡田　直樹君　松村　祥史君　松山　政司君
岡田　広君　片山さつき君　丸川　珠代君　丸山　和也君
金子原二郎君　木村　義雄君　三木　亨君　三宅　伸吾君
岸　宏一君　北川イッセイ君　水落　敏栄君　溝手　顕正君
北村　経夫君　熊谷　大君　宮本　周司君　森　まさこ君
小泉　昭男君　小坂　憲次君　森屋　宏君　柳本　卓治君
古賀友一郎君　上月　良祐君　山崎　力君　山下　雄平君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君　山田　修路君　山田　俊男君
佐藤ゆかり君　酒井　庸行君　山谷えり子君　山本　一太君
島田　三郎君　島村　大君　山本　順三君　吉田　博美君
末松　信介君　世耕　弘成君　脇　雅史君　渡辺　猛之君
関口　昌一君　伊達　忠一君　渡邉　美樹君　足立　信也君
高橋　克法君　滝沢　求君　相原久美子君　有田　芳生君
滝波　宏文君　武見　敬三君　石上　俊雄君　石橋　通宏君
柘植　芳文君　鶴保　庸介君　礒崎　哲史君　江崎　孝君
堂故　茂君　豊田　俊郎君　江田　五月君　小川　勝也君
中泉　松司君　中川　雅治君　小川　敏夫君　尾立　源幸君
中曽根弘文君　中西　祐介君　大久保　勉君　大島九州男君
中原　八一君　長峯　誠君　大塚　耕平君　大野　元裕君
二之湯　智君　二之湯武史君　加藤　敏幸君　風間　直樹君
西田　昌司君　野上浩太郎君　金子　洋一君　神本美恵子君
野村　哲郎君　羽生田　俊君　北澤　俊美君　郡司　彰君
長谷川　岳君　馬場　成志君　小西　洋之君　小林　正夫君
橋本　聖子君　福岡　資麿君　小見山幸治君　斎藤　嘉隆君
藤井　基之君　藤川　政人君　櫻井　充君　芝　博一君
古川　俊治君　堀井　巌君　榛葉賀津也君　田城　郁君
堀内　恒夫君　舞立　昇治君　田中　直紀君　津田弥太郎君
牧野たかお君　松下　新平君　那谷屋正義君　直嶋　正行君

長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤田　幸久君
前川　清成君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
山口那津男君
横山　信一君
井上　義行君
田中　茂君
松沢　成文君
水野　賢一君
山口　和之君
和田　政宗君
東　　徹君
川田　龍平君

難波　奨二君
野田　国義君
白　　眞勲君
林　久美子君
藤末　健三君
藤本　祐司君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
杉　　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　博司君
若松　謙維君
行田　邦子君
中西　健治君
松田　公太君
薬師寺みちよ君
山田　太郎君
渡辺美知太郎君
小野　次郎君
儀間　光男君

清水　貴之君
寺田　典城君
真山　勇一君
井上　哲士君
紙　　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
江口　克彦君
中山　恭子君
又市　征治君
荒井　広幸君
平野　達男君
谷　　亮子君

柴田　　巧君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
市田　忠義君
吉良よし子君
小池　　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
アントニオ猪木君
中野　正志君
福島みずほ君
吉田　忠智君
浜田　和幸君
主濱　　了君
與石　　東君

反対者氏名　一名
山本　太郎君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十六年十一月七日

○第百八十七回国会 参議院会議録第六号（その二）

目次

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定
前文
第一章　総則
第一・一条　自由貿易地域の設定
第一・二条　一般的定義
第一・三条　透明性
第一・四条　公衆による意見提出の手続
第一・五条　行政上の手続
第一・六条　審査及び上訴
第一・七条　秘密の情報
第一・八条　租税
第一・九条　一般的例外
第一・十条　安全保障のための例外
第一・十一条　他の協定との関係
第一・十二条　実施取極
第一・十三条　合同委員会
第一・十四条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第一節　一般規則
第二・一条　定義
第二・二条　物品の分類
第二・三条　内国民待遇
第二・四条　関税の撤廃又は引下げ

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月六日

外交防衛委員長　片山さつき

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とオーストラリアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、自然人の移動、競争及び消費者の保護、知的財産、政府調達等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において両国間における経済上の連携が強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化し、また、両国関係が一層緊密化することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十月三十一日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　山崎　正昭殿

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第二・五条　関税上の評価
第二・六条　輸出税
第二・七条　輸出補助金
第二・八条　非関税措置
第二・九条　行政上の手数料及び課徴金
第二・十条　貿易に関する規則の施行
第二・十一条　輸入許可手続
第二・十二条　ダンピング防止措置及び相殺措置
第二節　セーフガード措置
第二・十三条　二国間セーフガード措置の適用
第二・十四条　調査
第二・十五条　条件及び制限
第二・十六条　補償
第二・十七条　暫定的な二国間セーフガード措置
第二・十八条　特定の農産品に関する特別セーフガード措置
第二・十九条　世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係
第三節　他の規定
第二・二十条　市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し
第二・二十一条　物品の貿易に関する小委員会
第二・二十二条　附属書一の改正
第二・二十三条　運用上の手続規則
第三章　原産地規則
第三・一条　定義
第三・二条　原産品
第三・三条　完全に得られる産品
第三・四条　非原産材料を使用して生産される産品
第三・五条　原産資格割合の算定
第三・六条　累積
第三・七条　原産資格を与えることとならない作業
第三・八条　積送
第三・九条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三・十条　代替性のある産品及び材料
第三・十一条　間接材料
第三・十二条　附属品、予備部品及び工具
第三・十三条　こん包材料及びこん包容器
第三・十四条　原産地に関する証拠書類
第三・十五条　原産地証明書
第三・十六条　原産地証明文書
第三・十七条　関税上の特恵待遇の要求
第三・十八条　原産地に関する証拠書類の免除
第三・十九条　誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置
第三・二十条　記録の保管に関する義務
第三・二十一条　原産品であることについての確認
第三・二十二条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第三・二十三条　関税上の特恵待遇の否認
第三・二十四条　第三国の仕入書
第三・二十五条　秘密性
第三・二十六条　罰則
第三・二十七条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
第三・二十八条　原産地規則に関する小委員会
第三・二十九条　附属書二及び附属書三の改正
第四章　税関手続

第四・一条　適用範囲
第四・二条　定義
第四・三条　透明性
第四・四条　通関
第四・五条　事前教示
第四・六条　一時輸入及び通過物品
第四・七条　協力及び情報の交換
第四・八条　審査手続
第四・九条　税関手続に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫に係る協力
第五・一条　適用範囲
第五・二条　権利及び義務の再確認
第五・三条　協力
第五・四条　衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会
第五・五条　この章における調整当局
第五・六条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第六・一条　適用範囲
第六・二条　定義
第六・三条　権利及び義務の再確認
第六・四条　国際規格、指針又は勧告
第六・五条　強制規格
第六・六条　適合性評価手続
第六・七条　透明性
第六・八条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第六・九条　この章における調整当局
第六・十条　情報の交換
第六・十一条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用
第七章　食料供給
第七・一条　基本原則
第七・二条　定義
第七・三条　重要な食料の輸出の制限
第七・四条　投資の促進及び円滑化
第七・五条　重要な食料の供給のための協議
第八章　エネルギー及び鉱物資源
第八・一条　基本原則
第八・二条　定義
第八・三条　エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給
第八・四条　輸出の制限
第八・五条　輸出許可手続及びその運用
第八・六条　エネルギー・鉱物資源規制措置
第八・七条　協力
第八・八条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会
第九章　サービスの貿易
第九・一条　適用範囲
第九・二条　定義
第九・三条　市場アクセス
第九・四条　内国民待遇
第九・五条　最恵国待遇
第九・六条　現地における拠点
第九・七条　適合しない措置
第九・八条　国内規制

第九・九条　承認
第九・十条　独占及び排他的なサービス提供者
第九・十一条　補助金
第九・十二条　支払及び資金の移転
第九・十三条　国際収支の擁護のための制限
第九・十四条　利益の否認
第九・十五条　サービスの貿易に関する小委員会
第十章　電気通信サービス
第十・一条　適用範囲
第十・二条　定義
第十・三条　アクセス及び利用
第十・四条　海底ケーブル
第十・五条　番号ポータビリティ
第十・六条　ダイヤリング・パリティ
第十・七条　競争条件の確保のためのセーフガード
第十・八条　主要なサービス提供者による待遇
第十・九条　再販売
第十・十条　相互接続
第十・十一条　ネットワーク構成要素の細分化
第十・十二条　専用回線によるサービスの提供及び価格
第十・十三条　コロケーション
第十・十四条　設備へのアクセス
第十・十五条　独立の電気通信規制機関
第十・十六条　ユニバーサル・サービス
第十・十七条　免許の手続
第十・十八条　希少な資源の分配及び利用
第十・十九条　透明性
第十・二十条　要求されていない電子メッセージ
第十・二十一条　電気通信に関する紛争解決
第十・二十二条　電気通信に関する小委員会
第十・二十三条　国際機関との関係
第十一章　金融サービス
第十一・一条　適用範囲
第十一・二条　定義
第十一・三条　新たな金融サービス
第十一・四条　国内規制
第十一・五条　承認
第十一・六条　情報の移転及び処理
第十一・七条　規制に関する透明性
第十一・八条　自主規制団体
第十一・九条　支払及び清算の制度
第十一・十条　金融サービスに関する小委員会
第十一・十一条　協議
第十一・十二条　紛争解決
第十二章　自然人の移動
第十二・一条　適用範囲
第十二・二条　定義
第十二・三条　特定の約束
第十二・四条　透明性
第十二・五条　自然人の移動に関する要件及び手続
第十二・六条　紛争解決
第十三章　電子商取引

第十三・一条　基本原則
第十三・二条　定義
第十三・三条　関税
第十三・四条　デジタル・プロダクトの無差別待遇
第十三・五条　国内規制
第十三・六条　電子署名
第十三・七条　消費者の保護
第十三・八条　個人情報の保護
第十三・九条　貿易実務に係る文書の電子化
第十三・十条　協力
第十四章　投資
第十四・一条　適用範囲
第十四・二条　定義
第十四・三条　内国民待遇
第十四・四条　最恵国待遇
第十四・五条　待遇に関する最低基準
第十四・六条　裁判所の裁判を受ける権利
第十四・七条　特別な手続及び情報の要求
第十四・八条　経営幹部及び取締役会
第十四・九条　特定措置の履行要求の禁止
第十四・十条　適合しない措置及び例外
第十四・十一条　収用及び補償
第十四・十二条　争乱の際の待遇
第十四・十三条　資金の移転
第十四・十四条　代位
第十四・十五条　一般的例外
第十四・十六条　一時的なセーフガード措置
第十四・十七条　利益の否認
第十四・十八条　投資に関する小委員会
第十四・十九条　見直し
第十五章　競争及び消費者の保護
第十五・一条　目的
第十五・二条　定義
第十五・三条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第十五・四条　国有企業
第十五・五条　反競争的行為に対する取組に関する協力
第十五・六条　消費者の保護に関する協力
第十五・七条　協議
第十五・八条　情報の秘密性
第十五・九条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用
第十六章　知的財産
第十六・一条　一般規定
第十六・二条　定義
第十六・三条　内国民待遇
第十六・四条　手続事項の簡素化
第十六・五条　知的財産権の取得及び維持
第十六・六条　透明性
第十六・七条　知的財産の保護についての啓発の促進
第十六・八条　特許
第十六・九条　商標
第十六・十条　地理的表示
第十六・十一条　植物の新品種

第十六・十二条　著作権及び関連する権利
第十六・十三条　開示されていない情報の保護
第十六・十四条　実用新案
第十六・十五条　不正競争
第十六・十六条　インターネット・サービス・プロバイダ
第十六・十七条　権利行使に関する一般規定
第十六・十八条　国境措置に係る権利行使
第十六・十九条　民事上の救済に係る権利行使
第十六・二十条　刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使
第十六・二十一条　知的財産に関する小委員会
第十七章　政府調達
第十七・一条　適用範囲
第十七・二条　定義
第十七・三条　内国民待遇及び無差別待遇
第十七・四条　原産地規則
第十七・五条　契約の評価
第十七・六条　調達の効果を減殺する措置の禁止
第十七・七条　技術仕様
第十七・八条　入札の手続
第十七・九条　参加のための条件
第十七・十条　調達の公示
第十七・十一条　選択入札
第十七・十二条　入札の期限
第十七・十三条　入札説明書
第十七・十四条　入札書の提出及び受領、開札並びに落札
第十七・十五条　限定入札
第十七・十六条　落札後の情報
第十七・十七条　調達制度に関する情報
第十七・十八条　情報の不開示
第十七・十九条　苦情申立ての手続
第十七・二十条　例外
第十七・二十一条　調達の過程における健全性の確保
第十七・二十二条　訂正又は修正
第十七・二十三条　調達機関の民営化
第十七・二十四条　追加的な交渉
第十七・二十五条　協力
第十八章　経済関係の緊密化
第十八・一条　協力
第十八・二条　経済関係の緊密化に関する小委員会
第十八・三条　連絡部局の任務
第十八・四条　次章（紛争解決）の規定の不適用
第十九章　紛争解決
第十九・一条　適用範囲
第十九・二条　定義
第十九・三条　紛争解決手続の選択
第十九・四条　協議
第十九・五条　あっせん、調停又は仲介
第十九・六条　仲裁裁判所の設置及び構成
第十九・七条　仲裁裁判所の付託事項
第十九・八条　仲裁裁判所の任務
第十九・九条　仲裁裁判手続
第十九・十条　仲裁裁判手続における情報

第十九・十一条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第十九・十二条　裁定
第十九・十三条　裁定の実施
第十九・十四条　実施に関する意見の相違
第十九・十五条　代償及び譲許の停止
第十九・十六条　手続規則
第十九・十七条　期間、規則及び手続の修正
第十九・十八条　費用
第二十章　最終規定
第二十・一条　目次及び見出し
第二十・二条　附属書及び注釈
第二十・三条　改正
第二十・四条　効力発生
第二十・五条　一般的な見直し
第二十・六条　終了
第二十・七条　正文
附属書一（第二章（物品の貿易）関係）　第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表
附属書二（第三章（原産地規則）関係）　品目別規則
附属書三（第三章（原産地規則）関係）　原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項
附属書四（第七章（食料供給）関係）　重要な食料の表
附属書五（第八章（エネルギー及び鉱物資源）関係）　エネルギー・鉱物資源物品の表
附属書六（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）　第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置
附属書七（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）　第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置
附属書八（第九章（サービスの貿易）関係）　サービス提供者の資格の承認
附属書九（第十一章（金融サービス）関係）　金融サービス
附属書十（第十二章（自然人の移動）関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書十一（第十四章（投資）関係）　補助金
附属書十二（第十四章（投資）関係）　収用
附属書十三（第十七章（政府調達）関係）　政府調達

前文

日本国及びオーストラリア（以下「締約国」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、

貿易及び投資の自由化及び円滑化を通じて両締約国間の経済上の連携を強化することを決意し、

経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をもたらすであろう予見可能で、かつ、透明性及び一貫性のあるビジネス環境を促進するための協力の推進に向けた枠組みを設定することを決意し、

両締約国の経済の活発な部門の間の創造性、革新及び連携を促進することを希望し、

一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを求め、

千九百五十七年七月六日に箱根で署名され、千九百六十三年八月五日に東京で署名された議定書によって改正された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び千九百七十六年六月十六日に東京で署名された日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約が、両締約国間の二国間における貿易関係の発展に貢献してきたことを想起し、

世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を基礎とすることを決意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一・一条　自由貿易地域の設定

両締約国は、ここに千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合する自由貿易地域を設定する。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b)　「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(c)　「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(d)　「区域」とは、

(i)　オーストラリアについては、オーストラリア連邦であって、次の(A)に規定する海外地域を除き、(B)に規定する区域を含む。

(A)　ノーフォーク島地域、クリスマス島地域、ココス（キーリング）諸島地域、アシュモア及びカーティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域以外の全ての海外地域

(B)　国際法に基づいてオーストラリアが主権的権利又は管轄権を行使するオーストラリアの領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚

(ii)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使する全てのものをいう。

注釈　この(d)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

(e)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(f)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(g)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(h)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される社団、会社、団体、組合、信託、合弁企業、個人企業その他の事業体をいう。

(i)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(j)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(k)　「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給におけ

る利用を目的とするものを除く。）をいう。

(l)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システム（統一システムの解釈に関する通則、各部の注釈及び各類の注釈を含む。）であって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(m)　「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、慣行、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(n)　「締約国の自然人」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　オーストラリアについては、自国の法令に定義するオーストラリアの市民又は永住者であること。

(ii)　日本国については、自国の法令に定義する日本国の国民であること。

(o)　「原産品」とは、第三章（原産地規則）の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(p)　「者」とは、自然人又は企業をいう。

(q)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(r)　「衛生植物検疫措置」とは、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ａの１に規定するあらゆる衛生植物検疫措置をいう。

(s)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(t)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条　透明性

1　一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定並びに自国が締結している国際協定を、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、１に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、１に規定する事項に関し、合理的な期間内に、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

4　一方の締約国は、この協定の実施に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、利害関係者及び他方の締約国がそのような導入又は変更を知ることを可能とするため、適当な措置をとるよう努める。

第一・四条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関し自国が採用しようとする一般に適用される措置について、意見提出のための合理的な機会を与える。

第一・五条　行政上の手続

1　締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a)　自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　各締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性のある、公平な、かつ、合理的な態様で実施する重要性を認識し、自国の権限のある当局が、ある者に対し、義務を課し、又は権利を制限する最終的な行政上の決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容されるとき及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、当該者に対し次の通知及び機会を与えることを確保する。

(a)　手続が開始された場合には、適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第一・六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持する。これらの裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施につ

いて責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、当該裁判所又は手続において、当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録される意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、当該行政上の行為に関する決定が権限のある関係当局によって実施されることを確保する。

第一・七条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第一・八条　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

注釈　「租税に係る課税措置」には、次のものを含めない。

(a)　第一・二条(f)に定義する関税

(b)　第一・二条(f)(ii)に規定するダンピング防止税及び相殺関税

(c)　第一・二条(f)(iii)に規定する手数料その他の課徴金

2　次の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

(a)　この協定の規定が当該課税措置に適用される限度において、第一・三条、第一・六条及び第一・七条の規定

(b)　第二・三条（物品の貿易－内国民待遇）（同条を千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において適用する。）及び第二・六条（物品の貿易－輸出税）の規定

(c)　第九・四条（サービスの貿易－内国民待遇）の規定

(d)　当該課税措置が間接税に係るものである場合に限り、第九・五条（サービスの貿易－最恵国待遇）の規定

(e)　当該課税措置が間接税に係るものである場合に限り、第十四・三条（投資－内国民待遇）及び第十四・四条（投資－最恵国待遇）の規定

(f)　当該課税措置が第十四章（投資）に規定する収用を構成する限度において、第十四・十一条（投資－収用及び補償）の規定

(g)　第十四・十一条（投資－収用及び補償）の規定が(f)に規定する租税に係る課税措置に適用される場合には、第十四・六条（投資－裁判所の裁判を受ける権利）の規定

3　2の規定にかかわらず、2に掲げる各条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　この協定の効力発生の日において締約国が維持する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないもの

(b)　(a)に規定する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないものの継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないものの改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該課税措置と2に掲げる各条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(d)　税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置の採用又は実施

(e)　年金信託、退職年金基金その他の制度であって、締約国がこれらの信託、基金その他の制度に対し継続して権限、規制又は監督を維持することを要件として年金、退職年金又は類似の給付を行うためのものについて、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関連する特典を付与し、又は引き続き付与することを条件付ける措置

4　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づくいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と当該租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。両締約国間の租税協定に関しては、この協定との抵触

が存在するか否かについての協議には、当該租税協定における各締約国の権限のある当局を含めるものとする。

5　この協定のいかなる規定も、租税協定に従って一方の締約国が与える利益に対してこの協定の最恵国待遇の義務を適用することを義務付けるものではない。

第一・九条　一般的例外

1　次章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）、第五章（衛生植物検疫に係る協力）、第六章（強制規格、任意規格及び適合性評価手続）、第七章（食料供給）、第八章（エネルギー及び鉱物資源）及び第十三章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第九章（サービスの貿易）、第十章（電気通信サービス）、第十一章（金融サービス）、第十二章（自然人の移動）及び第十三章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第一・十条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii)　戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第一・十一条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に組み込まれ、又はこの協定に規定される国際協定又はその規定が改正される場合には、両締約国は、この協定を改正する必要があるか否かについて協議する。

4　この協定は、物品、サービス又は者に対してこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇を与える両締約国間の国際法上の義務を免れさせるものと解してはならない。

5　この協定と通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

第一・十二条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第一・十三条　合同委員会

1　両締約国は、この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　必要な決定（この協定の関連規定に基づき合同委員会に付託されたものを含む。）を採択すること。

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3(a)　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、毎年一回、日本国及びオーストラリアにおいて交互に会合する。

第一・十四条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　物品の貿易

第一節　一般規則

第二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b)　「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ輸入許可手続に関する協定をいう。

(c)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(d)　「二国間セーフガード措置」とは、第二・十三条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(e)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(f)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g)　「輸出補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定第三条1(a)に規定する輸出補助金又は農業協定第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(h)　「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入締約国への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(i)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二・十七条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

(l)　「経過期間」とは、特定の原産品に関し、この協定の効力発生の日から当該日の後八年が経過するまでの期間又は当該日から附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の規定に従って行う当該原産品についての関税の撤廃若しくは引下げが完了した日の後五年が経過するまでの期間のうち、いずれか長い期間をいう。

第二・二条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・三条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の自国の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　特定の産品に関し最恵国待遇に基づいて適用される自国の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

4　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第二・五条　関税上の評価

各締約国は、関税評価協定第一部の規定に従い、両締約国間で取引される物品の課税価額を決定する。

第二・六条　輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる税も課し、又は維持してはならない。ただし、当該税の額が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税の額を超えない場合は、この限りでない。

第二・七条　輸出補助金

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向けられる産品について、いかなる輸出補助金も導入し、又は維持してはならない。

第二・八条　非関税措置

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる非関税措置（数量制限を含む。）も採用し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定に基づいて認められる自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保するものとし、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、当該措置が立案され、制定され、又は適用されないことを確保する。

第二・九条　行政上の手数料及び課徴金

1　各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合するものであることを確保する。

2　各締約国は、産品の輸入及び輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細について、実行可能な限り速やかにインターネット上で利用可能なものとする。

第二・十条　貿易に関する規則の施行

1　各締約国は、この章の規定の対象となる事項に関する自国の全ての法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を一律の、公平な、かつ、合理的な方法で実施する。このため、千九百九十四年のガット第十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　各締約国は、可能な限り、1に規定する種類の自国の法令及び決定について、インターネット上で公に利用可能なものとする。

第二・十一条　輸入許可手続

1　各締約国は、自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続に係る全ての措置が、透明性があり、かつ、予見可能な方法で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従って適用されることを確保する。

2　一方の締約国は、自国の現行の輸入許可手続について、この協定の効力発生の日の後速やかに他方の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。

3　いかなる新たな輸入許可手続又は輸入許可手続の変更も、実行可能な限り当該新たな手続又は変更の効力発生の日の二十一日前に、いかなる場合にも当該効力発生の日以前に、インターネット上で利用可能なものとし、かつ、輸入許可手続に関する協定第四条の規定によって設置された輸入許可に関する委員会に通報された刊行物において公表する。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請がある場合には、一般に適用される輸入許可手続に係る措置に関する情報を求める当該他方の締約国の要請に対し、速やかにかつ可能な限り回答する。

第二・十二条　ダンピング防止措置及び相殺措置

両締約国は、ダンピング防止措置及び相殺措置に関し、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定についての約束を再確認する。

第二節　セーフガード措置

第二・十三条　二国間セーフガード措置の適用

1　一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、経過期間中、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章に定める関税の引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二・十四条　調査

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2　1に規定する調査については、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3　1に規定する調査であって、原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数値化されたもの（特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化）を評価する。

4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加以外の要因が、同時に国内産業に損害を与えている場合には、当該要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第二・十五条　条件及び制限

1　一方の締約国は、二国間セーフガード措置に関し、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条に規定する調査を開始する場合

(b)　第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(c)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(d)　漸進的な緩和のために二国間セーフガード措置を修正する決定を行う場合

2　1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)に規定する場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの号を含む。）、調査の対象となる期間及び調査の開始の日付

(b)　1(b)から(d)までに規定する場合における書面による通報については、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品についての正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの号を含む。）、当該二国間セーフガード措置についての正確な説明（第二・十三条2(a)に規定する措置を選択しない根拠を含む。）並びに該当する場合には、当該二国間セーフガード措置についての導入し、延長し、又は修正しようとする日付及び予定適用期間並びに4に規定する漸進的な緩和のための予定表

3　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、前条に規定する調査から得られる情報及び1の規定に従って通報された情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、並びに次条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。二国間セーフガード措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行っているという証拠も提供する。

4　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができるが、延長を含めた合計の適用期間は、四年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

5　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

6　いずれの一方の締約国も、他方の締約国が同意しない限り、経過期間の満了の時を超えて、二国間セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

8　両締約国は、この協定の効力発生の日の後十年目の年に、この節の規定について必要に応じ見直しを行う。

9　1及び2に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国の連絡については、英語又は日本語で行う。

第二・十六条　補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供する。

2　両締約国が前条3の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

3　2に規定する譲許の適用を停止する権利を行使する一方の締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に他方の締約国に書面により通報する。

第二・十七条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第二・四条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二・十三条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第二・十四条及び第二・十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第二・十五条4に規定する適用期間に算入される。

4　第二・十五条7の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後一方の締約国が行う第二・十四条1に規定する調査により、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二・十八条　特定の農産品に関する特別セーフガード措置

1　締約国は、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の当該締約国の表において「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される特定の農産品であって原産品であるものについての特別なセーフガード措置（以下「特別セーフガード措置」という。）を、同附属書の当該締約国の表に規定する条件の下においてのみ、とることができる。

2　締約国は、特別セーフガード措置をとるに当たり、第二・十三条2の規定の適用に代えて、次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げることができる。

(a)　特別セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c)　附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の当該締約国の表に規定する基準税率

3　とられた特別セーフガード措置は、そのとられた年の終了時までに限り、維持される。

注釈　この3の規定の適用上、「年」とは、その年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

4　締約国は、同一の産品について、二国間セーフガード措置、暫定的な二国間セーフガード措置又は千九

百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づき適用された措置をとり、又は維持すると同時に、この条の規定に基づく特別セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

5　特別セーフガード措置に関する規定は、この協定の効力発生の後十年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）第三編第一節（日本国の表についての注釈）3に規定する発動水準の引上げ、1に規定する特定の農産品であって原産品であるものに適用される関税の引下げ、市場の条件が許容する場合における特別セーフガード措置の廃止等の措置を通じて、当該農産品の市場アクセスを改善する観点から行われる。

第二・十九条　世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

1　この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

2　締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象である産品について、この節の規定に基づく二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとることができず、また、締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象となる産品について、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置を引き続き維持することができない。

3　この節に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。当該締約国は、1(a)又は(b)の規定に従って適用されるセーフガード措置の終了後は、原産品の輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第三節　他の規定

第二・二十条　市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し

1　第二・四条の規定の適用上、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の一の締約国の表第二節の表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品の取扱いは、この協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、割当数量の増加、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

2　両締約国は、日本国が第三国との国際協定に基づいて当該第三国に対して与えた特恵的な市場アクセスの結果として、1に規定する原産品の日本国の市場における競争力に重大な変化がある場合には、オーストラリアの当該原産品に対して同等の待遇を与える観点から見直しを行う。両締約国は、当該第三国との国際協定の効力発生の日の後三箇月以内に当該見直しを開始し、当該見直しを当該日の後六箇月以内に完了することを目指して行う。

第二・二十一条　物品の貿易に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　次の事項その他のこの章の規定に関連する問題について討議すること。

(i)　両締約国間の物品の貿易を促進すること（この協定に基づく関税の更なる自由化及び関税の撤廃時期の繰上げに関する協議による促進を含む。）。

(ii)　両締約国間の物品の貿易に対する関税措置及び非関税措置について対処すること。

(iii)　各締約国の関税割当ての運用に関する問題（その運用において透明性を促進することを含む。）に対処すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国間の貿易を円滑化する取組について検討するために、いずれかの締約国が提起した非関税措置について見直しを行う。小委員会は、必要な場合には、合同委員会に対し、その見直しによる所見を報告する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第二・二十二条　附属書一の改正

1　附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の改正（ただし、統一システムの改正を実施するための改正であって、他方の締約国の原産品に同附属書の規定に従って適用される関税の税率の変更を伴わないものに限る。）については、国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

2　1に規定する改正は、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

第二・二十三条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の権限を与えられた機関は、同規則に定める詳細な規則に従って、関税割当ての適用及びその他の関連事項に関する任務を遂行する。

第三章　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「権限を与えられた機関」とは、第三・十五条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

(i)　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

(ii)　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第三・十五条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

(b)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(B)　当該締約国に本店及び主たる営業所を有する法人が所有していること。

(C)　当該締約国の区域内においてのみ裸用船契約に基づいて操業する許可を当該締約国政府によって与えられていること。

(c)　「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である結果として相互に交換することが可能な産品又は材料であって、原産品であるか否かを決定する上で目視による検査に基づき、それぞれを区別することができないものをいう。

(d)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(f)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(vi)　試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(g) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(h) 「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

(i) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三・十三条に規定する小売用のこん包材料及びこん包容器以外のものをいう。

(j) 「関税上の特恵待遇」とは、第二・四条（物品の貿易－関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

(k) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第三・二条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第三・四条の要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（第三・七条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの

(d) この章の規定に基づいて原産品とされるその他の産品

第三・三条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において生まれ、かつ、成育されたもの

(b) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国の区域内において生きている動物から得られる産品

(d) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類

(e) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国において収集される産品であって、本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は原材料の回収にのみ適するもの

(j) 当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収にのみ適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される原材料

(l) 当該締約国の区域内において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第三・四条　非原産材料を使用して生産される産品

1 第三・二条(c)の規定の適用上、産品は、附属書二（品目別規則）に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない産品については、次のいずれかの場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。

(a) (b)に規定する産品以外の産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。）の総額が、当該産品の本船渡しの価額の十パーセント以下である場合

(b)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

4　3の規定は、統一システムの第一類から第二四類までの各類に掲げる産品については、適用しない。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合を除く。

5　もっとも、産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、3に規定する非原産材料の価額を含める。

第三・五条　原産資格割合の算定

1　前条1の規定の適用上、附属書二（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

2　産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

3(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

4　2の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　2の規定の適用上、産品の非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6　2の規定の適用上、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料に含まれる材料であって、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定することができる。

7　5及び6の規定は、5及び6に規定する材料の価額を証明する書面の証拠がある限りにおいて、産品に含まれる材料の価額の算定について適用することができる。

8　3(b)又は4(a)の規定の適用上、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、産品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。

第三・六条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三・七条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬

け）その他当該作業に類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) 産品を物理的に変更することなく単に再分類する作業

(h) (a)から(g)までに規定する作業の組合せ

2　1の規定は、附属書二（品目別規則）に定める品目別規則に優先する。

第三・八条　積送

次のいずれかの場合には、産品は、原産品とみなさない。

(a) 輸出締約国の区域外において引き続き生産その他の作業（輸入締約国の要件を満たすための再こん包及びラベルの貼替え、積送される貨物の分割、積卸し、蔵置並びに当該産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に輸送するために必要なその他の作業であって、産品の積替え及び一時蔵置の間に行われるものを除く。）が行われる場合

(b) 産品が一又は二以上の第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理の下に置かれていない場合

第三・九条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　第三・二条から第三・七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第三・二条から第三・七条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三・十条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するための他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三・十一条　間接材料

産品の生産に使用される間接材料については、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三・十二条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二（品目別規則）に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

3　附属品、予備部品若しくは工具が当該産品について慣習的なものでない場合又は当該附属品、予備部品

若しくは工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされる場合には、当該附属品、予備部品又は工具は、原産性の決定に当たり、別個の産品とみなす。

第三・十三条　こん包材料及びこん包容器

1　産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二（品目別規則）に定める関連する関税分類の変更の要件を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用のこん包材料及びこん包容器を、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

第三・十四条　原産地に関する証拠書類

この章の規定の適用上、次のいずれかの文書を原産地に関する証拠書類とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　第三・十六条に規定する原産地証明文書

第三・十五条　原産地証明書

1　輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、輸出締約国に所在する輸出者、生産者又は当該輸出者若しくは生産者の責任の下で権限を与えられた代理人が書面による申請を提出した後、原産地証明書を発給する。

2　原産地証明書については、次のとおりとする。

(a)　原産地証明書に記載される産品が原産品であることを明記する。

(b)　一又は二以上の産品に関して発給するものとし、種々の産品を含めることができる。

(c)　印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。

(d)　附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。

(e)　発給された日から一年間有効なものとする。

(f)　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3　締約国の輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該産品の生産者が提供する情報に基づく当該産品が原産品であるとの当該輸出者が有する知識

(b)　当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該産品の生産者が提出するもの

(c)　当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関に直接かつ任意に提出するもの

4　各締約国は、次のことを確保するため、権限を与えられた機関又は他の発給機関が、原産地証明書の申請に際して適正な審査を行うことを定める。

(a)　当該原産地証明書に記載される産品が原産品であること。

(b)　当該原産地証明書に含まれる記載内容が、提出された補助的な文書の記載内容に相当するものであること。

5　輸入締約国の税関当局は、原産地証明書の有効期間の満了の日の後に当該原産地証明書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書を受理することができる。

6　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明書の様式の見本及び自国の権限を与えられた機関又は他の発給機関の名称、住所、代表者の署名の見本、公の印章の図案その他の両締約国が合意する詳細を提供する。その後の変更については、速やかに通報する。

第三・十六条　原産地証明文書

1　第三・十四条(b)に規定する原産地証明文書は、産品の輸入者、輸出者又は生産者が、この条の規定に従い、次のいずれかのものに基づいて作成することができる。

(a)　当該産品が原産品であることを示す当該輸入者、輸出者又は生産者が有する情報

(b)　原産地証明文書が輸入者によって作成される場合には、当該産品が原産品である旨の輸出者又は生産者（輸出者が当該産品の生産者でないとき。）の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

(c)　原産地証明文書が輸出者によって作成される場合において、当該輸出者が当該産品の生産者でないときは、当該産品が原産品である旨の生産者の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

2　原産地証明文書については、次のとおりとする。

(a)　原産地証明文書に記載される産品が原産品であることを明記する。

(b)　一又は二以上の産品に関して作成するものとし、種々の産品を含めることができる。

(c)　印刷によるもの又は電子的な手段によるものとする。

(d)　附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。

(e)　作成された日から一年間有効なものとする。

(f)　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3　輸入締約国の税関当局は、原産地証明文書の有効期限の満了の日の後に当該原産地証明文書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができなかったことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明文書を受理することができる。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明文書の様式の見本を提供する。当該様式のその後の変更については、速やかに通報する。

第三・十七条　関税上の特恵待遇の要求

1　関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。

2　この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

(a)　輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。

(b)　当該産品が輸出締約国の原産品であること。

(c)　輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。

注釈1　輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。

注釈2　輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。

3　輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税関への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。

4　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第三・八条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。

5　各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。

(a)　オーストラリアについては、輸入者が産品の輸入の際に関税上の特恵待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2(b)及び(c)に規定する要件が満たされていることを条件とする。

(b)　日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合には、関税上の特恵待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税関当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。

第三・十八条　原産地に関する証拠書類の免除

各締約国は、次に規定する産品の輸入については原産地に関する証拠書類の提出を要求されないことを定める。ただし、当該輸入が第三・十五条から前条までに定める原産地に関する証拠書類に係る義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　オーストラリアについては千オーストラリア・ドルを超えない課税価額又はオーストラリアが定める額を超えない課税価額の産品の輸入、日本国については十万円を超えない課税価額又は日本国が定める額を超えない課税価額の産品の輸入

(b)　輸入締約国が原産地に関する証拠書類に係る義務を免除した産品の輸入

第三・十九条　誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置

各締約国は、自国の法令に従って、誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類が使用され、又は送付

されることを防止するための適当な措置を定め、又は維持する。

第三・二十条　記録の保管に関する義務

1　各締約国は、次のことを定める。

(a)　原産地証明書の発給を受け、原産地証明文書を作成し、又は第三・十五条3(b)若しくは(c)若しくは第三・十六条1(b)若しくは(c)に規定する書面若しくは電子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者は、原産地に関する証拠書類の発給又は作成の対象である産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を、輸出締約国の関係法令に従って、五年間保管する。

(b)　関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、

(i)　その関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明書又は当該原産地証明文書の原本又は写しを含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。

(ii)　その関税上の特恵待遇の要求が当該輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明文書の原本又は写し及び当該原産地証明文書の対象である産品が原産品であることを示すために必要な他の全ての記録を含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。

(c)　輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、原産地証明書に関する全ての関係文書を、当該輸出締約国の関係法令又は認定に係る要件に従って五年間保管する。

2　この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

第三・二十一条　原産品であることについての確認

1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。

2　輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれかの手段により確認手続を行うことができる。

(a)　輸入者に対し、情報を書面により要請すること。

(b)　輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。

(c)　輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。

(d)　次条の規定に従って、輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。

3　2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から四十五日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。

4　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を六箇月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。

(a)　2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局

(b)　2(d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者

第三・二十二条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　前条2(d)に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問は、輸出締約国が定める条件に従って実施される。

2　1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、

(a)　輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を行う。

(b)　輸出締約国は、(a)に規定する要請の受領の日から三十日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2(a)に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
(b) 当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称
(c) 当該書面による要請が行われた日
(d) 訪問の実施を希望する日及び場所
(e) 要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
(f) 訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

第三・二十三条　関税上の特恵待遇の否認

1　輸入締約国は、次の場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。
(a) 産品がこの章に規定する要件を満たさない場合
(b) 産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合
(c) 輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、前条2(b)の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合
(d) 関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちの一のものが、第三・二十一条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。
(e) 関税上の特恵待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、第三・二十一条2(a)の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。

2　輸入締約国は、第三・二十一条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特恵待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

3　輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特恵待遇の適用を停止し、又は否認することができる。

第三・二十四条　第三国の仕入書

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国で発給されたことのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否してはならない。

第三・二十五条　秘密性

1　各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。
2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
(b) 当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該輸入締約国の要請に基づき、外交上の経路又は輸出締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合には、この限りでない。
3　この条の規定は、情報を受領した輸入締約国の法令が当該情報の使用又は開示を要求する限りにおいて、その使用又は開示を妨げるものではない。当該輸入締約国は、可能な限り、輸出締約国に対しそのような開示について事前に通報する。

第三・二十六条　罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第三・二十七条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

1　輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特恵待遇を与える。
(a) 当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品
(b) 税関管理（当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。）から引取り

を許可されていない原産品

2　1の規定の適用上、第三・十七条の規定を適用するものとし、この条の規定の適用上、原産地証明書を遡及して発給することができる。

第三・二十八条　原産地規則に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　次のものに関し、検討を行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国の提案による附属書二（品目別規則）の改正（統一システムの定期的な改正を反映する改正を含む。）及び附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正

(iii)　第一・十二条（総則－実施取極）に規定する実施取極第二章の規定

(b)　この章の規定に関連する他のあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、この協定の効力発生の後一年以内に、この章に関する見直しを開始する。当該見直しは、原産地証明制度の改善を重点的に取り扱う。また、当該見直しは、特定の製造又は加工の作業に関する追加的な品目別規則を含めること及びこの協定の効力発生の時に特定の製造又は加工の作業に関する品目別規則の適用から除外されている産品に対し適用可能な規則の適用を拡大することを考慮する。小委員会は、両締約国が締約国となる今後の協定に規定することになる規則が、適当な場合には、両締約国の合意により、この協定に組み込まれることを確保する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第三・二十九条　附属書二及び附属書三の改正

1　国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、次に掲げる附属書に関する改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書二（品目別規則）

(b)　附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）

2　1に規定するいかなる改正も、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

第四章　税関手続

第四・一条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品に適用される税関手続について適用し、また、両締約国により、各締約国の法令に従って実施される。

第四・二条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第四・三条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、印刷物又はインターネットにより容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3　締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報及び当該利害関係者が知るべきであると当該締約国が考えるその他の適切な情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。

4　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、インターネット等により、当該照会所の名称、住所及び電話番号を公に利用可能なものとする。

第四・四条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、公平であり、並びに合理的である方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　自国の税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、自国の関税法令の効果的な執行を確保しつつ、両締約国間の正当な貿易の流れを一層円滑にする方法を検討するため、自国の税関手続に関して定期的に見直しを行う。

第四・五条　事前教示

1　輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入に先立つ事前の教示であって、当該産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章（原産地規則）の規定に従って当該輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は当該輸出締約国に所在する当該産品の輸出者若しくは生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは生産者の代理人に対して行うものについて定める。

2　輸入締約国は、必要な全ての情報とともに書面による申請が行われ、かつ、事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、1に規定する事前の教示を書面により行うよう努める。当該輸入締約国は、事前の教示についての手続であって、実施取極で定める要件を満たすものを採用し、又は維持する。

3　輸入締約国が2の規定に従って行った事前の教示は、当該輸入締約国の法令及び手続に従い、当該輸入締約国が決定する期間有効とする。

4　輸入締約国は、実施取極で定める場合には、2の規定に従って行った事前の教示を修正し、又は撤回することができる。

5　輸入締約国は、適当な場合には、2の規定に従って行った事前の教示を公に利用可能なものとする。

第四・六条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、自国の法令及び国際的な義務（千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）に基づくものを含む。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に条件付で持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第四・七条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、税関手続の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

第四・八条　審査手続

各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する。当該審査は、当該決定を行った職員又は部局から独立したものとする。

第四・九条　税関手続に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第五章　衛生植物検疫に係る協力

第五・一条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

第五・二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第五・三条　協力

1　両締約国は、次のことを行うことにより更に協力することに積極的な考慮を払う。

(a)　二国間において並びに食品の安全の問題及び人、動物又は植物の生命又は健康の問題に従事する関係国際機関において意見及び情報を交換すること。

(b)　それぞれの衛生植物検疫措置に関する情報の適時の交換を容易にすること。

2　一方の締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ｂ５(b)又は６(a)の規定に従って通報を行う場合には、世界貿易機関への通報と同時に他方の締約国に対し当該通報の写しを電子的に提供する。

第五・四条　衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、協議（科学に立脚した協議を含む。）を行うこと。

(c)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の努力の不必要な重複を避け、及び当該努力の効率を最大にすることを目的として、自らの活動と両締約国の関連する協議の場における活動との間の調整を行う。

4　小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の代表者から成るものとし、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第五・五条　この章における調整当局

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、各締約国は、次の政府当局をこの章における調整当局として指定する。

(a)　オーストラリアについては、農業省又はその後継機関

(b)　日本国については、外務省又はその後継機関

2　この章における調整当局は、次のことを任務とする。

(a)　小委員会の作業を調整し、並びにこの章の規定及び小委員会の決定の実施を容易にすること。

(b)　衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供すること。

3　この章における調整当局は、合意された方法であって、自らの任務の効率的かつ効果的な遂行のために適当なものによって相互に連絡する。

第五・六条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置については、適用しない。

3　各締約国は、自国の区域内の地方政府機関及び非政府機関によるこの章の規定の実施について当該規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第六・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定に定める定義を適用する。

第六・三条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第六・四条　国際規格、指針又は勧告

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4及び5.4の規定に従い、関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2　一方の締約国は、1に規定する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格又は適合性評価手続の基礎として用いない場合には、他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

3　両締約国は、自国の標準化機関に対し、この章の規定に関連する規格、指針、勧告又は政策を作成する関連する国際的又は地域的な機関において討議されている事項に関して協議し、又は意見を交換するよう奨励する。

第六・五条　強制規格

1　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.7の規定に従い、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強制規格が当該一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・六条　適合性評価手続

1　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第六条の規定に従い、可能な限り、他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。

2　各締約国は、他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを容易にするための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、適合性評価の結果を受け入れることを容易にするために用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

3　一方の締約国は、1に規定する他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

4　一方の締約国は、自国の区域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う場合において、他方の締約国の区域において当該強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

5　貿易の技術的障害に関する協定6.3の規定を適用するほか、一方の締約国は、他方の締約国の区域内の適合性評価機関によって行われた適合性評価手続の結果を自国の区域において承認することを容易にする協定又は取決めを締結するための交渉を行うことについて当該他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・七条　透明性

1　一方の締約国は、自国の法令又は行政上の措置に従うことを条件として、他方の締約国の者が自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認める。

2　各締約国は、適用可能な場合には、自国の区域内の非政府機関に対し、任意規格及び任意の適合性評価手続の作成に関連して1の規定を遵守するよう勧告する。

3　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.9.2、2.10.1、5.6.2又は5.7.1の規定に従って通報を行う場合には、貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って自国が設けた照会所を通じて、他方の締約国に

対し当該通報の写しを直ちに電子的に提供する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、当該他方の締約国に対し、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格、任意規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

第六・八条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。

(b)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること（両締約国が決定する場合には、特別作業部会を設置することにより協議することを含む。）。

(d)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(e)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

(b)　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

5　一方の締約国は、この章の規定に関連する問題について協議することについて他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・九条　この章における調整当局

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、各締約国は、次の政府当局をこの章における調整当局として指定する。

(a)　オーストラリアについては、産業省又はその後継機関

(b)　日本国については、外務省又はその後継機関

2　この章における調整当局は、次のことを任務とする。

(a)　小委員会の作業を調整し、並びにこの章の規定及び小委員会の決定の実施を容易にすること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供すること。

3　この章における調整当局は、合意された方法であって、自らの任務の効率的かつ効果的な遂行のために適当なものによって相互に連絡する。

第六・十条　情報の交換

この章の規定に従い一方の締約国の要請に応じて提供される情報及び説明は、合理的な期間内に印刷物で又は電子的に提供される。

第六・十一条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第七章　食料供給

第七・一条　基本原則

両締約国は、食料の貿易における安定的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第七・二条　定義

この章の規定の適用上、「重要な食料」とは、附属書四（重要な食料の表）に掲げる物品をいう。

第七・三条　重要な食料の輸出の制限

1　一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づくいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2　一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の食糧安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b)　当該禁止又は制限を採用するに先立ち、実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c)　他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国の食糧安全保障に及ぼす悪影響を最小限にするため、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても、協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

3　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限の導入又は維持を回避するための取組方法を検討するため、この条の規定について見直しを行う。

第七・四条　投資の促進及び円滑化

各締約国は、食料分野への投資を促進するため、他方の締約国内の関心を有する者からの食料分野への投資に関する全ての照会に回答し、及び適当な場合には、関連する情報を提供する連絡部局を指定する。

第七・五条　重要な食料の供給のための協議

1　各締約国は、重要な食料ごとに迅速な連絡を行うための連絡部局を指定する。

2　一方の締約国は、重要な食料の輸出量について顕著な減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。

3　両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するため、2に規定する問題に関する協議を行う。当該協議は、両締約国政府の代表により行われるものとし、両締約国政府は、他の公私の団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八章　エネルギー及び鉱物資源

第八・一条　基本原則

両締約国は、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第八・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「エネルギー・鉱物資源物品」とは、附属書五（エネルギー・鉱物資源物品の表）に掲げる物品をいう。

(b)　「エネルギー・鉱物資源規制機関」とは、エネルギー及び鉱物資源の規制に責任を有する機関をいう。

(c)　「エネルギー・鉱物資源規制措置」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、採掘、加工、生産、輸送、分配又は販売に直接影響を及ぼす一又は二以上のエネルギー・鉱物資源規制機関による措置をいう。

(d)　「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（「許可」というか否かを問わない。）であって、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

第八・三条　エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給

1　各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の安定的な供給の重要性並びに貿易、投資及び協力（基盤の整備に関する協力を含む。）が長期的な安全保障を達成する上で果たす役割の重要性を認識し、そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2　エネルギー・鉱物資源物品の供給に重大かつ継続的な中断又はその懸念が生ずるときは、一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を要請することができる。ただし、当該協議の要請は、第十九・四条（紛争解決－協議）の規定の適用を妨げない。当該協議の要請が行われる場合には、当該他方の締約国は、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後合理的な期間内に、その問題を議論するために協議を開始する。両締約国は、そのような重大かつ継続的な中断又はその懸念の解消に資するためにそれぞれが利用し得る適切な措置を検討し、かつ、講ずるよう努める。

第八・四条　輸出の制限

1　各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づく又は千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定に適合してとられるいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2　一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)又は第二十条(g)の規定に基づくエネルギー・鉱物資源物品の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a)　他方の締約国のエネルギー及び鉱物資源の安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上

で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b)　実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c)　他方の締約国の要請に基づき、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

注釈　この条のいかなる規定も、両締約国に対し、千九百九十四年のガットの関連する規定に適合しない措置をとることを要求するものと解してはならない。

第八・五条　輸出許可手続及びその運用

一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合には、次のとおりとする。

(a)　自国の法令に従い、透明性があり、かつ、予見可能な方法で実施する。

(b)　申請書の提出のための手続に関する全ての情報、申請者が赴くべき行政機関及び輸出許可の対象とされる産品の表は、できる限り速やかに、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者がこれらを知ることができるような方法で公表する。輸出許可手続又は輸出許可の対象とされる産品の表の変更についても、同様とする。

(c)　当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の法令に従い、輸出制限の運用についての全ての関連情報を提供する。

(d)　当該一方の締約国は、輸出許可によって割当てを実施している場合には、他方の締約国に対し、割当ての総量及びその変更を通報する。

(e)　当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、輸出許可手続に関する規則について当該他方の締約国との協議を行う。

(f)　当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、当該申請の提出を受けた当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する。

第八・六条　エネルギー・鉱物資源規制措置

1　各締約国は、この協定の効力発生の日の後に一般に適用されるエネルギー・鉱物資源規制措置を導入するに当たり、商業上の活動に及ぼす影響を考慮し、自国の法令に従い秩序ある衡平な方法で当該措置を実施する。

2　一方の締約国の要請があった場合には、他方の締約国は、一般に適用される新たなエネルギー・鉱物資源規制措置に関する情報を速やかに提供し、質問に応ずる。

3　一方の締約国は、一般に適用される新たなエネルギー・鉱物資源規制措置であって、この章の規定の運用に著しく影響を及ぼす可能性があり、又はこの章の規定に基づく他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼす可能性があると認められるものを採用する場合には、他方の締約国に対し、当該措置の実施の前に又は実施後できる限り速やかに、通報する。

4　一方の締約国が3に規定する新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合において、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があったときは、当該他方の締約国と協議を行う。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該協議において提示する見解に対し妥当な考慮を払う。

第八・七条　協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、利用可能な資源の範囲内で、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するための協力を促進する。

第八・八条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにエネルギー及び鉱物資源に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(c)　エネルギー及び鉱物資源の分野における発展を考慮し、この章の規定の見直しを行うこと。

(d)　この章の規定に関連する問題について、適当な場合には、この協定に基づいて設置される他の関連する小委員会と協力して、討議すること。

(e)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、勧告を行うこと。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合す

る。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門の又は地域政府若しくは地方政府の代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

第九章　サービスの貿易

第九・一条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

(a)　サービスの提供に係る措置

注釈　サービスの提供に係る措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに関する措置を含む。

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に係る措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(d)　当該締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に係る措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

注釈　両締約国は、サービス貿易一般協定航空運送サービスに関する附属書の検討に関する多角的交渉に留意する。当該多角的交渉が終了した時は、両締約国は、当該多角的交渉の結果を組み込むため、この協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

(b)　政府調達

(c)　第九・十一条に規定する場合を除くほか、締約国又は当該締約国の公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d)　一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(e)　政府の権限の行使として提供されるサービス

第九・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　企業の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d)　「他方の締約国の企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i)　他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する企業

(A)　他方の締約国の自然人

(B)　(i)に規定する他方の締約国の企業

(e)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(f)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(g)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(h)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(i)　「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送サービスについては、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(j)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(k)　「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。

注釈　企業がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、この章の規定に従ってサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(l)　「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(m)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(n)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(o)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第九・三条　市場アクセス

1　締約国は、前条(n)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)の規定は、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置については、適用しない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制

限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

2　締約国は、前条(n)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分である場合には、当該資本の移動を認める。締約国は、前条(n)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し、自国の区域への関連する資本の移動を認める。

第九・四条　内国民待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　この条の規定に係る他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用の対象となるものについては、第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続を適用しない。

第九・五条　最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九・六条　現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、サービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

注釈　この条の規定は、第九・二条(n)(iii)に規定するサービスの提供に関する措置については、適用しない。

第九・七条　適合しない措置

1　第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はオーストラリアの州若しくは準州

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは準州以外の締約国の地方政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定は、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正若しくは当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の要請があった場合には、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関し、速やかに情報を提供し、及び質問に応ずること。

(b)　可能な範囲内で、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関する他方の締約国による意見提出のための合理的な機会を与えること。

(c)　最大限に可能な範囲内で、他方の締約国に対し、そのような改正、修正又は措置であって、この協定に基づく当該他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼし得るものについて通報すること。

4　各締約国は、適当な場合には、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

第九・八条　国内規制

1　各締約国は、一般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じて、速やかに当該決定を審査し、及び正当とされる場合に当該決定に適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3　2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　一方の締約国は、サービス提供者に対する許可、免許若しくは資格又は他方の締約国の技術上の基準に関連して当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

5　両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する交渉の結果が効力を生ずる場合において、両締約国が適当と認めるときは、当該交渉の結果をこの協定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で検討を行う。

6　一方の締約国が免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連する措置を維持する場合には、当該一方の締約国は、次のことを行う。

(a)　実行可能な場合には、次のものを公に利用可能なものとすること。

(i)　免許又は職業上の資格を取得し、更新し、又は維持するための要件及び手続に関する情報

(ii)　技術上の基準に関する情報

(b)　サービスの提供のために何らかの形態の許可が必要な場合には、次のことを行うことを確保すること。

(i)　自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請について検討し、該当する許可を与えるか否かについて決定し、その決定を申請者に通知すること。

(ii)　申請者の要請に応じ、(i)に規定する申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(iii)　不備のある申請が提出された場合において、実行可能なときは、申請者の要請に応じ、当該申請を完全なものとするために必要な全ての追加の情報を特定すること。

(iv)　申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が許可を得るための方法を少なくとも一つ提供するよう努めること。

注釈　許可を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。

(v)　自国の権限のある当局が申請を拒否する場合において、その行政上の決定を申請者に対し書面により通知するときは、当該権限のある当局が当該申請者に対しその拒否の理由を書面により通知することを確保すること。

(c)　他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定めること。

7　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のサービス提供者が当該他方の締約国の区域内において取引する際に用いる企業の名称を使用することを許可するほか、当該企業の名称の使用が不当に制限されないことを確保する。

8　両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関の主催の下で採択された会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。

9　この条の規定は、非政府機関が責任を負う措置については、適用しない。ただし、各締約国は、可能な場合には、非政府機関がこの条に規定する関連する要件に従うよう奨励する。

第九・九条　承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　1に規定する承認であって調和その他の方法により行うことができるものは、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することとする場合には、次のとおりとする。

(a)　第九・五条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　その承認が当該一方の締約国と当該第三国との間の協定又は取決めに基づいて与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。

(c)　その承認が一方的に与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることについて意見を表明するための機会を十分に与える。

4　一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり他方の締約国と第三国との間を差別する手段となり、又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

5　1に規定する承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。両締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

第九・十条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び第九・六条の規定に基づく自国の義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当する場合を除くほか、当該義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び第九・六条の規定に基づく当該締約国の義務に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当する場合を除くほか、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において当該義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

注釈　この2の規定の適用上、サービス貿易一般協定第二十八条(n)(iii)に定める「提携」するの語の定義を準用する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可した当該他方の締約国に対し、当該他方の締約国の区域内における関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第九・十一条　補助金

1　各締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する。

2　いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3　2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

(a)　当該補助金を交付するための法令

(b)　当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）

(c)　政策目的又は当該補助金の目的

(d)　当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間

(e)　当該補助金の交付を受ける資格要件

4　第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

第九・十二条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第九・十三条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限的な措置（取引のための支払又は資金の移転に関するものを含む。）を採用し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限的な措置を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限的な措置を採用し、又は維持してはならない。

4　1の規定に基づき一方の締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5　1の規定に基づき制限的な措置を採用した一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、自国が採用した制限的な措置について見直しを行うため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第九・十四条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国又は当該一方の締約国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を否認することができる。

注釈　この条の規定の適用上、

(a)　企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第九・十五条　サービスの貿易に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　小委員会以外の場における進展を踏まえてこの章の規定について見直しを行うこと。

(c)　第九・九条及び附属書八（サービス提供者の資格の承認）に規定する資格の承認の促進について検討すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　両締約国が特定する他の事項について検討すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第十章　電気通信サービス

第十・一条　適用範囲

1　この章は、電気通信サービスに関し、前章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定の追加的な約束について定める。

2　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって電気通信サービスに影響を及ぼすものについて適用する。

3　この章の規定は、放送局及びケーブルシステムを運営する企業が公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の継続を確保することを目的とする場合を除くほか、締約国が採用し、又は維持する措置であって放送サービス（ラジオ番組及びテレビジョン番組の放送を含む。）に関連するものについては、適用しない。この章の規定は、日本国による電信サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

注釈1　この3の規定の適用上、「放送サービス」には、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）に基づくラジオ及びテレビジョンのサービス並びにラジオ及びテレビジョンの放送サービスを含む。

注釈2　この3の規定の適用上、「電信サービス」とは、日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則に規定する電信サービスをいう。

4　この章のいかなる規定も、次の(a)又は(b)に規定することを要求するものと解してはならない。

(a)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

(b)　締約国が3に規定する放送サービスに専ら従事する企業に対し、放送設備又はケーブル設備を公衆電気通信の伝送網として利用可能にするよう強制すること。

第十・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「事業者事前登録機能」とは、最終利用者が、事業者の識別番号をダイヤルすることなく、事前登録により選択した事業者を利用することができる機能をいう。

(b)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(c)　「ダイヤリング・パリティ」とは、最終利用者が選択した公衆電気通信の伝送サービスの提供者が何者であるかにかかわらず、同じ桁数の番号により（事業者事前登録機能によるものを含む。）締約国が定めた同種の公衆電気通信の伝送サービスに最終利用者がアクセスすることが可能であることをいう。

(d)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(e)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(f)　「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者に係る最終利用者が他のサービス提供者に係る最終利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能にするものをいう。

(g)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられたものをいう。

(h)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

注釈　基本電気通信サービスには、インターネット接続サービスを含む。

(i)　「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(j)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間で公衆電気通信の伝送サービスを提供するために利用される電気通信の基盤をいう。

(k)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、公衆一般に提供される電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、典型的には、二以上の地点の間で、顧客が提供する情報について、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行うものを含む。

(l)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(m)　「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する一又は二以上の機関をいう。

(n)　「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者又は提供者をいう。

第十・三条　アクセス及び利用

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国内において又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　専用回線又は自営回線を通じて個々又は複数の利用者にサービスを提供すること。

(c)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(d)　データの変換を行い、信号を送信し、並びにデータを処理し、及び転換する機能を果たすこと。

(e)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関設立協定の締約国である第三国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　通信の安全及び秘密を確保すること。

(b)　最終利用者の個人情報（プライバシーを含む。）を保護すること。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第十・二十三条に規定する目標の達成を促進するとの要件

(c)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(e)　届出、登録及び免許

第十・四条　海底ケーブル

各締約国は、サービス提供者が海底ケーブル設備を公衆電気通信の伝送サービスとして運用することを認められている場合には、自国の区域内における海底ケーブルシステム（陸揚設備を含む。）へのアクセスについて、合理的な、かつ、差別的でない待遇を確保する。

第十・五条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、最終利用者に対し、携帯電話のサービスの提供者間その他自国が指定する同種のサービスの提供者間の移行において、番号ポータビリティを提供することを確保する。

第十・六条　ダイヤリング・パリティ

各締約国は、次のことを確保する。

(a)　自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、ダイヤリング・パリティを同一の区分に属するサービスにおいて、ダイヤルする際の不当な遅延なしに提供すること。

(b)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、電話番号の差別的でない割当てを受けること。

第十・七条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で自国の区域内において主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

(a)　反競争的な内部相互補助その他の反競争的な価格設定の慣行を行うこと。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第十・八条　主要なサービス提供者による待遇

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第十・九条　再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者によるそのようなサービスの再販売に対し、反競争的な影響を及ぼす不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第十・十条　相互接続

1　一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網の提供者が、直接又は間接に、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、商業的な条件に基づき相互接続を提供することを確保する。

2　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会

社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

3　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれか一の事項に従い、当該提供者の設備及び機器を当該一方の締約国の区域内における主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a)　自国の電気通信規制機関が承認する接続約款（料金及び条件であって、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供するものを含む。）

(b)　標準的な相互接続に関する約款（料金及び条件であって、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するものを含む。）

(c)　相互接続に関する協定に定める条件

(d)　拘束力のある裁定又は仲裁

4　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5　各締約国は、自国の区域内におけるいずれの主要なサービス提供者に関しても、次のいずれかのものを公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

(a)　接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款

(b)　主要なサービス提供者の相互接続に関する協定の条件

注釈　オーストラリアについては、この規定は、オーストラリアの電気通信規制機関が自国の法令に従って、「認定サービス」とみなし、又は認めたサービスについてのみ適用する。

6　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はそれらの最終利用者についての情報（商業上機微な情報を含む。）であって、公衆電気通信の伝送網の提供者の公衆電気通信の伝送網との相互接続を通じて取得したものを、当該相互接続以外の目的のために利用し、又は他の者に提供することを防止するための適当な措置を維持する。

注釈　日本国については、2、3及び6に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十一条　ネットワーク構成要素の細分化

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、両締約国のサービス提供者の電気通信設備間の接続について、細分化された形で、適時に、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するための伝送網の構成部分若しくは設備へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自国の電気通信規制機関に与える。

注釈　日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十二条　専用回線によるサービスの提供及び価格

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

注釈　日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十三条　コロケーション

1　一方の締約国は、2の規定に従い、物理的に可能であり、実際的又は実行可能な代替方法がない場合には、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び

料金（原価に照らして定められるもの）で、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、主要なサービス提供者の施設に他のサービス提供者の機器（相互接続又は細分化された伝送網の構成部分若しくは設備にアクセスするために不可欠なもの）の設置を認めることを確保する。

2　1の規定は、各締約国が自国の法令に従って定める主要なサービス提供者の施設について適用し、また、主要なサービス提供者の不可欠な設備への接続について適用する。

注釈　日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十四条　設備へのアクセス

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のいずれの公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対しても、とう道、管路、柱その他の施設であって電気通信回線の設置に利用することができ、及び公衆電気通信の伝送網の所有者を含む公益事業者が所有するものへのアクセスについて、当該提供者が要請した場合には、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある待遇を確保する。

2　一方の締約国は、3の規定に従い、物理的に可能であり、実際的又は実行可能な代替方法がない場合には、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、当該主要なサービス提供者が所有し、又は支配する塔、とう道、管路及び柱へのアクセス並びに線路敷設権への関与を認めることを確保する。

3　2の規定は、各締約国が自国の法令に従って定める塔、とう道、管路、柱及び線路敷設権について適用し、また、主要なサービス提供者の不可欠な設備への接続について適用する。

4　一方の締約国は、自国の法令に規定する範囲で、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して次のことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網を設置し、拡張し、及び維持することを目的として、土地又はこれに定着する工作物（建物を含む。）の所有者に対し、当該土地又は工作物を利用する権利について交渉を要請することができること。

(b)　(a)に規定する交渉の結果に適時に至らない場合には、(a)に規定する目的のため、(a)に規定する土地又は工作物を利用する権利を、合理的な、かつ、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）条件で取得することができること。

注釈　日本国については、2及び3に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十五条　独立の電気通信規制機関

1　各締約国は、自国が設立し、又は維持するいずれの電気通信規制機関も、いずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関による決定及び手続が市場の現在の参加者及び参加することが見込まれる者の全てについて公平であることを確保するものとし、当該決定及び手続が不当に遅滞することなく行われ、及び実施されることを確保するよう努める。このため、各締約国は、自国が電気通信サービスの提供者に対して有する財務上の利害関係が、自国の電気通信規制機関による決定及び手続に影響を及ぼさないことを確保する。

第十・十六条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第十・十七条　免許の手続

1　免許が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　各締約国は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われる場合には、申請者の要請に応じ、当該締約国は、拒否又は取消しの理由を申請者に通知する。

第十・十八条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　両締約国は、各締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、それ自体では、第九・三条（サービスの貿易－市場アクセス）の規定と矛盾する措置ではないことを認める。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定に適合する態様で各締約国により行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

4　各締約国は、非政府の電気通信サービス事業者にスペクトルの割当てを行う場合には、開かれた、かつ、透明性のある公衆による意見提出手続であって公共の利益全体を考慮したものによることに努める。

第十・十九条　透明性

1　各締約国は、次のことを確保するよう努める。

(a)　電気通信規制機関が提案する規制上の決定であって一般に適用されるものについて、電気通信サービスの提供者が十分な事前の周知を受けること及び当該提供者が意見を述べるための適当な機会が与えられること。

(b)　第十・十条、第十・十三条及び第十・十四条に規定するアクセスを拒否する決定について、その決定を自国が行い、承認し、支持し、又は認可する場合において、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者が要請するときは、当該提供者に対して当該決定の明確かつ詳細な理由の説明が行われること。

2　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに関する措置が公表されること又は公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様

(c)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス及び利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関

(d)　端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　届出、登録又は免許の要件

第十・二十条　要求されていない電子メッセージ

1　各締約国は、自国の法令に従い、電子メッセージの利用のための良好な条件の整備を促進し、もって高度な情報通信社会の健全な発展に貢献することを目的として、要求されていない電子メッセージを規制するために、適切かつ必要な措置をとる。これらの目的のため、両締約国は、二国間で、及び国際的な場において協力する。

2　1の規定の適用上、二国間の協力には、適当な場合には、各締約国の法令に従い、要求されていない電子メッセージの規制に関する情報の交換その他の支援を含む。

第十・二十一条　電気通信に関する紛争解決

一方の締約国は、第一・五条（総則－行政上の手続）及び第一・六条（総則－審査及び上訴）の規定を遵守するほか、次のことを確保する。

(a)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、第十・三条から第十・十四条までに定める義務に関連した措置に係る紛争を解決するため、自国の電気通信規制機関その他の関連する機関を適時に利用することができること。

(b)　自国の区域内における主要なサービス提供者との相互接続を要請している他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該主要なサービス提供者との相互接続の条件及び料金に係る紛争に関して、自己が相互接続を要請した後、合理的な期間内に自国の電気通信規制機関を利用することができること。

(c)　一方の締約国の電気通信規制機関の決定に不服を有するいずれの企業も、当該決定について公平な、かつ、独立した司法当局による審査を受けることができること。いずれの締約国も、関係する司法当局が当該決定を差し止め、若しくは取り消し、又はその執行を停止し、若しくは中止する場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を

構成することを許してはならない。

第十・二十二条　電気通信に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに電気通信に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題及び両締約国が合意する電気通信分野に関連する問題について討議すること。

(c)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

5　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

第十・二十三条　国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第十一章　金融サービス

第十一・一条　適用範囲

1　この章は、金融サービスに関し、第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定の追加的な約束について定める。

2　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、金融サービスの提供に影響を及ぼすものについて適用する。この章において「金融サービスの提供」というときは、第九・二条（サービスの貿易－定義）(n)に規定するサービスの提供をいう。

第十一・二条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、附属書九（金融サービス）に掲げる活動を含む。

(b)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している者をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c)　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国内においては提供されていないが他方の締約国内においては提供されているものをいう。

(d)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(i)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(e)　「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

2　第九・一条（サービスの貿易－適用範囲）2(e)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、金融サービスについては、次の活動をいう。

(a)　締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(b)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活

動

3　締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は他の金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第九・一条（サービスの貿易－適用範囲）2(e)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」には、当該活動を含まない。

4　第九・二条（サービスの貿易－定義）(j)の規定は、この章の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第十一・三条　新たな金融サービス

一方の締約国は、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国内において同様の状況にある自国の金融サービス提供者が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する。

第十一・四条　国内規制

この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための金融サービス又は金融体系に関する措置（投資者、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十一・五条　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2　1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。当該一方の締約国は、承認を一方的に与える場合には、当該他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第十一・六条　情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人情報及びプライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの章、第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第十一・七条　規制に関する透明性

1　各締約国は、金融サービス提供者が相互の市場にアクセスして業務を行う能力を向上させる上で金融サービス提供者の活動を規律する透明性のある規制及び政策が重要であることを認識し、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。

2　各締約国は、可能な範囲内で、最終的な規則の公表と当該規則の効力発生の日との間に妥当な期間を置く。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この章の規定の対象となる事項について採用しようとする一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問及び実質的な意見に応じ、並びに当該他方の締約国に情報を提供する。

4　一方の締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、他方の締約国の利害関係者が知ることができるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

5　一方の締約国は、この章の規定の対象となる一般に適用される措置に関し、他方の締約国の利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

6　各締約国の権限のある当局は、可能な範囲内で、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる文書を含む。）を、公に利用可能なものにする。

7　各締約国の権限のある当局は、金融サービスの提供に関連する申請に係る申請者から追加の情報を得る

必要がある場合には、その必要とする追加の情報について、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

8　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者の金融サービスの提供に関連する申請であって、当該一方の締約国の法令に基づき不備のない申請であると認められたものについて、合理的な期間内に行政上の決定を行い、可能な範囲内で、申請者に対し、当該決定を書面により速やかに通知する。

第十一・八条　自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たり、当該自主規制団体に対して直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該自主規制団体が自国内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

第十一・九条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第十一・十条　金融サービスに関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　両締約国間の金融サービスの分野における貿易関係を強化し、及び両締約国の金融システムの効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、信用秩序の維持のための政策及び金融機関の監督を含む金融サービスに関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、次の職員から成る。

(a)　オーストラリアについては、外交貿易省及び財務省並びにこれらの後継機関の職員並びに必要に応じ関連する金融規制当局の職員（オーストラリア健全性規制庁及びオーストラリア証券投資委員会並びにこれらの後継機関の職員を含む。）

(b)　日本国については、外務省及び金融庁並びにこれらの後継機関の職員

4　小委員会は、別段の合意をする場合を除くほか、毎年会合する。小委員会は、各会合の結果を合同委員会に通報する。

第十一・十一条　協議

第十九・四条（紛争解決－協議）の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、この協定の下で生ずる事項であって金融サービスに影響を及ぼすものについて、他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該他方の締約国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。両締約国は、当該協議の結果を金融サービスに関する小委員会に報告する。この条の規定に基づく協議及び第十九・四条（紛争解決－協議）の規定に基づく協議であって金融サービスに影響を及ぼすものには、前条3に規定する職員を含める。

第十一・十二条　紛争解決

1　第十九・六条（紛争解決－仲裁裁判所の設置及び構成）9(a)の規定を適用するほか、この章の規定の下で生ずる紛争のために同条5及び6の規定に基づき任命される仲裁人は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、金融サービスに関する法律又は実務（金融サービス提供者に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする。

2　第十九・十五条（紛争解決－代償及び譲許の停止）の規定を適用するほか、紛争の対象となっている締約国による措置がこの協定に適合しないと仲裁裁判所が認める場合には、次のとおりとする。

(a)　申立国は、当該措置が金融サービス分野以外の分野にのみ影響を及ぼす場合には、金融サービス分野の利益を停止してはならない。

(b)　申立国は、当該措置が金融サービス分野及び他の分野に影響を及ぼす場合には、金融サービス分野の利益の停止であって、当該締約国の金融サービス分野における当該措置の効果と同等の効果を有するものを行うことができる。

第十二章　自然人の移動

第十二・一条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人の他方の締約国への移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍若しくは市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国の区域への他方の締約国の自然人の入域又は当該区域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章の規定に基づき当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この章の規定に基づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

4　この章並びに第一章（総則）、第十九章（紛争解決）及び第二十章（最終規定）の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第十二・二条　定義

この章の規定の適用上、「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国の自然人が永続的に居住する意図を有することなく他方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

第十二・三条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2　いずれの締約国も、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に別段の定めがある場合を除くほか、同附属書に定める区分のいずれかに該当する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第十二・四条　透明性

各締約国は、次のことを行う。

(a)　この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び該当する場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、他方の締約国の者が知ることができるような方法で、この協定の効力発生の日に公表し、又は当該他方の締約国に利用可能なものとすること。

(b)　前条1の規定の対象となる自然人の入国及び一時的な滞在に係る措置に関し、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持すること。

(c)　自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び該当する場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は現行の(a)に規定する要件及び手続の変更に関する情報を、速やかに他方の締約国に利用可能なものとするよう努めること。

第十二・五条　自然人の移動に関する要件及び手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の不備のない申請（更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3　各締約国は、この章の規定の対象となる他方の締約国の自然人であって入国及び一時的な滞在を求めるものが不備のない申請を提出した後合理的な期間内に、当該申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、一時的な滞在の期間その他の条件を含む。）を当該自然人に通知する。

4　一方の締約国は、自国の権限のある当局が入国及び一時的な滞在の許可の申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　各締約国は、自国の法令に従い、かつ、実行可能な範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要

件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう努める。

第十二・六条　紛争解決

1　第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a)　事案に一定の実行の類型が含まれること。

(b)　可能な場合には、該当する一方の締約国の自然人が特定の事案に関し国内的な救済措置を尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による特定の事案に関する最終的な決定が、1(b)に規定する国内的な救済措置に係る手続の開始の日の後二年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する自然人に起因する遅延によるものでないときは、当該国内的な救済措置は、尽くされたものとみなす。

第十三章　電子商取引

第十三・一条　基本原則

1　両締約国は、電子商取引によって経済的な成長及び機会がもたらされることを認識し、また、電子商取引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認識する。

2　この章は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること、両締約国間における電子商取引を促進すること並びに世界的に電子商取引の一層広範な利用を促進することを目的とする。

3　両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則を認識する。

第十三・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「デジタル・プロダクト」とは、例えば、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、電子的に送信され、及び商業的販売又は流通のために生産されるものをいい、キャリアメディアに固定されるものを含まない。

注釈1　デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む。）を含まない。

注釈2　この章のいかなる規定も、電子的な送信によるデジタル・プロダクトの貿易がサービスの貿易又は物品の貿易のいずれに区分されるべきかについての各締約国の見解に影響を与えるものとみなしてはならない。

(b)　「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i)　当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること。

(ii)　当該情報が改変されていないことを確認する措置であること。

(c)　「電子的な送信」とは、電磁的手段を用いて行われる送信をいう。

(d)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関するあらゆる情報をいう。

(e)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であって、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

第十三・三条　関税

各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

第十三・四条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　いずれの締約国も、一定のデジタル・プロダクトに対し、次の事由に基づき又はこれを目的として、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

(a)　不利な待遇を受けているデジタル・プロダクトが、他方の締約国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは最初に利用可能なものとなったこと。

(b)　当該デジタル・プロダクトの著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が、他方の締約国の者であること。

(c)　自国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された他の同種のデジタル・プロダクト又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった他の同種のデジタル・プロダクトに保護を与えることを目的とすること。

注釈　二国間の貿易を促進するという両締約国の目的を認識し、1に規定する「一定のデジタル・プロダクト」は、他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、契約され、若しくは委託されたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者若しくは開発者が他方の締約国

の者であるデジタル・プロダクトのみを示す。

2　いずれの締約国も、

(a)　他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクトに対し、第三国において創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

(b)　著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が第三国の者である同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

3　1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　第九・七条（サービスの貿易－適合しない措置）又は第十四・十条（投資－適合しない措置及び例外）の規定に基づいて締約国が採用し、又は維持する適合しない措置

(b)　第十六章（知的財産）に抵触する範囲

(c)　政府調達

(d)　締約国又は公的企業が交付する補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(e)　第九・二条（サービスの貿易－定義）に定義する政府の権限の行使として提供されるサービス

4　1及び2の規定は、締約国が、第九・七条（サービスの貿易－適合しない措置）又は第十四・十条（投資－適合しない措置及び例外）の規定に基づく措置（視聴覚及び放送の分野における措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注釈　この条のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定第四条の規定に基づく両締約国間の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十三・五条　国内規制

1　各締約国は、自国が採用し、又は維持する措置が、電子商取引又はその発展を不当に禁止し、又は制限しないことを確保する。

2　いずれの締約国も、電子的な取引を規制する措置であって次に掲げるものを採用し、又は維持してはならない。ただし、そのような措置を自国の法令に規定し、及び合理的、客観的かつ公平な態様で実施する場合は、この限りでない。

(a)　取引（契約を含む。）が電子的な通信によることのみを理由として、当該取引の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置

(b)　異なる形態の技術の間において差別する措置

3　各締約国は、電子商取引に関連する新たな規制を作成するに当たり、産業界の主導による電子商取引の発展の重要性を考慮する。

4　各締約国は、電子商取引を円滑化するため、民間部門により自主的な規制（行動規範、モデル契約、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

第十三・六条　電子署名

1　いずれの締約国も、電子署名を規制する措置であって次に掲げるものを採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が当該取引のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する措置

(b)　電子的な取引の当事者に対し当該取引が法的な要件を満たしていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる措置

2　1の規定にかかわらず、締約国は、自国の法令に定めがある場合には、高度な信頼性及び安全性が必要な取引について、真正の証明の方式が特定の安全基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

3　各締約国は、適当な場合には、国際的に受け入れられている基準に基づく電子署名の利用を奨励する。

4　両締約国は、可能な場合には、いずれかの締約国が発行し、又は承認する電子署名の相互承認に向けて協力する。

第十三・七条　消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引を利用する消費者に保護を与える措置であって他の形態の商取引を利用する消費者に与えられる保護と少なくとも同等の保護を与えるもの及び電子商取引に対する消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2　両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する消費者保護の活動について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における協力の重要性を認識する。

第十三・八条　個人情報の保護

1　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための基準を作成するに当たり、関係国際機関の関連する国際的な基準及び規準を考慮する。

第十三・九条　貿易実務に係る文書の電子化

1　各締約国は、貿易実務に係る文書の全てについて、公衆による電子版の利用を可能なものとするよう努める。

2　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3　各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たり、国際機関の主催の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮する。

4　両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で及び国際的な場において協力する。

第十三・十条　協力

1　両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、地域的な及び多数国間の場において協力し、並びにそのような場に積極的に参加する。

2　両締約国は、適当な場合には、情報及び経験（電子商取引に関する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、消費者の信頼、サイバーセキュリティ、要求されていない商業上の電子メッセージの防止、知的財産、電子政府、個人情報の保護及び電子署名に関連するものを共有する。

3　両締約国は、中小企業が電子商取引を利用するに当たって直面する障害を克服するために協力する。

4　各締約国は、適当な場合には、自国内の非政府機関が電子商取引（その安全な利用を含む。）を促進する活動を奨励する。

5　両締約国は、相互に関心を有する適当な場合には、電子商取引における詐欺的又は欺まん的な商慣行に対する法律の執行において、各締約国の法令に従い、協力するよう努める。

第十四章　投資

第十四・一条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　対象投資財産

(c)　第十四・九条の規定の適用の対象となる全ての投資財産であって、当該措置を採用し、又は維持する当該締約国の区域内にあるもの

2　第十四・十五条の規定を除くほか、この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

第十四・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(b)　「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(c)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(d)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有又は売却その他の処分をいう。

(e)　「投資に関する合意」とは、一方の締約国の国内当局と対象投資財産又は他方の締約国の投資家との間の書面による合意（当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家が、対象投資財産の設立又は取得の際に、当該一方の締約国の国内当局による当該書面による合意の履行を求めることができるもの）であって、当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家に対し次のいずれかの権利を付与するものをいう。

(i)　天然資源に関する権利（国内当局が、その探査、採取、精製、運送、分配、販売等を管理するも

の）

(ii) 発電又は配電、浄水又は配水、電気通信その他のサービスを当該一方の締約国に代わって公衆に対して提供する権利

(iii) 道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設その他の経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）を行う権利

注釈1　「書面による合意」とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

注釈2　この定義の適用上、「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

(f) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(vi) 金銭債権又は契約に基づく給付の請求権であって事業活動に関係し、かつ、経済的価値を有するもの

(vii) 第十六・二条（知的財産－定義）に規定する知的財産

(viii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注釈　投資財産には、投資財産から生ずる価値であって再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(g) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業であって、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

第十四・三条　内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十四・四条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定は、国際協定に基づく紛争解決のための手続又は制度には、適用しない。

第十四・五条　待遇に関する最低基準

一方の締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1　この条の規定は、締約国により対象投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第十四・六条　裁判所の裁判を受ける権利

1　一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利について、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の

投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受ける権利に関する国際協定又は司法協力協定に基づき第三国の投資家に与えられる待遇については、適用しない。

第十四・七条　特別な手続及び情報の要求

1　第十四・三条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び対象投資財産に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者であり、又は対象投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第十四・三条及び第十四・四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報であって秘密のものについては、当該投資家又は対象投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十四・八条　経営幹部及び取締役会

1　いずれの一方の締約国も、対象投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する国民を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2　締約国は、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数又は半数以下が特定の国籍を有すること又は当該締約国の区域内における居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第十四・九条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国の投資家の投資活動に関し、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に反する措置を適用してはならない。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i)　司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又は強制する場合

(ii)　貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる財産的価値を有する情報の開示又は知的財産権の使用に関する場合

(g)　当該投資家の投資財産が生産する物品又は当該投資家の投資財産が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

3　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

4　3のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

5　2(a)から(c)まで並びに3(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

6　2(b)、(c)、(f)及び(g)並びに3(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

7　3(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8　2及び3の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

注釈　この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めていない場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。

第十四・十条　適合しない措置及び例外

1　第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はオーストラリアの州若しくは準州

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは準州以外の締約国の地方政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定は、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正若しくは当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の要請があった場合には、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関し、速やかに情報を提供し、及び質問に応ずること。

(b)　可能な範囲内で、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関する他方の締約国による意見提出のための合理的な機会を与えること。

(c)　最大限に可能な範囲内で、他方の締約国に対し、そのような改正、修正又は措置であって、この協定に基づく当該他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼし得るものについて通報すること。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第十四・三条及び第十四・四条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いの対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7　第十四・三条、第十四・四条及び第十四・八条の規定は、締約国が次のものに関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国が交付する補助金又はこれが行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

第十四・十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　正当な法の手続に従って行われるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、かつ、第十四・十三条の規定に従い自由に移転することができるものとする。

4　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与又は取消し、制限若しくは創設が第十六章（知的財産）に反しない限りにおいて、適用されない。

注釈　この6に規定する貿易関連知的所有権協定には、この協定の締約国間において有効な免除であって、世界貿易機関設立協定に従って世界貿易機関の加盟国が与える貿易関連知的所有権協定に関するものを含む。

第十四・十二条　争乱の際の待遇

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の内乱により、対象投資財産について損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨又は自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　第一・十条（総則－安全保障のための例外）の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十四・十三条　資金の移転

1　各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、対象投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する外国から赴任した従業員の得た

収入その他の報酬

(f) 前二条の規定に従って行われる支払

(g) 紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、当該資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b) 証券又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

第十四・十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内における当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の事項の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となった、当該投資財産に関する当該投資家の権利又は請求権を当該一方の締約国又はその指定する機関へ譲渡すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

第十四・十五条　一般的例外

第十四・三条、第十四・四条及び第十四・九条のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものではない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある対象投資財産又は他方の締約国の投資家と他の投資財産又は他の投資家との間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

注釈　この例外には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含む。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置

(e) 有限天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

第十四・十六条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、対象投資財産に関連する国境を越える資本取引及び対象投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b) 資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 他方の締約国に対し第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用した場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する制限の見直しのため、他方の締約国と協議を開始する。

第十四・十七条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家又は当該一方の締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

注釈　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第十四・十八条　投資に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定に関連するあらゆる問題について情報を交換すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用並びに附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　特定措置の履行要求（第十四・九条に規定するものを含む。）を課すること又は強制することに関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。

(e)　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資に関する合意に関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。

(f)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(g)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第十四・十九条　見直し

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国は、投資環境の可能な改善（例えば、一方の締約国と他方の締約国の投資家との投資紛争解決のための仕組みの設立によるもの）のためこの章の規定の見直しを行う。当該見直しは、この協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において開始する。

2　両締約国は、この協定の効力発生の後にオーストラリアが他の二国間又は多数国間の国際協定であって、オーストラリアと他の当該国際協定の当事国の投資家との投資紛争解決のための仕組みを規定するものを締結した場合にも、この協定の下に同等の仕組みを設立するため1に規定する見直しを行う。両締約

国は、当該国際協定の効力発生の日の後三箇月以内に当該見直しを開始し、当該見直しを当該効力発生の日の後六箇月以内に完了させるために行う。

3　この協定の効力発生の後の最初の暦年の終了の後はいつでも、一方の締約国は他方の締約国に対して1に規定する見直しの開始に合意することを要請することができる。

第十五章　競争及び消費者の保護

第十五・一条　目的

この章は、競争の促進及び消費者の保護に関する協力を通じて経済効率及び消費者の福祉を向上させることによりこの協定の目的の達成に寄与することを目的とする。

第十五・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「反競争的行為」とは、競争に悪影響を及ぼす行動又は取引であって、いずれかの締約国の競争法の下で罰則その他排除に係る措置の対象とされるものをいう。

(b)　「競争当局」とは、次のものをいう。

(i)　オーストラリアについては、オーストラリア競争・消費者委員会又はその後継機関

(ii)　日本国については、公正取引委員会又はその後継機関

(c)　「競争法」とは、次のものをいう。

(i)　オーストラリアについては、二千十年の競争・消費者法第四章及び第十一A章の規定並びにこれらの章の規定に基づいて作成された命令及び規則、同法のその他の章の規定（第四章の規定に関連するものに限るものとし、第十章の規定を除く。）並びにそれらの改正

(ii)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正

(iii)　オーストラリア及び日本国の双方について、両締約国が競争法であると随時相互に決定するその他の法令

第十五・三条　反競争的行為に対する取組による競争の促進

1　各締約国は、自国の法令に従い、特に反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

2　1に規定する措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に適合するものでなければならない。

第十五・四条　国有企業

両締約国は、前条の規定に加えて、競争の促進と他の政策目的との間の関係に留意しつつ、企業が国有企業であるという理由のみで政府が当該企業に対し競争上の利益を与えることのないようにすることを確保するよう努めることが競争の促進に寄与し得ることを認める。

第十五・五条　反競争的行為に対する取組に関する協力

1　両締約国は、更なる競争の促進のために協力することの重要性を認める。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進について協力する。

3　協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議を含むことができるが、これらに限られない。

4　この条の規定を実施するための詳細な協力に関する取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。

第十五・六条　消費者の保護に関する協力

両締約国は、それぞれの区域における消費者の福祉を向上させるために消費者の保護に関連する事項について協力することの重要性を認める。したがって、両締約国は、適当な場合には、公に利用可能な情報及び経験を交換すること等により、消費者の保護に関連する事項について協力する。

第十五・七条　協議

両締約国は、競争法を執行する各競争当局の独立性を尊重することの重要性を認めつつ、いずれかの締約国の要請があった場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第十五・八条　情報の秘密性

1　各締約国の競争当局は、自国の法令に従い、他方の締約国の競争当局との間で情報を共有することができる。

2　公に利用可能でない情報を受領する締約国の競争当局は、当該情報を交換する場合における秘密の保護

の重要性を認めつつ、当該情報を提供する締約国の競争当局が課する条件に従ってのみ当該情報を利用し、又は開示することができる。

3　一方の締約国の競争当局から他方の締約国の競争当局に提供される情報については、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該他方の締約国の要請に応じ、外交上の経路又は両締約国の国内法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合は、この限りでない。

4　この条の規定は、この章の規定に従って提供された情報を受領した締約国の法令が要求する限りにおいて、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。一方の締約国の競争当局は、可能な限り、当該情報を提供した他方の締約国の競争当局に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

第十五・九条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十六章　知的財産

第十六・一条　一般規定

1　各締約国は、この章の規定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる。

2　各締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利及び義務を再確認する。

3　各締約国は、知的財産に関する制度を調和させるに当たり、様々な場における国際的な努力に参加するよう努める。

第十六・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「知的財産」とは、次のものをいう。

(i)　貿易関連知的所有権協定において定義され、又は規定されている著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置並びに開示されていない情報の保護

(ii)　ＵＰＯＶ条約において定義され、又は規定されている植物の新品種

(b)　「国民」とは、貿易関連知的所有権協定第一条におけるものと同一の意味を有するものとする。

(c)　「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、その後改正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(d)　「ＵＰＯＶ条約」とは、千九百六十一年十二月二日にパリで作成され、その後改正された植物の新品種の保護に関する国際条約をいう。

第十六・三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定に規定する例外については、この限りでない。

2　両締約国は、司法上及び行政上の手続（締約国の管轄内における送達の住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、1の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

注釈　この条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特にこの章の対象となる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。さらに、この条の規定の適用上、「保護」には、第十六・十二条1に規定する効果的な技術的手段の回避の禁止を含む。

第十六・四条　手続事項の簡素化

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

第十六・五条　知的財産権の取得及び維持

1　いずれの締約国も、特許の出願、植物の新品種及び商標の登録出願並びに意匠の登録出願又は登録についての実体審査に関し、当該出願、登録出願又は登録を拒絶する理由を出願人に書面により通知することなく、また、その拒絶の決定の前に少なくとも一度、当該出願、登録出願又は登録を修正し、及び当該出願人の意見を書面により提出する機会を当該出願人に与えることなく、当該出願、登録出願又は登録を拒絶してはならない。各締約国は、審査した出願、登録出願又は登録を拒絶する場合には、出願人がその拒絶の決定に対して不服を申し立てる機会を有することを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、特許の付与又は植物の新品種、商標若しくは意匠の登録について、適

当な場合にそれらの審査、見直し、訂正、異議申立て、無効の決定、抹消又は取消しを行うために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持する。

第十六・六条　透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うために適切な措置をとる。

(a)　次の事項に関する情報をインターネットその他の方法で公開し、並びに次に掲げる出願、登録出願、付与及び登録に関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(i)　特許の出願
(ii)　特許の付与
(iii)　意匠の登録
(iv)　商標の登録出願
(v)　商標の登録
(vi)　植物の新品種の登録出願
(vii)　植物の新品種の登録

(b)　自国の権限のある当局に対して国境措置として知的財産権を侵害する疑いのある物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(d)　自国の知的財産に関する制度（法令及び指針を含む。）に係るその他の情報について、インターネットその他の方法で公衆が利用することができるようにすること。

第十六・七条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第十六・八条　特許

両締約国は、出願人が効率的かつ迅速に特許を取得することができるようにするため、調査結果及び審査結果の両締約国による相互の利用を促進するために協力する。

第十六・九条　商標

ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。

第十六・十条　地理的表示

1　各締約国は、地理的表示が商標制度又は他の法的手段による保護の対象となることを認める。

2　商標権の保護と地理的表示の保護との間の関係は、貿易関連知的所有権協定によるものとする。

3　各締約国は、地理的表示の保護に関する措置が公衆にとって透明性のある、容易に利用可能な、かつ、理解し易いものであることを確保する。

4　両締約国は、この条の規定に関連する問題（地理的表示の保護を含む。）について意見を交換することができる。第十六・二十一条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

5　両締約国は、この条の規定に関する追加的な規定について検討するため、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。第十六・二十一条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

第十六・十一条　植物の新品種

各締約国は、ＵＰＯＶ条約に基づく自国の権利及び義務に従い、植物の品種に新規性、区別性、均一性及び安定性がある場合には当該品種について権利を付与し、及び当該権利を保護することにより、植物の品種に対する保護を与える。

第十六・十二条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、著作権及び関連する権利に関し、次のことを行う。

(a)　十分な法的保護を与えること。

(b)　著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、自国の法令に基づき一定の特別な場合において許容されている行為にも該当しない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該

著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための効果的な刑罰若しくは民事上の救済又はこれらの組合せについて定めること。

2　各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体につき、次のことを奨励することを確保する。

(a)　使用料の徴収及び当該団体の構成員への使用料の分配を公正な、効率的な、透明性のある、かつ、説明責任を負う形で行うように運営すること。

(b)　使用料の徴収及び分配について、公開され、かつ、透明性のある記録の保存方法を採用すること。

3　各締約国は、著作権に係る民事上の司法手続において、著作物に当該著作物の著作者の氏名として通常の方法によりその氏名が表示されている者を、反証のない限り当該著作物の著作者と推定することについて定める。この3の規定は、著作者が用いた当該氏名が変名であっても、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

4　各締約国は、著作権及び関連する権利に係る排他的権利に対する制限又は例外を、著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

注釈　著作物、実演及びレコードに関し、この4の規定は、いずれか一方の締約国が締結している、又は締約国となる知的財産に関する多数国間協定に従って制限又は例外を定める各締約国の権限を縮小するものではない。

第十六・十三条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、開示されていない情報を保護する。

第十六・十四条　実用新案

両締約国は、パリ条約に基づく実用新案の保護に関する両締約国の権利及び義務を再確認する。

第十六・十五条　不正競争

各締約国は、パリ条約の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

第十六・十六条　インターネット・サービス・プロバイダ

各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダが自国の法令に従い著作権を侵害するコンテンツへのアクセスを妨げる措置をとる場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダのオンライン・サービス又は設備の利用者による著作権の侵害について、当該インターネット・サービス・プロバイダの責任又は当該インターネット・サービス・プロバイダに対する救済措置を制限するための適切な措置をとる。

第十六・十七条　権利行使に関する一般規定

各締約国は、次条から第十六・二十条までの規定に従い、知的財産権の効果的な行使（国境措置、民事上の救済並びに刑事上の手続及び刑罰を含む。）のための仕組みを維持する。これらの仕組みには、次のものを含めることができる。

(a)　公的又は私的な諮問機関

(b)　知的財産権の行使に関する国内の政府当局間の内部調整及び共同行動

第十六・十八条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、職権により、自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定める。

2　各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに基づき、自国に輸入されようとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定める。

3　各締約国は、自国の税関当局が次のことを行うことに関する手続を定めることができる。

(a)　権利者の申立てに基づき、自国から輸出されようとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止すること。

(b)　職権により又は権利者の申立てに基づき、自国で積替えを行おうとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止すること。

4　各締約国は、自国の税関当局が、自国に輸入され、自国から輸出され、又は自国で積替えを行おうとしている物品であって、特許、意匠又は植物の新品種に関する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定めることができる。

5　この条に定める手続に従って行われる輸入又は輸出に関する停止に関しては、輸入締約国の権限のある当局は輸入に際し、輸出締約国の権限のある当局は輸出に際し、自国の法令又は司法当局が認める場合には、解放が停止される物品について、それぞれ権利者に対し、輸入者及び荷送人又は輸出者及び荷受人の氏名又は名称及び住所を通知する。

6　各締約国は、この条に定める手続に従って解放を停止した物品が権利を侵害していることについて肯定的な決定が行われた場合には、当該物品が権利者の同意なしに流通経路へ解放されないこと、及び権利者が同意する場合その他の例外的な場合を除くほか、当該物品が自国の法令に従って廃棄され、又は処分されることを確保する。

7　各締約国は、輸入者が異議を申し立てない場合に用いられる簡易な手続であって、権限のある当局が2に定める手続に従って解放を停止した物品を押収し、廃棄し、又は処分するためのものを定める。

注釈　この条の規定の適用上、「積替え」とは、千九百七十三年五月十八日に京都で作成された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約（その改正を含む。）において定義される積替えをいう。

第十六・十九条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、知的財産権の権利者が当該知的財産権を侵害していることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対して開始する民事上の司法手続において、自国の司法当局が当該侵害者に対し、当該権利者の知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償の額を決定する権限を有することを確保する。知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市場価格によって評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。）を考慮する権限を有する。

第十六・二十条　刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使

1　各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用、著作権及び関連する権利を侵害する複製並びに植物の新品種に関する権利の侵害について適用されるものを定める。

2　各締約国は、1の規定の対象となる物品の故意による輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、1の規定の対象となる物品の商業的規模の頒布、販売及び販売の申出を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、これらの輸入及び輸出に関する自国の義務を履行することができる。

3　1及び2に規定する事案について適用する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

4　各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び植物の新品種に関する権利の侵害の場合には、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5　各締約国は、故意により商業的規模で行われる商標の不正使用並びに著作権及び関連する権利を侵害する複製の場合には、自国の司法当局が、自国の法令に従い、犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産の没収を命ずることができることを確保する。

注釈　この5の規定の適用上、オーストラリアについては、オーストラリアの司法当局は、オーストラリアの法律において「訴追することができる違反行為」として定義される違反行為についてのみ、犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産の没収を命ずることが要求される。

6　各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a)　自国の区域において登録されている商標と同一の標章又は当該商標と識別することができない標章が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。

(b)　当該商標が登録されている物品と同一の物品について又は当該商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。

注釈1　締約国は、頒布に関する措置を講ずることにより、ラベル又は包装の輸入に関するこの6の規定に基づく自国の義務を履行することできる。

注釈2　締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この6の規定に基づく自国の義務を履行することができる。

第十六・二十一条　知的財産に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定の対象となる知的財産に関する問題（地理的表示を含む。）について討議すること。

(c)　知的財産の保護、知的財産権の行使及び両締約国の知的財産に関する制度の運用に関連して両締約国間で行われている協力を監督すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 (a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

(b)　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものに対し、特定の問題について助言を与えるため、小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第十七章　政府調達

第十七・一条　適用範囲

1　この章の規定は、対象調達に係る措置について適用する。

2　この章の規定の適用上、「対象調達」とは、物品、サービス又はその双方の政府調達であって、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものをいう。

(a)　購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）その他の方法、建設・運営・移転に係る契約、公共事業に関する特別の許可に係る契約等を通じて行う契約により行われること。

(b)　調達機関により行われること。

(c)　第十七・十条の規定に従って公示を行う時点において、締結される契約の価額が附属書十三（政府調達）において特定する基準額以上であると第十七・五条の規定に従って見積もられること。

(d)　附属書十三（政府調達）に定める条件に従うこと。

(e)　この協定により適用範囲から除外されていないこと。

3　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　調達機関による物品及びサービスの調達であって、同一の締約国の他の調達機関から行うもの又は締約国の調達機関と当該締約国の地域政府若しくは地方政府との間で行われるもの

(b)　契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（贈与、借款、出資、財政による奨励、補助金、保証、協力のための取決め及び支援の約束を含む。）

(c)　国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを直接の目的とする調達

(d)　研究及び開発のサービスの調達

(e)　調達を行う締約国の区域外における物品及びサービスの調達であって、当該調達を行う締約国の区域外における消費のために行われるもの

(f)　公共部門への雇用契約

(g)　国際機関の特別の手続若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であって適用される手続若しくは条件がこの章の規定に適合しないもの

(h)　締約国の調達機関以外の者から受領した贈与及び支援を目的とした支払を資金とする調達

(i)　土地、既存の建築物その他の不動産の取得若しくは借入れ又はこれらについての権利の取得

(j)　軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達

(k)　国庫に係る取引の代行若しくは預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス又は公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書、派生商品その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得

4　いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第十七・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「建設・運営・移転に係る契約」及び「公共事業に関する特別の許可に係る契約」とは、契約上の取決めであって、その主たる目的が物理的基盤、工場、建築物、施設又は他の政府所有の建造物の建設又は復旧であり、かつ、供給者による当該契約上の取決めの実施の対価として、調達機関が当該供給者に対し、このような建造物について定められた期間の一時的な所有権を与えるもの又は契約期間中当該建造物を管理し、及び運営し、並びに当該建造物の使用に対する支払を要求する権利を与えるものをい

う。

(b)　「参加のための条件」とは、潜在的な供給者が調達の過程に参加し、又は入札書が考慮されるために満たさなければならない最低限の条件をいう。当該条件には、認定手続又は確認手続を行うための要件を含めることができる。

(c)　「書面」とは、文言又は数字による表記であって、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(d)　「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(e)　「常設名簿」とは、参加のための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であって、締約国が複数回使用する意図を有するものをいう。

(f)　「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(g)　「調達機関」とは、附属書十三（政府調達）に掲げる機関をいう。

(h)　「公表」とは、公衆により広く入手可能であり、かつ、容易に閲覧可能である電子的媒体又は紙面により情報を周知させることをいう。

(i)　「選択入札」とは、調達機関により入札を行うよう招請された供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(j)　「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(k)　「供給者」とは、調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第十七・三条　内国民待遇及び無差別待遇

1　一方の締約国は、対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　締約国は、対象調達に関する措置について、次のことを行ってはならない。

(a)　国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱うこと。

(b)　国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

3　この条の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

4　各締約国は、自国の調達機関が対象調達を実施するに当たって、この章の規定を遵守することを確保する。

5　対象調達のために締結される契約に基づく全ての発注は、1及び2の規定に従って行う。

第十七・四条　原産地規則

いずれの締約国も、対象調達のための物品又はサービスに関し、自国が通常の貿易において当該物品又はサービスについて適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

第十七・五条　契約の評価

1　調達がこの章の規定に基づく対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、

(a)　評価については、全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料、利子その他契約に規定する収入源を含む。）を考慮する。

(b)　調達機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

(c)　調達計画が選択権条項を必要とする旨定め、又は選択権条項の可能性を定める場合には、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む調達の最大限の総額とする。

2　物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a)　期間の定めのある契約の場合には、

(i)　当該期間が十二箇月以下のときは、当該期間における契約の最大限の見積総額

(ii)　当該期間が十二箇月を超えるときは、見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額

(b)　期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額

(c)　期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第十七・六条　調達の効果を減殺する措置の禁止

締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。調達の効果を減殺する措置とは、国内の物品若しくはサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

第十七・七条　技術仕様

1　技術仕様は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2　適合性評価手続に関する要件は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、定められてはならない。

3　この条の規定の適用上、「技術仕様」とは、次の事項について定める入札の要件をいう。

(a)　調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法

(b)　物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

4　調達機関は、技術仕様について、適当な場合には、次の(a)及び(b)に定める要件に従って定める。

(a)　デザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。

(b)　国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づくこと。

5　入札説明書においては、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン若しくは型式、産地又は生産者若しくは供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、当該入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

6　調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対して求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

7　6の規定にかかわらず、調達機関は、次のことを行うことができる。

(a)　特定の調達のための仕様を作成するに際して市場調査を実施すること。

(b)　デザイン又は相談サービスの提供に従事した供給者が当該サービスに関連する調達に参加することを認めること。ただし、そのことにより当該供給者が他の供給者よりも不公正に有利とならないことを条件とする。

8　締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

第十七・八条　入札の手続

1　各締約国は、自国の調達機関の入札の手続が無差別な、かつ、透明性のある方法であって、この章の規定に合致するもので適用されることを確保する。

2　調達機関は、公開入札、選択入札又は限定入札の手続を用いる。

第十七・九条　参加のための条件

1　供給者に要求される参加のための条件（供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。）及び資格の審査は、国内の供給者よりも他方の締約国の供給者が不利となるものであってはならない。

2　締約国及びその調達機関は、常設名簿を作成することができる。ただし、当該調達機関又は他の政府機関が、関心を有する供給者に対し当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を毎年行い、又は電子的形式によって常に閲覧に供することを条件とする。当該公示には、次の事項を含める。

(a)　調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明

(b)　供給者が満たすべき参加のための条件及び供給者が参加のための条件を満たしていることを審査するために調達機関又は他の政府機関が用いる方法

(c)　調達機関又は他の政府機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報

3　他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な

期間を利用してはならない。

4　この条のいかなる規定も、倒産、虚偽の申告、過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい不備等を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。

5　調達機関は、いまだ調達計画において入札を行う資格を有するに至っていないと認める供給者がこの調達に参加することを認めることができる。ただし、資格の審査に係る手続を完了するための十分な期間があることを条件とする。

第十七・十条　調達の公示

1　調達機関は、公開入札の手続及び適当な場合には選択入札の手続において、関心を有する供給者に対し、入札書を提出するよう招請するための公示（以下「調達の公示」という。）又は調達に係る参加の申請書を提出するよう招請するための公示を、入札のために定められた全期間にわたって、他方の締約国の関心を有する供給者が容易に閲覧することができるような方法で行う。

2　個々の調達の公示における情報には、調達計画についての説明、調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、調達機関の名称、調達計画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。

3　調達機関は、会計年度に先立ち又は会計年度のできる限り早い時期に、将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、個々の調達の対象事項及び調達の公示又は関連する入札の手続の開始の予定日を含めるべきである。

第十七・十一条　選択入札

1　調達機関は、選択入札の手続の下で最適のかつ効果的な競争が行われるようにするため、調達制度の効率的な運用及び市場の状況に妥当な考慮を払いつつ、それぞれの調達計画において、できる限り多くの国内供給者及び他方の締約国の供給者を入札に招請する。調達機関は、公正かつ無差別な方法で、当該手続に参加する供給者を選択する。

2　選択入札を適用する調達機関は、資格を有する供給者の名簿又は第十七・九条の規定に従って作成する常設名簿を用いることができる。

第十七・十二条　入札の期限

1　各締約国は、次のことを確保する。

(a)　いずれの期限も、供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、提出することができるよう決定されること。

(b)　自国の調達機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、入札の公示の日、調達計画の複雑さ、予想される下請契約の範囲その他の要素を考慮すること。

2　調達機関が決定する入札書の提出の最終日時は、それぞれの対象調達において、入札の手続に参加している全ての供給者について同一のものとする。この要件は、また、次の場合に適用する。

(a)　調達機関が、調達の過程において供給者に提供した情報を修正する必要が生じた結果、資格審査の手続又は入札の手続の期限を延長する場合

(b)　交渉が終了し、供給者が新たな入札書を提出することができる場合

第十七・十三条　入札説明書

1　調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、提出するために必要な全ての情報（落札に際して調達機関が考慮する全ての基準を含む。）を含む入札説明書を入手することができるようにする。

2　調達機関は、入札の手続に参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請（入札説明書に関する説明の要請を含む。）に速やかに応ずる。

3　特定の調達に関連する情報は、潜在的な供給者又は潜在的な供給者の集団が競争者よりも有利となる効果を有する方法で提供してはならない。

4　調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達の公示又は入札説明書に定める基準又は要件を変更する場合にはその変更を、調達の公示又は入札説明書を修正し、又は再度提供する場合には修正され、又は再度提供された調達の公示又は入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a)　当該基準若しくは要件の変更又は当該調達の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供した時と同様の方法で送付すること。

(b)　適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

第十七・十四条　入札書の提出及び受領、開札並びに落札

1　調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性を保証する手続に従って受領し、開札

し、及び取り扱う。

2　調達機関は、自国の法令によって認められる範囲内で全ての入札書を秘密のものとして取り扱う。調達機関は、特に、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3　調達機関は、入札書の受領のために指定した日時の後に入札書が到着した場合において、その遅延が専ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

4　調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

5　落札の対象とされるためには、入札書は、開札の時に調達の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならない。

6　契約は、調達機関が参加のための条件を満たすと認めた供給者とのみ締結することができる。調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

7　調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める基準及び要件のみに照らして次のいずれかのものを提示したものを落札者とする。

(a)　最も有利であり、最良の価値があり、又は全体として最大の価値がある入札

(b)　価格が唯一の基準である場合には、最低価格

8　調達機関は、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、選択権条項の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

第十七・十五条　限定入札

1　調達機関は、限定入札を用いることができる。ただし、限定入札が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは国内の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように用いられないことを条件とする。調達機関が限定入札を適用する場合には、調達の性質により、第十七・七条から前条までの規定を適用しないことを選択することができる。

2　調達機関は、1の規定に従うことを条件として、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いることができる。

(a)　次に掲げるいずれかの場合。ただし、契約の締結に当たって、当初の入札の要件が実質的に変更されないことを条件とする。

(i)　入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合

(ii)　行われた全ての入札がなれ合いによるものであった場合

(iii)　入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合

(iv)　参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合

(b)　物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権その他の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないものであるために、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c)　調達機関が予見することができず、又は予見しなかった事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札の手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。

(d)　次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者又は権限を与えられたその代理者から受ける場合

(i)　既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。

(ii)　追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。

(e)　調達機関が、調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、当該調達機関の要請により限定的な試用に充てられた、又は開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを調達する場合

注釈　最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可

能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得る。

(f) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合

(g) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で行われる購入であって、自発的かつ革新的な提案、例外的な処分又は清算、倒産若しくは管財人による管理の際の企業の資産の処分等により行われるものの場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。

(h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストが、この章の原則に合致する方法で行われ、かつ、当該受賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されることを条件とする。

(i) 基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであって当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るもののうち、当該当初の建設サービスの契約がこの章の規定に従って公開入札又は選択入札によって落札され、かつ、調達機関が当該当初の建設サービスに係る調達計画の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につき限定入札の手続を用いる可能性があることを公示している場合

3　調達機関は、この条の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びにこの条に規定するいずれの場合に該当するかについての説明を含める。

第十七・十六条　落札後の情報

1　各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。当該公示には、次の事項を含める。

(a) 調達された物品又はサービスについての説明（その数量を含めることができる。）

(b) 契約を締結する調達機関の名称及び所在地

(c) 契約の日又は落札の日

(d) 契約を締結する供給者又は落札者の名称及び住所

(e) 契約価額、落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(f) 用いられた調達方法

2　調達機関は、入札書を提出した供給者に対し、落札の決定を速やかに通知する。調達機関は、第十七・十八条の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関が当該供給者の入札を選択しなかった理由を説明する。

3　調達機関は、落札の日の後少なくとも三年間、この章の規定の対象となる調達の実施に関連する文書及び報告書（前条3の規定により必要とされる報告書を含む。）を保持する。

第十七・十七条　調達制度に関する情報

1　各締約国は、自国の調達に関する法令、手続及び政策上の指針であって対象調達に関連するもの並びにこれらの変更又は追加を速やかに公表する。

2　各締約国は、自国の調達に関する法令、手続及び政策上の指針に関連する事項についての説明を求める他方の締約国からの要請に速やかに応ずる。

第十七・十八条　情報の不開示

この章のいかなる規定も、ある者から提供された秘密の情報の開示が供給者の間の公正な競争を害するおそれがある場合には、締約国又はその調達機関に対し、当該秘密の情報を提供した当該者の許可なく当該秘密の情報を開示し、又は提供することを求めるものと解してはならない。

第十七・十九条　苦情申立ての手続

1　各締約国は、対象調達に関連して供給者がこの章の規定に基づく義務を履行する措置について違反があった旨の苦情を申し立てる場合には、当該供給者に対し、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう奨励する。この場合には、当該調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

2　各締約国は、対象調達に関連して供給者が当該締約国の法令及び手続に従って行った苦情申立てを無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な方法で受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を維持する。

3　各締約国は、苦情申立ての仕組みに関する情報を一般に利用可能なものとする。

第十七・二十条　例外

1　第一・十条（総則－安全保障のための例外）の規定を適用するほか、この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置であって、国家の安全保障のため又は

国家の防衛上の目的のために不可欠の政府調達に関連するものをとることを妨げるものと解してはならない。

2　この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講じ、実施し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置が、同じ条件の下にある場合の両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は両締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体若しくは非営利的団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

3　両締約国は、2(b)の規定には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むことを了解する。

第十七・二十一条　調達の過程における健全性の確保

1　各締約国は、自国の政府調達における腐敗行為を防止するために、刑事上又は行政上の罰則があることを確保する。

2　調達機関は、対象調達を次の(a)又は(b)に定める要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

(a)　可能な限り、入札の手続を実施する者についての利益相反を排除すること。

(b)　(a)に規定する利益相反を十分に排除することが不可能な場合には、そのような利益が調達の過程における手続又は決定に影響を及ぼすことを防止すること。

第十七・二十二条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書十三（政府調達）の自国の表に関する訂正又は修正（以下この条において「修正」という。）の提案を他方の締約国に書面により通報する。その通報には、修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の水準を維持するために必要な場合には、補償的な調整の提供の申出を含めることができる。

2　提案された修正は、修正を行う締約国に対し他方の締約国が1に規定する通報の日の後四十五日以内に書面により異議を申し立てない限り、効力を生ずる。

3　一方の締約国は、提案した修正が附属書十三（政府調達）の自国の表に関する純粋に形式的又は軽微なもの（例えば、次に掲げるもの）である場合には、他方の締約国に対し補償的な調整を提供することを要しない。

(a)　調達機関の名称の変更

(b)　一又は二以上の調達機関の合併

(c)　一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が全て附属書十三（政府調達）の同一の節における調達機関の表に加えられる場合に限る。）

(d)　参照ウェブサイトの変更

4　両締約国が提案された修正について合意しない場合には、異議を申し立てた締約国は、当該提案された修正を明確にするために追加の情報を要請することができるものとし、当該修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の水準を維持するために補償が必要であると当該異議を申し立てた締約国が認めるときは、補償の提供の申出が行われることを要請することができる。両締約国は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。

5　両締約国は、異議に係る問題を協議によって解決した場合には、第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）に定める連絡部局に対し合意された修正を通報する。

6　いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として修正を行ってはならない。

第十七・二十三条　調達機関の民営化

政府が附属書十三（政府調達）において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することができる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。その通報には、当該監督が実効的に排除されたことについての証拠を含める。

第十七・二十四条　追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従って他方の締約国に与えた利益を超え、

て政府調達の市場への拘束力のあるアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第十七・二十五条　協力

1　各締約国は、この章の規定の適用に関連する事項（自国の調達に関する法令及び政策上の指針に関連する事項を含む。）についての説明を求める他方の締約国からの要請に応ずる。

2　各締約国は、この条の規定に基づき行う要請のために第一・十四条（総則－両締約国間の連絡）に定める連絡部局を用いる。

3　合同委員会は、この章の規定の実施及び運用について検討を行う責任を有する。

第十八章　経済関係の緊密化

第十八・一条　協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、経済関係（両締約国の産業界の間の関係を含む。）を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとるよう努める。

2　両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、この章の規定に従って協議する。

第十八・二条　経済関係の緊密化に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　適当な場合には、次の事項を含むこの章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i)　両締約国間の経済関係を緊密化するための方法

(ii)　両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化するための方法

(iii)　二国間の貿易及び投資を促進するための政府間及び産業界の間の協力の可能性

(c)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会に対し両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

4(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

(b)　小委員会の全ての行動については、両締約国の合意に基づくものとする。

5　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（産業界の代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

6　小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第十八・三条　連絡部局の任務

1　第一・十四条（総則－両締約国間の連絡）の規定に基づいて指定される一方の締約国の連絡部局は、この章の規定の実施に関し、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国における事業活動に関し、他方の締約国の企業が表明する懸念又は照会を受理すること。

(b)　適当な場合には、自国の他の関係当局と協力して、(a)に規定する懸念又は照会に回答すること。

(c)　適当な場合には、関連する問題を小委員会に報告すること。

2　一方の締約国は、自国の産業界と他方の締約国の連絡部局との間の1の規定に基づく連絡を円滑にする当局を指定することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約国の産業界が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものではない。

第十八・四条　次章（紛争解決）の規定の不適用

次章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十九章　紛争解決

第十九・一条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は適用に関する

両締約国間の紛争の解決について適用する。

第十九・二条　定義

この章の規定の適用上、「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

第十九・三条　紛争解決手続の選択

1　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国が、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続を開始した場合には、当該一方の締約国は、当該特定の紛争に関し、他の紛争解決手続を開始してはならない。ただし、次のいずれかのときは、この限りでない。

(a)　別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるとき。

(b)　開始された紛争解決手続において、管轄上又は手続上の理由により、係争中の事案につき認定が行われないとき。

(c)　紛争解決機関が裁定又は報告（案であるか、中間のものであるか、最終的なものであるかを問わない。）を下す前に、申立国が、開始された紛争解決手続を終了し、当該特定の紛争に関し他の紛争解決の場において新たな紛争解決手続を開始するとき。ただし、終了する紛争解決手続が当該特定の紛争のために申立国によって開始された最初の紛争解決手続であること及び申立国が最初の紛争解決手続を終了する日と新たな紛争解決手続を開始する日との間に少なくとも三十日の期間を置くことを条件とする。

3　2の規定の適用上、

(a)　この章の規定に基づく紛争解決手続は、一方の締約国が第十九・六条1の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請した時に当該一方の締約国によって開始されたものとみなし、また、申立国が第十九・十一条3の規定に従って被申立国及び仲裁裁判所の裁判長に対し仲裁裁判手続を終了する意図を通報した時に申立国によって終了されたものとみなす。

(b)　世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、一方の締約国が紛争解決了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した時に当該一方の締約国によって開始されたものとみなし、また、申立国が紛争解決了解第十二条12の規定に従って小委員会に対しその検討を停止することを要請した時に申立国によって終了されたものとみなす。

注釈　3(b)の規定の適用上、申立国が紛争解決了解に従って小委員会に対し当該小委員会の検討を停止することを要請した場合には、申立国は当該小委員会の検討を再開することを要請してはならないことが了解される。

第十九・四条　協議

1　いずれの一方の締約国も、次のいずれかのことを認める場合には、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

(a)　この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が次のいずれかの結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合

(i)　他方の締約国がこの協定に適合しない措置をとったこと。

(ii)　他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b)　第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）、第九章（サービスの貿易）又は第十六章（知的財産）の規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他方の締約国によるこれらの章の規定に反しない措置の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合。ただし、申立国が当該措置に関する申立てを正当化するための詳細な根拠を提示することを条件とする。

2　一方の締約国による協議の要請は、他方の締約国に対して書面により提出されるものとし、当該要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示すものとする。

3　問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、一方の締約国が1の規定に従って協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、当該要請に速やかに応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には十五日以内）に誠実に協議を開始する。

第十九・五条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第十九・六条　仲裁裁判所の設置及び構成

1　第十九・四条の規定に従って協議を要請した申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対し仲裁裁判所の設置を書面により要請することができる。

(a)　当該協議の要請が受領された日の後三十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には十五日以内）に被申立国が当該協議を開始しない場合

(b)　当該協議の要請が受領された日の後六十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には三十日以内）に両締約国が当該協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請は、次の(a)から(c)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　問題となっている特定の措置を明記すること。

(b)　問題を明確に提示するために十分な申立ての法的根拠についての簡潔な要約（違反があったとされるこの協定の規定及び関連するこの協定のその他の規定を含む。）を付すること。

(c)　申立てに関する事実に係る根拠についての簡潔な要約を付すること。

3　1及び2の規定に従って申立国が要請を行った場合には、この条の規定に従って仲裁裁判所が設置される。

4　仲裁裁判所は、三人の仲裁人（一人の裁判長を含む。）により構成する。

5　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に、一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長の候補者を三人まで提案する。裁判長は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

6　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、5の規定に従って提案された候補者を考慮して、裁判長を合意により任命する。適当な場合には、両締約国は、共同して、5の規定に従って任命された仲裁人と協議することができる。

7　三人の仲裁人のいずれかが仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に任命されなかった場合には、いまだ任命されていない仲裁人は、いずれかの締約国の要請に基づき、5の規定に従って提案された候補者の名簿の中からくじ引で任命される。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、くじ引による任命は、くじ引による任命の要請が受領された日の後七日以内に行われる。一人の裁判長を含む二人以上の仲裁人がくじ引で選出される場合には、最初に裁判長が選出される。

8　仲裁裁判所の設置の日は、最後の仲裁人が任命された日とする。

9　全ての仲裁人は、次の(a)から(c)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は貿易に関する国際協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選任されること。

(c)　いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

10　仲裁人が第十九・十六条に規定する行動規範に違反したことについて両締約国が合意する場合には、両締約国は、当該仲裁人を解任し、その違反を容認し、又は当該仲裁人に対し当該違反の状態を改善するため一定の期間内に措置をとるよう要請することができる。両締約国が、当該違反を容認することについて合意する場合又は当該仲裁人が当該違反の状態を改善した後に当該違反の状態が終了したと決定する場合には、当該仲裁人は、引き続きその職務を行うことができる。

11　この条の規定に従って任命された仲裁人が死亡し、辞任し、又はその職務を行うことができなくなった場合（10の規定に従って解任された場合を含む。）には、後任の仲裁人は、前任の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命され、当該前任の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。

12　仲裁裁判所が第十九・十四条又は第十九・十五条の規定に従って再招集される場合には、再招集された仲裁裁判所は、可能な場合には、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所と同じ仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、代わりの仲裁人は、当初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命され、当該当初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。

第十九・七条　仲裁裁判所の付託事項

仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連規定に照らし、この協定の第十九・六条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、その理由を付して法律上の及び事実に関する認定を行い、並びに紛争の解決のための裁定を下すこと。」

第十九・八条　仲裁裁判所の任務

第十九・六条の規定に従って設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) 自己に付託された問題の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、事案についての事実関係、両締約国が引用したこの協定の規定の適用可能性及び次のいずれかの事項に関するものを含む。

(i) 被申立国がとった問題となっている措置とこの協定との適合性

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったか否か。

(iii) 被申立国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害しているか否か。

(c) 紛争の解決のために必要な他の認定を行うことができる。

第十九・九条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。両締約国が合意する場合には、両締約国との会合は、公開することができる。

2　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

4　各締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席し並びに事案についての事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

5　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

6　仲裁裁判手続の期間（仲裁裁判所の設置の日から両締約国に対して裁定が下される日まで）は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、六箇月を超えないものとする。

7　仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、この章に定める適用可能な時間的枠組み及び第十九・十六条に規定する指標となる日程を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には仲裁裁判所の設置の日の後十日以内に、仲裁裁判手続の日程を定める。仲裁裁判所は、両締約国の要請があった場合には、当該日程を修正することができる。

8　仲裁裁判手続について適用する期間は、いずれかの仲裁人がその職務を行うことができなくなった日から後任の仲裁人が任命される日までの期間、停止する。

第十九・十条　仲裁裁判手続における情報

1　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるものとする。

2　仲裁裁判所は、自己の発意により（ただし、両締約国が承認しない場合を除く。）又は一方の締約国の要請に基づき、いかなる関係者からも情報を入手することができ、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。もっとも、仲裁裁判所は、当該情報を入手し、又は当該専門家と協議する前に、両締約国の意見を求める。

3　2の規定に従うことを条件として、紛争において科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題が提起される場合には、仲裁裁判所は、自己の発意により（ただし、両締約国が承認しない場合を除く。）又は一方の締約国の要請に基づき、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を両締約国と協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。科学又は技術の分野における二人の適当な専門家を選定することができない場合には、仲裁裁判所は、一人の専門家のみを両締約国と協議の上選定することができる。

4　仲裁裁判所が両締約国以外の個人又は団体から情報及び技術的助言を得る場合には、仲裁裁判所は、両

締約国に対し、受領した情報及び技術的助言の写しを提供し、並びに当該情報及び技術的助言についての意見を提出する機会を提供する。仲裁裁判所は、裁定の準備において当該情報及び技術的助言について考慮する場合には、両締約国の意見を考慮に入れる。

第十九・十一条　仲裁裁判手続の停止及び終了

1　仲裁裁判所は、申立国の要請があり、かつ、被申立国が同意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、第十九・九条7に規定する時間的枠組みは、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開されるものとする。仲裁裁判所の検討が連続する十二箇月の期間を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、その設置の根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対して裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の裁判長に対し共同で通報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。

3　2の規定にかかわらず、申立国は、第十九・三条2(c)の規定に従い他の紛争解決の場において新たな紛争解決手続を開始するため、被申立国及び仲裁裁判所の裁判長に対し仲裁裁判手続を終了する意図を通報することにより、当該仲裁裁判手続を終了することができる。

第十九・十二条　裁定

1　仲裁裁判所は、この協定の関連規定、解釈に関する国際法上の適用可能な規則、両締約国の意見書及び主張並びに第十九・十条の規定に従い仲裁裁判所が入手した情報に基づいて裁定を下す。

2　仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争についての事実に即した背景に関する説明部分

(b)　事案についての事実関係、両締約国が引用したこの協定の規定の適用可能性及び次のいずれかの事項についての認定

(i)　被申立国がとった問題となっている措置とこの協定との適合性

(ii)　被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったか否か。

(iii)　被申立国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害しているか否か。

(c)　(b)に規定する認定を行った理由

3　仲裁裁判所は、裁定において次の事項を含めることができる。

(a)　紛争の解決のために必要な第十九・八条(c)の規定に従って行う他の認定

(b)　いずれかの締約国の要請があった場合には、両締約国の考慮に付するための実施方法についての提案

4　裁定における仲裁裁判所の認定及び提案は、この協定その他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務について、新たな権利及び義務を追加し、又はこれらの権利及び義務を減ずるものであってはならない。

5　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに行うものとする。各仲裁人が裁定において表明した意見は、匿名とする。

6　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を検討することができるようにするため、第十九・九条7の規定に従って定める裁定を下す日の少なくとも三十日前に、2に定める要件を満たす裁定案を両締約国に提示する。いずれの締約国も、当該裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。仲裁裁判所は、当該裁定案に関する両締約国の意見についての分析を裁定に含める。

7　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、両締約国に対して裁定が下された日の後七日を経過した後、仲裁裁判所の裁定を公に利用可能なものとすることができる。ただし、第十九・九条2及び3の規定に従うことを条件とする。

8　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第十九・十三条　裁定の実施

1　被申立国は、

(a)　仲裁裁判所の裁定に自国がとった問題となっている措置がこの協定に適合しない旨の認定が含まれている場合には、当該措置をこの協定に適合させる。

(b)　仲裁裁判所の裁定に自国がこの協定に基づく義務の履行を怠った旨の認定が含まれている場合には、当該義務を履行する。

(c)　仲裁裁判所の裁定に自国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害している旨の認定が含まれている場合には、当該利益の無効化若しくは侵害に対処し、又は相互に満足すべき解決を図る。

2　1の規定を速やかに実施することができない場合には、被申立国は、その実施のための妥当な期間を与えられる。被申立国は、裁定が下された日の後二十日以内に、1の規定の実施のために自国が必要であると認める妥当な期間を申立国に対し通報する。

3　必要な場合には、1の規定を実施するために要する妥当な期間は、可能な限り両締約国の合意により決定する。裁定が下された日の後四十五日以内に両締約国が当該妥当な期間について合意することができない場合には、いずれの締約国も、第十九・六条の規定に従って任命された仲裁裁判所の裁判長に対し、当該妥当な期間を決定するよう要請することができる。

4　3の規定に従って要請が行われた場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該要請が受領された日の後四十五日以内に、両締約国に対し妥当な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。仲裁裁判所の裁判長は、当該決定を行う前に、自己の発意により両締約国に対し意見書の提出を要請することができ、又はいずれかの締約国の要請がある場合には両締約国に対し意見書の提出を要請するものとする。また、いずれかの締約国の要請があった場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該決定を行う前に、両締約国と会合し、各締約国に対しその会合において自国の意見について説明する機会を与える。仲裁裁判所の裁判長が決定する妥当な期間については、裁定が下された日から十二箇月を超えるべきではないことを指針とするが、特別の事情があるときは、より短い期間とし、又はより長い期間とすることができる。

第十九・十四条　実施に関する意見の相違

1　被申立国が前条1の規定を実施したか否かについて意見の相違がある場合には、当該意見の相違は、その解決のために再招集される仲裁裁判所の利用によって解決される。

2　申立国は、次の(a)又は(b)のいずれか早い時の後、被申立国に対し1に規定する仲裁裁判所の再招集を書面により要請することができる。

(a)　前条の規定に従って決定された妥当な期間が満了する時

(b)　前条1の規定を実施した旨の通報を被申立国が行った時

3　この条の規定に基づく仲裁裁判所の再招集の要請には、申立てに関する事実に係る根拠についての簡潔な要約（被申立国が前条1の規定を実施していないと申立国が認める理由を含む。）を付する。

4　1から3までの規定に従って申立国が要請を行った場合には、仲裁裁判所は、当該要請が受領された日の後十五日以内に再招集される。再招集された仲裁裁判所の手続の期間（仲裁裁判所の再招集の日から両締約国に対して裁定が下される日まで）は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、四箇月を超えないものとする。

5　再招集された仲裁裁判所は、自己に付託された問題の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

(a)　被申立国が前条1の規定を実施するためにとった措置についての事実関係

(b)　被申立国が前条1の規定を実施したか否か。

6　再招集された仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

(a)　この条の規定の下で生ずる意見の相違についての事実に即した背景に関する説明部分

(b)　この条の規定の下で生ずる意見の相違についての事実関係、特に被申立国が前条1の規定を実施したか否かについての認定

(c)　(b)に規定する認定を行った理由

7　再招集された仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含めることができる。

(a)　この条の規定の下で生ずる意見の相違の解決のために必要な他の認定

(b)　いずれかの締約国の要請があった場合には、両締約国の考慮に付するための実施方法についての提案

8　再招集された仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を検討することができるようにするため、第十九・九条7の規定に従って定める裁定を下す日の少なくとも三十日前に、6に定める要件を満たす裁定案を両締約国に提示する。いずれの締約国も、当該裁定案が提示された日の後十五日以内に、再招集された仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。再招集された仲裁裁判所は、当該裁定案に関する両締約国の意見についての分析を裁定に含める。

9　この条の規定に従って再招集される仲裁裁判所の付託事項、任務及び手続については、第十九・七条、第十九・八条(b)の規定を除く。）、第十九・九条（6の規定を除く。）、第十九・十条、第十九・十一条（3の規定を除く。）及び第十九・十二条（2、3及び6の規定を除く。）の規定を準用する。

第十九・十五条　代償及び譲許の停止

1　被申立国は、次のいずれかの場合には、申立国の要請に基づき、相互に受け入れることができる代償を与えるため、申立国と協議を開始する。

(a)　被申立国が、申立国に対し、第十九・十三条の規定に従って決定された妥当な期間内に同条1の規定

を実施することができないと認める旨の通報を行った場合

(b)　被申立国が、申立国に対し、第十九・十三条の規定に従って決定された妥当な期間内に同条1の規定を実施しなかった旨の通報を行った場合

(c)　再招集された仲裁裁判所が、前条の規定に従い、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施しなかった旨の認定を行った場合

2　1の規定に従って行われた要請が受領された日の後二十日以内に相互に受け入れることができる代償について合意されなかった場合には、申立国は、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を書面により通報することができるものとし、その通報の日の後三十日を経過した後に当該譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。その停止の程度は、次の(a)及び(b)に定める要件を満たすものとする。

(a)　被申立国が第十九・十三条1の規定を実施しないことによる利益の無効化又は侵害の程度と同等の程度であること。

(b)　(a)に規定する利益の無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

3　2の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、申立国は、2に規定する譲許その他の義務を停止する権利を行使してはならない。

(a)　4又は5の規定に従い、譲許その他の義務に関し提案された停止の程度についての検討が行われている場合

(b)　被申立国が1に規定する通報又は認定の後第十九・十三条1の規定を実施した旨を申立国に通報し、かつ、被申立国が同条1の規定を実施したことについて申立国が同意を表明した場合

(c)　相互に合意する解決が得られた場合

4　申立国は、2の規定に従って行う通報において、自国が提案する譲許その他の義務の停止の程度を特定する。提案された停止の程度について被申立国が異議を唱える場合には、被申立国は、当該通報を受領した日の後三十日以内に申立国に対し協議の要請を行うことができる。申立国は、当該要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。この4の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、申立国に対し、書面により、当該問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

5　被申立国が4の規定に従って仲裁裁判所の再招集を求める旨の要請を行った場合には、仲裁裁判所は、当該要請が受領された日の後十五日以内に再招集されるものとし、その再招集の日の後四十五日以内に申立国が適用すべき停止の妥当な程度についての決定を含む裁定を下す。

6　2の規定に基づく譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施したことが3(b)に定める方法により両締約国間で合意され、若しくは再招集された仲裁裁判所により9の規定に従って認定されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

7　被申立国は、申立国により譲許その他の義務を停止する権利がこの条の規定に従って行使された場合において、

(a)　申立国による譲許その他の義務の停止の程度が明らかに過大であると認めるときは、申立国に対し、書面により、この問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

(b)　自国が第十九・十三条1の規定を実施したと認めるときは、申立国に対し協議を要請することができる。申立国は、当該要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。この(b)の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、申立国に対し、書面により、当該問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

8　被申立国が7(a)の規定に従って仲裁裁判所の再招集を要請した場合には、仲裁裁判所は、その要請が受領された日の後十五日以内に再招集されるものとし、その再招集の日の後四十五日以内に申立国が適用すべき停止の妥当な程度についての決定を含む裁定を下す。

9　被申立国が7(b)の規定に従って仲裁裁判所の再招集を要請した場合には、仲裁裁判所は、前条3から8までの規定を準用して、再招集され、裁定を下す。また、再招集された仲裁裁判所は、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施していない旨の認定を行う場合には、いずれかの締約国の要請に基づき、譲許その他の義務に関し適用中の停止の程度が依然として妥当か否かについて検討することができるものとし、当該停止の程度が妥当でないと認めるときは、当該停止の妥当な程度について決定することができる。

10　この条の規定に従って再招集される仲裁裁判所の付託事項、任務及び手続については、第十九・七条、第十九・八条(b)の規定を除く。）、第十九・九条（6の規定を除く。）、第十九・十条、第十九・十一条（3の規定を除く。）及び第十九・十二条（2、3及び6の規定を除く。）の規定を準用する。

第十九・十六条　手続規則

1　合同委員会は、この協定の効力発生の日に、手続規則（指標となる日程及び行動規範を含む。）を採択する。当該手続規則は、この章の規定に基づいて設置される仲裁裁判所の規則及び手続の詳細を定める。

2　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、合同委員会が採択する手続規則に従うものとし、両締約国と協議の上、当該手続規則に反しない追加的な手続規則を採択することができる。

3　第十九・十四条又は前条の規定に従って仲裁裁判所が再招集される場合には、再招集された仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、1の規定に従って合同委員会が採択する手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、再招集された仲裁裁判所の手続のための手続規則を決定することができる。

第十九・十七条　期間、規則及び手続の修正

この章に定める仲裁裁判所に係る期間その他の規則及び手続（前条に規定する合同委員会が採択する手続規則を含む。）は、特定の紛争に関し、当該特定の紛争のために設置された仲裁裁判所によって修正することができる。ただし、両締約国がそのような修正に同意することを条件とする。

第十九・十八条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十章　最終規定

第二十・一条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十・二条　附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十・三条　改正

1　この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。

2　その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

第二十・四条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、第二十・六条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第二十・五条　一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しを、この協定の効力発生の日の後六年目の年又は両締約国が合意するときに行う。

第二十・六条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第二十・七条　正文

1　この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。

2　1の規定にかかわらず、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）第二編、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）第一編、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）第一編、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）第一編及び附属書十三（政府調達）第一編については、英語のみにより作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年七月八日にキャンベラで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
安倍晋三

オーストラリアのために
トニー・アボット

附属書一（第二章（物品の貿易）関係）　第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表

第一編　一般的注釈

1　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

2　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

4　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

5　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

（第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第三編

第一節　日本国の表についての注釈

1　第二・四条（物品の貿易－関税の撤廃又は引下げ）の規定の適用に当たっては、次節（日本国の表）の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(b)　表の4欄に「A＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、表の5欄の注釈に定める条件に従う。当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(c)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(d)　表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(e)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(f)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(g)　表の4欄に「B7＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。

(h)　表の４欄に「Ｂ10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(i)　表の４欄に「Ｂ10＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、六年目から十一年目までの各年の四月一日に行う。当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(j)　表の４欄に「Ｂ10＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの九回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、三年目から十一年目までの各年の四月一日に行う。当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(k)　表の４欄に「Ｂ10＊＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。

(l)　表の４欄に「Ｂ10＊＊＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の四月一日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃し、無税とする。

(m)　表の４欄に「Ｂ10Ｓ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。当該原産品の関税については、第二・二十条（物品の貿易－市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(n)　表の４欄に「Ｂ15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(o)　表の４欄に「Ｐ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って削減する。

(p)　表の４欄に「ＰＳ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って削減し、第二・二十条（物品の貿易－市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(q)　表の４欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って削減し、第二・二十条（物品の貿易－市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(r)　表の４欄に「Ｑ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従う。

(s)　表の４欄に「ＱＳ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従うものとし、第二・二十条（物品の貿易－市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(t)　表の４欄に「Ｒ」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(s)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、この協定の効力発生の後五年目の年に両締約国が交渉する。

(u)　表の４欄に「Ｓ」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(s)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、第二・二十条（物品の貿易－市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(v)　表の４欄に「Ｘ」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(1)から(56)までに規定する条件は、表の５欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(1)　関税率については、この協定の効力発生の日から、一頭につき三万六百円とする。

(2)　関税率については、この協定の効力発生の日から、一頭につき五万千円とする。

(3)　関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目については、三十二・五パーセント

(b)　二年目については、三十一・五パーセント
(c)　三年目については、三十・五パーセント
(d)　四年目については、二十九・九パーセント
(e)　五年目については、二十九・三パーセント
(f)　六年目については、二十八・八パーセント
(g)　七年目については、二十八・二パーセント
(h)　八年目については、二十七・六パーセント
(i)　九年目については、二十七パーセント
(j)　十年目については、二十六・四パーセント
(k)　十一年目については、二十五・八パーセント
(l)　十二年目については、二十五・三パーセント
(m)　十三年目については、二十四・七パーセント
(n)　十四年目については、二十四・一パーセント
(o)　十五年目及びそれ以降の各年については、二十三・五パーセント

(4)　関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目については、三十・五パーセント
(b)　二年目については、二十八・五パーセント
(c)　三年目については、二十七・五パーセント
(d)　四年目については、二十七・二パーセント
(e)　五年目については、二十六・九パーセント
(f)　六年目については、二十六・七パーセント
(g)　七年目については、二十六・四パーセント
(h)　八年目については、二十六・一パーセント
(i)　九年目については、二十五・八パーセント
(j)　十年目については、二十五・六パーセント
(k)　十一年目については、二十五・三パーセント
(l)　十二年目については、二十五パーセント
(m)　十三年目については、二十四・一パーセント
(n)　十四年目については、二十三・二パーセント
(o)　十五年目については、二十二・三パーセント
(p)　十六年目については、二十一・三パーセント
(q)　十七年目については、二十・四パーセント
(r)　十八年目及びそれ以降の各年については、十九・五パーセント

(5)　関税率については、この協定の効力発生の日から、八パーセントとする。
(6)　関税率については、この協定の効力発生の日から、二パーセントとする。
(7)　関税率については、この協定の効力発生の日から、四パーセントとする。
(8)　関税率については、この協定の効力発生の日から、三パーセントとする。
(9)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(10)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(11)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五パーセントから十三・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(12)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(13)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき十三円二十銭から一キログラムにつき十一円八十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(14)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき八円五十銭から一キログラムにつき三円七十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(15)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(16)　調整金以外の関税の率については、この協定の効力発生の日に撤廃する。調整金に関する規則（係数

及びその修正の過程に関するものを含む。）については、手続規則において定めるものとする。

(17) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二十三・八パーセントとする。

(18) 関税率については、この協定の効力発生の日から、十九パーセントとする。

(19) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十パーセントから八パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(20) 関税率については、この協定の効力発生の日から、十七パーセントとする。

(21) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四・一パーセントとする。

(22) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき三十円から一キログラムにつき二十四円までの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(23) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(24) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八・一パーセントとする。

(25) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十八パーセントから十パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(26) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五パーセントから十二パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(27) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(28) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三パーセントから十・四パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(29) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三・四パーセントから十二・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(30) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(31) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(32) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十七パーセントから八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(33) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十六・八パーセントから十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(34) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき三十頭とする。

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる一頭につき三百四十万円から一頭につき百七十万円までの八回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(34)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(35) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、五千六百トン

(B) 二年目については、七千二百八十トン

(C) 三年目については、八千九百六十トン

(D) 四年目については、一万六百四十トン

(E) 五年目については、一万二千三百二十トン

(F) 六年目及びそれ以降の各年については、一万四千トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四十円六十五銭以下のものについては、一キログラムにつき三百六十一円とする。

(B) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四十円六十五銭を超え、四百一円六十五銭を一・〇二二で除して得た額以下のものにつ

いては、一キログラムにつき四百一円六十五銭と課税価格との差額とする。

(C)　表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四百一円六十五銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(D)　表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。

(E)　表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(F)　表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(G)　表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、四・三パーセントとする。

(H)　表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。

(I)　表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(J)　表の2欄に五個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、十六パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　表の5欄に「(35)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(c)　この(35)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(36)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、一万七千トン

(B)　二年目については、一万七千四百トン

(C)　三年目については、一万七千八百トン

(D)　四年目については、一万八千二百トン

(E)　五年目については、一万八千六百トン

(F)　六年目については、一万九千トン

(G)　七年目については、一万九千四百トン

(H)　八年目については、一万九千八百トン

(I)　九年目については、二万二百トン

(J)　十年目については、二万六百トン

(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、二万千トン

(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。

(A)　表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。

(B)　表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、三十パーセントとする。

(C)　表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、十二・七パーセントとする。

(D)　表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品については、一キログラムにつき九十六円九十銭とする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書

に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(36)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(37)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、四十トン
(B) 二年目については、五十六トン
(C) 三年目については、七十二トン
(D) 四年目については、八十八トン
(E) 五年目については、百四トン
(F) 六年目については、百二十トン
(G) 七年目については、百三十六トン
(H) 八年目については、百五十二トン
(I) 九年目については、百六十八トン
(J) 十年目については、百八十四トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二百トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。
(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。
(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、六・八パーセントとする。
(D) 表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、八・五パーセントとする。
(E) 表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十九・一パーセントとする。
(F) 表の2欄に六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三・六パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(37)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(38)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、百トン
(B) 二年目については、百十トン
(C) 三年目については、百二十トン
(D) 四年目については、百三十トン
(E) 五年目については、百四十トン
(F) 六年目については、百五十トン
(G) 七年目については、百六十トン
(H) 八年目については、百七十トン
(I) 九年目については、百八十トン
(J) 十年目については、百九十トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二百トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十六・三パーセントから十三・二パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの十一回の毎年均等な

引下げにより、削減する。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b)　表の5欄に「(38)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(39)(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、四千トン
(B)　二年目については、五千トン
(C)　三年目については、五千八百トン
(D)　四年目については、六千六百トン
(E)　五年目については、七千四百トン
(F)　六年目については、八千二百トン
(G)　七年目については、八千九百トン
(H)　八年目については、九千七百トン
(I)　九年目については、一万五百トン
(J)　十年目については、一万千三百トン
(K)　十一年目については、一万二千百トン
(L)　十二年目については、一万二千九百トン
(M)　十三年目については、一万三千七百トン
(N)　十四年目については、一万四千五百トン
(O)　十五年目については、一万五千三百トン
(P)　十六年目については、一万六千百トン
(Q)　十七年目については、一万六千八百トン
(R)　十八年目については、一万七千六百トン
(S)　十九年目については、一万八千四百トン
(T)　二十年目については、一万九千二百トン
(U)　二十一年目及びそれ以降の各年については、二万トン

(ii)　枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、プロセスチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b)　表の5欄に「(39)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(40)(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、二百トン
(B)　二年目については、二百八十トン
(C)　三年目については、三百六十トン
(D)　四年目については、四百四十トン
(E)　五年目については、五百二十トン
(F)　六年目については、六百トン
(G)　七年目については、六百八十トン
(H)　八年目については、七百六十トン
(I)　九年目については、八百四十トン
(J)　十年目については、九百二十トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、千トン

(ii)　枠内税率は、この協定の効力発生の日から二十五・一パーセントとする。この枠内税率は、二年

目の初日から行われる二十五・一パーセントから十三・二パーセントまでの十回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(40)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(41)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、五十トン
(B) 二年目については、五十五トン
(C) 三年目については、六十トン
(D) 四年目については、六十五トン
(E) 五年目については、七十トン
(F) 六年目については、七十五トン
(G) 七年目については、八十トン
(H) 八年目については、八十五トン
(I) 九年目については、九十トン
(J) 十年目については、九十五トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、百トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる四十パーセントから二十パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(41)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(42)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、千トン
(B) 二年目については、千四百トン
(C) 三年目については、千八百トン
(D) 四年目については、二千二百トン
(E) 五年目については、二千六百トン
(F) 六年目については、三千トン
(G) 七年目については、三千四百トン
(H) 八年目については、三千八百トン
(I) 九年目については、四千二百トン
(J) 十年目については、四千六百トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、五千トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(42)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(43)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、八十トン

(B) 二年目については、八十八トン
(C) 三年目については、九十六トン
(D) 四年目については、百四トン
(E) 五年目については、百十二トン
(F) 六年目については、百二十トン
(G) 七年目については、百二十八トン
(H) 八年目については、百三十六トン
(I) 九年目については、百四十四トン
(J) 十年目については、百五十二トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、百六十トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(43)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(44)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、八千六百トン
(B) 二年目については、一万六千三百四十トン
(C) 三年目については、二万四千八十トン
(D) 四年目については、三万千八百二十トン
(E) 五年目については、三万九千五百六十トン
(F) 六年目については、四万七千三百トン
(G) 七年目については、五万五千四十トン
(H) 八年目については、六万二千七百八十トン
(I) 九年目については、七万五百二十トン
(J) 十年目については、七万八千二百六十トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、八万六千トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(44)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(45)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、千百トン
(B) 二年目については、千四百二十トン
(C) 三年目については、千七百四十トン
(D) 四年目については、二千六十トン
(E) 五年目については、二千三百八十トン
(F) 六年目及びそれ以降の各年については、二千七百トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(45)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(46)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、五千三百トン
(B)　二年目については、五千六百トン
(C)　三年目については、五千九百トン
(D)　四年目については、六千二百トン
(E)　五年目については、六千五百トン
(F)　六年目については、六千八百トン
(G)　七年目については、七千百トン
(H)　八年目については、七千四百トン
(I)　九年目については、七千七百トン
(J)　十年目については、八千トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、八千三百トン

(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。

(A)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。
(B)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、二十パーセントとする。
(C)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。
(D)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十六パーセントとする。
(E)　表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十・六パーセントとする。
(F)　表の2欄に六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　表の5欄に「(46)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(47)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき百トンとする。

(ii)　枠内税率は、二十パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b)　表の5欄に「(47)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(48)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、千トン
(B)　二年目については、千二百トン
(C)　三年目については、千四百トン
(D)　四年目については、千六百トン
(E)　五年目については、千八百トン
(F)　六年目については、二千トン
(G)　七年目については、二千二百トン
(H)　八年目については、二千四百トン
(I)　九年目については、二千六百トン
(J)　十年目については、二千八百トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、三千トン

(ii)　枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特

定する粉乳で、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(48)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(49)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき千三百トンとする。

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十二・八パーセントとする。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十四・九パーセント（その率が一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）とする。

(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(49)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(50)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき千六百トンとする。

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十一・五パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる十一・五パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十七パーセント（その率が一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）とし、この枠内税率は、二年目の初日から行われる十七パーセント又は一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から九・五パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる九・五パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(D) 表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十四・九パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる十四・九パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(50)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(51)(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、百八十トン

(B) 二年目については、三百六十二トン

(C) 三年目については、五百四十四トン

(D) 四年目については、七百二十六トン

(E) 五年目については、九百八トン

(F) 六年目については、千九十トン

(G) 七年目については、千二百七十二トン

(H)　八年目については、千四百五十四トン

(I)　九年目については、千六百三十六トン

(J)　十年目については、千八百十八トン

(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、二千トン

(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。

(A)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十一パーセントから十・五パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(B)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(C)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十・七パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b)　表の5欄に「(51)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(52)

(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき一万四千トンとする。

(ii)　枠内税率は、無税とする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b)　表の5欄に「(52)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(53)

(a)　関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。

(a)　この協定の効力発生の日から十三・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十八円六十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b)　二年目の四月一日から十一・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十円二十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(c)　三年目の四月一日から九・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき四十一円八十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d)　四年目の四月一日から七・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十三円五十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(e)　五年目の四月一日から五・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二十五円十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(f)　六年目の四月一日から三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六円七十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(g)　七年目の四月一日から一・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき八円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(h)　八年目の四月一日から無税

(54)

関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。

(a)　この協定の効力発生の日から十三・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六十円九十一銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b)　二年目の四月一日から十二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十四円八十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(c)　三年目の四月一日から十・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高

いとき又は一リットルにつき四十八円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d)　四年目の四月一日から九・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき四十二円六十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(e)　五年目の四月一日から八・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十六円五十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(f)　六年目の四月一日から六・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十円四十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(g)　七年目の四月一日から五・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二十四円三十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(h)　八年目の四月一日から四・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十八円二十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(i)　九年目の四月一日から二・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十二円十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(j)　十年目の四月一日から一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六円九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(k)　十一年目の四月一日から無税

(55)　表の5欄に「(55)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。

(56)　表の5欄に「(56)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。

3　(a)　一方の締約国は、第二・十八条（物品の貿易－特定の農産品に関する特別セーフガード措置）の規定に従い、次の場合にのみ、特別セーフガード措置をとることができる。

(i)　表の4欄に「ＰＳ＊」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

(A)　一年目については、十三万トン

(B)　二年目については、十三万千七百トン

(C)　三年目については、十三万三千三百トン

(D)　四年目については、十三万五千トン

(E)　五年目については、十三万六千七百トン

(F)　六年目については、十三万八千三百トン

(G)　七年目については、十四万トン

(H)　八年目については、十四万千七百トン

(I)　九年目については、十四万三千三百トン

(J)　十年目については、十四万五千トン

(ii)　表の4欄に「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

(A)　一年目については、十九万五千トン

(B)　二年目については、十九万六千七百トン

(C)　三年目については、十九万八千三百トン

(D)　四年目については、二十万トン

(E)　五年目については、二十万千七百トン

(F)　六年目については、二十万三千三百トン

(G)　七年目については、二十万五千トン

(H)　八年目については、二十万六千七百トン

(I)　九年目については、二十万八千三百トン

(J)　十年目については、二十一万トン

(b)　表の4欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量の合計がそれぞれの発動水準（3(a)(i)及び(ii)に規定する水準をいう。以下この附属書において同じ。）を超えた場合には、特別セーフガード措置をとる締約国は、輸入数量の合計が発動水準を超えた月の翌々月の初日に、第二・十八条（物品の貿易－特定の農産品に関する特別セーフガード措置）2の規定に従い関係する関税率を引き上げることができる。

(c)　特別セーフガード措置をとる締約国は、表の4欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類

される原産品の輸入数量について、発動水準を超えた時と当該特別セーフガード措置を実際にとった時との間の輸入数量又は輸入数量が二月一日から三月三十一日までの間に発動水準を超えた場合にはその年の三月三十一日までに発動水準を超えた分の輸入数量を、翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(d)　(a)の規定の適用上、特別セーフガード措置がとられる前に締結された契約に基づいて輸送の途中にある原産品は、当該特別セーフガード措置の適用を免除される。この場合において、当該原産品の輸入数量の合計を翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(e)　第二・十八条（物品の貿易－特定の農産品に関する特別セーフガード措置）5の規定に従って行う見直しに関し、両締約国は、この協定の効力発生から十年目の年に、十年目の年の後に適用する発動水準について交渉する。両締約国間の合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十年目の年の発動水準を適用する。

(f)　第二・十八条（物品の貿易－特定の農産品に関する特別セーフガード措置）の規定の適用上、一年目が十二箇月未満の場合には、(a)に規定する一年目の輸入数量の合計は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この(f)の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

(g)　表の4欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

4　第一編1の規定は、統一システムの第〇二〇三・一一号、第〇二〇三・一二号、第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二一号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七八〇一・一〇号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、2(35)又は次節（日本国の表）の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

5　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この5の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

6　表の4欄に「Ｑ」又は「ＱＳ」を掲げた品目に分類される原産品の関税割当ての実施に当たっては、手続規則において詳細な規則を定めるものとする。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
	馬			
〇一〇一・二一	純粋種の繁殖用のもの		A	
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
〇一〇一・二九	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		Q	(34)
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
〇一〇一・三〇	ろ馬			
〇一〇一・九〇	その他のもの		X	
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）		A	
	家畜のもの			
〇一〇二・二一	純粋種の繁殖用のもの	一頭につき三八、二五〇円	A	(1)
	その他のもの			
〇一〇二・二九	一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき六三、七五〇円	PS	
	その他のもの		PS	(2)
	水牛			

○一○一・三一	純粋種の繁殖用のもの		A		
○一○二・三九	その他のもの		A		
○一○二・九○	その他のもの		A		
	純粋種の繁殖用のもの		A		
	その他のもの				
	一頭の重量が三○○キログラム以下のもの	一頭につき三八、二五○円	PS	(1)	
	その他のもの	一頭につき六三、七五○円	PS	(2)	
○一・○三	豚（生きているものに限る。）		A		
○一○三・一○	純粋種の繁殖用のもの		A		
	その他のもの				
○一○三・九一	一頭の重量が五○キログラム未満のもの		X		
○一○三・九二	一頭の重量が五○キログラム以上のもの		X		
○一・○四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A		
○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A		
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）		A		
第二類	肉及び食用のくず肉				
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三八・五％	PS＊	(3)	
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）	三八・五％	PS＊＊	(4)	
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）				
	生鮮のもの及び冷蔵したもの				
○二○三・一一	枝肉及び半丸枝肉		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの＊				
○二○三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの＊＊				
○二○三・一九	その他のもの		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの＊＊				
	冷凍したもの				
○二○三・二一	枝肉及び半丸枝肉		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの＊				
○二○三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの＊＊				
○二○三・二九	その他のもの		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの＊＊				
○二一・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	(35)	Q
○二○五・○○	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	(35)	Q
○二一・○六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	(35)	Q
○二○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
	ほほ肉及び頭肉＊＊		QS	(36)	Q
	その他のもの				
	臓器及び舌＊		QS	(36)	Q
	その他のもの＊＊＊		QS	(36)	Q
○二○六・二一	舌＊		QS	(36)	Q
○二○六・二二	肝臓＊		QS	(36)	Q
○二○六・二九	その他のもの				
	ほほ肉及び頭肉＊＊		QS	(36)	Q
	臓器＊		QS	(36)	Q
	その他のもの＊＊＊		QS	(36)	Q
○二○六・三○	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				
	いのししのもの				
	その他のもの（冷凍したものに限る。）				
	肝臓		R	(37)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの				
○二○六・四一	肝臓		R	(37)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの				
○二○六・四九	その他のもの		A	(35)	Q
	いのししのもの				
	その他のもの				
	臓器＊＊＊				
	その他のもの				
○二○六・八○	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	(35)	Q
○二○六・九○	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	(35)	Q
○二一・○七	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		X	(35)	Q
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				
○二○七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）＊		Q	(37)	Q
○二○七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）＊		Q	(37)	Q
○二○七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	(35)	Q

	骨付きのもも＊＊					
	その他のもの＊					
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	Q	(37)	Q	(37)	
	肝臓					
	その他のもの					
	骨付きのもも＊＊＊	A				
	その他のもの＊＊＊					
	七面鳥のもの					
○二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	Q	(37)	Q	(37)	
○二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	Q				
○二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A				
	あひるのもの					
○二〇七・四一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○二〇七・四二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A				
○二〇七・四三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○二〇七・四四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B7	九・六%	A		
○二〇七・四五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A				
	がちょうのもの					
○二〇七・五一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○二〇七・五二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A				
○二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A				
○二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの					
○二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A				
○二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A				
○二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	A				
	豚の肉					
○二〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X				
○二〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	X				
○二〇・一九	その他のもの	X				
○二〇・二〇	牛の肉＊＊＊	Q S	(36)			
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）					
○二一〇・九一	霊長類のもの	A				
○二一〇・九二	くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの	B5	四・二%			
	くじら目のもの及び海牛目のもの					
○二一〇・九三	爬虫類（蛇及び亀を含む。）のもの	A		A		
○二一〇・九九	その他のもの					
	豚のもの					
	牛のもの＊＊＊＊	A		Q S	(36)	
	その他のもの			R		
	第三類					
○三・〇一	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物					
	魚（生きているものに限る。）					
	観賞用の魚					
○三〇一・一一	淡水魚					
○三〇一・一九	その他のもの					
○三〇一・九一	その他の魚（生きているものに限る。）	A				
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	A				
○三〇一・九二	うなぎ（アングイラ属のもの）	A				
	養魚用の稚魚					
○三〇一・九三	その他のもの					
	こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）	A				
○三〇一・九四	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）	A				
○三〇一・九五	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）	A				
○三〇一・九九	その他のもの					
	養魚用の稚魚					
	その他のもの					
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	A				
○三・〇二	その他のもの	X				
	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）					
○三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	A				
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	A				
○三〇二・一三	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ	B10	三・五%			

	ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）					
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）					
	その他のもの					
○三○二・一四	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）				三・五%	B10
○三○二・一九	その他のもの					
	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）				三・五%	B10＊
○三○二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）					
○三○二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）					
○三○二・二三	ソール（ソレア属のもの）					
○三○二・二四	ターボット（プセタ・マクシマ）					
○三○二・二九	その他のもの					
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）				三・五%	B10＊＊
○三○二・三一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）					
○三○二・三二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）					
○三○二・三三	かつお					
○三○二・三四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）					
○三○二・三五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）					
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）					
	くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）					
○三○二・三六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）					
○三○二・三九	その他のもの					
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
○三○二・四一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）					
○三○二・四二	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）					
○三○二・四三	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）					
	サルディノプス属のもの					
	その他のもの					
○三○二・四四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）					

○三○二・四五	あじ（トラクルス属のもの）					
○三○二・四六	すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）					
○三○二・四七	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）					
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
○三○二・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）					
○三○二・五二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）					
○三○二・五三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）					
○三○二・五四	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）					
	メルルシウス属のもの					
	ウロフュキス属のもの					
○三○二・五五	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）					
○三○二・五六	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）					
○三○二・五九	その他のもの					
	たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）					
	その他のもの					
○三○二・七一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
○三○二・七二	ティラピア（オレオクロミス属のもの）					
○三○二・七三	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）					
	こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）					
	うなぎ（アングイラ属のもの）					
○三○二・七四	その他のもの					
○三○二・七九	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
	さめ					
○三○二・八一	えい（がんぎえい科のもの）					
○三○二・八二	めろ（ディソスティクス属のもの）					
○三○二・八三	シーバス（ディケントラルクス属のもの）					
○三○二・八四	たい（たい科のもの）					
○三○二・八五	その他のもの					
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属のもの）、あじ（デカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）					
○三○二・八九	その他のもの					

	その他のもの				
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）				A
	その他のもの				
	かじき（まかじき科のもの）				A
	その他のもの				
○三○二・九○	肝臓、卵及びしらこ				A
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵				A
	にしん（クルペア属のもの）の卵				A
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵				A
	その他のもの				
○三・○三	魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）				A
○三○三・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）				R
○三○三・一二	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）				R
	その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）				R
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）				R
	その他のもの				
○三○三・一三	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）				R
○三○三・一四	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）				R
○三○三・一九	その他のもの				
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）				A
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）				A
○三○三・二三	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）				A
○三○三・二四	こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）				A
○三○三・二五	うなぎ（アングイルラ属のもの）				A
○三○三・二六	その他のもの				A
○三○三・二九	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）				A
○三○三・三一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）				A
○三○三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）				A
○三○三・三三	ソール（ソレア属のもの）				A
○三○三・三四	ターボット（プセタ・マクシマ）				A
○三○三・三九	その他のもの				A
	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五%	B 10＊		A
○三○三・四一	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）				R
○三○三・四二	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）				A
○三○三・四三	かつお				A
○三○三・四四	めばちまぐろ（トウヌス・オベス）				A
○三○三・四五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）				R
	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）				R
	くろまぐろ（トウヌス・オリエンタリス）				A
○三○三・四六	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）				A
○三○三・四九	その他のもの				A
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスィフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五%	B 10＊＊		A
○三○三・五一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）				X
○三○三・五三	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	一○%	P	(5)	A
	サルディノプス属のもの				A
	その他のもの				A
○三○三・五四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）				X
○三○三・五五	あじ（トラクルス属のもの）				X
○三○三・五六	すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）	三・五%	A	(6)	P
○三○三・五七	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）				A
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）				X
○三○三・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）				X
○三○三・六四	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）				A
○三○三・六五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）				A
○三○三・六六	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）				A

	メルルシウス属のもの							
	ウロフュキス属のもの							
○三○三・六七	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）							
○三○三・六八	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）							
○三○三・六九	その他のもの							
	たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）							
	その他のもの							
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三○三・八一	さめ							
○三○三・八二	えい（がんぎえい科のもの）							
○三○三・八三	めろ（ディソスティクス属のもの）							
○三○三・八四	シーバス（ディケントラルクス属のもの）							
○三○三・八九	その他のもの							
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（デカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）							
	その他のもの							
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）、たい（たい科のもの）及びししゃも							
	その他のもの							
	かじき（まかじき科のもの）							
	その他のもの							
○三○三・九○	肝臓、卵及びしらこ							
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵							
	その他のもの							
○三・○四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）							
	魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○三○四・三一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）							
○三○四・三二	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）							
○三○四・三三	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）							
○三○四・三九	その他のもの							
	その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○三○四・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	A	X	A	A	X		
○三○四・四二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		A	A				
○三○四・四三	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）		A	X	A	A		
○三○四・四四	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの							
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）							
	その他のもの							
○三○四・四五	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）							
○三○四・四六	めろ（ディソスティクス属のもの）							
○三○四・四九	その他のもの							
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X					
	その他のもの							
	くろまぐろ（トゥヌス・テイヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）							
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）							
	その他のもの							
○三○四・五一	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）							
○三○四・五二	さけ科のもの							
○三○四・五三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの							
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）							
	その他のもの							
○三○四・五四	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）							
○三○四・五五	めろ（ディソスティクス属のもの）							
○三○四・五九	その他のもの							
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリ	A	X	A	A	X		

ス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	○三〇四・六一	X				
その他のもの						
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）、たい（たい科のもの）及びさめ	○三〇四・六二	A				
その他のもの						
くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	○三〇四・六三	A	R			
その他のもの						
魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）	○三〇四・六九	A	A	A	A	
ティラピア（オレオクロミス属のもの）	○三〇四・六一	A				
なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	○三〇四・六二	A				
ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	○三〇四・六三	A				
その他のもの	○三〇四・六九	A				
魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）	○三〇四・七一	X				
コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	○三〇四・七二	A	A	X		
ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	○三〇四・七三	A				
コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	○三〇四・七四	A	X			
ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）						
メルルシウス属のもの						
ウロフュキス属のもの	○三〇四・七五	X	A	X		
すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	○三〇四・七九	X				
その他のもの						
たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）						
その他のもの						
その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）	○三〇四・八一	A	X			
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	○三〇四・八二	A				
ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	○三〇四・八三	A				
ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこびらめ科のもの）	○三〇四・八四	A	P	三・五%		
めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	○三〇四・八五	A	A			
めろ（ディソスティクス属のもの）	○三〇四・八六	X	A			
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	○三〇四・八七	A	R			
まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）						
まぐろ（みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）を除く。）				三・五%		
みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	○三〇四・八九	A	B	10＊＊		
その他のもの						
にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	○三〇四・九一	A	R			
かじき（まかじき科のもの）						
その他のもの	○三〇四・九二	A	A			
その他のもの（冷凍したものに限る。）						
めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	○三〇四・九三	A	A			
めろ（ディソスティクス属のもの）						
ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	○三〇四・九四	A	X			
すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	○三〇四・九五	X	A			
さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）	○三〇四・九九	A	X			
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）						
その他のもの						
その他のもの						
にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）						
その他のもの						
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）、たい（たい科のもの）、ししゃも及びさめ						

	その他のもの			
	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）			
	その他のもの			
○三・○五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
○三○五・一○	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
○三○五・二○	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）			
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）及びさけ科のものの卵			
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ			
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵			
	こんぶかずのこ			
	その他のもの			
○三○五・三一	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	A	A	R
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	X		
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	A		
	こんぶかずのこ			
	その他のもの			
○三○五・三二	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	A	A	X
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）			
	その他のもの			
○三○五・三九	その他のもの			
	さけ科のもの			
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	A	X	
	その他のもの			
	くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）			
○三○五・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	A	A	A
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）			
○三○五・四三	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	A		
○三○五・四四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）			
○三○五・四九	その他のもの			
	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	A	A	
○三○五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X		
○三○五・五九	その他のもの			
	さけ科のもの			
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	A	X	
	その他のもの			
○三○五・六一	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）	A	X	
○三○五・六二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）			
○三○五・六三	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X	X	X
○三○五・六四	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）			
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	A	X	
	その他のもの			
○三○五・六九	さけ科のもの			
	その他のもの			
	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	X	A	

○三〇五・七一	ふかひれ				A	
○三〇五・七二	魚の頭、尾及び浮袋				A	
	くん製したもの				A	
	乾燥したもの					
	さけ科のもの					
	その他のもの					
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				A	
	その他のもの					
	塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの					
	さけ科のもの					
	その他のもの					
○三〇五・七九	その他のもの					
	くん製したもの				A	
	乾燥したもの				A	
	さけ科のもの					
	その他のもの					
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				X	
	その他のもの				A	
	塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの					
	さけ科のもの				A	
	その他のもの				X	
○三一・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）				X	
○三一・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）				A	

○三〇七・一一	かき				A	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				A	
○三〇七・一九	その他のもの				A	
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）					
○三〇七・二二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				X	
○三〇七・二九	その他のもの					
	くん製したもの				A	
	その他のもの				X	
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）					
○三〇七・三二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				A	
○三〇七・三九	その他のもの				A	
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）					
○三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				P	五%
	もんごういか（セピア・オフィキナリス）				A	
○三〇七・四九	その他のもの					
	その他のもの				P	五%
	冷凍したもの				A	
	もんごういか（セピア・オフィキナリス）					
○三〇七・五一	その他のもの				P	三・五%
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				A	
○三〇七・六〇	その他のもの				A	
	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）				A	
	クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）				X	
○三〇七・七一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				A	
	貝柱				P	
	はまぐり				A	
	その他のもの				X	
	赤貝（生きているものに限る。）及びあさり				A	
	その他のもの				A	
	その他のもの					
	冷凍したもの				X	
○三〇七・七九	貝柱				X	

	はまぐり		A
	その他のもの		
	あさり		A
	その他のもの		X
	くん製したもの		A
	その他のもの		
	貝柱		X
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		A
	その他のもの		
	はまぐり（乾燥したものに限る。）		A
	その他のもの		X
	あわび（ハリオティス属のもの）		
〇三〇七・八一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
〇三〇七・八九	その他のもの		
	冷凍したもの及びくん製したもの		A
	その他のもの		X
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	貝柱		X
	いか		
	もんごういか		A
	その他のもの	五%	P
	その他のもの		
	スキャロップ（いたやがい科のもの）		X
	その他のもの		
	しじみ		A
	その他のもの		X
〇三〇七・九九	その他のもの		
	冷凍したもの		
	貝柱		X
	いか		
	もんごういか		A
	その他のもの		X
	その他のもの		
	スキャロップ（いたやがい科のもの）		X
	その他のもの		
	しじみ		A
	その他のもの		X
	くん製したもの		A
	その他のもの		X
〇三・〇八	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）		
	なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）		
〇三〇八・一一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
〇三〇八・一九	その他のもの		A
	うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）		
〇三〇八・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
〇三〇八・二九	その他のもの		
	くん製したもの		A
	その他のもの		
	冷凍したもの	七%	B3
	その他のもの	七%	B5
〇三〇八・三〇	くらげ（ロピレマ属のもの）		A
〇三〇八・九〇	その他のもの		
	生きているもの及びくん製したもの		A
	生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
	冷凍したもの		
	うに	七%	B3
	くらげ		A
	その他のもの		X
	その他のもの		
	うに及びくらげ		
	うに	七%	B5
	くらげ		A
	その他のもの		X
第四類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）		S
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）		

○四○二・二一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		S	
○四○二・二九	その他のもの		S	
	その他のもの			
○四○二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
	脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	二五・五％	P	(9)
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
○四○二・九九	その他のもの			
	脂肪分が全重量の八％を超えるもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム		R	
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）			
○四○三・一○	ヨーグルト			
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）		X	
	その他のもの			
	フローズンヨーグルト			
	砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が一○キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）＊		QS	(38)
	その他のもの＊＊		QS	(38)
	その他のもの		R	
○四○三・九○	その他のもの		X	
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		X	
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		S	
○四・○六	チーズ及びカード			
○四○六・一○	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード			
	乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）		X	
	その他のもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの			
	プロセスチーズの原料として使用するもの		QS	(39)
	その他のもの		X	
○四○六・二○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		QS	(40)
○四○六・三○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）		QS	(41)
○四○六・四○	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		S	
	その他のもの			
	プロセスチーズの原料として使用するもの		QS	(39)
	その他のもの	二九・八％	PS	(10)
○四○六・九○	その他のチーズ			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの			
	プロセスチーズの原料として使用するもの		QS	(39)
	シュレッドチーズの原料として使用するもの		QS	(42)
	その他のもの		X	
○四・○七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）			
	ふ化用の受精卵			
○四○七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		A	
○四○七・一九	その他のもの		A	
	その他の卵（生鮮のものに限る。）			
○四○七・二一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		X	
○四○七・二九	その他のもの		X	
○四○七・九○	その他のもの			
	冷凍したもの		X	
	その他のもの		R	
○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	卵黄			
○四○八・一一	乾燥したもの	一八・八％	B3	
○四○八・一九	その他のもの	二○％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
	その他のもの			

○四〇八・九一	乾燥したもの	二一・三%	B5
○四〇八・九九	その他のもの	二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5
○四〇九・〇〇	天然蜂蜜		Q
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		A
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A
第七類	食用の野菜、根及び塊茎		
○七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット		
	たまねぎ		
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B5
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		A
	シャロット		A
○七〇三・二〇	にんにく		A
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの		A
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）		A
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
○七〇九・二〇	アスパラガス		A
○七〇九・三〇	なす		A
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）		A
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ		A
	きのこ（はらたけ属のもの）		A
○七〇九・五九	その他のもの		A
	まつたけ及びトリフ		X
	その他のもの		A
	しいたけ		A
	その他のもの		A
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実		A
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるなし及びやまほうれん草		A
	その他のもの		A
○七〇九・九一	アーティチョーク		A
○七〇九・九二	オリーブ		A
○七〇九・九三	かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）		A
○七〇九・九九	その他のもの		A
	スイートコーン		A
	その他のもの		B3
	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		A
○七・一〇	ばれいしょ		B7
○七一〇・一〇	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		B7
○七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）		B5
○七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		B5
○七一〇・二九	その他のもの		B5
	枝豆		B5
	その他のもの		B7
○七一〇・三〇	ほうれん草、つるなし及びやまほうれん草		B5
○七一〇・四〇	スイートコーン		B5
○七一〇・八〇	その他の野菜		B7
	ごぼう		B7
	その他のもの		B5
	ブロッコリー		B5

○七一〇・九〇	野菜を混合したもの（スイートコーンを主成分とするものを除く。）	六%			B3
○七・一一	その他のもの	一〇・六%			B7
	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	六%			B3
○七一一・二〇	オリーブ	九%		A	B3
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	九%			B3
○七一一・五一	きのこ及びトリフ	九%			B5
○七一一・五九	きのこ（はらたけ属のもの）その他のもの	九%			B5
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらびなす	六%			B3
	らっきょう及びわらび	六%			B5
	その他のもの	一二%			B10
	ごぼう	九%			B3
	その他のもの				
	なす				
	れんこん及びケーパー	九%			B7
	その他のもの	九%			B5
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）				
○七一二・二〇	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	九%			B5
	たまねぎ	九%			B5
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%			B5
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）		A	A	
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）			A	
○七一二・三九	その他のもの		X	A	
	しいたけ			A	
	その他のもの				
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	スイートコーン	一二・八%			B7
	その他のもの			A	
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）				
	その他のもの	九%			B5
	たけのこ				
	その他のもの				
	ぜんまい	九%			B7
	その他のもの	九%			B5
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）				
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			A	
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			A	
	その他のもの				
○七一三・二〇	ひよこ豆		X	A	
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			A	
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）				
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）				
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			A	
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			X	
	その他のもの			A	
○七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			A	
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			X	
	その他のもの			A	
○七一三・三五	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			A	
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			X	
	その他のもの			A	
○七一三・三九	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			A	

	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一二・四〇	ひら豆	A	X	A	
○七一二・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A			
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	A			
	その他のもの				
○七一三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A			
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一三・九〇	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A			
	その他のもの				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
	その他のもの				
○七一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	X	A	A	一五%
○七一四・一〇	カッサバ芋				
	冷凍したもの	A			
	その他のもの				
	粉又はミールのペレット	A			
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの	P			

○七一四・二〇	かんしょ				
	冷凍したもの	B 10	一二%	A	
	その他のもの	B 10	一二・八%		
○七一四・三〇	ヤム芋（ディオスコレア属のもの）				
	冷凍したもの	B 7	一二%		
	その他のもの	B 5	九%		
○七一四・四〇	さといも（コロカシア属のもの）				
	冷凍したもの	B 7	一〇%		
	その他のもの	B 5	九%		
○七一四・五〇	アメリカさといも（クサントソマ属のもの）				
	冷凍したもの	B 7	一二%		
	その他のもの	B 5	九%		
○七一四・九〇	その他のもの				
	冷凍したもの	B 7	一二%		
	その他のもの	B 5	九%		
第八類					
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	A			
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）				
	アーモンド				
○八〇二・一一	殻付きのもの	A	一〇%		
○八〇二・一二	殻を除いたもの	A	九・六%		
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）				
○八〇二・二一	殻付きのもの	A	一〇%		
○八〇二・二二	殻を除いたもの	A	九・六%		
	くるみ				
○八〇二・三一	殻付きのもの	A	一〇%		
○八〇二・三二	殻を除いたもの	A	九・六%		
	くり（カスタネア属のもの）				
○八〇二・四一	殻付きのもの	A	一〇%		
○八〇二・四二	殻を除いたもの	A	九・六%		
	ピスタチオナット				
○八〇二・五一	殻付きのもの	A	一〇%		
○八〇二・五二	殻を除いたもの	A	九・六%		
	マカダミアナット				
○八〇二・六一	殻付きのもの	A	一〇%		
○八〇二・六二	殻を除いたもの	A	九・六%		

○八〇二・七〇	コーラナット（コラ属のもの）			一二%	B 10
○八〇二・八〇	びんろう子		A		A
○八〇二・九〇	その他のもの				
	ペカン		A		A
	その他のもの			一二%	B 10
○八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇三・一〇	プランテイン				
	生鮮のもの				
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年四月一日から同年八月三一日までに輸入されるもの				
	その他のもの			二〇%	B 10
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの		X		X
	乾燥したもの		X		X
○八〇三・九〇	その他のもの				
	生鮮のもの				
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年四月一日から同年八月三一日までに輸入されるもの				
	その他のもの			二〇%	B 10
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの		X		X
	乾燥したもの		X		X
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇四・一〇	なつめやしの実		A		A
○八〇四・二〇	いちじく				
○八〇四・三〇	パイナップル				
	生鮮のもの			六%	B 5
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの		A		A
	毎年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの		A		A
	その他のもの			一六%	B 10
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの		X		X
	その他これらに類するかんきつ類の交雑種			一七%	B 15
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキング				
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）			一〇%	B 5
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		A		A
○八〇五・九〇	その他のもの				
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）				
	その他のもの			一七%	B 15
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		A		A
○八〇六・一〇	生鮮のもの				
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの				
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの			一七%	B 10
○八〇六・二〇	乾燥したもの		A	七・八%	B 7
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）				
	メロン（すいかを含む。）				
○八〇七・一一	すいか		A		A
○八〇七・一九	その他のもの			六%	B 5
○八〇七・二〇	パパイヤ		A		A
○八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）				
○八〇八・一〇	りんご			一七%	B 10
○八〇八・三〇	梨			四・八%	B 5
○八〇八・四〇	マルメロ			四・八%	B 5
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）				
○八〇九・一〇	あんず			六%	B 5
	さくらんぼ				
	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）				
○八〇九・二一	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの		A		A
	その他のもの		X		X
○八〇九・二九	その他のもの				
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの		A		A
	その他のもの（ネクタリンを含む。）		X		X
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）			六%	B 5
○八〇九・四〇	プラム及びスロー			六%	B 5
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）				
○八一〇・一〇	ストロベリー			六%	B 3
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		A		A
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		A		A
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実		A		A
○八一〇・五〇	キウイフルーツ			六・四%	B 5
○八一〇・六〇	ドリアン		A		A
○八一〇・七〇	柿		A		A
○八一〇・九〇	その他のもの				
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに		A		A

○八一一・一〇	限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	ストロベリー			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	九・六%	B 5	
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一二%	B 5	
○八一一・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パイナップル	一三・八%	B 10	X
	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	七%	B 5	A
	桃及び梨			
	その他のもの			
	パイナップル			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ			X
	桃、梨及びベリー			A
	ベリー			A
	桃及び梨			
	その他のもの	七%	B 5	A
○八一二・一〇	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
○八一二・九〇	さくらんぼ	一七%	B 15	R
	その他のもの			
	バナナ			
	オレンジ			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの			
	毎年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B 15	X
	その他のもの			X
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの			
	グレープフルーツ（ボメロを含む。）	一〇%	B 7	X
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）			A
	くり（カスタネア属のもの）	九・六%	B 15	A
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	九%	B 5	A
	ベリー			
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	九%	B 7	A
	干し柿	九%	B 7	A
	その他のもの	九%	B 5	A
○八一三・一〇	あんず	一七%	B 10	A
○八一三・二〇	プルーン	一二%	B 7	A
○八一三・三〇	りんご			
○八一三・四〇	その他の果実			
	ベリー			
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	九%	B 7	A
	干し柿	九%	B 7	A
	その他のもの	九%	B 5	A
○八一三・五〇	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	一七%	B 10	A
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	一二%	B 7	A
		一二%	B 3	A
第九類				
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
○九〇一・一一	コーヒー（煎ったものを除く。）			A
	カフェインを除いてないもの			A
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの			
	コーヒー（煎ったものに限る。）			
○九〇一・二一	カフェインを除いてないもの	一二%	B 3	A
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの	一二%	B 3	A
○九〇一・九〇	その他のもの			
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	一七%	B 10	A
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）			
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			

	くず（飲用に適するものを除く。）					
	その他のもの					
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）					
	紅茶					
	その他のもの					
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶					
	くず（飲用に適するものを除く。）					
	その他のもの					
	紅茶					
	その他のもの					
○九〇三・〇〇	マテ					
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー					
○九・〇五	バニラ豆					
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花					
○九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）					
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類					
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー					
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料					
	しょうが					
○九一〇・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの					
○九一〇・一二	破砕し又は粉砕したもの					
○九一〇・二〇	サフラン					
○九一〇・三〇	うこん					
	その他の香辛料					
○九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物					
	カレー					
	その他のもの					
○九一〇・九九	その他のもの					
第一〇類	穀物					
一〇・〇一	小麦及びメスリン					
	デュラム小麦					
一〇〇一・一一	播種用のもの					
一〇〇一・一九	その他のもの					
	その他のもの					
一〇〇一・九一	播種用のもの					
一〇〇一・九九	その他のもの					

	日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの					
	その他のもの					
	メスリン					
	その他のもの					
	飼料用のもの					
	税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
一〇・〇二	ライ麦					
一〇・〇三	大麦及び裸麦					
一〇〇三・一〇	播種用のもの					
	日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの					
	その他のもの					
一〇〇三・九〇	その他のもの					
	日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの					
	その他のもの					
一〇・〇四	オート					
一〇・〇五	とうもろこし					
一〇〇五・一〇	播種用のもの					
一〇〇五・九〇	その他のもの					
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）					

	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第一項の規定の適用を受けないもの				
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの				
	コーンスターチの製造に使用するもの及び政令で定めるところにより飼料用に供するもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
一〇・〇六	米				
一〇・〇七	グレーンソルガム				
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物				
一〇〇八・一〇	そば				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	ミレット				
一〇〇八・二一	播種用のもの				
一〇〇八・二九	その他のもの				
一〇〇八・三〇	カナリーシード				
一〇〇八・四〇	フォニオ（ディギタリア属のもの）				
一〇〇八・五〇	キヌア（ケノポディウム・クイノア）				
一〇〇八・六〇	ライ小麦				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
一〇〇八・九〇	その他の穀物				
第一一類					
一一〇一・〇〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン				
一一・〇二	小麦粉及びメスリン粉				
一一〇二・二〇	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）				
一一〇二・九〇	とうもろこし粉				
	その他のもの				
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉				
	その他のもの				
	ライ麦粉				
	その他のもの				
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット				
	ひき割り穀物及び穀物のミール				

	小麦のもの				
	とうもろこしのもの				
	その他の穀物のもの				
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの				
	オートのもの				
	その他のもの				
一一〇三・一九					
一一〇三・一三	とうもろこしのもの				
一一〇三・一一	小麦のもの				
一一〇四・一九	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	とうもろこしのもの				
	その他のもの				
一一〇四・一二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				
	オートのもの				
	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	とうもろこしのもの				
	その他のもの				
一一〇四・二一	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）				
一一〇四・二三	オートのもの				
	とうもろこしのもの				
	コーンフレークの製造に使用するもの				
	その他のもの				
一一〇四・二九	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	その他のもの				
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット				
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール				
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの				
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの				
	カッサバ芋のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				

	その他のもの	二一・三%	B10
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの		
	バナナのもの		
	飼料用のもの		A
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの	一五%	B10
	その他のもの	一五%	B10
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）		
一一〇七・一〇	煎ってないもの		
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X
	その他のもの		
	泥炭でくん蒸したもの		X
	その他のもの		Q
一一〇七・二〇	煎ったもの		X
一一・〇八	でん粉及びイヌリン		
	でん粉		
一一〇八・一一	小麦でん粉		X
一一〇八・一二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		R
一一〇八・一三	ばれいしょでん粉		R
一一〇八・一四	マニオカ（カッサバ）でん粉		R
一一〇八・一九	その他のでん粉		
	サゴでん粉		X
	その他のもの		R
一一〇八・二〇	イヌリン		X
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	二一・三%	B10S
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
一二・〇一	大豆（割ってあるかないかを問わない。）		A
一二・〇二	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
一二〇二・三〇	播種用のもの		
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		
	殻付きのもの		X
	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	一〇%	B10
	その他のもの		X
	その他のもの		
一二〇二・四一	殻付きのもの		
	採油用のもの		A
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。		

(44)

	その他のもの		X
一二〇二・四二	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）		
	採油用のもの		A
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	一〇%	B10
	その他のもの		X
一二〇三・〇〇	コプラ		A
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）		A
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）		A
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）		A
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）		A
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		A
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子		A
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン		A
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		A
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	海草その他の藻類		
一二一二・二一	食用に適するもの		
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの		X
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの（長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のものを除く。）		X
	その他のもの		
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）及びわかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）	一〇・五%	B3
	その他のもの		X
一二一二・二九	その他のもの		
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの		
	ふのり属のもの		A
	その他のもの	三・五%	B5

一二二二・九一	その他のもの	A			
一二二二・九二	その他のもの	A			
一二二二・九三	てん菜	A			
一二二二・九四	ローカストビーン（キャロブ）	A			
一二二二・九九	さとうきび	A			
	チコリーの根	A			
	その他のもの	A			
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	X			
	その他のもの	A			
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	A			
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	A			
第一三類					
一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス				
一三・〇二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	A			
	植物性の液汁及びエキス				
	他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
一三〇二・一一	生あへん	A			
一三〇二・一二	甘草のもの	A			
一三〇二・一三	ホップのもの	A			
一三〇二・一九	その他のもの	A			
	飲料のもと				
	植物性の一種類の原料から得たもの				
	その他のもの	B 15	一六・五％		
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸及びペクチン酸塩	A			
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
一三〇二・三一	寒天	B 5	一キログラムにつき一一二円		
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	A			
一三〇二・三九	その他のもの	A			
第一四類					
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品				
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	A			
一四〇一・一〇	竹	A			
一四〇一・二〇	とう	A			
一四〇一・九〇	その他のもの	A			
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	B 7	八・五％		
	その他のもの	A			
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A			
第一五類					
	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
一五・〇一	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）				
一五〇一・一〇	ラード				
	酸価が一・三を超えるもの	X			
	その他のもの	A			
一五〇一・二〇	その他の豚脂				
	酸価が一・三を超えるもの	X			
	その他のもの	A			
一五〇一・九〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	B 5	六・四％		
一五・〇二	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	A			
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	A			
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	B 5	六・四％		
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	P	一キログラムにつき一三円二〇銭		
一五〇七・九〇	その他のもの	X			
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X			
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあ	A			

一五・一一	るかないかを問わない。）			
	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物			
	粗油			
	酸価が〇・六を超えるもの			
	ひまわり油	一キログラムにつき八円五〇銭	B7	A
	サフラワー油	一キログラムにつき八円五〇銭	B5	A
	その他のもの			
	ひまわり油	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B7	A
	サフラワー油	一キログラムにつき一〇円	B5	A
一五一二・一九	その他のもの			
	ひまわり油及びその分別物	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B7	A
	サフワラー油及びその分別物	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B5	A
	綿実油及びその分別物			
一五一二・二二	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）			
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの			A
	その他のもの			X
一五一二・二九	その他のもの			
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	一キログラムにつき八円五〇銭	A B10	
	その他のもの			
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一四・一一	菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物			
	粗油			
	酸価が〇・六を超えるもの			
	その他のもの	一キログラムにつき一〇円九〇銭	B10	
一五一四・一九	その他のもの	一キログラムにつき一三円二〇銭	B10	
一五一四・九一	その他のもの			
	粗油			X
一五一四・九九	その他のもの	一キログラムにつき一三円二〇銭	B10	
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X
	亜麻仁油及びその分別物			
	粗油	五%（その率が一キログラムにつき五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10	
一五一五・一一	その他のもの			
一五一五・一九	とうもろこし油及びその分別物			
	粗油			X
	その他のもの			X
一五一五・二一	ひまし油及びその分別物			A
一五一五・二九	ごま油及びその分別物			
一五一五・三〇	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき八円五〇銭	B7	
一五一五・五〇				

その他のもの				一キログラムにつき一〇円四〇銭	B 7
一五一五・九〇	その他のもの オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物				
	その他のもの 酸価が〇・六を超えるもの 米油及びその分別物				A
	その他のもの			一キログラムにつき八円五〇銭	P
	その他のもの 米油及びその分別物			一キログラムにつき八円五〇銭	B 15
	その他のもの			一キログラムにつき一〇円四〇銭	X
一五一六・一〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）				B 7
一五一七・一〇	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）				A
一五一七・九〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	二九・八％			P
	その他のもの 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	六・四％	B 5		A
	その他のもの 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				A

(14)　(15)

その他のもの				一キログラムにつき一三円二〇銭	B 10
	離型油				
	その他のもの 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	二・九％	B 5		X
一五一〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液				A
一五一・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）				A
一五二一・一〇	植物性ろう				A
一五二一・九〇	その他のもの 蜜ろう				A
	その他のもの	一二・八％	B 10		A
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物				A
第一六類					
	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品＊				Q
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				Q
一六〇二・一〇	均質調製品＊＊				Q
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの				Q
	牛又は豚のもの＊＊				A
	その他のもの 第〇一・〇五項の家きんのもの				A
一六〇二・三一	七面鳥のもの				A
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A
	その他のもの 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊				Q
	その他のもの				A
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				A
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A
	その他のもの 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊				Q
	その他のもの				A
一六〇二・三九	その他のもの＊＊＊＊＊＊				Q
	その他のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A

(37)　(37)　(37)　(45)　(45)　(45)

						その他のもの	
						牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊	
						その他のもの	
一六〇二・四一						豚のもの	
						もも肉及びこれを分割したもの	
						ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊＊＊	Q
						その他のもの＊＊＊＊＊	Q
一六〇二・四二						肩肉及びこれを分割したもの	
						ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊＊＊	Q	(35) (35)
						その他のもの＊＊＊＊＊	Q
一六〇二・四九						その他のもの（混合物を含む。）	
						腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
						その他のもの	
						ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊＊＊	Q	(35) (35)
						その他のもの＊＊＊＊＊	Q
一六〇二・五〇						牛のもの	
						腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
						その他のもの	
						牛の臓器及び舌のもの	
						気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）＊	QS	(46)
						その他のもの	
						単に水煮したもの＊＊	QS	(46)
						その他のもの＊	QS	(46)
						その他のもの	
						牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの	R	(46)
						米を含むもの	QS
						その他のもの＊	QS

						その他のもの	
						単に水煮した後に乾燥したもの	
						気密容器入りのもの＊＊	QS	(46)
						その他のもの＊	QS	(46)
						調味した後に乾燥したもの＊＊＊	QS	(46)
						コーンビーフ＊	QS	(46)
						その他のもの	
						気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）＊	QS	(46)
						気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	QS	(46)
						単に水煮したもの＊＊＊＊	QS	(46)
						その他のもの＊＊＊＊＊＊	QS	(46)
						その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	QS	(46)
一六〇二・九〇						腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
						その他のもの	
						牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X
						その他のもの	R
一六〇三・〇〇						肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	B 10	二％
						その他のもの	
						魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	A
一六・〇四						甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	A
一六・〇五						かに	
一六〇五・一〇						気密容器入りのもの	A
						その他のもの	
						米を含むもの	X
						その他のもの	A
						シュリンプ及びプローン	
一六〇五・二二						気密容器入りでないもの	
						単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	A
						その他のもの	
						米を含むもの	X
						その他のもの	A
一六〇五・二九						その他のもの	
						単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	A

	その他のもの							
一六〇五・三〇	米を含むもの							
一六〇五・四〇	その他のもの							
	ロブスター							
	その他の甲殻類							
	軟体動物							
一六〇五・五一	かき							
一六〇五・五二	スキャロップ（いたや貝を含む。）							
一六〇五・五三	い貝							
一六〇五・五四	いか							
	気密容器入りのもの							
	米を含むもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	米を含むもの							
	その他のもの							
一六〇五・五五	たこ							
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシェル							
一六〇五・五七	あわび							
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）							
一六〇五・五九	その他のもの							
	いか							
	気密容器入りのもの							
	米を含むもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	米を含むもの							
	その他のもの							
	その他の水棲無脊椎動物							
一六〇五・六一	なまこ							
一六〇五・六二	うに							
一六〇五・六三	くらげ							
一六〇五・六九	その他のもの							
	第一七類							
一七・〇一	糖類及び砂糖菓子							
	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）							
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）							
一七〇一・一二	てん菜糖							
一七〇一・一三	この類の号注2の甘しゃ糖							
一七〇一・一四	その他の甘しゃ糖							
	乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの							
	分蜜糖							
	その他のもの							
	その他のもの							
	精製用のもの（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで九九・三度未満に相当するものに限る。）							
	その他のもの							
	その他のもの							
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの							
一七〇一・九九	その他のもの							
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル							
一七〇二・一一	乳糖及び乳糖水							
	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの							
一七〇二・一九	その他のもの							
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水							
一七〇二・三〇	かえで糖							
	かえで糖水							
	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）							
	香味料又は着色料を加えたもの							
	その他のもの							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）							
	香味料又は着色料を加えたもの							
	その他のもの							
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）							
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）							
	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）							
一七〇二・九〇	砂糖及び砂糖水							

	人造蜂蜜及びカラメル			
	人造蜂蜜		R	
	カラメル		X	
	ハイ・テスト・モラセス			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの		R	
	その他のもの			
	香味料又は着色料を加えたもの		R	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		R	
	その他のもの			
	ソルボース	一二%	B7	
	その他のもの		R	
一七・〇三	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
一七〇三・一〇	甘しゃ糖蜜			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		R	
	その他のもの		X	
一七〇三・九〇	その他のもの			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B5	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		R	
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）			
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X	
一七〇四・九〇	その他のもの			
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		A	
	その他のもの			
	キャンデー類及びキャラメル		X	
	その他のもの		Q	(47)
第一八類	ココア及びその調製品			
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A	
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A	
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）			
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	五%	B5	
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	一〇%	B7	
一八〇四・〇〇	カカオ脂		A	
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一二・九%	B7	
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	一五%	B7	
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	二三・八%	P	(18)
	その他のもの	二一・三%	P	(12)
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品			
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X	
	その他のもの	二九・八%	P	(17)
	その他のもの		S	
	その他のもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの			
	チョコレートの原料として使用するもの		Q	(48)
	その他のもの		X	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）			
一八〇六・三一	詰物をしたもの	一〇%	P	(19)
一八〇六・三二	詰物をしてないもの			
	チョコレート菓子		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	

	その他のもの	二一・三%	B15	
一八〇六・九〇	その他のもの			
	チョコレート菓子	一〇%	P	(19)
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	二三・八%	P	(18)
	その他のもの	二一・三%	P	(20)
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	二一・三%	P	(20)
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	二一・三%	B15	
	その他のもの		X	
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）及び米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		X	
	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）			
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）又は大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		X	
	でん粉が最大の重量を占めるもの			
	小麦でん粉を含有するもの		X	
	その他のもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		R	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	
	その他のもの		X	
一九〇一・九〇	その他のもの			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		S	
	その他のもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム		X	
	その他のもの		S	
	その他のもの		S	
	その他のもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	二一・三%	P	(12)
	その他のもの		S	
	麦芽エキス	九%	P	(21)
	その他のもの		X	

一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）					
一九〇二・一一	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）					
一九〇二・一九	卵を含有するもの	X				
	その他のもの					
	ビーフン	R				
	その他のもの					
	マカロニ及びスパゲッティ	P	一キログラムにつき三〇円			
	その他のもの	X				
一九〇二・二〇	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）					
	砂糖を加えたもの	X				
	その他のもの					
	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（ぜ）無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	P	二一・三％			
	その他のもの	X				
一九〇二・三〇	その他のパスタ	X				
一九〇三・四〇	クースクース	X				
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	X				
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	B 5	九・六％			
一九〇四・一〇	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品					
	朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨張させて又は煎って得たものを除く。）	P	一一・五％			
	その他のもの	X				
一九〇四・二〇	煎ってない穀物のフレークから得た調製食料品及び煎ってない穀物のフレークと煎った穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品	X				
一九〇四・三〇	ブルガー小麦	X				
一九〇四・九〇	その他のもの	X				
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	B 15	九％			
一九〇五・一〇	クリスプブレッド					
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品					
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー					
一九〇五・三一	スイートビスケット	X	一八％			
一九〇五・三二	ワッフル及びウエハー	P				
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	B 15	九％			
一九〇五・九〇	その他のもの					
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	X				
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	あられ、煎餅その他これらに類する米菓	X	一五％			
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	P				
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B 7	九％			
	その他のもの					
	あられ、煎餅その他これらに類する米菓	X	一五％			
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	P				
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B 7	九％			
	その他のもの					
	その他のもの	X	二五・五％			
	あられ、煎餅その他これらに類する米菓	X	一五％			
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	P				
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B 7	九％			
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの	X	二五・五％			
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品					
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	P	二一・三％			
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	B 7	一五％			
	砂糖を加えたもの	B 5	一二％			
	その他のもの					
二〇〇一・九〇	砂糖を加えたもの					
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A	一〇・五％			
	スイートコーン	B 7				
	ヤングコーンコブ	B 10	一六・八％			
	その他のもの	A				

(24)　(23)　(22)　(25)　(26)　(27)　(28)　(23)

その他のもの			
パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		七・五％	A
スイートコーン			
・ヤングコーンコブ		一五％	B10
その他のもの		一二％	B5
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	九％	B5
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）		
二〇〇二・九〇	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	一三・四％	B7
	その他のもの		
	トマトピューレー及びトマトペースト		
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		
	その他のもの		
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	九％	B5 X R
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）		A
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
	フレンチマッシュルーム	一三・六％	B7 A
	その他のもの		A
	その他のもの		A
二〇〇三・九〇	その他のもの		A
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇四・一〇	ばれいしょ	八・五％	B7
	単に加熱による調理をしたもの		
	その他のもの		
	マッシュポテト	一三・六％	B10
	その他のもの	九％	B5
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもの		
	スイートコーン	一〇・五％	B7

その他のもの			
その他のもの			
アスパラガス及び豆			
アスパラガス		一七％	B5
豆			X
たけのこ		一三・六％	B10
スイートコーン		七・五％	B7
ヤングコーンコブ		一五％	B10
その他のもの		九％	B5
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇五・一〇	均質調製野菜	一六・八％	B10
	砂糖を加えたもの	一二％	B10
	その他のもの		
二〇〇五・二〇	ばれいしょ		
	マッシュポテト及びポテトフレーク	一三・六％	B10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二％	B10
	その他のもの	九％	B7
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	一三・四％	P
	砂糖を加えたもの		X
	さや付きのもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
	さや付きのもの	一二％	B10
	その他のもの	一五％	B10
	その他のもの		
	さや付きのもの	九％	B5
	その他のもの	一三・六％	B7
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
	さやを除いた豆		
	砂糖を加えたもの		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	一四％	B7
	その他のもの		X
	その他のもの		X

二〇〇五・五九	その他のもの	一三・四%	B	10
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二%	B	5
	その他のもの	九%	B	5
二〇〇五・六〇	アスパラガス			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%	B	7
	その他のもの	一二%	B	7
二〇〇五・七〇	オリーブ		A	
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）			
	砂糖を加えたもの	一四・九%	B	10
	その他のもの	一〇%	B	7
	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	たけのこ			
二〇〇五・九一	砂糖を加えたもの	一三・四%	B	10
	その他のもの	一三・六%	B	7
二〇〇五・九九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	豆（さや付きのものを除く。）			
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	一四%	B	7
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	その他のもの	一三・四%	B	10
	ヤングコーンコブ			
	気密容器入りのもの			
	その他のもの	一五%	B	5
	豆（さや付きのものを除く。）		A	
	サワークラウト	一七%	B	7
	その他のもの	一二%	B	5
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B	5
	にんにくの粉			
	その他のもの	一二%	B	5
	その他のもの			
	にんにくの粉	一〇・五%	B	5
	その他のもの	九%	B	5
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）			
	マロングラッセ			
	その他のもの			
	あんず			
二〇・〇七	その他のもの	一八%	B	10
	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		A	
二〇〇七・一〇	均質調製果実			
	砂糖を加えたもの	三四%	B	15
	その他のもの			
	その他のもの	二一・三%	B	10
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実			
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード			
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B	10
	その他のもの			
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	一二%	B	10
	砂糖を加えたもの	三四%	B	15
	その他のもの	二一・三%	B	10
二〇〇七・九九	その他のもの			
	ジャム及びフルーツゼリー			
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B	7
	その他のもの	一二%	B	7
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	三四%	B	7
	その他のもの	三四%	B	10
	その他のもの			
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	二一・三%	B	7
	その他のもの	二一・三%	B	10
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）			
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）			
二〇〇八・一一	落花生			
	砂糖を加えたもの	一二%	B	7
	ピーナツバター	二三・八%	P	
	その他のもの			
	その他のもの			
	ピーナツバター	一〇%	B	7

二〇〇八・一九	その他のもの	二一・三%	P
	その他のもの（混合したものを含む。）		
	砂糖を加えたもの	二一%	B 10
	パルプ状のもの		
	その他のもの	一一%	B 7
	カシューナット及びその他の煎ったナット		
	その他のもの		
	くり（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、煎ったものを除く。）	一六・八%	B 15
	その他のもの	一六・八%	B 10
	その他のもの		A
	パルプ状のもの		
	その他のもの		
	マカダミアナット、アーモンド（煎ったものに限る。）、ペカン（煎ったものに限る。）、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）及びカシューナット		A
	ぎんなん	一二%	B 10
	その他のもの		
	煎ったもの		A
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇八・二〇	パイナップル		X
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八%	B 15
	その他のもの	二三・八%	B 7
	その他のもの		
	パルプ状のもの	二一・三%	B 7
	その他のもの	一七%	B 7
二〇〇八・四〇	梨		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一五%	B 10
	その他のもの		
	その他のもの	二一%	B 10
	気密容器入りのもの	一〇・八%	B 5
	その他のもの		
	その他のもの	一五%	B 10
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一二%	B 7
	その他のもの	一五%	B 7

	その他のもの	九%	B 7
	気密容器入りのもの		
	その他のもの	一〇・八%	B 7
二〇〇八・五〇	あんず		
	砂糖を加えたもの	一五%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇八・六〇	さくらんぼ		
	砂糖を加えたもの	一五%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二一・三%	B 10
	気密容器入りのもの	二九・八%	B 10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの		
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	六・七%	B 5
	その他のもの	八%	B 7
	その他のもの	一三・四%	B 10
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一七%	B 10
	その他のもの	二一・三%	B 10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの	六・七%	B 5
	その他のもの	九・六%	B 7
二〇〇八・八〇	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二一%	B 10
	その他のもの	一一%	B 7
	その他のもの		
	パルプ状のもの	一二%	B 10
	その他のもの	一五%	B 10
二〇〇八・九…	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）		
	パームハート	一五%	B 10
二〇〇八・九三	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八%	B 15
	その他のもの		A

	その他のもの			
	パルプ状のもの	二一・三%	B7	
	その他のもの	一二%	B7	
二〇〇八・九七	混合したもの			
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル		A	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの	二九・八%	B15	
	その他のもの	二三・八%	B10	
	その他のもの			
	パルプ状のもの	二一・三%	B10	
	その他のもの	一七%	B10	
二〇〇八・九九	その他のもの			
	梅	一二%	B10	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの			
	バナナ及びアボカドー	二一%	B5	
	その他のもの	二九・八%	B15	
	その他のもの			
	ベリー及びプルーン		A	
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一一%	B5	
	その他のもの			
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	一四%	B5	
	その他のもの		A	
	その他のもの			
	パルプ状のもの			
	バナナ及びアボカドー	一五%	B3	
	プルーン	一五%	B10	
	マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一五%	B5	
	カムカム		A	
	その他のもの	二一・三%	B7	
	その他のもの			
	プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		A	
	さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	一〇%	B7	
	その他のもの			
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム		A	
	その他のもの	一二%	B7	
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	オレンジジュース			
二〇〇九・一一	冷凍したもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*		Q	(49)
	その他のもの**		Q	(49)
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		Q	(49)
	その他のもの*		Q	(49)
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*		Q	(49)
	その他のもの**		Q	(49)
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		Q	(49)
	その他のもの*		Q	(49)
二〇〇九・一九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*		Q	(49)
	その他のもの**		Q	(49)
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		Q	(49)
	その他のもの*		Q	(49)
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース			
二〇〇九・二一	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	B7	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税）	B7	

その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
その他のもの			
二〇〇九・二九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
		二三％	B7
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B7
		一九・一％	B7
		二五・五％	B7
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		
二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
		二三％	B10
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
		六％	B5
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	レモンジュース	一二％	B5
	ライムジュース	一九・一％	B10
	その他のもの	二五・五％	B10
二〇〇九・三九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		

	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
二〇〇九・四一	その他のもの		
二〇〇九・四九	トマトジュース		
二〇〇九・五〇	パイナップルジュース		
	ブリックス値が二〇以下のもの		
	その他のもの		
		二三％	B10
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
		六％	B5
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	レモンジュース	一二％	B5
	ライムジュース	一九・一％	B10
	その他のもの	二五・五％	B10
二〇〇九・六一	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）		
	ブリックス値が三〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
		二三％	B5
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5
		一九・一％	B5
二〇〇九・六九	その他のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
		二三％	B5

	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10	Q	(50)	
二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの＊	一九・一％	B5	Q	(50)	
	その他のもの＊＊	二五・五％	B10	Q	(50)	
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの＊＊＊			Q	(50)	
	その他のもの＊＊＊＊			Q	(50)	
二〇〇九・七九	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの＊			Q	(50)	
	その他のもの＊＊			Q	(50)	
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの＊＊＊			Q	(50)	
	その他のもの＊＊＊＊			Q	(50)	
二〇〇九・八一	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）					
	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10	Q	(50)	
	その他のもの	二九・八％	B10	Q	(50)	
	その他のもの					
	その他のもの＊＊＊＊			Q	(50)	
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B10	Q	(50)	
	その他のもの	二五・五％	B7	Q	(50)	
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの＊＊＊	二三％	B10	Q	(50)	
	その他のもの＊＊＊＊	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10	Q	(50)	
二〇〇九・九〇	混合ジュース					
	混合果汁					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10			
	その他のもの	二九・八％	B10			
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B10			
	その他のもの	二五・五％	B7			
	果汁					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B10			
	その他のもの	二九・八％	B10			
二〇〇九・八九	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一四・四％	B10			
	その他のもの	一九・一％	B10			
	その他のもの	二五・五％	B7			
	野菜ジュース					
	砂糖を加えたもの	八・一％	B7			
	その他のもの					
	気密容器入りのもの	九％	B7			
	その他のもの	七・二％	B5			

番号	品名	率）	区分	注
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B 10	
	その他のもの	二五・五%	B 10	
	混合野菜ジュース			
	砂糖を加えたもの	八・一%	B 5	
	その他のもの	五・四%	B 5	
第二一類	各種の調製食料品			
二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物			
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			
二一〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		A	
二一〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品			
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		A	
	コーヒーをもととした調製品			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	一五%	B 10	
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品			
	インスタントティー		A	
	その他のもの	八%	B 5	
	茶又はマテをもととした調製品			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	一五%	B 10	
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	六%	B 5	
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー			
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	一〇・五%	B 5	
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		A	
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー		A	
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			
二一〇三・一〇	醤油	七・二%	B 7	
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース			
	トマトケチャップ	二一・三%	P	(12)
	その他のトマトソース	一七%	P	(32)
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			
	小売用の容器入りにしたもの	九%	B 5	
	その他のもの	七・五%	B 7	
二一〇三・九〇	その他のもの			
	ソース			
	マヨネーズ	一二・八%	B 7	
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一〇・五%	B 7	
	その他のもの	七・二%	B 5	
	その他のもの			
	インスタントカレーその他のカレー調製品	七・二%	B 5	
	その他のもの			
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	九・六%	B 5	
	その他のもの	一〇・五%	B 7	
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品			
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品			
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	B 5	
	その他のもの	八・四%	B 5	
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品		A	
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			
	アイスクリーム＊		Q S	(51)
	その他のもの		R	
	その他のもの			
	アイスクリーム＊		Q S	(51)

	その他のもの		R	
	その他のもの			
	アイスクリーム＊＊		QS	(51)
	その他のもの			
	その他のもの		R	
	アイスクリーム＊＊＊		QS	(51)
	その他のもの		R	
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの		P	一六・八％
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	植物性たんぱく		B7	一〇・六％
	その他のもの・		B10	一五％
二一〇六・九〇	その他のもの			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品		X	
	その他のもの			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品		X	
	その他のもの			
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにゃく		R	
	チューインガム		B5	五％
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）		B15	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）			
	その他のもの		A	

	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		R	
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品		B10	二三・八％
	その他のもの		B7	一二・五％
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		S	
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		X	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの		X	
	しょ糖の含有量が全重量の八五％以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）			
	その他のもの			
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		R	
	小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの		X	
	その他のもの		S	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え二〇％未満のものに限る。）		X	
	アルコールを含有しない飲料のもと		A	
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの		B7	一〇％
	その他のもの			
	その他のもの			
	第〇四・一〇項の物品のもの		A	
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		B7	一二・五％
	ビタミンをもととした栄養補助食品			
	植物性たんぱくを加水分解したもの		B10	一二・五％

	その他のもの			
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	一七・五%	B5	X
	その他のもの			
第二二類	飲料、アルコール及び食酢			
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		A	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）			
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B10	
	その他のもの	九・六%	B5	
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B7	
	その他のもの			
二二〇三・〇〇	ビール	九・六%	B3	
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		A	
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき一八二円	B7	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの			
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき一一二円	B5	
	その他のもの	一五%（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B7＊	

二二〇四・二九	その他のもの			
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	一五%（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B10＊＊	
二二〇四・三〇	その他のもの			
	その他のぶどう搾汁			
	アルコール分が一%未満のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
	その他のもの			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	B5	
	その他のもの			
	その他のもの	一九・一%	B5	
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	二五・五%	B5	A
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき六九円三〇銭	B10	
二二〇五・九〇	その他のもの			
	アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	B10	

	その他のもの			一リットルにつき六九円三〇銭	B10
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）				
	アルコール分が一％未満のもの			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
	その他のもの				
	清酒及び濁酒				
	その他のもの				
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物				
	その他のもの				
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの				
	その他のもの				
	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）				
	その他のもの				
	りんご酒、梨酒及びミード			一リットルにつき四二円四〇銭	B5
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）				
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）				
	アルコール分が九〇％以上のもの				
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの				
	その他のもの				
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）				
	その他のもの				
	その他のもの				
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）				
二二〇八・二〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料				
二二〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒				
二二〇八・四〇	ウイスキー				
二二〇八・五〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒				
二二〇八・六〇	ジン及びジュネヴァ				
二二〇八・七〇	ウオッカ				
二二〇八・九〇	リキュール及びコーディアル				
	その他のもの				
	エチルアルコール及び蒸留酒				
	フルーツブランデー				
	その他のもの				
	エチルアルコール				
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）				
	その他のもの				
	その他のもの				
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）				
	その他のもの				
	その他のアルコール飲料				
	合成清酒及び白酒				
	果汁をもとした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物				
	その他のもの			七・五％	B5
二三・〇一	第二三類				
	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料				
	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及び				

二三・〇二	びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす		A	A
	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）		A	A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）		A	A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）		A	A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル		A	A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額	B10	A
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A	A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		A	A
	その他のもの	一キログラムにつき三六円	B3	
二三〇九・九〇	その他のもの			

	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）			
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円三〇銭を加えた額	B10	A
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの		A	A
	その他のもの			
	その他のもの			
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		A	A
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A	A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		A	A
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの		R	A
	その他のもの		R	A
	その他のもの			
第二四類				
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇二	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ		A	A
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）			
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及び			X

	エッセンス					
二四〇三・一一	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）					
二四〇三・一九	この類の号注1の水パイプたばこ					
	その他のもの					
二四〇三・九一	その他のもの					
	シートたばこ					
二四〇三・九九	その他のもの					
	たばこのエキス及びエッセンス					
	その他のもの	X	A	X	X	X
	第二五類					
二五〇一・〇〇	塩　硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント					
	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水					
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	一キログラムにつき五〇銭	B10＊＊			
	その他のもの		A＊＊			
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）					
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）					
二五・〇四	天然黒鉛					
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）					
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）					
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース					
二五〇九・〇〇	白亜					
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜					
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）					
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）					
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー					
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石砕用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
二五・一六	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石砕用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）					
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー					
二五・一九	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）					
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）					
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）					
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）					
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないかを問わない。）					
二五・二四	石綿					
二五・二五	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず					
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク					
二五二八・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から					

	分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの						
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石						
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A	A	A			
第二六類	鉱石、スラグ及び灰				A		
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				A		
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物				A		
第二九類	有機化学品						
二九・〇一	非環式炭化水素	A					
二九・〇二	環式炭化水素	A	A				
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	A	A				
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	A					
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						
二九〇五・一一	飽和一価アルコール						
二九〇五・一二	メタノール（メチルアルコール）	A					
	プロパン－一－オール（プロピルアルコール）及びプロパン－二－オール（イソプロピルアルコール）	A					
二九〇五・一三	ブタン－一－オール（ノルマル－ブチルアルコール）	A					
二九〇五・一四	その他のブタノール	A					
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A					
二九〇五・一七	ドデカン－一－オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン－一－オール（セチルアルコール）及びオクタデカン－一－オール（ステアリルアルコール）	A					
二九〇五・一九	その他のもの	A					
	不飽和一価アルコール						
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A					
二九〇五・二九	その他のもの	A					
	二価アルコール						
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）	A					
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン－一・二－ジオール）	A					
二九〇五・三九	その他のもの	A					
	その他の多価アルコール						
二九〇五・四一	二－エチル－二－（ヒドロキシメチル）プロパン－一・三－ジオール（トリメチロールプロパン）	A					
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	A					
二九〇五・四三	マンニトール	A					
二九〇五・四四	D－グルシトール（ソルビトール）	A					
二九〇五・四五	グリセリン	X					
二九〇五・四九	その他のもの	A					
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	A					
二九〇五・五九	その他のもの	A					
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体						
二九〇六・一一	メントール	A					
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A					
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A					
二九〇六・一九	その他のもの	A					
	芳香族アルコール及びその誘導体						
二九〇六・二二	ベンジルアルコール	A					
二九〇六・二九	その他のもの	A					
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A					
	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						
二九・〇八	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A					
二九・〇九	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A					
二九・一〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A					
二九一一・〇〇	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A					
二九・一二	第二九・一一項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A					
二九一三・〇〇	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A					
二九・一四	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	A					
二九・一五							

二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル	A	
二九一八・一二	酒石酸	A	
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	A	
二九一八・一四	くえん酸	X	
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	X	
	くえん酸カルシウム	A	
	その他のもの	A	
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A	
二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）	A	
二九一八・一九	その他のもの	A	
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A	
二九一八・二二	オルトーアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A	
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A	
二九一八・二九	その他のもの	A	
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	
	その他のもの	A	
二九一八・九一	２・４・５－Ｔ（ＩＳＯ）（２・４・５－トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	A	
	その他のもの	A	
二九一八・九九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一九	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・二〇	アミン官能化合物	A	
二九・二一	酸素官能のアミノ化合物	A	
二九・二二	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A	
二九二二・一一	モノエタノールアミン及びその塩	A	
二九二二・一二	ジエタノールアミン及びその塩	A	
二九二二・一三	トリエタノールアミン及びその塩	A	
二九二二・一四	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A	
二九二二・一九	その他のもの	A	
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A	
二九二二・二九	その他のもの	A	
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩		
二九二二・三一	アンフェブラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A	
二九二二・三九	その他のもの	A	
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A	
	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	A	
	グルタミン酸ソーダ	A	
	その他のもの	A	
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A	
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	A	
二九二二・四九	その他のもの	A	
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A	
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A	
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A	
二九・二六	ニトリル官能化合物	A	
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A	
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A	
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A	
二九・三〇	有機硫黄化合物	A	
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	A	
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A	
六・五		B 5	%

二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）								
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物							A	A
二九三五・〇〇	スルホンアミド								
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）							A	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）							A	
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体							A	
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体							A	
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）							A	
二九・四一	抗生物質							A	
二九四二・〇〇	その他の有機化合物							A	
第三〇類	医療用品							A	
第三一類	肥料							A	
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ							A	
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類								
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション								
三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）							A	
三三〇一・一三	オレンジのもの							A	
三三〇一・一九	レモンのもの							A	
	その他のもの							A	
三三〇一・二四	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション								
三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの							A	
	その他のミントのもの								
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）								
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの							A	
	その他のもの							A	
	その他のもの							B 7	九％
三三〇一・二九	レジノイド							A	
三三〇一・三〇	その他のもの							A	
三三〇一・九〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）							A	
三三〇二・〇〇	香水類及びオーデコロン類							A	
三三二・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品							A	
三三二・〇五	頭髪用の調製品							A	
三三二・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）							A	
三三二・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）							A	
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品							A	
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素								
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー							A	
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体							A	
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）							A	
	ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体							X	
	魚膠及びアイシングラス							A	
	その他のもの							X	
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該								

三五・〇五	当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）				
	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化（こ）済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤				
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉				
	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体				
	その他のもの				
三五〇五・二〇	膠着剤				
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）				
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A	A	R	X
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料				
第三七類	写真用又は映画用の材料				
第三八類	各種の化学工業生産品			A	
第三九類	プラスチック及びその製品				
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
	六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7			
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン				
	その他のもの				
	六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7			
	二・八％	B7			
三九〇一・三〇	エチレン－酢酸ビニル共重合体				
	二・八％	B7			
三九〇一・九〇	その他のもの				
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇二・一〇	ポリプロピレン				
	二・八％	B7			
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン				
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体				
三九〇二・九〇	その他のもの				
	二・八％	B7			
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）				
	ポリスチレン				
三九〇三・一一	多泡性のもの				
	その他のもの				
三九〇三・一九	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
	三・九％	B7			
	その他のもの				
	六・五％	B7			
	二・八％	B7			
三九〇三・二〇	スチレン－アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体				
	三・一％	B7			
三九〇三・三〇	アクリロニトリル－ブタジエン－スチレン（ＡＢＳ）共重合体				
	三・一％	B7			
三九〇三・九〇	その他のもの				
	三・一％	B7			
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）				
	二・八％	B10			
	二・八％	B7			
	二・八％	B7			
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）				
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）				
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）				
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）				
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）				
三九・一一	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				

三九・一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）						
三九・一五	プラスチックのくず				A	A	
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）						
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）				A	A	
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材						
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）				A		
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、積層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）				A	A	
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ				A	A	
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品						
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品				A	A	
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品				A	A	
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）				A	A	
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品				A	A	
第四〇類	ゴム及びその製品						
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革						
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）				A	A	
四一・〇二	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A			A	A	

四一〇一・五〇	その他のもの						
	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）						
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの				A	A	
	その他のもの						
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）						
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの				A	A	
	その他のもの						
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）				A		
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）				A	A	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの						
四一〇三・三〇	豚のもの						
	なめし過程にないもの						
	その他のもの						
四一〇三・九〇	その他のもの						
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）				A	A	六%
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの						
四一〇四・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット						
	クロムなめしのもの						
	その他のもの				A	A	一二%
四一〇四・一九	クロムなめしのもの						
	その他のもの				A	A	一二%
	乾燥状態（クラスト）のもの						
四一〇四・四一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット						
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの				A	A	一二%
	クロムなめしのもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
	染着色したもの						

	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇四・四九	その他のもの		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
	クロムなめしのもの		A
	その他のもの	一二%	B 10
	その他のもの		
	染着色したもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの	一六%	B 10
	その他のもの		A
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇六・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの	一六%	B 10
	その他のもの		A
	豚のもの		
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	六%	B 10
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの	八%	B 10
	その他のもの	六%	B 10
四一〇六・四〇	爬虫類のもの		
	植物性前なめしをしたもの		A
	その他のもの		
	染着色したもの	一〇%	B 10
	わに又はとかげのもの	六%	B 10
	その他のもの		A
	その他のもの		
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの	六%	B 10
	その他のもの		A
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、バーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
四一〇七・一一	全形の革		
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）	六%	B 10
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・一二	グレーンスプリット		
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・一九	その他のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	その他のもの（サイドを含む。）	一六%	B 10
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）	一二%	B 10
四一〇七・九一	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの	六%	B 10
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・九二	グレーンスプリット		
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B 10
	その他のもの		

	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）			一三・三%
	その他のもの			
	その他のもの			一二%
四一〇七・九九	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			六%
	その他のもの			一二%
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	パーチメント仕上げをしたもの			六%
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%
	その他のもの			一二%
四一一三・一〇	やぎのもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			六%
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%
	その他のもの			
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	パーチメント仕上げをしたもの			六%
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%
	その他のもの			
四一一三・二〇	豚のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			六%
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%
	その他のもの			
四一一三・三〇	爬虫類のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			六%
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			八%
	その他のもの			六%
四一一三・九〇	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			六%
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			六%

四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー			A
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉			X
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）			六%
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉			三%
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）			五・三%
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器			
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			
	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			一六%
	その他のもの			一〇%
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			一六%
	その他のもの			八%
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			四・六%
	その他のもの			四・一%
四二〇二・一九	その他のもの			
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいな			

四二〇二・二二	いかを問わない。） 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの 貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの 革製のもの その他のもの その他のもの			
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの 革製のもの その他のもの その他のもの	一四％ 八％ 一〇％	B10 B10 B10	
四二〇二・二九	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの 財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの その他のもの	一六％ 八％ 八％	B10 B10 B10	
四二〇二・三一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの その他のもの	一六％ 一〇％	B10 B10	
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの その他のもの	一六％ 八％ 四・一％	B10 B10 B10	
四二〇二・三九	その他のもの その他のもの 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの その他のもの 木製のもの アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの その他のもの	一〇％ 八％ 二・七％	B10 B10 B10	
四二〇二・九一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	三・四％	B10	
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四・六％	B10	
四二〇二・九九	その他のもの			
四二〇三・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）			
四二〇三・一〇	衣類 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六％	B10	

	その他のもの 手袋、ミトン及びミット			
四二〇三・一二	特に運動用に製造したもの 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの その他のもの	一〇％ 一六％	B10 B10	X
四二〇三・二九	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの 革製のもの コンポジションレザー製のもの その他のもの	一四％ 一六％	B10 B10	X
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの その他のもの	一六％	B10	
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの	一六％ 一〇％	B10 B10	X
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの その他のもの	一八％ 三・三％ 一〇％	B10 B10 B10	
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	三・三％	B10	
	第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品			
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）			
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）			A
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）			A
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）			A
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）			A
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの			X

四三・〇二	ミンクのもの				X
	その他のもの				A X
	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）				
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品				X
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品			五%	B 10 X
第四四類	木材及びその製品並びに木炭				
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材				A
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）				A
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）				A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの				A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉				A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木				A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）				A
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）				A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）				A
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）				A
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）				A
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				
四四一二・一〇	竹製のもの				
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のもの				
四四一二・三一	に限る。）				
四四一二・三二	その他のもの				
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				A
四四一二・三九	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注２のものに限る。）のもの				R
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）				R
	その他のもの				R
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード				A
四四一二・九九	その他のもの				A
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）				A
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁				A
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠				A
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）				A
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型				A
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）				A
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品				A
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する物品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具				A
四四・二二	その他の木製品				A
第四五類	コルク及びその製品				A
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物				
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）				A
四六〇一・二一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）				A
四六〇一・二二	竹製のもの				A
四六〇一・二九	とう製のもの				A
	その他のもの				A
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの			六%	B 4
	その他のもの				A
	その他のもの				A

四六〇一・九二	竹製のもの				
四六〇一・九三	とう製のもの				
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの				
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）				
	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの				
	その他のもの				
四六〇一・九九	その他のもの				
四六・〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	A	A	A	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A	A	A	A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A	A	A	A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A	A	A	A
第五〇類	絹及び絹織物				
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）				
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）				
	野蚕のもの				
	その他のもの				
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）				
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）				
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）				
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす				
五〇・〇七	絹織物				
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				
第五二類	綿及び綿織物				
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物				
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品				
五四・〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）				
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				
五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				
五四・〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）				
五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）				
五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）				
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）				
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物				
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物				
五四〇七・三〇	この部の注9の織物				
五四〇七・四一	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）				
	漂白してないもの及び漂白したもの				
五四〇七・四二	浸染したもの				
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの				
五四〇七・四四	なせんしたもの				
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）				
	漂白してないもの及び漂白したもの				
五四〇七・五一	浸染したもの				
五四〇七・五二	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの				
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの				
	その他のもの				
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの				
五四〇七・五四	なせんしたもの				
	その他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）				
五四〇七・六一	テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のもの				
	その他のもの				
五四〇七・六九	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）				
	漂白してないもの及び漂白したもの				
五四〇七・七一					

五四〇七・七二	浸染したもの	A	
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの	A	
五四〇七・七四	なせんしたもの	A	
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）		
五四〇七・八一	漂白してないもの及び漂白したもの	A	
五四〇七・八二	浸染したもの	A	
五四〇七・八三	異なる色の糸から成るもの	A	
五四〇七・八四	なせんしたもの	A	
	その他の織物		
五四〇七・九一	漂白してないもの及び漂白したもの	A	
五四〇七・九二	浸染したもの	A	
五四〇七・九三	異なる色の糸から成るもの	A	
五四〇七・九四	なせんしたもの	A	
五四・〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	A	
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物	A	
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	A	
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	A	
五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	A	
	人造繊維の長繊維製のもの		
五六〇三・一一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの	A	
五六〇三・一二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの	A	
五六〇三・一三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	A	
五六〇三・一四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	A	
	その他のもの		
五六〇三・九一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの	A	
五六〇三・九二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの	A	
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		
	その他のもの		四・二％
五六〇三・九三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	A	B7
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		
	その他のもの		四・二％
五六〇三・九四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	A	B7
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	A	
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	A	
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	A	
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	A	
五六・〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	A	
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	A	
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		
五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	A	
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	A	
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	A	
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	A	
五七〇二・三二	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）		
五七〇二・三九	羊毛製又は繊獣毛製のもの		八・一％
	人造繊維材料製のもの		B7
	その他の紡織用繊維製のもの		
	綿製のもの		七・九％
	その他のもの		B7
五七〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの		八・四％
五七〇二・四二	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）		B7
	人造繊維材料製のもの		七・九％
	自動車用に適する寸法及び形状のもの		B7
	その他のもの	A	
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの		七・九％
	綿製のもの		B7
	その他のもの		八・四％
五七〇二・五〇	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）		B7
	綿製のもの		七・九％
			B7
			八・四％
			B7

	その他のもの				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	その他のもの				
五七〇二・九一	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	八・一％	B7		
五七〇二・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	七・九％	B7		
五七〇二・九九	人造繊維材料製のもの	八・一％	B7		
	その他の紡織用繊維製のもの	七・九％	B7		
	綿製のもの	八・四％	B7		
五七・〇三	その他のもの	七・九％	B7		
	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）				
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	七・九％	B7		
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの				
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	A			
	その他のもの	六・三％	B7		
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの				
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	A			
	その他のもの	六・三％	B7		
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの				
	綿製のもの	八・四％	B7		
	その他のもの	七・九％	B7		
五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）				
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	七・四％	B7		
五七〇四・九〇	その他のもの				
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	A			
	その他のもの	七・四％	B7		
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）				
	綿製のもの	八・四％	B7		
	その他のもの	七・九％	B7		
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布				
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	A			
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）				
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）				
五八〇二・一一	漂白してないもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）				
	その他のもの				
五八〇二・一九	その他のもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	四・五％	B4		
	その他のもの	三・七％	B4		
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	A			
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	四・五％	B4		
五八〇三・〇〇	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	三・七％	B7	A	
五八・〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）	A			
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	A			
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	A			
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）	A			
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	A			
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A			
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	A			
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	A			
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				
五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	A			
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	A			

五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）			A
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）			A
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材			A
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）			A
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類			A
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）			A
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）			A
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）			A
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）			A
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）			A
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）			A
	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）			
五九一一・三一	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの			A
五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの			A
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）			A
五九一一・九〇	その他のもの			A
	綿製のもの	四・九％	B 4	
	その他のもの	二・八％	B 4	
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物			
六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物	七・九％	B 7	
	ループドパイル編物			
六〇〇一・二一	綿製のもの	九・八％	B 4	A
六〇〇一・二二	人造繊維製のもの			A
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの			A
	その他のもの			
六〇〇一・九一	綿製のもの			A
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの			A
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの			A
六〇・〇二	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）			A
六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く。）			A
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）			A
六〇・〇五	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。）			A
	綿製のもの			
六〇〇五・二一	漂白してないもの及び漂白したもの			A
六〇〇五・二二	浸染したもの			A
六〇〇五・二三	異なる色の糸から成るもの			A
六〇〇五・二四	なせんしたもの			A
六〇〇五・二九	合成繊維製のもの			A
六〇〇五・三一	漂白してないもの及び漂白したもの			A
六〇〇五・三二	浸染したもの			A
六〇〇五・三三	異なる色の糸から成るもの			A
六〇〇五・三四	なせんしたもの			A
六〇〇五・四一	再生繊維又は半合成繊維製のもの			A
六〇〇五・四二	漂白してないもの及び漂白したもの			A
六〇〇五・四三	浸染したもの			A
六〇〇五・四四	異なる色の糸から成るもの			A
六〇〇五・九〇	なせんしたもの			A
六〇・〇六	その他のもの			A
	その他のメリヤス編物及びクロセ編物			
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）			
六一〇一・二〇	綿製のもの	一〇・九％	B 4	
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの	一〇・九％	B 4	
六一〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			

	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの		
六一・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	一〇・九％	B4
六一〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇二・二〇	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇二・三〇	人造繊維製のもの	八・四％	B4
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇三・一〇	スーツ		
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一〇三・一二	アンサンブル		
	その他の紡織用繊維製のもの		
六一〇三・一三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・一九	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの		
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
	その他のもの		
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
	その他のもの	八・四％	B4
六一〇三・二一	ジャケット及びブレザー		
六一〇三・二二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・二三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・二九	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一〇三・三一	ドレス		
六一〇三・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・三三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・三九	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
六一〇三・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・四三	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
六一〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇四・一三	スーツ		
	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの		
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び綿製のもの	一〇・九％	B4
	その他のもの	八・四％	B4
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び綿製のもの	一〇・九％	B4
	その他のもの	八・四％	B4
六一〇四・一九	アンサンブル		
	綿製のもの		
六一〇四・二二	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・二三	その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・二九	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・四％	B4
	その他のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・三一	ジャケット及びブレザー		
六一〇四・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・三三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・三九	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一〇四・四一	ドレス		
六一〇四・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・四三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・四四	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・四九	再生繊維又は半合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4
六一〇四・五一	スカート及びキュロットスカート		
六一〇四・五二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・五三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・五九	合成繊維製のもの	一〇・九％	B4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％	B4

六一〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	一〇・九％	B4
六一〇四・六二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・六三	綿製のもの	一〇・九％	B4
六一〇四・六九	合成繊維製のもの	八・四％	B4
六一・〇五	その他の紡織用繊維製のもの		
六一〇五・一〇	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	綿製のもの	一〇・九％	B4
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	七・四％	B4
	その他のもの		
六一〇五・二〇	人造繊維製のもの	一〇・九％	B4
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	七・四％	B4
	その他のもの		
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％	B4
六一・〇六	その他のもの	七・四％	B4
	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇六・一〇	綿製のもの		
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九％	B4
	その他のもの	九・一％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの		
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一・〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ		
	綿製のもの	七・四％	B4
六一〇七・一二	人造繊維製のもの	七・四％	B4
六一〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四％	B4
	ナイトシャツ及びパジャマ		
	綿製のもの	七・四％	B4
六一〇七・二二	人造繊維製のもの	七・四％	B4
六一〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四％	B4
	その他のもの		
	綿製のもの		
六一〇七・九一	バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの		
	バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一・〇八	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、バンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇八・一一	スリップ及びペティコート		
	人造繊維製のもの	七・四％	B4
六一〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四％	B4
	ブリーフ及びバンティ		
六一〇八・二一	綿製のもの	七・四％	B4
六一〇八・二二	人造繊維製のもの	七・四％	B4
六一〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四％	B4
	ナイトドレス及びパジャマ		
六一〇八・三一	綿製のもの	七・四％	B4
六一〇八・三二	人造繊維製のもの	七・四％	B4
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四％	B4
	その他のもの		
六一〇八・九一	綿製のもの		
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一〇八・九二	人造繊維製のもの		
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの		
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一・〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇九・一〇	綿製のもの		
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの	一〇・九％	B4
	その他のもの	七・四％	B4
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの	一〇・九％	B4

六一・一〇	その他のもの	七・四%	B4	
	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	羊毛製のもの	一〇・九%	B4	
六一〇・一二	カシミヤ毛製のもの	一〇・九%	B4	
六一〇・一九	その他のもの	一〇・九%	B4	
六一〇・二〇	綿製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B4	
	その他のもの			
	トレーナー	一〇・九%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六一〇・三〇	人造繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B4	
	その他のもの			
	トレーナー	一〇・九%	B4	
	その他のもの			
	合成繊維製のもの			
	アクリル又はモダクリルのもの	九・一%	B4	
	アクリルのもの			
	モダクリルのもの	一〇・九%	B4	
	その他の合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
	再生繊維又は半合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
六一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九%	B4	
六一・一一	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一一・二〇	綿製のもの	七・四%	B4	
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類			
	その他のもの	一〇・八%	B4	
六一一・三〇	合成繊維製のもの	五・三%	B4	
	手袋、ミトン及びミット			
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	七・四%	B4	
	パンティストッキング及びタイツ	六・六%	B4	
	その他のもの			
	その他のもの	一〇・七%	B4	
六一一一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	五・三%	B4	
	手袋、ミトン及びミット			
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	七・四%	B4	
	パンティストッキング及びタイツ	五・三%	B4	
	その他のもの			

	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	その他のもの	一〇・九%	B4	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	その他のもの	一〇・九%	B4	
六一・一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
	トラックスーツ			
	綿製のもの	一〇・九%	B4	
六一二・一一	合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
六一二・一二	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B4	
六一二・一九	スキースーツ			
六一二・二〇	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
	合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
	その他のもの	八・四%	B4	
	その他のもの			
	合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
	その他のもの	八・四%	B4	
六一二・三一	男子用の水着			
	合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
六一二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B4	
	女子用の水着			
六一二・四一	合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	
六一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B4	
六一三・〇〇	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）			
	第五九・〇六項の編物製のもの	五・六%	B4	
	その他のもの	一〇・四%	B4	
六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一一四・二〇	綿製のもの	八・一%	B4	
六一一四・三〇	人造繊維製のもの	八・一%	B4	
六一一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・二%	B4	
	その他のもの	八・一%	B4	
	その他のもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・二%	B4	
	その他のもの	八・一%	B4	

六一・一五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
六一一五・一〇	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）				
	パンティストッキング及びタイツ				
	その他のもの				
	綿製のもの	七・四％	B４		
	合成繊維製のもの	七・四％	B４		
	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	七・九％	B４		
	その他のもの	六・六％	B４		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	五・三％	B４		
	その他の紡織用繊維製のもの				
	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	五・三％	B４		
	その他のもの				
六一一五・二一	その他のパンティストッキング及びタイツ				
	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	七・四％	B４		
六一一五・二二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	七・四％	B４		
六一一五・二九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四％	B４		
六一一五・三〇	その他の女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	A			
	その他のもの				
六一一五・九四	羊毛製又は繊獣毛製のもの	五・三％	B４		
六一一五・九五	綿製のもの	七・四％	B４		
六一一五・九六	合成繊維製のもの	六・六％	B４		
六一一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの	五％	B４		
六一・一六	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	A			
六一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
六一一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	A			
六一一七・八〇	その他の附属品	A			
六一一七・九〇	部分品	八・四％	B４		
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				
六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）				
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの				
	その他のもの				
六二〇一・一二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇一・一三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇一・九一	その他のもの				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇一・九二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇一・九三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）				
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品				
六二〇二・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇二・一二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇二・一三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		
	その他のもの	九・一％	B４		
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	一二・八％	B４		

その他のもの		九・一%	B4	
六二〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇二・九二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇二・九三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）スーツ			
六二〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・一二	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・二二	アンサンブル			
	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・二三	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	

六二〇三・三二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・三三	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・四二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・四三	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B7	
	その他のもの	九・一%	B7	
六二〇四・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）スーツ			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇四・一一	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇四・一二	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇四・一三	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
六二〇四・一九	アンサンブル			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	

六二〇四・一二	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・一三	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・三一	ジャケット及びブレザー		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・三二	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・三三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一二・八%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・四一	ドレス		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・四二	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	・その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・四三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
	スカート及びキュロットスカート		

六二〇四・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・五二	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・五三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・六二	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・六三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二〇五・二〇	人造繊維製のもの		
	その他の紡織用繊維製のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの	七・四%	B4
六二〇五・三〇	綿製のもの	七・四%	B4
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	七・四%	B4
六二一・〇五	男子用のシャツ		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九・一%	B4
六二一・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス		
	絹（絹のくずを含む。）製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B4
	その他のもの	九%	B4
六二〇六・一〇	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ		
	その他のもの	一〇%	B4
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九%	B4
六二〇六・二〇	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一〇%	B4

	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ			
六二〇六・三〇	その他のもの	九・一%	B4	
	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	七・四%	B4	
	その他のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ			
	その他のもの	一〇%	B4	
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	九・一%	B4	
	その他のもの	七・四%	B4	
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ			
	その他のもの	一〇%	B4	
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	九・一%	B4	
	その他のもの	七・四%	B4	
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ			
	その他のもの	一〇%	B4	
六二〇七・一一	綿製のもの	七・四%	B4	
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B4	
	ナイトシャツ及びパジャマ			
六二〇七・二一	綿製のもの	七・四%	B4	
六二〇七・二二	人造繊維製のもの	七・四%	B4	
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B4	
	その他のもの			
六二〇七・九一	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着			
	その他のもの	七・四%	B4	
	その他の紡織用繊維製のもの	九・一%	B4	
六二〇七・九九	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一〇%	B4	
	シングレットその他これに類する肌着			
	人造繊維製のもの	七・四%	B4	
	その他のもの	九%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
	人造繊維製のもの			

	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			
六二・〇七	パンツ、ズボン下及びブリーフ			
	綿製のもの	七・四%	B4	
	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B4	
	ナイトシャツ及びパジャマ			
	綿製のもの	七・四%	B4	
	人造繊維製のもの	七・四%	B4	
	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B4	
	その他のもの			
	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着			
	その他のもの	七・四%	B4	
	その他の紡織用繊維製のもの	九・一%	B4	
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一〇%	B4	
	シングレットその他これに類する肌着			
	人造繊維製のもの	七・四%	B4	
	その他のもの	九%	B4	
	その他のもの	九・一%	B4	
	人造繊維製のもの			

	その他のもの	一〇%	B4	
六二・〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			
	スリップ及びペティコート			
六二〇八・一一	人造繊維製のもの	七・四%	B4	
六二〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B4	
	ナイトドレス及びパジャマ			
六二〇八・二一	綿製のもの	七・四%	B4	
六二〇八・二二	人造繊維製のもの	七・四%	B4	
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B4	
	その他のもの			
六二〇八・九一	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ			
	その他のもの	七・四%	B4	
六二〇八・九二	人造繊維製のもの	九・一%	B4	
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ			
	その他のもの	七・四%	B4	
六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B4	
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ			
	その他のもの	九%	B4	
六二・〇九	乳児用の衣類及び衣類附属品			
六二〇九・二〇	綿製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類			
	その他のもの	六・五%	B4	
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一〇%	B4	
	附属品			
六二〇九・三〇	その他のもの	七・四%	B4	
	合成繊維製のもの	九・一%	B4	
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類			
	その他のもの	六・五%	B4	

	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		
	附属品		七・四% B4
	その他のもの		九・一% B4
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		六・五% B4
	その他のもの		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		
	附属品		七・四% B4
	その他のもの		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの		七・四% B4
六二一・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）		九・一% B4
六二二〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		九・一% B4
六二二〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		九・一% B4
六二二〇・三〇	その他の衣類（第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。）		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		九・一% B4
六二二〇・四〇	その他の男子用の衣類		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		九・一% B4
六二二〇・五〇	その他の女子用の衣類		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		九・一% B4
六二一・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		
	水着		九・一% B4
六二一一・一一	男子用のもの		
六二一一・一二	女子用のもの		九・一% B4
六二一一・二〇	スキースーツ		
	毛皮付きのもの		一二・八% B4
	その他のもの		九・一% B4

六二一一・三二	その他の男子用の衣類		
	綿製のもの		一〇% B4
	毛皮付きのもの		九・一% B4
	その他のもの		
六二一一・三三	人造繊維製のもの		一二・八% B4
	毛皮付きのもの		九・一% B4
	その他のもの		
六二一一・三九	その他の紡織用繊維製のもの		一〇% B4
	毛皮付きのもの		
	その他のもの		九・一% B4
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの		一〇% B4
六二一一・四二	その他の女子用の衣類		
	綿製のもの		一〇% B4
	毛皮付きのもの		九・一% B4
	その他のもの		
六二一一・四三	人造繊維製のもの		一二・八% B4
	毛皮付きのもの		九・一% B4
	その他のもの		
六二一一・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		一〇% B4
	その他のもの		九・一% B4
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	その他のもの		一〇% B4
六二一・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	A	九% B4
六二一・一三	ハンカチ	A	
六二一・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	A	
六二一・一五	ネクタイ	A	
六二一六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	A	
六二一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）		
六二一七・一〇	附属品	A	九% B4
六二一七・九〇	部分品	A	
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		
六三・〇一	毛布及び膝掛け		
六三〇一・一〇	電気毛布		五・三% B4
六三〇一・二〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	A	

六三〇一・三〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	五・三%	B 4	A	
六三〇一・四〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）				
六三〇一・九〇	その他の毛布及び膝掛け			A	
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン				
六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				
	その他のもの	一〇・九%	B 4		
	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）	九・一%	B 4		
六三〇二・一一	綿製のもの				
六三〇二・一二	人造繊維製のもの	四・五%	B 4		
六三〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの	五・三%	B 4		
	亜麻製又はラミー製のもの	七・九%	B 4		
	その他のもの	五・三%	B 4		
六三〇二・二一	その他のベッドリネン				
六三〇二・二二	綿製のもの	四・五%	B 4		
六三〇二・二九	人造繊維製のもの	五・三%	B 4		
	その他の紡織用繊維製のもの				
六三〇二・三一	亜麻製又はラミー製のもの	七・九%	B 4		
六三〇二・三二	その他のもの	五・三%	B 4		
六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの				
	亜麻製又はラミー製のもの	七・九%	B 4		
	その他のもの	五・三%	B 4	A	
六三〇二・四〇	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	その他のテーブルリネン				
六三〇二・五一	綿製のもの			A	
六三〇二・五三	人造繊維製のもの			A	
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの			A	
六三〇二・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）	七・四%	B 4		
	その他のもの				
六三〇三・一一	綿製のもの	七・四%	B 4	A	
六三〇三・一九	人造繊維製のもの			A	
六三〇三・〇三	その他の紡織用繊維製のもの			A	
	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス				
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの				
六三〇三・一二	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B 4		
	その他のもの	九・一%	B 4		
	その他の紡織用繊維製のもの				
六三〇三・一九	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B 4		
	その他のもの	九・一%	B 4		
六三〇三・九一	綿製のもの	七・四%	B 4		
六三〇三・九二	合成繊維製のもの	五・三%	B 4		
六三〇三・九九	その他の紡織用繊維製のもの				
	亜麻製又はラミー製のもの	七・九%	B 4		
	その他のもの				
	ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	六・四%	B 4		
	その他のもの	五・三%	B 4	A	
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	七・九%	B 4		
六三・〇五	包装に使用する種類の袋	五・三%	B 4	A	
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品			A	
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）			A	
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布			A	
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯	六・五%	B 4	A	
六三〇七・九〇	その他のもの				
	綿製のもの	六・五%	B 4		
	その他のもの	四・七%	B 4	A	
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）			A	
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品				
六三・一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）			A	A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）			X	
	スキー靴	六・七%	B 10		
六四〇一・九二	その他のもの				
	その他の履物			X	
	くるぶしを覆うもの（膝を覆うものを除く。）				
	スキー靴	六・七%	B 10		
六四〇一・九九	その他のもの				
	その他のもの			X	
	膝を覆うもの	六・七%	B 10		
	その他のもの	八%	B 10		
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				

六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ			
	スキー靴	X	八％	B10
	スノーボードブーツ			
六四〇二・一九	その他のもの		六・七％	B10
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）		六・七％	B10
	その他の履物			
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの			
	保護用の金属製トーキャップを有するもの		六・七％	B10
	その他のもの		八％	B10
六四〇二・九九	その他のもの			
	短靴			
	保護用の金属製トーキャップを有するもの			
	その他のもの		六・七％	B10
六四・〇三	その他のもの	X	八％	B10
	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）			
	スポーツ用の履物			
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X		
六四〇三・一九	その他のもの			
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	X		
	室内用履物			B10
	その他のもの		二一・六％	B10
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの		二一・六％	B10
	その他のもの		二四％	B10
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）			
六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの			
	室内用履物		二四％	B10
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X		
	その他のもの		二一・六％	B10
六四〇三・五九	その他のもの			
	スリッパその他の室内用履物			
	スリッパ	X		
	その他のもの		二四％	B10
	その他のもの			
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X		
	その他のもの		二一・六％	B10
	その他の履物			

六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの			
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
	その他のもの		二一・六％	B10
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X		
	その他のもの		二四％	B10
六四〇三・九九	その他のもの			
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X		
	その他のもの		二一・六％	B10
	その他のもの			
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X		
六四・〇四	その他のもの		二四％	B10
	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）			
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物		八％	B10
六四〇四・一九	その他のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）			
	その他のもの			
	その他のもの		二四％	B10
	地下たび及びキャンバスシューズ	X		
	その他のもの		六・七％	B10
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		八％	B10
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）			
	その他のもの			
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）			
	キャンバスシューズ			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）		一七・三％	B10
	その他のもの	X		
	その他のもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		二四％	B10

	その他のもの		X
	その他のもの	六・七%	B10
六四・〇五	その他の履物		
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B10
	その他のもの		X
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	八%	B10
	その他のもの	三・四%	B10
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの	三・四%	B10
六四〇五・九〇	その他のもの		
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの		
	甲に毛皮を使用したもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B10
	その他のもの		X
	その他のもの		
	本底が革製のもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B10
	その他のもの		X
	その他のもの	八%	B10
	その他のもの	三・四%	B10
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（芯を除く。）		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三・四%	B10
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	三・四%	B10
六四〇六・九〇	その他のもの		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三・四%	B10
第六五類	帽子及びその部分品		A
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		A

第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		A
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A
第六九類	陶磁製品		A
第七〇類	ガラス及びその製品		
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		A
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		A
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス		A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品		A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）		A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）		A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント		A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステン		

	ドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス			
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A	A	
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	B 10	八%	
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A	B 10	
七〇一八・九〇	その他のもの			
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの		六・六%	
	その他のもの	A	B 10	
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	A	B 10	
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	A	B 10	
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	A	A	
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A	A	
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A	A	
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A	A	
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A	A	
七一〇七・〇〇	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A	A	
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A	A	
七一〇九・〇〇	金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A	A	
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A	A	
七一一一・〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A	A	
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）	A	A	
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	A	A	
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）			
	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）		五・二%	
七一一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）			
	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）		五・二%	
	その他のもの			
	貴金属を貼った卑金属製のもの		五・四%	
七一一三・二〇	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	A	五・四%	
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	A	B 10	
七一・一五	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	A	B 10	
七一・一六	身辺用模造細貨類	A	B 10	
七一・一七	貨幣	A	B 10	
七一・一八				
第七二類	鉄鋼			
七二・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	A	A	
七二・〇二	フェロアロイ			
七二〇二・一一	フェロマンガン		六・三%	
七二〇二・一九	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	A	B 7	
	その他のもの			
七二〇二・二一	フェロシリコン			
七二〇二・二九	けい素の含有量が全重量の五五%を超えるもの	A	A	
七二〇二・三〇	その他のもの			
	フェロシリコマンガン		二・五%	
七二〇二・四一	フェロクロム	A	B 10	
七二〇二・四九	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの	A	A	
七二〇二・五〇	その他のもの	A	A	
七二〇二・六〇	フェロシリコクロム	A	A	
七二〇二・七〇	フェロニッケル	A	A	
七二〇二・八〇	フェロモリブデン	A	A	
	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン			
七二〇二・九一	その他のもの			
	フェロチタン及びフェロシリコチタン		二・五%	
七二〇二・九二	フェロバナジウム	A	B 7	
七二〇二・九三	フェロニオブ	A	A	
七二〇二・九九	その他のもの	A	A	

七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）		A	
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット		A	
七二・〇五	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉		A	
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）		A	
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品		A	
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）		A	
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）		A	
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		A	
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）		A	
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）		A	
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		A	
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）		A	
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒		A	
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼		A	
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線		A	
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		A	
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		A	
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）		A	
七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		A	
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼		A	
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線		A	
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		A	
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		A	
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）		A	
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		A	
七二・二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		A	
七二・二九	その他の合金鋼の線		A	
第七三類	鉄鋼製品		A	
第七四類	銅及びその製品			
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		A	
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅		A	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊			
	精製銅			
	陰極銅及びその切断片			
七四〇三・一一	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B5	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A	
	ワイヤバー			
七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B3	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A	
	ビレット			
七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B3	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A	
七四〇三・一九	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの			
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）		A	
	その他のもの	一キログラム	B3	

			課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		
七四〇三・二一			銅合金		
七四〇三・二二			銅・亜鉛合金（黄銅）		
七四〇三・二九			銅・すず合金（青銅）		
七四〇四・〇〇			その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		
七四〇五・〇〇			銅のくず		
七四・〇六			銅のマスターアロイ		
七四・〇七			銅の粉及びフレーク		
七四・〇八			銅の棒及び形材		
七四・〇九			銅の線		
七四・一〇			銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）		
			銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）		
七四・一一			銅製の管		
七四一・一〇			精製銅のもの		
			銅合金のもの		
七四一・二一			銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		
七四一・二二			銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		
七四一・二九			その他のもの		
七四・一二			銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
七四一三・〇〇			銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		
七四・一五			銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		
七四・一八			食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		
七四・一九			その他の銅製品		

			第七五類		
七五・〇一			ニッケル及びその製品		
七五〇一・一〇			ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		
七五〇一・二〇			ニッケルのマット		
			焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		
			焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八％以上のものに限る。）		
			その他のもの		
七五・〇二			酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）		
七五〇二・一〇			その他のもの		
			ニッケルの塊		
			ニッケル（合金を除く。）		
七五〇二・二〇			ニッケル合金		
			ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの		
			その他のもの		
七五〇三・〇〇			ニッケルのくず		
七五〇四・〇〇			ニッケルの粉及びフレーク		
			真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの		
			その他のもの		
			ニッケル（合金を除く。）のもの		
			その他のもの		
七五・〇五			ニッケルの棒、形材及び線		
七五・〇六			ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく		
七五・〇七			ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		

七五・〇八	その他のニッケル製品			A
第七六類	アルミニウム及びその製品		A	
第七八類	鉛及びその製品			
七八・〇一	鉛の塊			
七八〇一・一〇	精製鉛			
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額（その率が一キログラムにつき二円七〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7	
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの			
	その他のもの			
七八〇一・九一	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの		A	
七八〇一・九九	その他のもの		A	
七八〇二・〇〇	鉛のくず		A	
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		A	
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品		A	
第七九類	亜鉛及びその製品			
七九・〇一	亜鉛の塊			
七九〇一・一一	亜鉛（合金を除く。）			
	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの			
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの			
七九〇一・二〇	亜鉛合金		A	
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず		A	
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク		A	
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線		A	
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		A	
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品		A	
第八〇類	すず及びその製品		A	
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品		A	
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品		A	
第八三類	各種の卑金属製品		A	
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品		A	
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		A	
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）		A	
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品		A	

第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品				A
第八九類	船舶及び浮き構造物				A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				A
第九一類	時計及びその部分品				
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）				A
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）				A
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）				A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）				A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）				A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）				A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）				A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）				A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）				A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント				A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品				A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品				A
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの				A
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）				A
九一一三・九〇	その他のもの				
	革製又はコンポジションレザー製のもの				
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六％	B 10		A
	その他のもの	一〇％	B 10		A
	その他のもの				
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの	一〇％	B 10		A
	その他のもの				

九一・一四	その他の時計の部分品				A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品				A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品				
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け				A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け				A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）				A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）				A
九四〇一・五一	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け				A
九四〇一・五九	竹製又はとう製のもの				A
	その他のもの				
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				A
九四〇一・六一	アップホルスターのもの				A
九四〇一・六九	その他のもの				A
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				A
九四〇一・七一	アップホルスターのもの				A
九四〇一・七九	その他のもの				A
九四〇一・八〇	その他の腰掛け				A
九四〇一・九〇	部分品				
	革製のもの				
	その他のもの	三一・八％	B 10		A
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品				
九四・〇三	その他の家具及びその部分品				A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プーフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート				A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイ				

	ン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			A	A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物			A	A
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			A	
第九六類	雑品				
九六・〇一	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）			A	
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品			A	
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束した房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）			A	A
九六〇四・〇〇	手ふるい			A	A
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）			A	A
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		六・六％	B 10	
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品			A	
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）			A	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			A	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）			A	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット			A	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）			A	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）			A	A
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品			A	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品			A	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド			A	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）			A	A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの			A	A
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）			A	A
	紙製、セルロースウォッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウォッディング製のもの		五・六％	B 4	B 4
	綿製のもの		六・五％	B 4	B 4
	衣類（第五九・〇六項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）		三・九％	B 4	B 4
	その他のもの			A	A
	その他のもの				
第九七類	美術品、収集品及びこっとう				

附属書二（第三章（原産地規則）関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

1　この附属書の特定の類、項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の1欄に掲げる類、項又は号に応じ、それぞれ同表の3欄又は4欄に定める規則とする。

2　特定の類、項又は号の産品が原産地に関する二以上の品目別規則の対象である場合において、当該産品が当該二以上の品目別規則のいずれかに合致するときは、当該産品が品目別規則に合致するものとみなす。

3　原産地に関する特定の品目別規則が関税分類の変更（以下この附属書において「ＣＴＣ」という。）に係る基準を用いて定められている場合には、当該品目別規則の対象である産品の生産に使用される各非原産材料については、適用されるＣＴＣが行われることが要求される。ＣＴＣの要件は、非原産材料についてのみ適用する。

4　この附属書の規定の適用上、

(a)　「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(b)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(c)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5　この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、

(a)　「ＣＣ」とは、特定の類、項又は号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるＣＴＣ（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(b)　「ＣＴＨ」とは、特定の類、項又は号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準におけるＣＴＣ（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(c)　「ＣＴＳＨ」とは、特定の類、項又は号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるＣＴＣ（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(d)　「ＱＶＣ四〇」とは、第三・五条（原産地規則―原産資格割合の算定）に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十パーセント以上の産品であって、当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをいう。

注釈　この附属書の規定の適用上、第三・五条（原産地規則―原産資格割合の算定）2の規定を適用する。

(e)　「(1)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＴＨ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五〇・〇七項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(f)　「(2)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＴＨ（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(g)　「(3)」は、次の規則を示す。

ＣＴＨ（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五二・〇三項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にカードされ、又はコームされたものであるときに限る。）

(h)　「(4)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＴＨ（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(i)　「(5)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＴＨ（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(j)　「(6)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＴＨ（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の材料からの変更を除くものとし、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五四・〇七項又は第五四・〇八項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(k)　「(7)」は、次の規則を示す。

ＣＴＨ（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にカードされ、又はコームされたものであるときに限る。）

(l)　「(8)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＴＨ（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(m)　「(9)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(n)　「(10)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(o)　「(11)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各

項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(p)　「(12)」は、次の規則を示す。

ＣＴＨ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(q)　「(13)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第六〇類の非原産材料が完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものである場合に限る。

(r)　「(14)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされたものであるときに限る。）

(s)　「(15)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に織られたものであるときに限る。）

(t)　「(16)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。）

(u)　「(17)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（産品が一方又は双方の締約国の区域内において裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わせられたもの又は組み立てられたものである場合に限る。）

6

この附属書に定める品目別規則4欄の規定の適用上、

(a)　「ＣＲ」とは、「化学反応に係る原産地規則」をいう。

第二七類から第四〇類までの規定の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。

次の工程は、産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、化学反応とはみなさない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

第二七類から第四〇類までに規定する産品であって、化学反応が行われたものは、当該化学反応が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(b)　「D」とは、「蒸留に係る規則」をいう。

第二七・一〇項の規定の適用上、次のいずれかの蒸留の工程が行われた産品は、当該蒸留の工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(i)　「常圧蒸留」　蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの。例えば、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油は、石油の蒸留により生産される。

(ii)　「減圧蒸留」　常圧より低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）。減圧蒸留は、沸点が高く、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）から、軽質の減圧軽油から重質の減圧軽油まで及び残渣油を生産するために有用である。軽油は、精製所において、更に潤滑油に加工される場合がある。

(c)　「P」とは、「精製に係る原産地規則」をいう。

第二八類から第三五類までの各類、第三八類及び第三九類（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九二二・四二号、第二九二三・二〇号、第二九二四・二九号、第二九三八・九〇号、第二九四〇・〇〇号、第三〇〇六・九二号、第三二〇一・九〇号、第三三・〇一項、第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項、第三八〇二・一〇号、第三八〇五・九〇号、第三八〇六・三〇号、第三八〇九・一〇号、第三八・二三項、第三八二四・六〇号及び第三八・二五項の産品を除く。）の規定の適用上、「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、産品中に存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらすものをいう。

この(c)に規定する類の産品であって、精製が行われたものは、当該精製の工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(d)　「CPS」とは、「粒径の変更に係る原産地規則」をいう。

第三九類（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品を除く。）の規定の適用上、「粒径の変更」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　産品の粒径の意図的なかつ制御された縮小（破砕（又は圧縮）のみによるものを除く。）であって、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する産品を生ずるもの。その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該縮小の結果として生ずる産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与える。

(ii)　産品の粒径の意図的なかつ制御された変更（圧縮のみによるものを除く。）であって、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する産品を生ずるもの。その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与える。

この(d)に規定する類の産品であって、粒径の変更が行われたものは、その工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(e)　「SM」とは、「標準物質に係る原産地規則」をいう。

第二八類から第三二類までの各類、第三五類及び第三八類（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九二二・四二号、第二九二三・二〇号、第二九二四・二九号、第二九三八・九〇号、第二九四〇・〇〇号、第三〇〇六・九二号、第三二〇一・九〇号、第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項、第三八〇二・一〇号、第三八〇五・九〇号、第三八〇六・三〇号、第三八〇九・一〇号、第三八・二三項、第三八二四・六〇号及び第三八・二五項の産品を除く。）の規定の適用上、「標準物質」（標準溶液を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されたものをいう。

この(e)に規定する類の産品であって、標準物質として生産されたものは、その生産の工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(f)　「IS」とは、「異性体分離に係る原産地規則」をいう。

第二八類から第三二類までの各類、第三五類及び第三九類（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九二二・四二号、第二九二三・二〇号、第二九二四・二九号、第二九三八・九〇号、第二九四〇・〇〇号、第三〇〇六・九二号、第三二〇一・九〇号及び第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項の産品を除く。）

の規定の適用上、「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離の工程をいう。この(f)に規定する類の産品であって、異性体分離が行われたものは、その工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

7　第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五〇類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

8　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編　品目別規則

関税率表番号（二千十二年に改正された統一システム）	品名	品目別規則
注釈　3欄又は4欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。		
1	2	3	4
第一類	動物（生きているものに限る。）	CC	
第二類	肉及び食用のくず肉	CC（第一類の材料からの変更を除く。）	
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	CC	
第四類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	CC	
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	CC	
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	CC	
第七類	食用の野菜、根及び塊茎	CC	
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	CC	
第九類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	CC	
第一〇類	穀物	CC	
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
一一〇二・二〇	とうもろこし粉	CC	
一一〇二・九〇	その他のもの	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
	ひき割り穀物及び穀物のミール		
一一〇三・一一	小麦のもの	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一〇三・一三	とうもろこしのもの	CC	
一一〇三・一九	その他の穀物のもの	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一〇三・二〇	ペレット	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
一一〇四・一二	オートのもの	CC	

一一〇四・一九	その他の穀物のもの	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
一一〇四・二二	オートのもの	ＣＣ	
一一〇四・二三	とうもろこしのもの	ＣＣ	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）	
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン		
	でん粉		
一一〇八・一一	小麦でん粉	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
一一〇八・一二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	ＣＣ	
一一〇八・一三	ばれいしょでん粉	ＣＣ	
一一〇八・一四	マニオカ（カッサバ）でん粉	ＣＣ	
一一〇八・一九	その他のでん粉	ＣＣ	
一一〇八・二〇	イヌリン	ＣＣ	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	ＣＣ	
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	ＣＣ	
第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ＣＣ	
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	ＣＣ	
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	ＣＣ（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）	
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	ＣＣ（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	ＣＣ	
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	ＣＣ（第三類の材料からの変更を除く。）	

一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	ＣＣ（第三類の材料からの変更を除く。）	
第一七類	糖類及び砂糖菓子		
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）	ＣＣ（第二二類の材料からの変更を除く。）	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	乳糖及び乳糖水		
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	ＣＣ（第四類の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・一九	その他のもの	ＣＣ（第四類の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	ＣＣ	
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	ＣＣ（第二二類又は第二二類の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ（第二二類又は第二二類の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	ＣＣ（第二二類又は第二二類の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ（第二二類又は第二二類の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で	ＣＣ（第二二類又は第二二	

	果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	類の材料からの変更を除く。）	
一七・〇三	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	ＣＣ（第二二類の材料からの変更を除く。）	
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	ＣＣ	
第一八類	ココア及びその調製品		
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	ＣＣ	
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず	ＣＣ	
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一八〇四・〇〇	カカオ脂	ＣＣ	
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	ＣＣ	
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	ＣＣ（第一七類の材料からの変更を除く。）	
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	ＣＴＨ並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品の本船渡しの価額の四〇％を超えないこと。	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
一八〇六・三一	詰物をしたもの	ＣＴＨ並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品	

		の本船渡しの価額の四〇％を超えないこと。		
一八〇六・三二	詰物をしてないもの	ＣＴＨ並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品の本船渡しの価額の四〇％を超えないこと。		
一八〇六・九〇	その他のもの	ＣＴＨ並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品の本船渡しの価額の四〇％を超えないこと。		
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ（第四類、第一〇類、第一一類又は第二二類の材料からの変更を除く。）		
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）		
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＣ（第二二類の材料からの変更を除く。）		
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）		
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	ＣＣ（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）		
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇一・九〇	その他のもの	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）	
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）		
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）		
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）		
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得ら			

	れたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
二〇〇七・一〇	均質調製果実	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
	その他のもの		
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇七・九九	その他のもの	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
二〇〇八・一一	落花生	ＣＣ（第一二類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・二〇	パイナップル	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・四〇	梨	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・五〇	あんず	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・八〇	ストロベリー	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）		
二〇〇八・九一	パームハート	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・九三	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・九七	混合したもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇八・九九	その他のもの	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	オレンジジュース		
二〇〇九・一一	冷凍したもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
二〇〇九・一九	その他のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）	
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース		

二〇〇九・二二	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・二九	その他のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			
二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・三九	その他のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
	パイナップルジュース			
二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・四九	その他のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・五〇	トマトジュース	ＣＣ（第七類の材料からの変更を除く。）		
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）			
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・六九	その他のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
	りんごジュース			
二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・七九	その他のもの	ＣＣ（第八類の材料からの変更を除く。）		
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
二〇〇九・八一	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・八九	その他のもの	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）		
二〇〇九・九〇	混合ジュース	ＣＣ（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）		
第二一類	各種の調製食料品			
二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物			
二一〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物	ＣＣ		
二一〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	ＣＣ		
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	ＣＣ		
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	ＣＣ（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）		
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項	ＣＣ		

	のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー		
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
二一〇三・一〇	醤油	ＣＣ	
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	ＣＣ（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	ＣＣ	
二一〇三・九〇	その他のもの	ＣＣ	
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	ＣＣ（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	ＣＣ	
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	ＣＣ（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）	
二一〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	ＣＣ（第四類、第八類、第一〇類から第一二類までの各類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二九類の材料からの変更を除く。）	
二一〇六・九〇	その他のもの		

第二二類	飲料、アルコール及び食酢		
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	ＣＣ	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	ＣＣ	
二二〇二・九〇	その他のもの	ＣＣ及びＱＶＣ四〇	
二二〇三・〇〇	ビール	ＣＴＨ	
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	ＣＣ	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	

二二〇八・三〇	ウイスキー	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）		
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）		
二二〇八・六〇	ウオツカ	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）		
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
二二〇八・九〇	その他のもの	1　ＣＴＨ及びＱＶＣ四〇（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。） 2　ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）（果汁をもとしたものであって、アルコール分が一％未満のものに限る。） 3　ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）（その他のもの）	ＣＣ	
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物			
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	ＣＣ		
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＣ		
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ		
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	ＣＣ		
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ		
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	ＣＣ及びＱＶＣ四〇		
第二四類	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			
二四〇一・一〇	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	ＣＣ		
二四〇一・二〇	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	ＣＣ		
二四〇一・三〇	くずたばこ	ＣＴＳＨ		
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	ＣＴＨ		
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	ＣＴＨ		

第二五類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			
二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	ＣＣ		
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	ＣＴＨ		
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	ＣＴＨ		
二五・〇四	天然黒鉛	ＣＴＨ		
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	ＣＴＨ		
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	ＣＴＨ		
二五〇九・〇〇	白亜	ＣＴＨ		
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	ＣＴＨ		
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	ＣＴＨ		
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	ＣＴＨ		
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石砕用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五・一六	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石砕用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	ＣＴＨ		
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシ	ＣＴＨ		

	ア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＨ	
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	ＣＴＨ	
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
二五・二四	石綿	ＣＴＨ	
二五・二五	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず		
二五二五・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	ＣＴＨ	
二五二五・二〇	粉	ＣＴＨ	
二五二五・三〇	くず	ＣＴＳＨ	
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	ＣＴＨ	
二五二八・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	ＣＴＨ	
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる	ＣＴＨ	

石			
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	
第二六類	鉱石、スラグ及び灰	ＣＴＨ	
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	ＣＴＨ	ＣＲ
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	ＣＲ
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	ＣＴＨ	ＣＲ
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	ＣＲ
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	ＣＴＨ	ＣＲ
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当す		

	るものを除く。）並びに廃油			
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	二七一〇・一二		
	軽質油及びその調製品		ＣＴＨ又は第二七・一〇項の産品から同項の他の産品への変更（当該変更により得られる産品が、化学反応、常圧蒸留又は減圧蒸留により生産されるものである場合に限る。）	ＣＲ又はＤ
	その他のもの	二七一〇・一九	ＣＴＨ、第二七・一〇項のＣＲ又はＤ産品から同項の他の産品への変更（当該変更により得られる産品が、化学反応、常圧蒸留又は減圧蒸留により生産されるものである場合に限る。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＤ
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	二七一〇・二〇	ＣＴＨ、第二七・一〇項のＣＲ又はＤ産品から同項の他の産品への変更（当該変更により得られる産品が、化学反応、常圧蒸留又は減圧蒸留により生産されるものである場合に限る。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＤ
	廃油	二七一〇・九一	ＣＴＨ又はＣＴＳＨ（号のＣＲ又はＤ変更により得られる産品が、化学反応、常圧蒸留又は減圧蒸留により生産されるものである場合に限る。）	ＣＲ又はＤ
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの			

	るものである場合に限る。）			
	その他のもの	二七一〇・九九	ＣＴＨ又はＣＴＳＨ（号のＣＲ又はＤ変更により得られる産品が、化学反応、常圧蒸留又は減圧蒸留により生産されるものである場合に限る。）	ＣＲ又はＤ
	石油ガスその他のガス状炭化水素	二七・一一	ＣＴＨ	ＣＲ
	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	二七・一二	ＣＴＨ	ＣＲ
	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	二七・一三	ＣＴＨ	ＣＲ
	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	二七・一四	ＣＴＨ	ＣＲ
	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	二七一五・〇〇	ＣＴＨ（第二七・一四項又は第二七一三・二〇号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ
	第二八類			
	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
	ふっ素、塩素、臭素及びよう素	二八・〇一	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	二八〇二・〇〇	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）	二八〇三・〇〇	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	水素、希ガスその他の非金属元素	二八・〇四	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又

二八・〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・〇六	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	CTH又はQVC四〇	CR、P、SM又はIS	
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	CTH	CR、P、SM又はIS	
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八一〇・〇〇	ほう素の酸化物及びほう酸	CTH	CR、P、SM又はIS	
二八・一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・一二	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・一四	無水アンモニア及びアンモニア水	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・一五	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、水酸化カリウム（苛性カリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八一七・〇〇	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	CTH	CR、P、SM又はIS	

二八・一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・一九	クロムの酸化物及び水酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二〇	マンガンの酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八二二・〇〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	CTH	CR、P、SM又はIS	
二八二三・〇〇	チタンの酸化物	CTH	CR、P、SM又はIS	
二八・二四	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二六	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふっ素錯塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二八・三〇	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	CTSH	CR、P、SM又はIS	

二八・三二	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八・三三	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八・三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）		
二八三三・一一	ナトリウムの硫酸塩		
二八三三・一一	硫酸二ナトリウム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・二一	その他の硫酸塩		
二八三三・二二	マグネシウムのもの	ＣＴＳＨ（第二五三〇・二〇号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・二二	アルミニウムのもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・二四	ニッケルのもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・二五	銅のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・二七	バリウムのもの	ＣＴＳＨ（第二五一・一〇号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第二五・一〇項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三二・二〇	みょうばん	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三二・四〇	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八・三四	亜硝酸塩及び硝酸塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八・三五	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・一二	りん酸塩		
二八三五・一二	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・二四	カリウムのもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・二五	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩	ＣＴＳＨ（第二五・一〇項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・三一	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二八三五・三一	ポリりん酸塩		
二八三五・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又

					はＩＳ
二八・三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの				
二八三六・二〇	炭酸二ナトリウム	ＣＴＳＨ（第二五三〇・九〇号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八三六・三〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八三六・四〇	カリウムの炭酸塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八三六・五〇	炭酸カルシウム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八三六・六〇	炭酸バリウム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	その他のもの				
二八三六・九一	リチウムの炭酸塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八三六・九二	炭酸ストロンチウム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八三六・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・四〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	

					はＩＳ
二八・四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩				
二八四一・三〇	二クロム酸ナトリウム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	ＣＴＳＨ（第二六・一〇項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩				
二八四一・六一	過マンガン酸カリウム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八四一・六九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八四一・七〇	モリブデン酸塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
					はＩＳ
二八四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八四一・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ（第二八四一・九〇号に分類される産品が、化学反応により生産されるものである場合に限る。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
二八・四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
二八・四三	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・四四	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	

	物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			
二八・四五	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八四七・〇〇	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八四八・〇〇	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・四九	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八五〇・〇〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）			
二八五二・一〇	化学的に単一のもの	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八五二・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二八五三・〇〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
第二九類	有機化学品			
二九・〇一	非環式炭化水素	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇二	環式炭化水素	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体			
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）			
二九〇三・一一	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・一四	四塩化炭素	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・一五	二塩化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジクロロエタン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）			
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・二二	トリクロロエチレン	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化			

二九〇三・二二	二臭化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジブロモエタン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）			
二九〇三・七一	クロロジフルオロメタン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七二	ジクロロトリフルオロエタン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七三	ジクロロフルオロエタン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七四	クロロジフルオロエタン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七五	ジクロロペンタフルオロプロパン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七六	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七七	その他のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七八	その他のペルハロゲン化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			

二九〇三・八一	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・八二	アルドリン（ＩＳＯ）、クロルデン（ＩＳＯ）及びヘプタクロル（ＩＳＯ）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体			
二九〇三・九一	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）及びＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇三・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	飽和一価アルコール			
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇五・一四	その他のブタノール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又	

二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・一七	ドデカン－一－オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン－一－オール（セチルアルコール）及びオクタデカン－一－オール（ステアリルアルコール）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・二一	不飽和一価アルコール		
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	二価アルコール		
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン－一・二－ジオール）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	その他の多価アルコール		
二九〇五・四一	二－エチル－二－（ヒドロキシメチル）プロパン－一・三－ジオール（トリメチロールプロパン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・四三	マンニトール	ＣＴＳＨ	ＣＲ
二九〇五・四四	Ｄ－グルシトール（ソルビトール）	ＣＴＨ（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ
二九〇五・四五	グリセリン	ＣＴＳＨ	ＣＲ
二九〇五・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇五・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九〇六・一一	メントール	ＣＴＳＨ（第三三〇一・二二号又は第三三〇一・二五号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九〇六・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	芳香族アルコール及びその誘導体		

二九〇六・二二	ベンジルアルコール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九〇六・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一七・一一	しゅう酸並びにその塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一七・一二	アジピン酸並びにその塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一七・一三	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一七・一四	無水マレイン酸	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一七・二〇	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一七・二二	オルトフタル酸ジオクチル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九一七・二三	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	

二九一七・三四	その他のオルトフタル酸エステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一七・三五	無水フタル酸	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一七・三六	テレフタル酸及びその塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一七・三七	テレフタル酸ジメチル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一七・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・一三	酒石酸	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・一四	くえん酸	ＣＴＳＨ	ＣＲ
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ

二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・二二	サリチル酸及びその塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・二二	オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・二〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	その他のもの		
二九一八・九一	２・４・５－Ｔ（ＩＳＯ）（２・４・５－トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九一八・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ

ン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・二一	アミン官能化合物			
	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩			
二九二一・一一	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・一九	その他のもの	CTSH又はQVC四〇	CR、P、SM又はIS	
	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩			
二九二一・二二	エチレンジアミン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・二九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・三〇	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩			
二九二一・四一	アニリン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・四二	アニリン誘導体及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・四三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又	

			はIS
二九二一・四五	一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベーターナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九二一・四六	アンフェタミン（INN）、ベンツフェタミン（INN）、デキサンフェタミン（INN）、エチランフェタミン（INN）、フェンカンファミン（INN）、レフェタミン（INN）、レバンフェタミン（INN）、メフェノレクス（INN）及びフェンテルミン（INN）並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九二一・四九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS
	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
二九二一・五一	オルトーフェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九二一・五九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物		
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
二九二二・一一	モノエタノールアミン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九二二・一二	ジエタノールアミン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九二二・一三	トリエタノールアミン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS
二九二二・一四	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS

二九二二・一九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			
二九二二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二二・二九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩			
二九二二・三二	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二二・三九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩			
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	CTSH	CR	
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二二・四九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）			
二九二三・一〇	コリン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二三・二〇	レシチンその他のホスホアミノリピド	CTSH	CR	
二九二三・九〇	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物			
	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩			
二九二四・一一	メプロバメート（INN）	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二四・一二	フルオロアセトアミド（ISO）、モノクロトホス（ISO）及びホスファミドン（ISO）	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二四・一九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩			
二九二四・二二	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二四・二三	ニーアセトアミド安息香酸（N－アセチルアントラニル酸）及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS	
二九二四・二四	エチナメート（INN）	CTSH	CR、P、SM又はIS	

二九二四・二九	その他のもの	CTSH	CR		
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九・二六	ニトリル官能化合物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	CTH	CR、P、SM又はIS		
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	CTH	CR、P、SM又はIS		
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九・三〇	有機硫黄化合物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	CTH	CR、P、SM又はIS		
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三五・〇〇	スルホンアミド	CTH	CR、P、SM又はIS		
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）				
	ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物				
二九三七・一一	ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・一二	インスリン及びその塩	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・一九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS		
	ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物				
二九三七・二一	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・二二	コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・二三	エストロゲン及びプロゲストゲン	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・二九	その他のもの	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・五〇	プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	CTSH	CR、P、SM又はIS		
二九三七・九〇	その他のもの	CTSH又はQVC四〇	CR、P、SM又はIS		

二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			
二九三八・一〇	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九三八・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ	
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	ＣＴＨ（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ	
二九・四一	抗生物質	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
第三〇類	医療用品			
三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇・〇二	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇・〇四	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇・〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇・〇六	この類の注４の医療用品			
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨用セメント	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	
三〇〇六・七〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製した	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	

	ゲル			
三〇〇六・九一	その他のもの			
	瘻造設術用と認められるもの	CTSH又はQVC四〇	CR、P、SM又はIS	
三〇〇六・九二	薬剤廃棄物	CTSH	CR	
第三一類	肥料			
三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	CTH	CR、P、SM又はIS	
三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	CTSH	CR、P、SM又はIS	
第三二類				
	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ			
三二・〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			
三二〇一・一〇	ケブラチョエキス	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇一・二〇	ワットルエキス	CTSH	CR、P、SM又	

三二〇一・九〇	その他のもの	CTSH	CR	はIS
三二・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇三・〇〇	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	CTH	CR、P、SM又はIS	
三二・〇四	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）			
	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの			
三二〇四・一一	分散染料及びこれをもととした調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇四・一二	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇四・一三	塩基性染料及びこれをもととした調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇四・一五	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇四・一六	反応染料及びこれをもととした調製品	CTSH	CR、P、SM又はIS	
三二〇四・一七	顔料及びこれをもととした調製品	CTSH又はQVC四〇	CR、P、SM又	

			はＩＳ
三二〇四・一九	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）	ＣＴＳＨ（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一七号までの各号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇四・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二・〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品		
三二〇六・一一	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇％以上のもの	ＣＴＳＨ（第三二〇六・一九号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇六・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第三二〇六・一一号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇六・二〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	その他の着色料及び調製品		
三二〇六・四一	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ

三二〇六・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液		
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇八・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）		
三二〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二〇九・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三二一一・〇〇	調製ドライヤー	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又

					はＩＳ
三二一・一二	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料				
三二一二・一〇	スタンプ用のはく	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
三二一二・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
三二一・一三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
三二一・一四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充塡料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材				
三二一四・一〇	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充塡料	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
三二一四・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
三二一・一五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）				
三二一五・一一	黒色のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
	印刷用インキ				
三二一五・一九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
三二一五・九〇	その他のもの	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類				
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	ＣＴＨ	ＣＲ		
三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＨ（第二二〇六・九〇号、第二二・〇七項、第二二・〇八項又は第三三・〇一項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ又はＰ		
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	ＣＴＨ（第三三〇二・九〇号の材料からの変更を除く。）	ＣＲ又はＰ		
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	ＣＴＨ			
三三・〇五	頭髪用の調製品	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ		
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）				
三三〇六・一〇	歯磨き	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ		
三三〇六・二〇	歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	ＣＴＳＨ（第五四類の材料からの変更を除く。）	ＣＲ又はＰ		
三三〇六・九〇	その他のもの	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ		

三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）			
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ	
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ	
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ	
	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）			
三三〇七・四一	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ	
三三〇七・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
三三〇七・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
第三四類				
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品			
三四・〇一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ	
三四・〇二	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）			

	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）			
三四〇二・一一	陰イオン（アニオン）系のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
三四〇二・一二	陽イオン（カチオン）系のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ	
三四〇二・一三	非イオン系のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
三四〇二・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
三四〇二・二〇	調製品（小売用にしたものに限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ	
三四〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
三四・〇三	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）			
	石油又は歴青油を含有するもの			
三四〇三・一一	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ	
三四〇三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	
	その他のもの			
三四〇三・九一	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ	
三四〇三・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ	
三四・〇四	人造ろう及び調製ろう			
三四〇四・二〇	ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ	
三四〇四・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ	

三四・〇五	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）				
三四〇五・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ		
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ		
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ		
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ又はＰ		
三四〇五・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ又はＰ		
三四〇六・〇〇	ろうそく及びこれに類する物品	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ		
三四〇七・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	ＣＴＨ	ＣＲ又はＰ		
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素				
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー				
三五〇一・一〇	カゼイン	ＣＣ	ＣＲ		
三五〇一・九〇	その他のもの	ＣＴＨ	ＣＲ		
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体				
三五〇二・一一	卵白				
三五〇二・一九	乾燥したもの	ＣＣ（第〇四・〇七項又は第〇四・〇八項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ		
三五〇二・二〇	その他のもの	ＣＣ（第〇四・〇七項又は第〇四・〇八項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ		
三五〇二・九〇	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	ＣＣ	ＣＲ		
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ		
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	ＣＴＨ	ＣＲ		
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	ＣＴＨ（第一一・〇八項のＣＲ材料からの変更を除く。）	ＣＲ		
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）				
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ（第三五・〇三項又は第三五〇一・九〇号のものに限る。）又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ		

	その他のもの	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
三五〇六・九一	ゴム又は第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととした接着剤	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
三五〇六・九九	その他のもの	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ	ＣＴＳＨ
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	ＣＲ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
第三七類	写真用又は映画用の材料		
三七・〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	ＣＲ	ＣＴＨ（第三七・〇二項又は第三七・〇三項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇
三七・〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	ＣＲ	ＣＴＨ（第三七・〇一項又は第三七・〇三項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇
三七・〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）	ＣＲ	ＣＴＨ（第三七・〇一項又は第三七・〇二項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇
三七〇四・〇〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	ＣＲ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
三七・〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	ＣＲ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
三七・〇六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）	ＣＲ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

三七・〇七	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用並にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	ＣＲ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
第三八類	各種の化学工業生産品		
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	ＣＴＳＨ
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）		
三八〇二・一〇	活性炭	ＣＲ	ＣＴＨ
三八〇二・九〇	その他のもの	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	ＣＴＳＨ
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	ＣＴＨ
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	ＣＴＨ
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）		
三八〇五・一〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	ＣＴＳＨ
三八〇五・九〇	その他のもの	ＣＲ	ＣＴＨ
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム		
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	ＣＴＳＨ

三八〇六・二〇	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）	ＣＴＳＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇六・三〇	エステルガム	ＣＴＳＨ		ＣＲ
三八〇六・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませたる場合に限る。）又はＱＶＣ四〇帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	ＣＴＳＨ（有効成分の重量の五〇％以上が原産品であるものに限る。）	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	ＣＴＨ（第一一・〇八項又は第三五・〇五項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ	
	その他のもの			
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	ＣＴＳＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	ＣＴＨＸＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	ＣＴＨＸＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨＸＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	ＣＴＨＸＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＨＸＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	ＣＴＨＸＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八二一・〇〇	微生物（ウイルスその他これに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ又はＳＭ

	除く。）並びに認証標準物質			
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール			
	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸			
三八二三・一一	ステアリン酸	ＣＴＨ	ＣＲ	
三八二三・一二	オレイン酸	ＣＴＳＨ	ＣＲ	
三八二三・一三	トール油脂肪酸	ＣＴＨ	ＣＲ	
三八二三・一九	その他のもの	ＣＴＨ	ＣＲ	
三八二三・七〇	工業用の脂肪性アルコール	ＣＴＨ	ＣＲ	
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	ＣＴＨ（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ	
	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物			
三八二四・七一	クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七二	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七三	ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七四	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七五	四塩化炭素を含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七六	一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七七	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七八	ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）又はハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・八一	オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はトリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品			
	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含有するもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	
三八二四・八三	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するかしないかを問わない。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ	

	るもの		
三八二四・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物	ＣＴＨ	ＣＲ
三八二六・〇〇	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ又はＳＭ
第三九類	プラスチック及びその製品		
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・一一	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ又はＩＳ
三九・一五	プラスチックのくず	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		
三九一七・一〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
	管及びホース（硬質のものに限る。）		
三九一七・二一	エチレンの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・二二	プロピレンの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・二九	その他のプラスチック製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ

	その他の管及びホース		
三九一七・三一	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・三二	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・三三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一七・四〇	継手	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
	塩化ビニルの重合体製のもの		
三九二〇・四三	可塑剤を全重量の六％以上含むもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
	アクリル重合体製のもの		
三九二〇・五一	ポリ（メタクリル酸メチル）製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの		
三九二〇・六一	ポリカーボネート製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・六二	ポリ（エチレンテレフタレート）製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・六三	その他の不飽和ポリエステル製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二〇・六九	その他のポリエステル製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの		
三九二〇・七一	再生セルロース製のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ

			又はIS
三九二〇・七三	酢酸セルロース製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二〇・七九	その他のセルロース誘導体製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
	その他のプラスチック製のもの		
三九二〇・九一	ポリ（ビニルブチラール）製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二〇・九二	ポリアミド製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二〇・九三	アミノ樹脂製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二〇・九四	フェノール樹脂製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二〇・九九	その他のプラスチック製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		
	多泡性のもの		
三九二一・一一	スチレンの重合体製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二一・一二	塩化ビニルの重合体製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二一・一三	ポリウレタン製のもの	CTSH又はQVC四〇	CR、P、CPS又はIS
三九二一・一四	再生セルロース製のもの	CTSH	CR、P、CPS

			又はIS
三九二一・一九	その他のプラスチック製のもの	CTSH	CR、P、CPS又はIS
三九二一・九〇	その他のもの	CTSH又はQVC四〇	CR、P、CPS又はIS
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	CTH	CR、P、CPS又はIS
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品		
三九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	CTH又はQVC四〇	CR、P、CPS又はIS
	袋（円すい状のものを含む。）		
三九二三・二一	エチレンの重合体製のもの	CTH	CR、P、CPS又はIS
三九二三・二九	その他のプラスチック製のもの	CTH又はQVC四〇	CR、P、CPS又はIS
三九二三・三〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品	CTH	CR、P、CPS又はIS
三九二三・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	CTH	CR、P、CPS又はIS
三九二三・五〇	栓、蓋、キャップその他これらに類する物品	CTH又はQVC四〇	CR、P、CPS又はIS
三九二三・九〇	その他のもの	CTH又はQVC四〇	CR、P、CPS又はIS
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	CTH	CR、P、CPS又はIS

三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品			
三九二六・一〇	事務用品及び学用品	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二六・四〇	小像その他の装飾品	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
三九二六・九〇	その他のもの	ＣＴＨ		ＣＲ、Ｐ、ＣＰＳ又はＩＳ
第四〇類	ゴム及びその製品			
四〇・〇一	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇・〇二	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）			
四〇〇二・一一	ラテックス	ＣＴＳＨ		ＣＲ
	スチレンーブタジエンゴム（ＳＢＲ）及びカルボキシル化スチレンーブタジエンゴム（ＸＳＢＲ）			
四〇〇二・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・二〇	ブタジエンゴム（ＢＲ）	ＣＴＳＨ		ＣＲ

	イソプテンーイソプレンゴム（ブチルゴム又はＩＩＲ）及びハローイソプテンーイソプレンゴム（ＣＩＩＲ及びＢＩＩＲ）			
四〇〇二・一二	イソプテンーイソプレンゴム（ブチルゴム又はＩＩＲ）	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・一三九	その他のもの	ＣＴＳＨ		ＣＲ
	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はＣＲ）			
四〇〇二・四一	ラテックス	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ		ＣＲ
	アクリロニトリルーブタジエンゴム（ＮＢＲ）			
四〇〇二・五二	ラテックス	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・六〇	イソプレンゴム（ＩＲ）	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・七〇	エチレンープロピレン非共役ジエンゴム（ＥＰＤＭ）	ＣＴＳＨ		ＣＲ
四〇〇二・八〇	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		ＣＲ
	その他のもの			
四〇〇二・九二	ラテックス	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		ＣＲ
四〇〇二・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		ＣＲ
四〇〇三・〇〇	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	ＣＴＨ		ＣＲ
四〇〇四・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	ＣＴＨ		ＣＲ
四〇・〇五	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	ＣＴＨ		ＣＲ

四〇・〇六	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇〇七・〇〇	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	ＣＴＨ	ＣＲ	
四〇・〇八	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・〇九	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一一	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一二	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一三	ゴム製のインナーチューブ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一四	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一五	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇・一六	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ	
四〇一七・〇〇	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	ＣＴＨ	ＣＲ	
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革	ＣＣ		
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	ＣＣ		
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	ＣＣ		
第四四類	木材及びその製品並びに木炭			
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	ＣＴＨ		
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	ＣＴＨ		
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	ＣＴＨ		
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	ＣＴＨ		
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
四四・〇九	さねはぎ加工、滑付けその他これらに類する加工をいずれかの	ＣＴＨ		

	縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	CTH	
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
四四一二・一〇	竹製のもの	CTH	
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）		
四四一二・三一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）	
四四一二・三二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）	
四四一二・三九	その他のもの	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）	
	その他のもの		
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）	
四四一二・九九	その他のもの	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）	
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	CTH	
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	CTH	
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	CTH	
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	CTH	
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	CTH	
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	CTH	
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	CTH	
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケース及びその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	CTH	
四四・二二	その他の木製品	CTH	
第四五類	コルク及びその製品		
四五・〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	CTH	
四五〇二・〇〇	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	CTH	
四五・〇三	天然コルクの製品	CTH	
四五・〇四	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品		

四五〇四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）	ＣＴＨ				
四五〇四・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇				
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物					
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）					
	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）					
四六〇一・二一	竹製のもの	ＣＣ				
四六〇一・二二	とう製のもの	ＣＣ				
四六〇一・二九	その他のもの	ＣＣ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）				
四六〇一・九二	竹製のもの	ＣＣ				
四六〇一・九三	とう製のもの	ＣＣ				
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	ＣＣ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）				
四六〇一・九九	その他のもの	ＣＣ				
四六・〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品					
	植物性材料製のもの					

四六〇二・一一	竹製のもの	ＣＴＨ				
四六〇二・一二	とう製のもの	ＣＴＨ				
四六〇二・一九	その他のもの	ＣＣ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）				
四六〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＨ				
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	ＣＴＨ				
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品					
四八〇一・〇〇	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	ＣＴＨ				
四八・〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	ＣＴＨ				
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ				
四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）	ＣＴＨ				
四八・〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注３に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ				
四八・〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	ＣＴＨ				

四八〇七・〇〇	接着剤を使用して貼り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）	ＣＴＨ			
四八・〇八	コルゲート加工をし（平らな表面紙を貼り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項の紙を除く。）				
四八〇八・一〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			
四八〇八・四〇	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇			
四八〇八・九〇	その他のもの	ＣＴＨ			
四八・〇九	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			
四八・一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			
四八・一一	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）				
四八一一・一〇	タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	ＣＴＨ			
	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙				

四八一一・四一	セルフアドヒーシブのもの	ＣＴＨ			
四八一一・四九	その他のもの	ＣＴＨ			
	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙				
四八一一・五一	さらしたもので重量が一平方メートルにつき二五〇グラムを超えるもの	ＣＴＨ			
四八一一・五九	その他のもの	ＣＴＨ			
四八一一・六〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
四八一一・九〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	ＣＴＨ			
四八一二・〇〇	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	ＣＴＨ			
四八・一三	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			
四八・一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー				
四八一四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）	ＣＴＨ			
四八一四・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
四八・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）				
四八一六・二〇	セルフコピーペーパー	ＣＴＨ（第四八・〇九項の			

		材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
四八一六・九〇	その他のもの	ＣＴＨ		
四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	ＣＴＨ		
四八・一八	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	ＣＴＨ		
四八・一九	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの			
四八一九・一〇	段ボール製の箱及びケース	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
四八一九・二〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	ＣＴＨ		
四八一九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）	ＣＴＨ		
四八一九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
四八一九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	ＣＴＨ		
四八一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	ＣＴＨ		
四八・二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
四八二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
四八二〇・二〇	練習帳	ＣＴＨ		
四八二〇・三〇	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
四八二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	ＣＴＨ		
四八二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	ＣＴＨ		
四八二〇・九〇	その他のもの	ＣＴＨ		
四八・二二	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）			
四八二二・一〇	印刷したもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
四八二二・九〇	その他のもの	ＣＴＨ		
四八・二三	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
四八二三・二〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品			
四八二三・三〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	ＣＴＨ（第四八〇五・四〇号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
四八二三・四〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品			

四八二三・六二	竹製のもの	ＣＴＨ	
四八二三・六九	その他のもの	ＣＴＨ	
四八二三・七〇	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	ＣＴＨ	
四八二三・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案		
四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）		
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
	その他のもの		
四九〇一・九一	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	ＣＴＨ	
四九〇一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
四九・〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本	ＣＴＨ	
四九〇四・〇〇	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四九・〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）		
四九〇五・一〇	地球儀、天球儀その他これらに類するもの	ＣＴＨ	
	その他のもの		
四九〇五・九一	製本したもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
四九〇五・九九	その他のもの	ＣＴＨ	
四九〇六・〇〇	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの	ＣＴＨ	
四九〇七・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	ＣＴＨ	
四九・〇八	デカルコマニア	ＣＴＨ	
四九〇九・〇〇	薬書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人の挨拶、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四九一〇・〇〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	ＣＴＨ	
四九・一一	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）		
四九一一・一〇	広告、商業用カタログその他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		
四九一一・九一	絵画、デザイン及び写真	ＣＴＨ	
四九一一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第五〇類	絹及び絹織物		
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	ＣＣ	
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	ＣＴＨ	
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ	

五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ	
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五〇・〇六項の材料からの変更を除く。）	
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。）	
五〇・〇七	絹織物	(1)	
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物		
五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	
五一・〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	
五一・〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	ＣＣ	
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	ＣＣ	
五一・〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	ＣＣ	
五一・〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	(2)	
五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	(2)	
五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	(2)	
第五二類	綿及び綿織物		
五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	
五二・〇二	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ	
五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	ＣＣ	
五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	(3)	
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(3)	
五二・〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(3)	
五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	(3)	
五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	(4)	
五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	(4)	

五二・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	(4)	
五二・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	(4)	
五二・一二	その他の綿織物	(4)	
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		
五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	CC	
五三〇一・一二	破茎し又はスカッチングしたもの	CC	
五三〇一・一九	その他のもの	CC	
五三〇一・三〇	亜麻のトウ及びくず	CTH	
五三・〇二	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇二・一〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	CC	
五三〇二・九〇	その他のもの	CTH	
五三・〇三	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	CC	
五三〇三・九〇	その他のもの	CTH	
五三〇五・〇〇	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	CTH	
五三・〇六	亜麻糸	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の糸	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五三・〇九	亜麻織物	(5)	
五三・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の織物	(5)	
五三一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	(5)	
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品		
五四・〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	CC	
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	CC	
五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	CC	

五四・〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ				
五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ				
五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＣ				
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）					
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物	(6)				
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物	(6)				
五四〇七・三〇	この部の注９の織物	(6)				
	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）					
五四〇七・四一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)				
五四〇七・四二	浸染したもの	(6)				
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの	(6)				
五四〇七・四四	なせんしたもの	(6)				
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）					
五四〇七・五一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)				
五四〇七・五二	浸染したもの	(6)				
	ＣＴＨ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。					
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの	(6)				
五四〇七・五四	なせんしたもの	(6)				
	その他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）					
五四〇七・六一	テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	(6)				
五四〇七・六九	その他のもの	(6)				
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）					
五四〇七・七一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)				
五四〇七・七二	浸染したもの	(6)				
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの	(6)				
五四〇七・七四	なせんしたもの	(6)				
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）					
五四〇七・八一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)				
五四〇七・八二	浸染したもの	(6)				
五四〇七・八三	異なる色の糸から成るもの	(6)				

五四〇七・八四	なせんしたもの	(6)	
	その他の織物		
五四〇七・九一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五四〇七・九二	浸染したもの	(6)	
五四〇七・九三	異なる色の糸から成るもの	(6)	
五四〇七・九四	なせんしたもの	(6)	
五四・〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	(6)	
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物		
五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ		CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五〇二・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
五五・〇八	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	(7)	
五五・〇九	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(7)	
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(7)	
五五・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	(7)	
五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	(8)	
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	(8)	
五五・一四	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	(8)	
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物	(8)	
五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	(8)	

第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品					
五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ					
	その他のウォッディング製品及びウォッディング					
五六〇一・二二	綿製のもの					
		ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）			
五六〇一・二二	人造繊維製のもの					
		ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ			
五六〇一・二九	その他のもの					
		ＣＣ	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）			
五六〇一・三〇	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ					
		ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）			
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）					
		ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）				
五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）					
	人造繊維の長繊維製のもの					
五六〇三・一一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの					
		ＣＣ（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）				
五六〇三・一二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの					
		ＣＣ（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）				
五六〇三・一三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの					
		ＣＣ（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項				

				の材料からの変更を除く。）
五六〇三・一四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの			ＣＣ（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
	その他のもの			
五六〇三・九一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの			ＣＣ（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五六〇三・九二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの			ＣＣ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。
五六〇三・九三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの			ＣＣ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。
五六〇三・九四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの			ＣＣ（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	(9)		
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	(9)		
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	(9)		
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	(9)		
五六・〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	(9)		
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	(9)		
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物			
五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	(10)		
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	(10)		
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）			
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	ＣＣ		
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	(10)		
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	(10)		

五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(10)		
五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	(10)		
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	(10)		
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布			
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	(11)		
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）			
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）			
五八〇二・一一	漂白してないもの	(11)		
五八〇二・一九	その他のもの	(11)		
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	(11)		
五八〇二・三〇	タフテッド織物類			
	ＣＣ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。			
五八〇三・〇〇	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	(11)		
五八・〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）	(11)		
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	(11)		
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	(11)		
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）	(11)		
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	(11)		
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	(11)		
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	(11)		
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	(11)		
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品			
五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七		

		項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）		(12)
五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）		(10)
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）		(10)
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材		(10)
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）		(10)
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類		(10)
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）		(10)
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）		(10)
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）		(12)
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）		

五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）		(10)
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）		(10)
五九一一・三一	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの		(10)
五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの		(10)
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）		(10)
五九一一・九〇	その他のもの	ＣＣ	
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物		
六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物	ＣＣ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。	(13)
六〇〇二・二二	綿製のもの		(13)
六〇〇二・二三	人造繊維製のもの		

六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(13)		
	その他のもの			
六〇〇一・九一	綿製のもの	(13)		
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	(13)		
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	(13)		
六〇・〇二	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	(13)		
六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く。）	(13)		
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	(13)		
六〇・〇五	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。）			
	綿製のもの			
六〇〇五・二一	漂白してないもの及び漂白したもの	(13)		
六〇〇五・二二	浸染したもの	(13)		
六〇〇五・二三	異なる色の糸から成るもの	(13)		
六〇〇五・二四	なせんしたもの	(13)		
	合成繊維製のもの			
六〇〇五・三一	漂白してないもの及び漂白したもの	ＣＣ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。	(13)	
六〇〇五・三二	浸染したもの		(13)	
六〇〇五・三三	異なる色の糸から成るもの		(13)	
六〇〇五・三四	なせんしたもの		(13)	
	再生繊維又は半合成繊維製のもの			
六〇〇五・四一	漂白してないもの及び漂白したもの		(13)	
六〇〇五・四二	浸染したもの		(13)	
六〇〇五・四三	異なる色の糸から成るもの		(13)	
六〇〇五・四四	なせんしたもの		(13)	
六〇〇五・九〇	その他のもの		(13)	
六〇・〇六	その他のメリヤス編物及びクロセ編物		(13)	
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）		(14)	
六一・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）			

六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)		
六一・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
	スーツ			
六一〇四・一三	合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
	アンサンブル			
六一〇四・二二	綿製のもの	(14)		
六一〇四・二三	合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
	ジャケット及びブレザー			
六一〇四・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(14)		
六一〇四・三二	綿製のもの	(14)		
六一〇四・三三	合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
	ドレス			
六一〇四・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(14)		
六一〇四・四二	綿製のもの	CC		

六一〇四・四三	合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
	スカート及びキュロットスカート			
六一〇四・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(14)		
六一〇四・五二	綿製のもの	(14)		
六一〇四・五三	合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ			
六一〇四・六一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(14)		
六一〇四・六二	綿製のもの	(14)		
六一〇四・六三	合成繊維製のもの	(14)		
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
六一・〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)		
六一・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇六・一〇	綿製のもの	CC		
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの	(14)		
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(14)		
六一・〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)		

六一・〇八	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)			
六一・〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
六一〇九・一〇	綿製のもの	CC			
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(14)			
六一・一〇	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
六一一〇・一一	羊毛製のもの	(14)			
六一一〇・一二	カシミヤ毛製のもの	(14)			
六一一〇・一九	その他のもの	(14)			
六一一〇・二〇	綿製のもの	CC			
六一一〇・三〇	人造繊維製のもの	(14)			
六一一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(14)			
六一・一一	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)			
六一・一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	トラックスーツ				
六一一二・一一	綿製のもの	(14)			

六一一二・一二	合成繊維製のもの	(14)			
六一一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)			
六一一二・二〇	スキースーツ	(14)			
	男子用の水着				
六一一二・三一	合成繊維製のもの	(14)			
六一一二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)			
	女子用の水着				
六一一二・四一	合成繊維製のもの	CC			
六一一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)			
六一一三・〇〇	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	(14)			
六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)			
六一・一五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)			
六一・一六	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)			
六一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)			
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				
六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノ	(15)			

	ラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）		
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）		(15)
六二・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
	スーツ		
六二〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(15)	
六二〇三・一二	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
	アンサンブル		
六二〇三・二二	綿製のもの	(15)	
六二〇三・二三	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
	ジャケット及びブレザー		
六二〇三・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(15)	
六二〇三・三三	綿製のもの	(15)	
六二〇三・三四	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		

六二〇三・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(15)	
六二〇三・四二	綿製のもの	CC	
六二〇三・四三	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
六二・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
	スーツ		
六二〇四・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(15)	
六二〇四・一二	綿製のもの	(15)	
六二〇四・一三	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
	アンサンブル		
六二〇四・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(15)	
六二〇四・二二	綿製のもの	(15)	
六二〇四・二三	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
	ジャケット及びブレザー		
六二〇四・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(15)	
六二〇四・三三	綿製のもの	(15)	
六二〇四・三四	合成繊維製のもの	(15)	
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	(15)	
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		

六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの		(15)		
	ドレス				
六二〇四・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの		(15)		
六二〇四・四二	綿製のもの		(15)		
六二〇四・四三	合成繊維製のもの		(15)		
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの		(15)		
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの		CC		
	スカート及びキュロットスカート				
六二〇四・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの		(15)		
六二〇四・五二	綿製のもの		(15)		
六二〇四・五三	合成繊維製のもの		(15)		
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの		(15)		
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ				
六二〇四・六一	羊毛製又は繊獣毛製のもの		(15)		
六二〇四・六二	綿製のもの		CC		
六二〇四・六三	合成繊維製のもの		(15)		
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの		(15)		
六二一・〇五	男子用のシャツ		(15)		
六二一・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス		(15)		
六二一・〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		(15)		
六二一・〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		(15)		
六二一・〇九	乳児用の衣類及び衣類附属品		(15)		
六二一・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）		(15)		
六二一・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		(15)		
六二一・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）		(16)		
六二一・一三	ハンカチ		(15)		
六二一・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品		(15)		
六二一・一五	ネクタイ		(15)		
六二一六・〇〇	手袋、ミトン及びミット		(15)		
六二一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）		(15)		
	第六三類				
六三・〇一	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ				
六三〇一・一〇	毛布及び膝掛け				
六三〇一・二〇	電気毛布		(16)		
	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）		CC（生地から加工する場合には、当該生地が一方又		

			は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇一・三〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	(16)	
六三〇一・四〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	(16)	ＣＣ（生地から加工する場合には、当該生地が一方又は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇一・九〇	その他の毛布及び膝掛け	(16)	
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	(16)	
六三・〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	(16)	
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	(16)	
六三・〇五	包装に使用する種類の袋	(16)	
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	(16)	
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）		
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	(16)	
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯	(16)	
六三〇七・九〇	その他のもの	(16)	ＣＣ（生地から加工する場合には、当該生地が一方又は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	(16)	
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品	(17)	
六三・一〇	ぼろ及びひも（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	(17)	
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	ＣＣ	
第六五類	帽子及びその部分品		
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	ＣＣ	
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	ＣＣ	
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
六五〇五・〇〇	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	

六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
六五〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品				
六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
六六〇二・〇〇	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品				
六八〇一・〇〇	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）	ＣＴＨ			
六八・〇二	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏貼りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉	ＣＴＨ			
六八〇三・〇〇	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品	ＣＴＨ			
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）				

六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）	ＣＴＨ			
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品				
六八〇四・二一	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	ＣＴＨ			
六八〇四・二二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
六八〇四・二三	天然石製のもの	ＣＴＨ			
六八〇四・三〇	手研ぎ用砥石	ＣＴＨ			
六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剥離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）	ＣＴＨ			
六八・〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品				
六八〇七・一〇	ロール状のもの	ＣＴＨ			
六八〇七・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
六八〇八・〇〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	ＣＴＨ			
六八・〇九	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	ＣＴＨ			
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			

六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	ＣＴＨ	
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）		
六八一二・八〇	クロシドライト製のもの	ＣＴＨ	
	その他のもの		
六八一二・九一	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	ＣＴＨ	
六八一二・九二	紙、厚紙及びフェルト	ＣＴＨ	
六八一二・九三	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	ＣＴＨ	
六八一二・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）		
六八一三・二〇	石綿を含有するもの	ＣＴＨ	
	石綿を含有しないもの		
六八一三・八一	ブレーキライニング及びブレーキパッド	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
六八一三・八九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
六八・一四	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	
第六九類	陶磁製品	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
第七〇類	ガラス及びその製品		
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊	ＣＴＨ	
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	ＣＴＨ	
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ	
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ	
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ	
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	ＣＴＨ	
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		
	強化ガラス		
七〇〇七・一一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七〇〇七・一九	その他のもの	ＣＴＨ	

	合わせガラス			
七〇〇七・二二	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七〇〇七・二九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	ＣＴＨ		
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）			
七〇〇九・一〇	バックミラー（車両用のものに限る。）	ＣＴＳＨ		
	その他のもの			
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	ＣＴＨ		
七〇〇九・九二	枠付きのもの	ＣＴＨ		
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品	ＣＴＨ		
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	ＣＴＨ		
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	ＣＴＨ		
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	ＣＴＨ		
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	ＣＴＨ		
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			
七〇一八・二〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	ＣＣ		
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＴＨ		
七〇一八・九〇	その他のもの	ＣＣ		
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	ＣＴＨ		
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	ＣＴＨ		
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＣ		

七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一〇七・〇〇	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一〇九・〇〇	金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一一・〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）	ＣＴＨ		
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ		

七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ		
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ		
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	ＣＴＨ		
七一・一七	身辺用模造細貨類	ＣＴＨ		
七一・一八	貨幣	ＣＴＨ		
第七二類	鉄鋼			
七二・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	ＣＴＨ		
七二・〇二	フェロアロイ	ＣＴＨ		
七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＴＨ		
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット			
七二〇四・一〇	鋳鉄のくず	ＣＣ		
七二〇四・一二	合金鋼のくず			
七二〇四・二九	ステンレス鋼のもの	ＣＣ		
七二〇四・三〇	その他のもの	ＣＣ		
七二〇四・四一	すずをめっきした鉄鋼のくず	ＣＣ		
	その他のくず			
	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わな	ＣＣ		

	い。）		
七二〇四・四九	その他のもの	ＣＣ	
七二〇四・五〇	再溶解用のインゴット	ＣＴＨ	
七二・〇五	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	ＣＴＨ	
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	ＣＴＨ	
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	ＣＴＨ（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＣＴＨ（第七二・一一項の材料からの変更を除く。）は第七二・〇八項又	
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		
	すずをめっきしたもの		
七二〇・一一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	ＣＴＨ	
七二〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	ＣＴＨ	
七二〇・二〇	鉛をめっきしたもの（ターンプレートを含む。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・三〇	亜鉛を電気めっきしたもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
	亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・四一	波形にしたもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・四九	その他のもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・五〇	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
	アルミニウムをめっきしたもの		
七二〇・六一	アルミニウム・亜鉛合金をめっきしたもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・六九	その他のもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・七〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）	
七二〇・九〇	その他のもの	ＣＴＨ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項の材料からの変	

		更を除く。）	
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項から第七二・一一項までの材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	ＣＴＨ（第七二・一三項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	ＣＴＨ（第七二・一三項又は第七二・一四項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	ＣＴＨ（第七二・〇八項から第七二・一五項までの各項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	ＣＴＨ（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・一九項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・二二項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	ＣＴＨ（第七二・二一項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二三・〇〇	ステンレス鋼の線	ＣＴＨ（第七二・二一項又は第七二・二二項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・二五項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・二八項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・二八	その他の合金鋼その他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	ＣＴＨ（第七二・二七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七二・二九	その他の合金鋼の線	ＣＴＨ（第七二・二七項又は第七二・二八項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
第七三類	鉄鋼製品		

七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	ＣＴＨ			
七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びに枕木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	ＣＴＨ			
七三〇三・〇〇	鋳鉄製の管及び中空の形材	ＣＴＨ			
七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）				
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ				
七三〇四・一一	ステンレス鋼製のもの	ＣＴＨ			
七三〇四・一九	その他のもの	ＣＴＨ			
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ				
七三〇四・二二	ドリルパイプ（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ			
七三〇四・二三	その他のドリルパイプ	ＣＴＨ			
七三〇四・二四	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ			
七三〇四・二九	その他のもの	ＣＴＨ			
	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）				
七三〇四・三一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	ＣＴＨ			
七三〇四・三九	その他のもの	ＣＴＨ			
	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のもの				
	に限る。）				
七三〇四・四一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	ＣＴＨ			
七三〇四・四九	その他のもの	ＣＴＨ			
	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）				
七三〇四・五一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
七三〇四・五九	その他のもの	ＣＴＨ			
七三〇四・九〇	その他のもの	ＣＴＨ			
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	ＣＴＨ			
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	ＣＴＨ			
七三・〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	ＣＣ			
七三・〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋桁、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	ＣＴＨ			
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内貼りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＣＴＨ			
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内貼り	ＣＴＨ			

	してあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）			
七三一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	ＣＴＨ		
七三・一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	ＣＴＨ		
七三一三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	ＣＴＨ		
七三・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	ＣＴＨ		
七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三一六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	ＣＴＨ		
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	ＣＴＨ		
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	ＣＴＨ		
七三・一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	ＣＴＨ		
七三・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板	ＣＴＨ		
七三・二一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）			

	調理用加熱器具及び皿温め器			
七三二・一一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三二・一二	液体燃料用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三二・一九	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他の器具			
七三二・八一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三二・八二	液体燃料用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三二・八九	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三二・九〇	部分品	ＣＴＨ		
七三・二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三・二三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	ＣＴＨ		
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七三・二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ		
七三・二六	その他の鉄鋼製品	ＣＴＨ		
第七四類	銅及びその製品			
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		

七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四〇四・〇〇	銅のくず	ＣＴＨ		
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・〇七	銅の棒及び形材	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・〇八	銅の線	ＣＴＨ（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
七四・一一	銅製の管	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四・一九	その他の銅製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四一九・一〇	鎖及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他のもの			
七四一九・九一	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七四一九・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
第七五類	ニッケル及びその製品			
七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
七五・〇二	ニッケルの塊	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
七五〇三・〇〇	ニッケルのくず	ＣＴＨ		
七五〇四・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	ＣＴＨ、厚さ〇・一五ミリメートル以下のはくへの第七五・〇六項に分類される産品からの変更（厚さを五〇％以上減じた場合に限る。）又はＱＶＣ四〇		
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
七五・〇八	その他のニッケル製品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		

第七六類	アルミニウム及びその製品		
七六・〇一	アルミニウムの塊	ＣＴＳＨ	
七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	ＣＴＨ	
七六・〇三	アルミニウムの粉及びフレーク	ＣＴＨ	
七六・〇四	アルミニウムの棒及び形材	ＣＴＨ	
七六・〇五	アルミニウムの線	ＣＴＨ（第七六・〇四項の材料からの変更を除く。）	
七六・〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	ＣＴＨ	
七六・〇七	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
七六・〇八	アルミニウム製の管	ＣＴＨ	
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	ＣＴＨ（第七六・〇八項の材料からの変更を除く。）	
七六・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋桁、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	ＣＴＨ	
七六一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内貼りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＣＴＨ	
七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内貼りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＣＴＨ	
七六一三・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	ＣＴＨ	
七六・一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		
七六一四・一〇	芯に鋼を使用したもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七六一四・九〇	その他のもの	ＣＴＨ（第七六・〇四項又は第七六・〇五項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七六・一六	その他のアルミニウム製品		
七六一六・一〇	くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		
七六一六・九一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵（アルミニウムの線から製造したものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七六一六・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
第七八類	鉛及びその製品		
七八・〇一	鉛の塊	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七八〇二・〇〇	鉛のくず	ＣＴＨ	

七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第七九類	亜鉛及びその製品				
七九・〇一	亜鉛の塊			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず			ＣＴＨ	
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八〇類	すず及びその製品				
八〇・〇一	すずの塊			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八〇〇二・〇〇	すずのくず			ＣＴＨ	
八〇〇三・〇〇	すずの棒、形材及び線			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八〇〇七・〇〇	その他のすず製品			ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品				
八一・〇一	タングステン及びその製品（くずを含む。）				
八一〇一・一〇	粉			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの				
八一〇一・九四	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇一・九六	線			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇一・九七	くず			ＣＴＳＨ	
八一〇一・九九	その他のもの			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇二	モリブデン及びその製品（くずを含む。）				
八一〇二・一〇	粉			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの				
八一〇二・九四	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇二・九五	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇二・九六	線			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇二・九七	くず			ＣＴＳＨ	
八一〇二・九九	その他のもの			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇三	タンタル及びその製品（くずを含む。）				
八一〇三・二〇	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇三・三〇	くず			ＣＴＳＨ	
八一〇三・九〇	その他のもの			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）				
	マグネシウムの塊				
八一〇四・一一	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八％以上のもの			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇四・一九	その他のもの			ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇四・二〇	くず			ＣＴＳＨ	

八一〇四・三〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇四・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇五	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）		
八一〇五・二〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇五・三〇	くず	ＣＴＳＨ	
八一〇五・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇六・〇〇	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）		
八一〇七・二〇	カドミウムの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇七・三〇	くず	ＣＴＳＨ	
八一〇七・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）		
八一〇八・二〇	チタンの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇八・三〇	くず	ＣＴＳＨ	
八一〇八・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）		
八一〇九・二〇	ジルコニウムの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一〇九・三〇	くず	ＣＴＳＨ	
八一〇九・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八一・一〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）		
八一一〇・一〇	アンチモンの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一〇・二〇	くず	ＣＴＳＨ	
八一一〇・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一一・〇〇	マンガン及びその製品（くずを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八一・一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
八一一二・一二	塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一二・一三	くず	ＣＴＳＨ	
	ベリリウム		
八一一二・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	クロム		
八一一二・二一	塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一二・二三	くず	ＣＴＳＨ	
八一一二・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	タリウム		
八一一二・五一	塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一二・五二	くず	ＣＴＳＨ	
八一一二・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		

八二一二・九二	塊、くず及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八二一二・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八二一三・〇〇	サーメット及びその製品（くずを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品				
八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類の鎌、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二・〇二	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二・〇三	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二・〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二・〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二・〇七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃				
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	ＣＣ			
八二〇八・二〇	木工用のもの	ＣＣ			
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	ＣＣ			
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			
八二〇八・九〇	その他のもの	ＣＣ			
八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（サーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	ＣＣ			
八二一〇・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	ＣＣ			
八二一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃				
八二一一・一〇	詰合せセット	ＣＣ			
	その他のもの				
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八二一一・九四	刃	ＣＣ			
八二一一・九五	卑金属製の柄	ＣＣ			
八二一一・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	ＣＣ			
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれ	ＣＣ又はＱＶＣ四〇			

	らの刃		
八二・一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	ＣＣ	
八二・一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	ＣＣ	
第八三類	各種の卑金属製品		
八三・〇一	卑金属製の錠（鍵を使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製の鍵		
八三〇一・一〇	南京錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・四〇	その他の錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・六〇	部分品	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・七〇	鍵（単独で提示するものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、椅子貼り用又は梱包用のもの）		
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇九	卑金属製の栓及び蓋（王冠、ねじ蓋及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三一〇・〇〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三・一一	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又は芯に充塡したものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			
八四・〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器			
八四〇一・一〇	原子炉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー			
	蒸気発生ボイラー			
八四〇二・一一	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八四〇二・一二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八四〇二・一一号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）			
八四〇三・一〇	ボイラー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器			
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（消浄機を有するか有しないかを問わない。）			
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（消浄機を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇五・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇六	蒸気タービン			
八四〇六・一〇	タービン（船舶推進用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他のタービン			
八四〇六・八一	出力が四〇メガワットを超えるもの	ＣＴＳＨ（第八四〇六・八二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四〇六・八二	出力が四〇メガワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四〇六・八一号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四〇六・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇七	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		

	ディーゼルエンジン）		
八四・〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機		
	液体タービン及び水車		
八四一〇・一一	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一〇・一二号又は第八四一〇・一三号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワットを超え二〇、〇〇〇キロワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一〇・一一号又は第八四一〇・一三号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四一〇・一三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	ＣＴＳＨ（第八四一〇・一一号又は第八四一〇・一二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
	部分品（調速機を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・一一	タービン、ターボプロペラその他のガスタービン		
	ターボジェット		
八四一一・一一	推力が二五キロニュートン以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
	推力が二五キロニュートンを超えるもの	ＣＴＳＨ（第八四一一・一一号又は第八四一一・二二号から第八四一一・八二号までの各号の材料からの変	
八四一一・一二			

			更を除く。）又はＱＶＣ四〇
	ターボプロペラ		
八四一一・二一	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一一・一一号、第八四一一・一二号又は第八四一一・二二号から第八四一一・八二号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四一一・二二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	ＣＴＳＨ（第八四一一・一一号から第八四一一・二一号までの各号、第八四一一・八一号又は第八四一一・八二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
	その他のガスタービン		
八四一一・八一	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一一・一一号から第八四一一・二二号までの各号又は第八四一一・八二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四一一・八二	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	ＣＴＳＨ（第八四一一・一一号から第八四一一・八一号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
	部分品		
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

八四・一一二	その他の原動機				
八四一二・一一〇	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	ＣＴＳＨ			
	液体原動機				
八四一二・一二一	直線運動式（シリンダー式）のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一二・一二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
	気体原動機				
八四一二・一三一	直線運動式（シリンダー式）のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一二・一三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一二・八〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八四・一一三	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター				
	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）				
八四一三・一一	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・二〇	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・四〇	コンクリートポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・五〇	その他の往復容積式ポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・六〇	その他の回転容積式ポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・七〇	その他の遠心ポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
	その他のポンプ及び液体エレベーター				
八四一三・八一	ポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・八二	液体エレベーター	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
	部分品				
八四一三・九一	ポンプのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一三・九二	液体エレベーターのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇			
八四・一一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）				
八四一四・一〇	真空ポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
	ファン				
八四一四・五一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一四・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			
八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇			

	に限る。）		
八四一四・八〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一五・一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一五・二〇	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一五・八二	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一五・八三	冷却ユニットを自蔵しないもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一五・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）		
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一六・三〇	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一六・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）		
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一七・八〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一七・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）		
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	家庭用冷蔵庫		
八四一八・二一	圧縮式のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一八・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一八・五〇	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ		
八四一八・六一	ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四一八・六九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	部分品		

八四一八・九一	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器				ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四一八・九九	その他のもの				ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）				
	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）				
八四一九・一一	瞬間ガス湯沸器				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・一九	その他のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・二〇	医療用又は理化学用の滅菌器				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	乾燥機				
八四一九・三一	農産物用のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・三二	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・三九	その他のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・四〇	蒸留用又は精留用の機器				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・五〇	熱交換装置				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・六〇	気体液化装置				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	その他の機器				
八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四一九・八九	その他のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

八四一九・九〇	部分品				ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四二〇・二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー				
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	部分品				
八四二〇・九一	シリンダー				ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四二〇・九九	その他のもの				ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・一九	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機				
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）				
八四二一・一一	クリーム分離機				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・一二	衣類脱水機				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・一九	その他のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	液体のろ過機及び清浄機				
八四二一・二二	水のろ過用又は清浄用のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・二二	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・二九	その他のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	気体のろ過機及び清浄機				
八四二一・三一	内燃機関の吸気用のろ過機				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・三九	その他のもの				ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

部分品		
八四二一・九一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四二一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・二二	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充塡用、封口用、封止用又はラベル貼付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	
	皿洗機	
八四二二・一一	家庭用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二二・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二二・二〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二二・三〇	充塡用、封口用、封止用又はラベル貼付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二二・四〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・二三	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	
八四二三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

その他の重量測定機器		
八四二三・八一	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二三・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	その他の機器	
八四二四・八一	農業用又は園芸用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二四・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四二四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・二五	ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・二六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・二七	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

	したその他の作業トラック		
八四・二八	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三二	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー		
八四三二・一〇	プラウ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー		
八四三二・二二	ディスクハロー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三二・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三二・三〇	播種機、植付け機及び移植機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三二・四〇	肥料散布機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三二・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三三	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）		
	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機		

八四三三・一一	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・二〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・三〇	その他の乾草製造用機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・四〇	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の収穫機及び脱穀機		
八四三三・五一	コンバイン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・五二	その他の脱穀機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・五三	根菜類又は塊茎の収穫機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・六〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三四	搾乳機及び酪農機械		
八四三四・一〇	搾乳機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三四・二〇	酪農機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四三四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）		
八四三五・一〇	機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八四三五・九〇	部分品		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器		
八四三六・一〇	飼料調製用機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器		
八四三六・二二	家きんのふ卵器及び育すう器		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三六・二九	その他のもの		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三六・八〇	その他の機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	部分品		
八四三六・九一	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四三六・九九	その他のもの		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）		
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三七・八〇	その他の機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三七・九〇	部分品		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

八四三八・三〇	砂糖製造機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三八・四〇	醸造用機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三八・八〇	その他の機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三八・九〇	部分品		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械		
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	部分品		
八四三九・九一	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四三九・九九	その他のもの		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）		
八四四〇・一〇	機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四四〇・九〇	部分品		ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）		
八四四一・一〇	切断機		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械		ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四一・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・四二	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン			
八四四二・三〇	機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四二・四〇	第八四四二・三〇号の機器の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四二・五〇	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・四三	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品			
八四四三・一一	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一二	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るものとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一三	その他のオフセット印刷機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一四	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一五	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一六	フレキソ印刷機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一七	グラビア印刷機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・二一	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・二二	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	部分品及び附属品			
八四四三・九一	印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四三・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四四・〇〇	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・四五	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		

八四・四六	織機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・四七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、しゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）			
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械			
八四四八・一一	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品			
八四四八・三一	針布	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・三二	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	織機又はその補助機械の部分品及び附属品			
八四四八・四二	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品			

八四四八・五一	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四八・五九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四四九・〇〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・五〇	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）			
	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）			
八四五〇・一一	全自動のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四五〇・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四五〇・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四五〇・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・五一	洗浄用、消浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械			
八四五一・一〇	ドライクリーニング機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	乾燥機			
八四五一・二二	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		

八四五一・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五一・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五一・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五二	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	
八四五二・一〇	家庭用ミシン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	その他のミシン	
八四五二・二二	自動式のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五二・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五二・三〇	ミシン針	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四五二・九〇	ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五三	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五三・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

八四五三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五四	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	
八四五四・一〇	転炉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五四・三〇	鋳造機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五五	金属圧延機及びそのロール	
八四五五・一〇	管圧延機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	その他の圧延機	
八四五五・二一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五五・二二	冷間圧延のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五五・三〇	圧延機用ロール	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八四五五・九〇	その他の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八四・五八	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

八四・五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六一	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六三	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六七	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）			
	ニューマチックツール			

八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	電気式の原動機を自蔵するもの			
八四六七・二二	ドリル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六七・二三	のこぎり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六七・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他の工具			
八四六七・八一	チェーンソー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六七・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	部分品			
八四六七・九一	チェーンソーのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六七・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器			
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六八・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六八・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四六九・〇〇	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及び	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		

	ワードプロセッサ		
八四・七〇	計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七二	その他の事務用機器（例えば、謄写機、宛名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機		
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	混合機及び捏和機		
八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八四七四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
八四七五・二一	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七五・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七五・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）		
	飲料の自動販売機		
八四七六・二一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二九号から第八四七六・八九号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
	その他の自動販売機		
八四七六・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二一号、第八四七六・八一号又は第八四七六・八九号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四七六・八一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二一号、第八四七六・二九号又は第八四七六・八九号の材料からの変更を除く。）	

	八四七六・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第八四七六・二一号から第八四七六・八一号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇
	八四七六・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
	八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	
	八四七七・一〇	射出成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七七・二〇	押出成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七七・三〇	吹込み成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
		その他の機械（成形用機械に限る。）	
	八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七七・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七七・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七七・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
	八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	
	八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七八・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
	八四・七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
	八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・五〇	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
		旅客搭乗橋	
	八四七九・七一	空港において使用する種類のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
		その他の機械類	
	八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・八二	混合用、捏和（ねつが）用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	八四七九・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
	八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
	八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

	用のものに限る。）		
八四・八二	玉軸受及びころ軸受	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八三・九〇	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八四・八六	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注９(C)の機器並びに部分品及び附属品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・八七	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
八四八七・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四八七・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
八五・〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド		
	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの		
八五〇五・一一	金属製のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇五・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇五・二〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八五〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇六	一次電池		
八五〇六・一〇	二酸化マンガンを使用したもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇六・三〇	酸化水銀を使用したもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇六・四〇	酸化銀を使用したもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇六・五〇	リチウムを使用したもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇六・六〇	空気・亜鉛電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇六・八〇	その他の一次電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇六・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）		
八五〇七・一〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・四〇	ニッケル・鉄蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・五〇	ニッケル・水素蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・六〇	リチウム・イオン蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・八〇	その他の蓄電池	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇七・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇八	真空式掃除機		
	電動装置を自蔵するもの		

八五〇八・一二	出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のもの）を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八五〇八・一九号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八五〇八・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第八五〇八・一一号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
八五〇八・六〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇八・七〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）		
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇九・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五〇九・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・一〇	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）		
八五一〇・一〇	かみそり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五一〇・二〇	バリカン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五一〇・三〇	脱毛器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五一〇・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器		

八五一一・一〇	点火プラグ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一一・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一一・五〇	その他の発電機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一一・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一二・一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八五一二・二〇号又は第八五一二・三〇号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八五一二・二〇号又は第八五一二・三〇号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	ＣＴＳＨ（第八五一二・一〇号又は第八五一二・三〇号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八五一二・三〇	音響信号機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五・一三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一四・一〇	抵抗加熱炉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一四・二〇	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一四・三〇	その他の炉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一四・四〇	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器			
八五一五・一一	はんだごて及びはんだ付けガン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一五・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一五・二二	全自動式又は半自動式のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一五・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一五・三一	全自動式又は半自動式のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一五・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五一五・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		

八五一五・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	
八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	
八五一六・二一	蓄熱式ラジエーター	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	
八五一六・三一	ヘアドライヤー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・三二	その他の調髪用機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・三三	手用ドライヤー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・四〇	電気アイロン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・五〇	マイクロ波オーブン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・六〇	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	その他の電熱機器	
八五一六・七一	コーヒーメーカー及びティーメーカー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・七二	トースター	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一六・八〇	電熱用抵抗体	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇

八五一六・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・一七	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）	
	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）	
八五一七・一一	コードレス送受話器付き有線電話機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一七・一二	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一七・一八	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）	
八五一七・六一	基地局	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一七・六二	音声、画像その他のデータを受信し、変換し、送信し又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一七・六九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五一七・七〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・一八	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・一九	音声の記録用又は再生用の機器	

八五一九・二〇	硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五一九・三〇	レコードデッキ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五一九・五〇	留守番電話装置	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の機器		
八五一九・八一	磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五一九・八九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二一	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二二	部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二一項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二三	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二五	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二六	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二七	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二八	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三〇・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三〇・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）		
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三一・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー		
八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の固定式コンデンサー		
八五三二・二一	タンタルコンデンサー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三二・二二	アルミニウム電解コンデンサー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三二・二三	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八五三二・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三二・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）		
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の固定式抵抗器		
八五三三・二二	容量が二〇ワット以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）		
八五三三・三二	容量が二〇ワット以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三三・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三三・四〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三四・〇〇	印刷回路	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯		
八五三九・一〇	シールドビームランプ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）		
八五三九・一二	タングステンハロゲン電球	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三九・一三	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三九・一九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	放電管（紫外線ランプを除く。）		
八五三九・三一	熱陰極蛍光放電管	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三九・三二	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三九・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯		
八五三九・四一	アーク灯	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五三九・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

八五三九・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）			
	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）			
八五四〇・一一	カラーのもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・一二	モノクロームのもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・一〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・四〇	データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・六〇	その他の陰極線管	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）			
八五四〇・七一	磁電管	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他の管			
八五四〇・八一	受信管及び増幅管	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	部分品			
八五四〇・九一	陰極線管のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四〇・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子			
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）			
八五四一・一二	定格消費電力が一ワット未満のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四一・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四一・二〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四一・五〇	その他の半導体デバイス	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四一・六〇	圧電結晶素子	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八五・四二	集積回路			
	集積回路			
八五四二・三二	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合してあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四二・三三	記憶素子	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八五四二・三四	増幅器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		

八五四一・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五四二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
八五四三・一〇	粒子加速器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五四三・二〇	信号発生器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五四三・七〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五四三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	
八五四四・一一	銅のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・一九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・四二	接続子を取り付けてあるもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・四六	がい子（材料を問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内貼りしたものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八五・四八	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ
八五四八・一〇	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	
八五四八・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八七・〇二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものと	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

	し、第八七・〇二項のものを除く。）		
八七・〇四	貨物自動車	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇七	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇八	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七一二・〇〇	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一三	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一四	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七一五・〇〇	乳母車及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

八七・一六	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八九類	船舶及び浮き構造物	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		
九〇・〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）		
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品		
	フレーム		
九〇〇三・一一	プラスチック製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

九〇〇三・一九	その他の材料製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇〇三・九〇	部分品	ＣＴＨ		
九〇・〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	ＣＣ又はＱＶＣ四〇		
九〇・〇五	双眼鏡、双眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具			
九〇〇五・一〇	双眼鏡	ＣＴＳＨ		
九〇〇五・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ		
九〇〇五・九〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）			
九〇〇六・一〇	製版に使用する種類の写真機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	ＣＴＳＨ		
九〇〇六・四〇	インスタントプリントカメラ	ＣＴＳＨ		
	その他の写真機			
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇〇六・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ		
	写真用のせん光器具及びせん光電球			

九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇〇六・六九	その他のもの	ＣＴＳＨ		
	部分品及び附属品			
九〇〇六・九一	写真機用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇〇六・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）			
九〇〇七・一〇	撮影機	ＣＴＳＨ		
九〇〇七・二〇	映写機	ＣＴＳＨ		
	部分品及び附属品			
九〇〇七・九一	撮影機用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇〇七・九二	映写機用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン			
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	ＣＴＳＨ		
九〇一〇・五〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理	ＣＴＳＨ		

	に使用する機器及びネガトスコープ			
九〇一〇・六〇	映写用又は投影用のスクリーン	ＣＴＳＨ		
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）			
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	ＣＴＳＨ		
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	ＣＴＳＨ		
九〇一一・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器			
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一二・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）			
九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一三・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一三・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器			
九〇一四・一〇	羅針盤	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		

九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	ＣＴＳＨ		
九〇一四・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一四・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀			
九〇一五・一〇	測距儀	ＣＴＳＨ		
九〇一五・二〇	経緯儀及びタキメーター（視距儀）	ＣＴＳＨ		
九〇一五・三〇	水準器	ＣＴＳＨ		
九〇一五・四〇	写真測量用機器	ＣＴＳＨ		
九〇一五・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ		
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一六・〇〇	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
九〇・一七	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）			
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ		
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一七・八〇	その他の機器	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇一七・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		

九〇・一八	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇二〇・〇〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・二二	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機			
九〇二二・一二	コンピュータ断層撮影装置	ＣＴＳＨ		
九〇二二・一三	その他のもの（歯科用のものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇二二・一四	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇二二・一九	その他の用途に供するもの	ＣＴＳＨ		
九〇二二・二二	医療用又は獣医用のもの	ＣＴＳＨ		
九〇二二・二九	その他の用途に供するもの	ＣＴＳＨ		
九〇二三・三〇	エックス線管	ＣＴＳＨ		
九〇二三・九〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）			
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	ＣＴＳＨ		
九〇二四・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ		
九〇二四・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品			
九〇二五・一一	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	ＣＴＳＨ		
九〇二五・一九	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇二五・八〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇二五・九〇	その他の機器	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・二六	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・二七	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）			
	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分			

	光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム		
九〇二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	ＣＴＳＨ	
九〇二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ	
九〇二七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ	
九〇二七・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇二七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	ＣＴＨ	
九〇・二八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器		
九〇二八・一〇	ガス用計器	ＣＴＳＨ	
九〇二八・二〇	液体用計器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇二八・三〇	電気用計器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇二八・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・二九	積算回転計、生産盤計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器		
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・二〇	オシロスコープ及びオシログラフ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器		
九〇三〇・三一	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有するもの）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・三三	その他のもの（記録装置を有しないもの）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・三九	その他のもの（記録装置を有するもの）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・四〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の機器		
九〇三〇・八二	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
九〇三一・一〇	釣合試験機	ＣＴＳＨ	
九〇三一・二〇	テストベンチ	ＣＴＳＨ	
	その他の光学式機器		
九〇三一・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

九〇三一・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇三一・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇三一・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇・三二	自動調整機器			
九〇三二・一〇	サーモスタット	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇三二・二〇	マノスタット	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他の機器			
九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇三二・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ		
九〇三二・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
第九一類	時計及びその部分品			
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品			
九一一一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九一一一・八〇	その他のケース	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九一一一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一一二・二〇	ケース	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品			
九一一二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		

九一二三・九〇	その他のもの	ＣＣ		
九一・一四	その他の時計の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品			
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け			
九四〇一・五一	竹製又はとう製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・五九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）			
九四〇一・六一	アップホルスターのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・六九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）			
九四〇一・七一	アップホルスターのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・七九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・八〇	その他の腰掛け	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇一・九〇	部分品	ＣＣ		
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品			
九四〇二・一〇	歯科用又は理髪用の椅子その他これに類する椅子及びこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕、スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート			
九四〇四・一〇	マットレスサポート	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
	マットレス			
九四〇四・二一	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	ＣＣ		
九四〇四・二九	その他の材料製のもの	ＣＣ		
九四〇四・三〇	寝袋	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
九四〇四・九〇	その他のもの	１　ＣＣ（第五〇・〇七		

		項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）（布団及び羽根布団に限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
		2　ＣＴＨ（その他のもの）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		
第九六類	雑品		
九六・〇一	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	ＣＣ	
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇四・〇〇	手ふるい	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ＣＣ	
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレスタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品		
	スライドファスナー		
九六〇七・一一	卑金属製の務歯を取り付けたもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇七・二〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）		
九六〇八・一〇	ボールペン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇八・三〇	万年筆その他のペン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九六〇八・四〇	シャープペンシル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・六〇	ボールペン用中芯（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
	その他のもの	
九六〇八・九一	ペン先及びニブポイント	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筥記用又は図画用のチョーク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一三	たばこ用ライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	ＣＣ
第九七類	美術品、収集品及びこっとう	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

附属書三（第三章（原産地規則）関係）　原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項

原産地証明書の基本的な記載事項

基本的な記載事項	説　明
輸出者又は生産者の詳細	輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所（必須）並びにその他の連絡先についての詳細（任意）
証明番号	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関によって発給される原産地証明書ごとに付する個別番号
品名及び統一システムの関税分類番号	品名（統一システムの関税分類番号（六桁）を含む。）、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量（総重量又は正味重量）、数量（数量単位）その他の計量値（リットル、立方メートル等）並びに仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための他の十分に詳細な情報
特恵の基準	適用される原産性の基準（ＷＯ、ＰＥ又はＰＳＲ）。原産地規則は、第三章（原産地規

	則）及び附属書二（品目別規則）に定める。 注釈　関税上の特恵待遇を受けるため、各産品は、次の基準のうち少なくとも一の基準を満たさなければならない。
特恵の基準	WO　締約国において完全に得られる産品であって、この協定の第三・三条（原産地規則－完全に得られる産品）に規定するもの PE　締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 PSR　一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として附属書二（品目別規則）の全ての関連する要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（この協定の第三・七条（原産地規則－原産資格を与えることとならない作業）に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
その他	その他の全ての関連する原産性の基準又は要件の明示（僅少の非原産材料又は累積の適用に関する記述を含む。） 該当する場合には第三国の仕入書の使用、遡及的な発給及び船積みの日並びに原産地証明書の再発給についての記述 両締約国で合意するその他の記述
申告	日本国とオーストラリアとの経済連携協定の規定の適用上、産品が原産品である旨を記載した輸出者、生産者又はその権限を与えられた代理人による申告
証明	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関によって発給される証明であって、原産地証明書に記載された産品が、提出された証拠に基づき、第三章（原産地規則）の全ての関連する要件を満たす旨を記載するもの

原産地証明文書の基本的な記載事項

基本的な記載事項	説　明
輸出者又は生産者の詳細	氏名又は名称及び住所
品名及び統一システムの関税分類番号	品名（統一システムの関税分類番号（六桁）を含む。）（必須）、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量（総重量又は正味重量）、数量（数量単位）その他の計量値（リットル、立方メートル等）並びに仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための他の十分に詳細な情報（判明している場合）

	適用される原産性の基準（WO、PE又はPSR）。原産地規則は、第三章（原産地規則）及び附属書二（品目別規則）に定める。 注釈　関税上の特恵待遇を受けるため、各産品は、次の基準のうち少なくとも一の基準を満たさなければならない。
特恵の基準	WO　締約国において完全に得られる産品であって、この協定の第三・三条（原産地規則－完全に得られる産品）に規定するもの PE　締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 PSR　一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として附属書二（品目別規則）の全ての関連する要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（この協定の第三・七条（原産地規則－原産資格を与えることとならない作業）に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
その他	その他の全ての関連する原産性の基準又は要件の明示（僅少の非原産材料又は累積の適用に関する記述を含む。） 該当する場合には第三国の仕入書の使用についての記述 両締約国で合意するその他の記述
証明	輸入者、輸出者又は生産者によって保持される証拠及び記録に基づいて作成される証明であって、原産地証明文書に記載された産品が、第三章（原産地規則）の全ての関連する要件を満たし、及び日本国とオーストラリアとの経済連携協定の適用上、当該産品が原産品である旨を記載するもの並びにその作成日 当該原産地証明文書を作成した輸入者、輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

附属書四（第七章（食料供給）関係）　重要な食料の表

関税率表番号	品名
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）
○二○六・一○	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○六・二二	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（冷凍したものに限る。）で、舌
○二○六・二三	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（冷凍したものに限る。）で、肝臓
○二○六・二九	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（冷凍したものに限る。）で、その他のもの
○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド
○四・○六	チーズ及びカード
一○・○一	小麦及びメスリン
一○・○三	大麦及び裸麦
一七・○一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）

注釈　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

附属書五（第八章（エネルギー及び鉱物資源）関係）　エネルギー・鉱物資源物品の表

関税率表番号	品名
二五○五・一○	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）のうち、けい砂
二五一九・一○	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）のうち、天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）
二五二○・一○	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）のうち、天然石膏及び天然無水石膏
二五二二・一○	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）のうち、生石灰
二五二六・一○	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルクのうち、破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの
二五二六・二○	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルクのうち、破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの
二六○一・一一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）のうち、鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）で、凝結させてないもの
二六○一・一二	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）のうち、鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）で、凝結させたもの
二六○二・○○	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鋼を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二○パーセント以上のものに限る。）
二六○三・○○	銅鉱（精鉱を含む。）
二六○四・○○	ニッケル鉱（精鉱を含む。）
二六○五・○○	コバルト鉱（精鉱を含む。）
二六○六・○○	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）
二六○七・○○	鉛鉱（精鉱を含む。）
二六○八・○○	亜鉛鉱（精鉱を含む。）
二六○九・○○	すず鉱（精鉱を含む。）
二六一○・○○	クロム鉱（精鉱を含む。）
二六一一・○○	タングステン鉱（精鉱を含む。）のうち、焼いたもの
二六一三・一○	モリブデン鉱（精鉱を含む。）のうち、焼いたもの
二六一三・九○	モリブデン鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの

注釈　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六一六・一〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）のうち、銀鉱（精鉱を含む。）
二六一六・九〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの
二六一七・一〇	その他の鉱（精鉱を含む。）のうち、アンチモン鉱（精鉱を含む。）
二六一七・九〇	その他の鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの
二六二〇・一一	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもので、ハードジンクスペルター
二六二〇・一九	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもので、その他のもの
二六二〇・三〇	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、銅を主成分とするもの
二六二〇・四〇	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、アルミニウムを主成分とするもの
二六二〇・九九	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、その他のもので、その他のもの
二七〇一・一一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、無煙炭
二七〇一・一二	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、歴青炭
二七〇一・一九	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、その他の石炭
二七〇一・二〇	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
二七〇二・一〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（凝結させたものに限る。）
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）
二七一〇・一二	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）で、軽質油及びその調整品
二七一〇・一九	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）で、その他のもの
二七一一・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、天然ガス
二七一一・一二	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、プロパン
二七一一・一三	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、ブタン
二七一一・一九	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、その他のもの
二七一一・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、天然ガス
二七一一・二九	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、その他のもの
二七一二・一〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、ペトロラタム
二七一二・二〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五パーセント未満のものに限る。）
二七一二・九〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）
二七一三・一一	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いてないもの
二七一三・一二	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いたもの
二七一三・二〇	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油アスファルト
二七一三・九〇	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、その他の石油又は歴青油の残留物
二八〇五・三〇	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀のうち、希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）
二八一八・三〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウムのうち、水酸化アルミニウム
二八四六・一〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物のうち、セリウム化合物
二八四六・九〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物のうち、その他のもの
七五〇一・一〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物のうち、ニッケルのマット
七六〇一・一〇	アルミニウムの塊のうち、アルミニウム（合金を除く。）
七六〇一・二〇	アルミニウムの塊のうち、アルミニウム合金
七六〇三・一〇	アルミニウムの粉及びフレークのうち、粉（薄片状のものを除く。）
八一〇五・二〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）のうち、コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉

附属書六（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）　第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の表

第一節　第二節に関する注釈

1　次節の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第九・七条（サービスの貿易－適合しない措置）及び第十四・十条（投資－適合しない措置及び例外）の規定に従って記載するものである。

(a)　第九・三条（サービスの貿易－市場アクセス）

(b)　第九・四条（サービスの貿易－内国民待遇）及び第十四・三条（投資－内国民待遇）

(c)　第九・五条（サービスの貿易－最恵国待遇）及び第十四・四条（投資－最恵国待遇）

(d)　第九・六条（サービスの貿易－現地における拠点）

(e)　第十四・八条（投資－経営幹部及び取締役会）

(f)　第十四・九条（投資－特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、第十一・四条（金融サービス－国内規制）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことと関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくオーストラリアの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第九・二条（サービスの貿易－定義）(n)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第九・一条（サービスの貿易－適用範囲）2(a)の規定により第九章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第九・三条（サービスの貿易－市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この編の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

第二節

一

分野	
小分野	
産業分類	JSIC　〇一　農業 JSIC　〇二　林業 JSIC　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） JSIC　〇四　水産養殖業 JSIC　六三二四　農業協同組合 JSIC　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 JSIC　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七第二編（日本国の表）の十二の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国人投資家について適用する。

二

分野	
小分野	自動車整備業
産業分類	自動車分解整備業 JSIC　八九　自動車整備業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	サービスの貿易 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。

三

分野	事業サービス
小分野	
産業分類	JSIC　九一一一　職業紹介業 JSIC　九一二一　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第二章の三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
概要	サービスの貿易 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

四

分野	回収代行のサービス
小分野	
産業分類	JSIC　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業 JSIC　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条） 中央政府
措置	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
概要	サービスの貿易 法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

五

分野	建設業
小分野	
産業分類	JSIC　〇六　総合工事業 JSIC　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） JSIC　〇八　設備工事業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条） 中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章

	概要 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章 サービスの貿易 1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 流通サービス アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び間屋サービス ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業 ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業 市場アクセス（第九・三条） 中央政府 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで サービスの貿易 　この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。
七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 流通サービス 公共卸売市場において提供される卸売サービス ＪＳＩＣ　五二一　農畜産物・水産物卸売業 市場アクセス（第九・三条） 中央政府 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条、第十七条及び第三十三条 サービスの貿易 　公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
八	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 教育、学習支援業 高等教育サービス ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関 市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条） 中央政府 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 サービスの貿易 　日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。

	「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。
九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 金融サービス 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。） ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 サービスの貿易及び投資 　預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。
十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 金融サービス 保険及び保険関連のサービス ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業 ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業 市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条） 中央政府 保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六 サービスの貿易 　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶
十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 熱供給業 ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 サービスの貿易及び投資 　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二

分野　情報通信業

小分野　電気通信業

産業分類
JSIC　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
JSIC　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
JSIC　三七三一　電気通信に附帯するサービス

留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）

政府の段階　中央政府

措置　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条

概要　サービスの貿易及び投資
1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国政府又はその代表者
(c)　外国の法人又は団体
2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

十三

分野　情報通信業

小分野　電気通信業及びインターネット付随サービス業

産業分類
JSIC　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
JSIC　三七一二　長距離電気通信業
JSIC　三七一九　その他の固定電気通信業
JSIC　三七二一　移動電気通信業
JSIC　四〇一　インターネット付随サービス業
注　JSIC三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。

留保の種類　内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

概要　サービスの貿易及び投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十四

分野　製造業

小分野　船舶製造・修理業、舶用機関製造業

産業分類　JSIC　三一三一　船舶製造・修理業

留保の種類　市場アクセス（第九・三条）

政府の段階　中央政府

措置　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二までサービスの貿易
総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十五

分野　製造業

小分野　医薬品製造業

産業分類　JSIC　一六五三　生物学的製剤製造業

留保の種類　内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

概要　サービスの貿易及び投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

十六

分野　製造業

小分野　皮革製造業及び皮革製品製造業

産業分類
JSIC　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
JSIC　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業
JSIC　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
JSIC　二〇一一　なめし革製造業
JSIC　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。）
JSIC　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業
JSIC　二〇四一　革製履物製造業
JSIC　二〇五一　革製手袋製造業
JSIC　二〇六一　かばん製造業
JSIC　二〇七　袋物製造業
JSIC　二〇八一　毛皮製造業
JSIC　二〇九九　その他のなめし革製品製造業
JSIC　三二五三　運動用具製造業
注1　JSIC一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。

注2　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。

留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十七

分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要	サービスの貿易及び投資 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十八

分野	計盪サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五　計盪証明業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	計盪法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計盪法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計盪証明検査機関及び特定計盪証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要	サービスの貿易 1　特定計盪器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2　特定計盪器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3　計盪証明事業（特定計盪証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4　計盪証明に使用する特定計盪器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計盪証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計盪器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

十九

分野	医療及び福祉
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要	サービスの貿易 日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

二十

分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要	サービスの貿易及び投資 日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

二十一

分野	石油業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一七二一　石油精製業

	ＪＳＩＣ　一七二一　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
	ＪＳＩＣ　一七四一　舗装材料製造業
	ＪＳＩＣ　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業
	ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
	ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業
	ＪＳＩＣ　五三三一　石油卸売業
	ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
	ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
	ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
	注１　ＪＳＩＣ一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
	注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
	留保の種類　内国民待遇（第九・四条及び第十四・二条）
	政府の段階　中央政府
	措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
	概要　サービスの貿易及び投資
	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
二十二	
分野　自由職業サービス	分野　自由職業サービス
小分野	小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所	産業分類　ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）	留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
現地における拠点（第九・六条）	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階　中央政府	政府の段階　中央政府
措置　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章	措置　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
概要　サービスの貿易	概要　サービスの貿易
法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。	法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
二十三	
分野　自由職業サービス	
小分野	
産業分類　ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所	
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）	

	現地における拠点（第九・六条）
	政府の段階　中央政府
	措置　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章
	概要　サービスの貿易
	外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
二十四	
分野　自由職業サービス	分野　自由職業サービス
小分野	小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所	産業分類　ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）	留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
現地における拠点（第九・六条）	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階　中央政府	政府の段階　中央政府
措置　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章	措置　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章
概要　サービスの貿易	概要　サービスの貿易
弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。
弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。	弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
二十五	
分野　自由職業サービス	
小分野	
産業分類　ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所	
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）	
内国民待遇（第九・四条）	
現地における拠点（第九・六条）	
政府の段階　中央政府	
措置　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章	
概要　サービスの貿易	
日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。	
公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。	
二十六	
分野　自由職業サービス	
小分野	
産業分類　ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所	
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）	

	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	サービスの貿易 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
二十七	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府
概要	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章 サービスの貿易 公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。
二十八	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府
概要	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） サービスの貿易 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
二十九	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業 市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府
概要	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章 サービスの貿易 日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
三十	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府
概要	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで サービスの貿易 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
三十一	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	現地における拠点（第九・六条）
措置	中央政府
概要	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章 サービスの貿易 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
三十二	
分野	自由職業サービス
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	中央政府
措置	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条
概要	サービスの貿易 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。

三十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	サービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

三十四	
分野	不動産業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章及び第四章の二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要	サービスの貿易 1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

三十五	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要	サービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。

三十六	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条）
政府の段階	中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	サービスの貿易 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。

三十七	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

三十八	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業 ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
現地における拠点	（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	サービスの貿易 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
三十九	
分野	測量業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
現地における拠点	（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	サービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
四十	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第十四・三条） 最恵国待遇（第十四・四条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
四十一	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・二条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行お

うとする外国投資家について適用する。

2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。

3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十二	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
	経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	サービスの貿易及び投資
	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
	(a)　日本国の国籍を有しない自然人
	(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
	2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

四十三	
分野	運輸業
小分野	通関業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要	サービスの貿易
	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

四十四	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
	ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
	最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
	現地における拠点（第九・六条）
	経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
概要	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
	サービスの貿易及び投資
	1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
	(a)　日本国の国籍を有しない自然人
	(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
	2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十五	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
	ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第十四・三条）
	最恵国待遇（第十四・四条）
	経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	投資
	1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営

むことはできない。
(a) 日本国の国籍を有しない自然人
(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

四十六

分野	運輸業
小分野	鉄道業
産業分類	ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業 ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

四十七

分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

四十八

分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三一二　一般乗用旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三一三　一般貸切旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四一　一般貨物自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四二　特定貨物自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四三　貨物軽自動車運送業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）（以下この項において「法律」という。）第二章及び第七章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要	サービスの貿易 1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。 それらの指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる程度にまで輸送需要量に対して過剰となっているか、又は過剰となるおそれがある場合に行われる。 3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。

四十九

分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
概要	サービスの貿易 自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給

	は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。
五十	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条）
	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要	サービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
五十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条）
	最恵国待遇（第九・五条）
政府の段階	中央政府
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要	サービスの貿易 オーストラリアにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、オーストラリアの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
五十二	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
五十三	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
	最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
五十四	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要	サービスの貿易 営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体又はその連合団体、一般社団法人又は一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人）は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
五十五	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五十六	分野	卸売業及び小売業
	小分野	家畜
	産業分類	ＪＳＩＣ　五二一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
	留保の種類	現地における拠点（第九・六条）
	政府の段階	中央政府
	措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
	概要	サービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

附属書七（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）　第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の表

第一節　第二節に関する注釈

1　次節の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九・七条（サービスの貿易－適合しない措置）及び第十四・十条（投資－適合しない措置及び例外）の規定に従って記載するものである。

(a)　第九・三条（サービスの貿易－市場アクセス）

(b)　第九・四条（サービスの貿易－内国民待遇）及び第十四・三条（投資－内国民待遇）

(c)　第九・五条（サービスの貿易－最恵国待遇）及び第十四・四条（投資－最恵国待遇）

(d)　第九・六条（サービスの貿易－現地における拠点）

(e)　第十四・八条（投資－経営幹部及び取締役会）

(f)　第十四・九条（投資－特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、第十一・四条（金融サービス－国内規制）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくオーストラリアの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第九・二条（サービスの貿易－定義）(n)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第九・一条（サービスの貿易－適用範囲）2(a)の規定により第九章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第九・三条（サービスの貿易－市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この編の規定の適用上、

(a)　「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b)　「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

第二節

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　オーストラリアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　オーストラリアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	

二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
概要	
現行の措置	

	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供又はこれらへの投資、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条

三	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注　当該留保の対象には、当該二国間又は多数国間の協定の枠組みの下においてこの協定の効力発生の日の後に行われた見直し、改正又は自由化の結果として与えられる異なる待遇が、当該見直し、改正又は自由化の結果として新たに与えられるものである限りにおいて、当該異なる待遇を含まない。 2　日本国は、1の注の規定にかかわらず、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置	

現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで

四	
分野	全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条） 最恵国待遇（第九・五条） 現地における拠点（第九・六条）
概要	サービスの貿易 1　日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 2　日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注　この留保は、第十一・三条（金融サービス－新たな金融サービス）に規定する新たな金融サービスについては、適用しない。
現行の措置	

五	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、サービスの貿易一般協定第十六条及び第十七条の規定に基づく自国の約束に反しない限りにおいて、次に掲げるサービスを含む航空機産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保し、及び次に掲げるサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス (c)　修理及び保守のサービス (d)　宇宙輸送サービス
現行の措置	

六	
分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス (c)　修理及び保守のサービス
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで

八

分野　教育、学習支援業
小分野　初等及び中等教育サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園
ＪＳＩＣ　八一二　小学校
ＪＳＩＣ　八一三　中学校
ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校
ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
現地における拠点（第九・六条）
概要　サービスの貿易及び投資
日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条

九

分野　エネルギー産業
小分野　電気業
ガス業
原子力産業
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
現地における拠点（第九・六条）
経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要　サービスの貿易及び投資
日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条及び第五条
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

十

分野　金融サービス
小分野　銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条）
現地における拠点（第九・六条）
概要　サービスの貿易
日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第九・二条（サービスの貿易－定義）(n)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引
(b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売
注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。
(c)　集団投資計画に対する次のサービス
(i)　投資助言
(ii)　資産運用サービス（次のものを除く。）
(A)　信託サービス
(B)　集団投資計画の運用に関係しない保管及び執行サービス
注　この留保において「集団投資計画」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき、投資運用業務に従事する金融商品取引業者と解される。
(d)　附属書九（金融サービス）(o)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに附属書九（金融サービス）(p)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）
注　この留保の(a)から(d)までの規定については、日本国は、オーストラリアの国境を越える金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。
日本国は、附属書九（金融サービス）(e)から(p)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第九・二条（サービスの貿易－定義）(n)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　金融商品取引法第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

十一

分野　金融サービス
小分野　保険及び保険関連のサービス
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条）
現地における拠点（第九・六条）
概要　サービスの貿易
日本国は、オーストラリア内において設立されたオーストラリアの金融サービス提供者が提供す

	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
十三	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
概要	サービスの貿易及び投資 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十四	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十五	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
市場アクセス	（第九・三条）
留保の種類	内国民待遇（第九・四条） 現地における拠点（第九・六条）
概要	サービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	る次のサービスを除き、保険及び保険関連のサービスに関して第九・二条（サービスの貿易－定義）(n)(i)及び(n)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物 (b)　再保険、再々保険及び附属書九（金融サービス）(d)に規定する保険の補助的なサービス (c)　附属書九（金融サービス）(c)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であってこの留保の(a)及び(b)に記載されるサービスに関するもの 注　保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。 保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条
十二	
分野	漁業及び漁業に付随するサービス
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
留保の種類	ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業 市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

附属書八（第九章（サービスの貿易）関係）　サービス提供者の資格の承認

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、第九・八条（サービスの貿易－国内規制）及び第九・九条（サービスの貿易－承認）の規定に加え、一方の締約国による措置であって、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条　情報の提供

1　一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する一又は二以上の照会所を指定する。

(a)　自由職業家に対して免許及び資格証明を与えるための基準（教育、試験、経験、行動及び倫理、専門能力の開発及び資格証明の更新、業務の範囲、現地に関する知識並びに消費者保護に関する要件を含む。）

(b)　(a)に規定する基準について相談するための適当な権限のある当局その他の機関

(c)　少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は資格要件

2　一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、資格の承認のための自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を他方の締約国に提供する。

第三条　資格の承認

1　一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の区域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。そのような承認は、一方的に又は二国間若しくは多数国間の承認のための協定若しくは取決めにより行うことができる。

2　各締約国は、利用可能な資源の範囲内で、自国の職業団体が主導する相互承認のための自発的活動を支援する。

附属書九（第十一章（金融サービス）関係）　金融サービス

保険及び保険関連のサービス

(a)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(i)　生命保険

(ii)　生命保険以外の保険

(b)　再保険及び再々保険

(c)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(d)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(e)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(f)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(g) ファイナンス・リース
(h) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
(i) 保証
(j) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
(i) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
(ii) 外国為替
(iii) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
(iv) 為替及び金利の商品（例えば、スワップ、金利先渡取引の商品）
(v) 譲渡可能な有価証券
(vi) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
(k) 全ての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
(l) 資金媒介業
(m) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
(n) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
(o) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
(p) (e)から(o)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

附属書十（第十二章（自然人の移動）関係）　自然人の移動に関する特定の約束

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の特定の約束

日本国は、この編の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるオーストラリアの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　オーストラリアの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自ら物品若しくはサービスを提供することなく日本国に滞在するオーストラリアの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　オーストラリアの企業内転勤者

1　オーストラリアの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国において物品若しくはサービスを提供し、又は投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であって、当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される企業に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
(b) 役員又は監査役として企業を管理する活動
(c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動
(d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術」の在留資格において認めら

れるもの

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(d)又は(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　オーストラリアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するオーストラリアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b) 日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(c) 日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　自由職業サービスに従事するオーストラリアの自然人

法律、会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次に定める資格を有するオーストラリアの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動を行うもの（サービスを提供するための契約を締結していることを必ずしも要求されない。）については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c) 「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d) 「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(g) 「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(h) 「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス

(i) 「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス

(j) 「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するオーストラリアの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動に従事するオーストラリアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈　1(a)に定める要件を満たす活動には、建築サービス、土木サービス並びに都市計画及び景観設計サービスに関連する活動を含む。1(b)に定める要件を満たす活動には、会計、監査及び簿記のサービス、専門デザイン・サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービスに関連する活動を含む。

第六節　同行する配偶者及び子

1　第二節から前節までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたオーストラリアの自然人に同行

する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2　1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

注釈　この節の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、それぞれ日本国の法令に基づいて認められた配偶者又は子をいう。

附属書十一（第十四章（投資）関係）　補助金

1　第十四・十条（投資－適合しない措置及び例外）7の規定に関し、各締約国の投資家及び対象投資財産に関する補助金は、第十四・十八条（投資－投資に関する小委員会）に規定する投資に関する小委員会が見直すことができる。

2　いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3　2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

(a)　当該補助金を交付するための国内法令

(b)　当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）

(c)　政策目的又は当該補助金の目的

(d)　当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間

(e)　補助金の交付を受ける資格要件

4　第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この附属書の規定については、適用しない。

附属書十二（第十四章（投資）関係）　収用

1　締約国による一又は一連の行為は、投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害さない限り、収用を構成しない。

2　第十四・十一条（投資－収用及び補償）1の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

3　締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a)　政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度

(c)　政府の行為の性質（その目的を含む。）

4　締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に適用されたものと合理的にみなすことができない場合等の極めて限られた場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、公共の安全及び環境の保護等）のために締約国が立案し、及び適用する無差別的な規制措置は、間接的な収用を構成しない。

附属書十三（第十七章（政府調達）関係）　政府調達

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の表

第一節　中央政府の機関

1　物品

(a)　基準額

十万特別引出権

(b)　調達機関

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の適用を受ける次に掲げる全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

復興庁

人事院

内閣府

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

四百五十万特別引出権

(ii)　第十七章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス

その他の技術的サービス
四十五万特別引出権
(iii) その他のサービス
十万特別引出権
(b) 調達機関
1に掲げる調達機関

第一節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　第十七章（政府調達）の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

第二節　地方政府の機関

1　物品

(a) 基準額
二十万特別引出権

(b) 調達機関
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける次に掲げる全ての都道府県及び指定都市

北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県

山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市
名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

千五百万特別引出権

(ii)　第十七章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

百五十万特別引出権

(iii)　その他のサービス

二十万特別引出権

(b)　調達機関

1に掲げる調達機関

第二節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、地方自治法に定める知事又は市長、委員会及びその他の機関の全ての内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2　第十七章（政府調達）の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

3　第十七章（政府調達）の規定は、調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、同章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

4　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5　発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

第三節　その他の全ての機関

1　物品

(a)　基準額

十三万特別引出権

(b)　調達機関

(i)　A群

独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注ａ、注ｄ、注ｅ）
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構（注ｂ）
日本環境安全事業株式会社
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注ｃ）
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人住宅金融支援機構
地方公共団体金融機構
株式会社日本政策投資銀行
東京地下鉄株式会社（注ａ）
独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人国民生活センター
独立行政法人理化学研究所（注ｂ）
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人国際交流基金
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学術振興会
放送大学学園
独立行政法人日本スポーツ振興センター
社会保険診療報酬支払基金
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
日本中央競馬会
農林漁業団体職員共済組合
地方競馬全国協会
独立行政法人農業者年金基金
公益財団法人ＪＫＡ

独立行政法人日本貿易振興機構
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本アルコール産業株式会社
独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人労働政策研究・研修機構
日本私立学校振興・共済事業団
独立行政法人勤労者退職金共済機構

(ii)　B群

独立行政法人国立公文書館
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権情報・研修館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人土木研究所
独立行政法人建築研究所
全国健康保険協会
日本年金機構
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人国立病院機構
国立大学法人
大学共同利用機関法人
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人国立大学財務・経営センター

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

(A)　A群に掲げる日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構による調達については、四百五十万特別引出権

(B)　A群に掲げるその他の全ての機関による調達については、千五百万特別引出権

(C)　B群に掲げる機関による調達については、四百五十万特別引出権

(ii)　第十七章（政府調達）の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス　四十五万特別引出権

(iii)　その他のサービス　十三万特別引出権

(b)　調達機関　1に掲げる調達機関

第三節に関する注釈

1　第十七章（政府調達）の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2　第十七章（政府調達）の規定は、A群に掲げる調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、同章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

3　特定の調達機関に関する注釈

注a　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b　核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c　地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注d　広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e　民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

第四節　物品

第十七章（政府調達）の規定は、前三節に掲げる調達機関によって調達される全ての物品について適用する。ただし、防衛省による調達に関しては、次の物品のみが同章の規定の適用範囲に含まれる。

連邦供給分類（ＦＳＣ）	品名
二二	鉄道用機器
二四	トラクター
三二	木工機器

三四	金属加工機器
三五	サービス提供機器及び販売機器
三六	特別の工業用機器
三七	農業用機器
三八	建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九	物資取扱用機器
四〇	ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一	冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器
四三	ポンプ及び圧縮機
四五	配管用、加熱用及び衛生用の機器
四六	浄水用及び下水処理用の機器
四七	素管、管、ホース及びこれらの取付具
四八	弁
五一	手道具及び手工具
五二	計測工具
五五	用材、木工品、合板及びベニヤ板
六一	電線並びに発電用及び配電用の機器
六二	照明設備及び電球
六五	医療用及び獣医用の機器及び物品
六六三〇	化学分析用機器
六六三五	物理的材料試験機器
六六四〇	実験室用の機器及び物品
六六四五	時間測定用機器
六六五〇	光学機器
六六五五	地球物理学用及び天文学用の機器
六六六〇	気象観測機器
六六七〇	はかり
六六七五	製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器
六六八〇	液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
六六八五	圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
六六九五	組み合わせた機器及びその他の機器
六七	写真用機器
六八	化学工業生産品
七一	家具
七二	家庭用及び一般用の備品及び器具
七三	調理用及び配膳用の機器
七四	事務用機器及び可視記録装置
七五	事務用品
七六	書籍、地図その他の出版物
七七	楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
七九	清掃用器具及び清掃用品
八〇	ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
八一一〇	ドラム及び缶
八一一五	箱、厚紙製の箱及びクレート
八一二五	瓶及びジャー
八一三〇	リール及びスプール
八一三五	包装用の材料
八五	化粧用品
八七	農業用品
九三	非金属加工品
九四	非金属原材料

九九	その他のもの	
	第五節　サービス	

第十七章（政府調達）の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達され、かつ、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）によって特定される次の全てのサービスについて適用する。

（千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（ＣＰＣ））

五一	建設工事
六一一二	自動車の保守及び修理のサービス（注１）
六一二二	モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）及びスノーモービルの保守及び修理のサービス（注１）
七一二	その他の陸上運送サービス（七一二三五（郵便の陸上運送）を除く。）
七二一三	運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス
七二二三	海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス
七三	航空運送サービス（七三二一〇（郵便の航空運送）を除く。）
七四八	貨物運送取扱いサービス
七五一二	クーリエ・サービス（注２）
	電気通信サービス
	ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇（対応するＣＰＣ）
	２・Ｃ・ｈ　七五二三　電子メール
	２・Ｃ・ｉ　七五二一　ボイスメール
	２・Ｃ・ｊ　七五二三　情報及びデータベースのオンラインでの検索
	２・Ｃ・ｋ　七五二三　電子データ交換（ＥＤＩ）
	２・Ｃ・ｌ　七五二九　高度ファクシミリ・サービス
	２・Ｃ・ｍ　七五二三　コード及びプロトコルの変換
	２・Ｃ・ｎ　七五二三　情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
八四	電子計算機サービス及び関連のサービス
八六四	市場調査及び世論調査のサービス
八六七	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注３）
八七一	広告サービス
八七三〇四	装甲車による運送サービス
八七四	建築物の清掃サービス
八八四四二	出版及び印刷のサービス（注４）
八八六	金属製品、機械及び機器の修理のサービス
九四	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

第五節の特定のサービスに関する注釈

注１　特別に改良され、かつ、調達機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）及びスノーモービルの保守及び修理のサービスは、含まない。

注２　信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注３　建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（ＣＰＣ八六七一二）の実施設計サービス

契約監理サービス（ＣＰＣ八六七一三）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二二）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成若しくは費用見積り又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二七）

この編の規定の適用上、「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

注４　秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

第六節　建設サービス

第十七章（政府調達）の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達される次の全ての建設サービスについて適用する。

建設工事（ＣＰＣ五一）

第六節に関する注釈

１　建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、暫定的な中央生産物分類（ＣＰＣ）第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

２　二千十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）に基づく建設事業に係る調達について適用する。

第七節　一般的注釈

前節をその注釈２の規定に従って適用する場合を除くほか、二千十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。

第八節　基準額の価額

１　第一節から第三節までに掲げる基準額の価額は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、西暦における偶数の年ごとに円建てに換算する。

２　日本国は、オーストラリアに対し、この協定の効力発生の時に円建てに換算した基準額及びその有効期間を通報し、その後はオーストラリアに対し、新たに換算した基準額を当該新たに換算した基準額の効力が生ずる遅くとも一箇月前までに通報する。

審査報告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月六日

厚生労働委員長　丸川　珠代

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、感染症の患者等に対する検体採取等の勧告及び措置の実施に当たっては、患者等に対する差別や偏見につながることのないよう十分に配慮すること。また、感染症の検体に係る個人情報の管理に当たっては、個人のプライバシー保護の観点から、地方自治体、医療機関等に対し、管理システムの維持、取扱基準の遵守の徹底等が厳格に行われるよう必要な支援を行うこと。

二、エボラウイルスを始めとする一種病原体等を取り扱うＢＳＬ４施設を指定し稼働させることは、ウイルス変異の確定、治療薬やワクチンの研究開発等に不可欠であり、また国内における研究者の育成にも資することから、地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること。

三、原則として各都道府県に一つ指定される第一種感染症指定医療機関がいまだ九つの県において指定されていない状況に鑑み、都道府県における感染症指定医療機関の確保を支援し、感染症患者等が必要とする医療提供体制を全国的に整備すること。

四、地方衛生研究所が果たす役割の重要性に鑑み、地方衛生研究所について、感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所との連携が強化されるよう配慮すること。

五、二類感染症である鳥インフルエンザの範囲について、政令で血清亜型を定めることにより特

定することとしたことを踏まえ、政令に規定する感染症の重篤性及び感染力等を適切に勘案するとともに、後にその評価に変更が生じた場合には、速やかにその類型について見直しの検討を開始すること。

六、エボラ出血熱等の海外における発生の状況を踏まえ、これらの感染症が国内において発生した場合に迅速かつ適切に対処することができるよう、関係機関に対し対応策の周知徹底を図るとともに、学校保健及び産業保健領域を含むあらゆる医療従事者等が研修やシミュレーションを重ねることができるよう必要な支援を行うなど、備えに万全を期すこと。特に、感染症患者等の感染症指定医療機関への搬送については、緊急時における現場の混乱回避のための事前の詳細な実施手順の作成等、その体制整備が図られるよう、必要な支援を行うこと。

七、国民に対して、日頃より、健康に重大な影響を及ぼす感染症に関する正確で分かりやすい情報をインターネット等を通じて随時広く提供したり、医療機関、介護施設、学校等での周知を図るなど、迅速かつ積極的な広報を行い、感染症に対する国民の理解を促すとともに不安の軽減に努めること。

八、国境のボーダーレス化により輸入感染症の拡大が懸念される現状に鑑み、あらゆる感染症の予防・診断・治療に当たることができる専門家を育成するため、海外研修制度の充実等の必要な措置を講ずること。

九、地球規模化する感染症問題への対応に当たっては、ＷＨＯ及び諸外国の関係機関との連携を更に強化し、最新の情報の入手・分析体制を充実させるとともに、都道府県、保健所、検疫所、入国管理局等の関係各機関相互の情報ネットワークを強化すること。

右決議する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断、就業制限及び入院（第十七条」を「就業制限その他の措置（第十六条の三」に、「第二十七条」を「第二十六条の三」に改める。

第六条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第三項第四号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、同項第五号中「がＨ五Ｎ一」を「が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるもの」に、「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

第六条第五項第七号中「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同条第二十一項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、同条第二十二項第二号中「及びリファンピシン」を「、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるもの」に改め、同条第二十三項第一号中「Ｈ二Ｎ二、Ｈ五Ｎ一若しくはＨ七Ｎ七」を「政令で定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

24　厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条第一項第一号中「、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者」を「又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者」に改める。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（感染症の発生の状況及び動向の把握）」を付し、同条第一項中「（以下この条において「指定届出機関」という。）」を削り、同条第二項中「指定届出機関の管理者」を「前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者」に改め、同条第四項及び第五項中「その」を「第一項の規定による」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

2　前項の規定による指定を受けた病院若しくは

診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

4　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

6　指定提出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

7　都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十五条第一項中「疑似症患者及び」を「疑似症患者若しくは」に改め、同条第二項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第八項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第一項の規定」の下に「による質問又は必要な調査」を、「厚生労働大臣に」の下に「対し、」を加え、「行っている」を「行う」に改め、「機関」の下に「（以下「感染症試験研究等機関」という。）」を加え、「その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため」を「その他の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部の提出を求めることができる。

第十五条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「及び」を「若しくは」に、「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一　一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者　当該者の検体

二　三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者　当該者の検体

三　新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者　当該者の検体

四　一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者　当該動物又はその死体

五　三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者　当該動物又はその死体の検体

六　新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者　当該動物又はその死体の検体

七　第一号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者　当該検体又は当該感染症の病原体

八　第二号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者　当該検体又は当該感染症の病原体

九　第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者　当該検体又は当該感染症の病原体

十　第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者　当該検体又は当該感染症の病原体

十一　第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者　当該検体又は当該感染症の病原体

十二　第六号に定める検体又は当該検体から分

離された新感染症の病原体を所持している者　当該検体又は当該感染症の病原体

4　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。

5　第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。

第十五条の二第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　就業制限その他の措置

第四章中第十七条の前に次の一条を加える。

（検体の採取等）

第十六条の三　都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4　厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5　都道府県知事は、第一項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

6　都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

7　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

8　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

10　都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11　第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第十七条第一項中「（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十二条の二中「第十七条」を「第十六条の三」に改める。

第二十三条中「第十七条第三項及び第四項」を「第十六条の三第五項及び第六項」に改め、「都道府県知事が」の下に「第十七条第一項の規定による健康診断の勧告、同条第二項の規定による健康診断の措置、」を加え、「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五章中第二十七条の前に次の二条を加える。

（検体の収去等）

第二十六条の三　都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4　厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

6　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

8　都道府県知事は、第一項の規定により検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

（検体の採取等）

第二十六条の四　都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4　厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8　都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の命令をし、第三項の規定に

より当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

第三十四条及び第三十五条第一項中「第二十七条」を「第二十六条の三」に改める。

第三十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させるため必要があると認める場合について準用する。この場合において、第一項中「、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項中「都道府県知事は」の下に「、第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

第四十四条の五第二項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改める。

第四十四条の六の次に次の一条を加える。

（新感染症に係る検体の採取等）

第四十四条の七　都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

2　厚生労働大臣は、新感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4　厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8　都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

9　第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

10　第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第四十五条第三項中「第十七条第三項及び第四項」を「第十六条の三第五項及び第六項」に改める。

第四十八条の二中「第四十五条」を「第四十四条の七」に改める。

第四十九条中「第十七条第三項及び第四項」を「第十六条の三第五項及び第六項」に改める。

第五十条第一項中「みなして」の下に「、第二十六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第八項中「又は第五項」を「、第七項又は第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7　厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第二項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

8　第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

9　第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第七項の規定により厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

第五十条第三項中「都道府県知事が」の下に「第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、前項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

3　第二十六条の四第五項から第八項までの規定は、第一項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

第五十一条第一項中「都道府県知事は」の下に「、第四十四条の七第一項」を、「規定により」の下に「第二十六条の三第一項、第二十六条の四第一項、」を加え、同条第二項中「第四十五条」を「第四十四条の七」に改め、同条第四項中「第五十条第五項」を「第三十五条第四項」に改める。

第五十一条の二第一項中「に対し」の下に「、第四十四条の七第一項」を加える。

第五十二条第一項中「都道府県知事は、」の下に「第四十四条の七第一項若しくは第三項若しくは」を加え、「又は第五十条第一項」を「に規定する措置若しくは第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第十項」に改める。

第五十三条の十四の見出しを「（家庭訪問指導等）」に改め、同条中「こと」を「指導」に改め、同条に次の一項を加える。

2　保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

第五十六条の三十八第七項中「感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関」を「感染症試験研究等機関」に改める。

第五十八条第一号中「から第十六条までの規定（第十五条第二項を除く。）」を「、第十四条の二、第十五条（第二項及び第五項を除く。）、第十五条の二から第十六条まで、第十六条の三第一項、第三項若しくは第七項から第十項まで又は第四十四条の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定」に改め、同条第四号の次に次の二号を加える。

四の二　第二十六条の三第一項若しくは第三項の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理若しくは収去（これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）又は第二十六条の三第五項から第八項まで（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

四の三　第二十六条の四第一項若しくは第三項の規定による検体の受理若しくは採取（これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）又は第二十六条の四第五項から第八項まで（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

第六十四条第一項中「及び第五項」の下に「、第十四条の二第一項及び第七項」を加える。

第六十五条の二中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を、「を除く。）」の下に「、第二十六条の三、第二十六条の四」を加え、「第五十条第五項、同条第七項」を「第五十条第十項、同条第十二項」に、「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項」に改める。

第七十三条第二項中「受理」の下に「、第十四条の二第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理、第十四条の二第三項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第二十六条の三第五項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第五十条第二項において準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の検査」を、「若しくは質問」の下に「、第十六条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十四条の七第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第二十六条の三第五項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第五十条第二項において準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の検査」を、「入院」の下に「、第二十六条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の収去（第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）、第二十六条の四第一項若しくは第二項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体の受理若しくは採取（これらが第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）、第二十六条の四第三項若しくは第四項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体の採取（第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）」を加え、「又は第五項」を「、第七項又は第十項」に改める。

第七十七条第七号中「若しくは第五項」を「、第七項若しくは第十項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第十三条第一項及び第四項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の改正規定及び同条に一項を加える改正規定（同条第二十二項第二号の改正規定を除く。）　公布の日から起算して二月を経過した日

二　第六条の改正規定（同条第二十二項第二号、第十二条第一項第一号及び第五十三条の十四（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

三　第六条第二十二項第二号、第十二条第一項第一号及び第五十三条の十四（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定　公布の日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（医師の届出に関する経過措置）

第三条　この法律による改正後の第十二条第一項第一号の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項第一号に掲げる者を診断した医師について適用し、同日前にこの法律による改正前の第十二条第一項第一号に掲げる者を診断した医師については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を、「を除く。」の下に「、第二十六条の三、第二十六条の四」を加え、「第五十条第五項、同条第七項」を「第五十条第十項、同条第十二項」に、「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項」に改める。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月六日

提出者

農林水産委員長　山田　俊男

参議院議長　山崎　正昭殿

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「平成二十六年十二月三日」を「平成二十八年十二月三日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話　03
(3587)
4294

定価　本号一部
一、二九八円
（本体一、二一〇円）